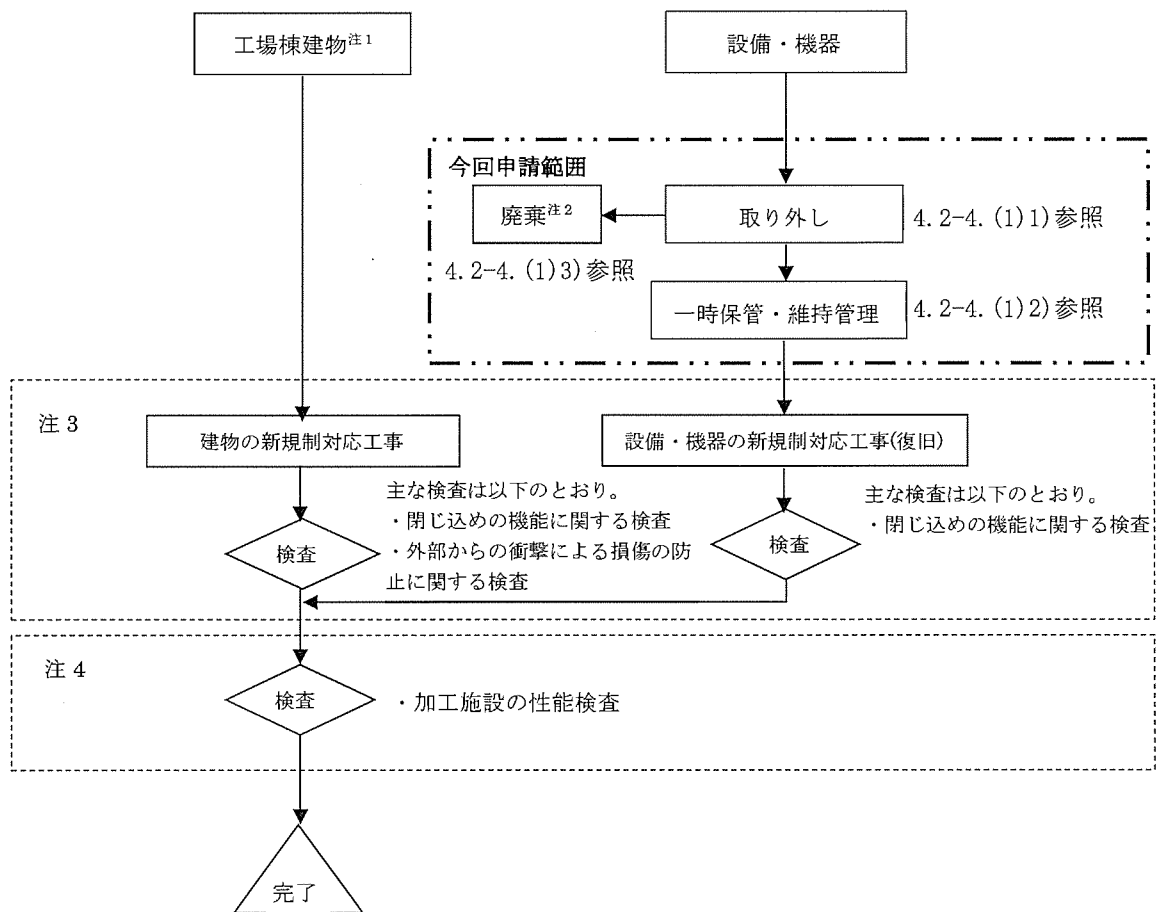
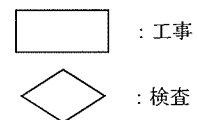


- もに、工事対象となるエリアから可燃物が除去されていることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
  - ・ 準備工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設し、設備・機器の除染を行う。
  - ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。
  - ・ 一時保管する取り外した設備・機器は、必要に応じ養生シートを用い、維持管理する。なお第1種管理区域で取り外した設備・機器は、第1種管理区域内の仮置き場所にて保管する。第2種管理区域及び非管理区域で取り外した設備・機器は、第1種管理区域以外の仮置き場所にて保管する。
- c. 入退域・放射線管理
- ・ 管理区域内にて作業を実施する場合、作業者は、入退出時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。
- d. その他
- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。
- e. 緊急時の対応
- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。



- 注1：工場棟成型工場（機械室、フィルタ室、ダクトスペース）、放射線管理棟、付属建物除染室・分析室及び付属建物第2核燃料倉庫を含む。
- 注2：第1種管理区域内の掘削床コンクリート及び設備・機器で不要となったものは放射性廃棄物として保管廃棄する。
- 注3：建物及び設備・機器で安全機能を担保している条項に関する工事及び検査であり、別途設工認申請を行う。
- 注4：注3に示す検査の他、核燃料物質の加工の事業に関する規則第三条の六4号に基づく加工施設の性能検査については、別途設工認申請を行う。

(凡例)



図ト2-4-1 工事の手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

今回は準備工事のため検査を行わず、新規制対応工事後に検査を行う。

#### 4. 2-5. 放射線管理棟廃棄物一時貯蔵所（保管棚、受容器、クレーン）、付属建物除染室・分析室（超音波洗浄機、切断フード、排水受槽、ブラスト装置）

本申請に係る工事では、放射線管理棟廃棄物一時貯蔵所と付属建物除染室・分析室で実施する建物工事と干渉する表ト-6、表ト-7に示す設備を取り外す。

本申請に係る工事において、「加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」に適合するように工事を実施するとともに、「加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」に適合するように品質管理を行う。

##### (1) 手順

今回申請の設備・機器の取り外しに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う（図ト2-5-1参照）。

気体廃棄設備(1)及び気体廃棄設備(2)は複数の系統から構成されており、建物工事に干渉する一部の系統は工事の進捗に合わせて一時的に停止、取り外すが、工事に干渉しない系統は運転を継続することにより、第1種管理区域の負圧、閉じ込めを維持する。本工事の際には、負圧に異常がないことを確認する。

- 1) 取り外し対象の設備・機器は、工事に着手するまでに、核燃料物質を抜き出しておく。放射線管理棟廃棄物一時貯蔵所内には核燃料物質はないが、放射性液体廃棄物(以下、液体廃棄物)を収納する保管棚(3台)がある。液体廃棄物の保管は汚染が拡大しないように受容器が設置されている。液体廃棄物は廃棄物一時貯蔵所以外に保管場所がないため、工事の際には液体廃棄物の容器を破損させないように容器を工事エリアから遠ざける。工事手順を、5)以降に示す。
- 2) 取り外し対象の設備・機器を固定しているボルト等を取り外し、設備・機器を取り外しする。取り外した設備・機器は、閉じ込めの機能を維持できるように、ダクト、配管の接合部に閉止板又は閉止プラグによる閉止措置を講じる。また、対象設備・機器に接続されているダクト、配管についても、設備・機器を取り外した後、閉止板又は閉止プラグによる閉止措置を講じる。なお、安全機能を維持するために必要なケーブル類は、仮設の迂回ルートを設け機能を維持する。
- 3) 取り外しする設備・機器を一時保管するために必要な面積を有する仮置き場所を確保する。取り外しする設備・機器は、必要に応じて除染し、仮置き場所に一時保管する。
- 4) 取り外しする設備・機器のうち、復旧時に再利用しない部材は、放射性固体廃棄物として、200ℓドラム缶に収納できる形に解体する。200ℓドラム缶に収納された放射性固体廃棄物は、廃棄物管理棟に搬送し、保管する。
- 5) 建物工事と干渉する東側の棚(1台)から液体廃棄物が収納された容器を、残り2台の保管棚に移動する。残り2台の保管棚は、工事エリアと離れているため、そのままとする(棚には扉が付いており、工事中でも容器は棚の中で安全に保管されている)。
- 6) 液体廃棄物の移動後、東側の棚を床に固定しているボルトを取り外す。
- 7) 取り外した棚は、受容器とともに、建物工事と干渉しない中央付近に移動し、当該棚の転倒を防止するため、床にアンカーで仮止めする。

## (2) 工事上の注意事項

### a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

### b. 安全管理（防火、汚染防止を含む）

- ・ 準備工事に伴い火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物が無いことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物が除去されていることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 準備工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設し、設備・機器の除染を行う。
- ・ 高所作業等、作業中、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。
- ・ 一時保管する取り外した設備・機器は、必要に応じ養生シートを用い、維持管理する。なお第1種管理区域で取り外した設備・機器は、第1種管理区域内の仮置き場所にて保管する。第2種管理区域及び非管理区域で取り外した設備・機器は、第1種管理区域以外の仮置き場所にて保管する。

### c. 入退域・放射線管理

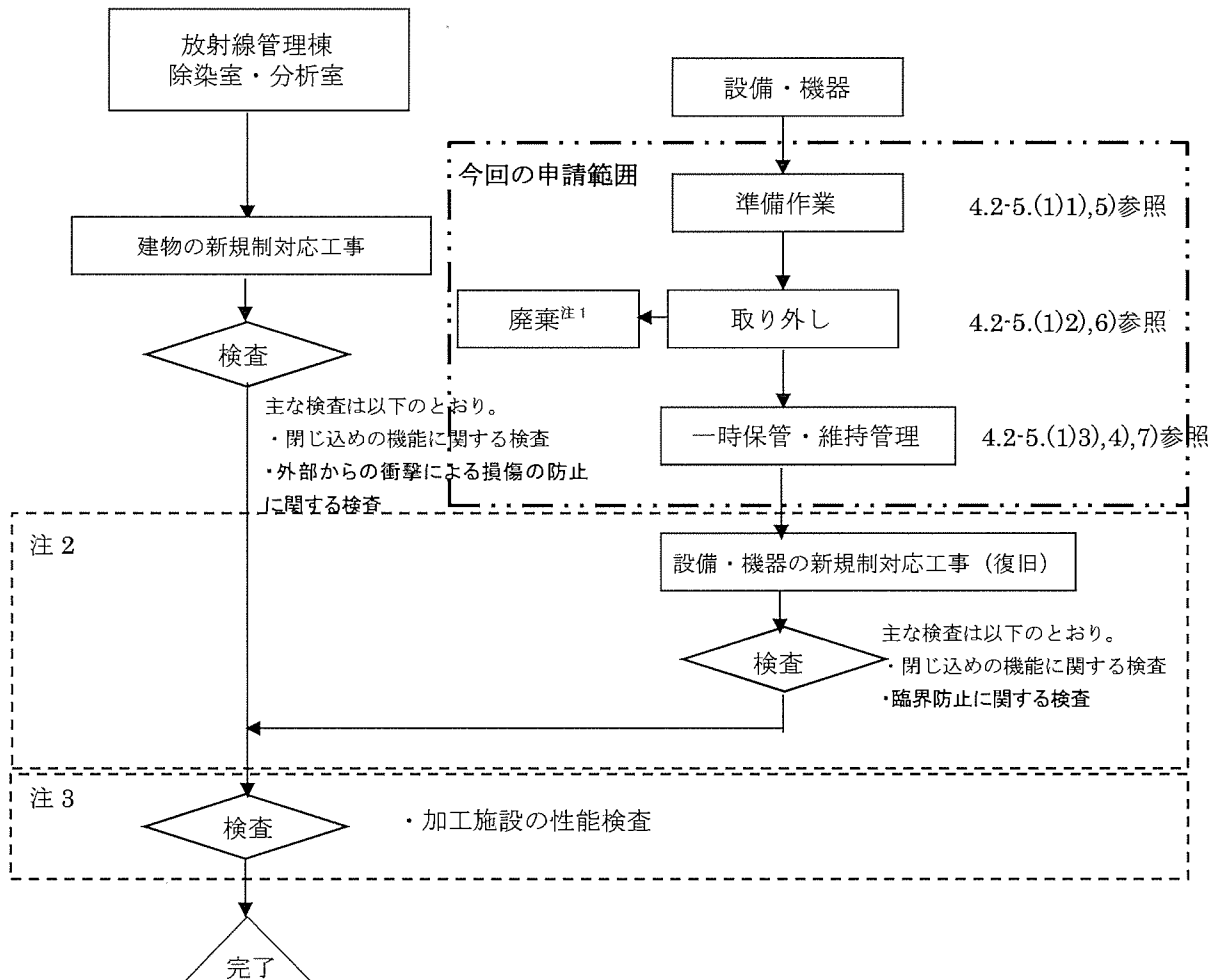
- ・ 管理区域内にて作業を実施する場合、作業中は、入退出時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。

### d. その他

- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

### e. 緊急時の対応

- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。



注1：第1種管理区域内設備・機器で不要となったものは放射性廃棄物として保管廃棄する。  
 注2：設備・機器で安全機能を担保している条項に関する工事及び検査であり、別途設工認申請を行う。  
 注3：注2に示す検査の他、核燃料物質の加工の事業に関する規則第三条の六4号に基づく加工施設の性能検査については、別途設工認申請を行う。

(凡例)

□ : 工事

◇ : 検査

図ト2-5-1 工事の手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

今回は準備工事のため検査を行わず、新規制対応工事後に検査を行う。

## 5. 工事中に設備・機器を使用する理由

### 5.1 廃液処理設備(2)の一部及び廃液処理設備(5)(6)

加工施設の維持管理に不可欠な活動である管理区域内での作業に用いた衣類等の洗濯や退出時の手洗いで発生した排水を処理するため、4.2-1 に示した新規で設備製作する廃液処理設備(5)(6)については、工事完了後は事業者検査の合格を持って使用する。

また、同様の理由により、廃液処理設備(6)が使用できるようになるまでの間は、各工場の手洗い水等の処理は、既存の廃水処理所に現在設置されている廃液処理設備(2)の一部である低汚染貯留タンク 3、4 及びそこから排水貯留池までの配管で構成される手洗い水等の廃液処理系統を継続使用する(図ト2-1-3(3)参照)。

なお、工事を伴う廃液処理設備(5)は、I-2の検査で適合を確認した後\*、図イ1-1に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。

また、工事を伴う廃液処理設備(6)は、I-2の検査で適合を確認した後、図ト1-1に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。

\* I-2の検査で適合を確認した後、次回以降申請予定の機器配管を接続し、工事箇所の検査を行う。

### 5.2 放射線管理棟及び除染室・分析室

放射線管理棟及び除染室・分析室は、内部に設備・機器を設置しており、外部衝撃から設備・機器を防護する機能を有するとともに、管理区域の閉じ込め機能、遮蔽機能等を有していることなど、維持管理に必要不可欠であるため、経過措置期限後の新規制対応工事中も継続使用する。

放射線管理棟及び除染室・分析室は、I-2の検査で適合を確認した後、図ト1-1及び図ト1-3に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。

表ト建一1-1 放射線管理棟 仕様表 (1/15)

<p>事業許可との対応</p>	<p>許可番号 (日付) 設備・機器名称</p>	<p>原規規登第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)                  {847}建物 放射線管理棟                  {848}堰 (内部溢水止水用)                  {890, 892}非常用設備 非常用通報設備 放送設備                  {890, 893}非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備                  {894, 895}非常用設備 消火設備 屋外消火栓                  {894, 898}非常用設備 消火設備 消火器                  {899, 900}非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備                  {899, 901}非常用設備 自動火災報知設備 警報設備                  {902, 903}非常用設備 緊急対策設備 非常灯                  {902, 904}非常用設備 緊急対策設備 誘導灯                  {902, 905}非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路</p>
<p>設置場所</p>	<p>敷地内建物配置図 (図イ建一) 参照</p>	
<p>機器名</p>	<p>放射線管理棟                  堰 (内部溢水止水用)                  非常用通報設備 放送設備                  非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)                  消火設備 屋外消火栓                  消火設備 消火器                  自動火災報知設備 火災感知設備                  自動火災報知設備 警報設備                  緊急対策設備 非常用照明                  緊急対策設備 誘導灯                  緊急対策設備 安全避難通路</p>	
<p>変更内容</p>	<p>改造                  1. 建物の改造工事                  1-1. 耐震性能向上のために以下の補強を行う                  ・ 壁新設補強                      放射線管理棟本体及び増築部に鉄筋コンクリート製の壁を新設する                  ・ 壁増打ち補強                      放射線管理棟本体の壁に鉄筋コンクリート製の壁を増打ちする                  ・ 鉄骨ブレース新設                      放射線管理棟廃棄物一時貯蔵所の鉛直面に鉄骨ブレースを新設する                  ・ 屋根面ブレース追設                      放射線管理棟廃棄物一時貯蔵所の屋根部に新たな鉄骨の水平ブレースを追設する                  ・ 方杖追設補強                      放射線管理棟廃棄物一時貯蔵所内壁の柱と梁の間に鉄骨の方杖を追設する                  ・ エキスパンションジョイント改造                      管理室との建物境界部の既存のエキスパンションジョイントを改造する                  1-2. 耐竜巻性能向上のために以下の補強を行う                  ・ 外壁更新                      F1 竜巻荷重に対し、外壁の損傷防止のために廃棄物一時貯蔵所の外壁をサイディングに更新し、廃水処理室はシャッター開口部をALC壁で閉止、同室の鉄扉は鉄扉残置で、鋼板で閉止する                  ・ 鉄扉補強                      F1 竜巻荷重に対し、鉄扉の損傷防止のために放射線管理棟本体の既存鉄扉を鋼材により補強する                  ・ 鉄扉交換                      F1 竜巻荷重に対し、鉄扉の損傷防止のために放射線管理棟本体及び増築部の鉄扉を新たな鉄扉に交換する</p>	



表ト建-1-1 放射線管理棟 仕様表 (2/15)

変更内容		<p>改造</p> <p>2. 非常用設備の変更</p> <p>2-1. 非常用設備の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式)の新設 本体の床に堰(固定式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る(閉じ込め性能も確保)</li> <li>・緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(一部脱着式)の新設 本体の床に堰(一部脱着式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る(閉じ込め性能も確保)</li> </ul> <p>2-2. 非常用設備の増設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急対策設備(1)安全避難通路の増設 本体の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る</li> </ul> <p>2-3. 非常用設備の復旧及び増設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設 仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る</li> </ul> <p>2-4. 非常用設備の復旧、増設及び改造</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧、増設及び改造 仮移設した自動火災報知設備の復旧、増設及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る</li> </ul> <p>2-5. 非常用設備の復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急対策設備(1)非常用照明の復旧 仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る</li> <li>・緊急対策設備(1)誘導灯の復旧 仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る</li> <li>・非常用通報設備(放送設備)の復旧 仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る</li> <li>・消火設備(消火器)の復旧 仮移設した消火器の復旧により、初期消火における設備の確保を図る</li> </ul>
員数		1 式
一般仕様	型式	<p>本体 : 鉄筋コンクリート造、平屋建</p> <p>増築部 : 鉄筋コンクリート造、平屋建</p> <p>廃棄物一時貯蔵所: 鉄骨造、平屋建</p> <p>屋根:</p> <p>(本体) 鉄筋コンクリート</p> <p>(増築部) 鉄筋コンクリート</p> <p>(廃棄物一時貯蔵所) 折板</p> <p>基礎 : 杭基礎</p>
	主要な構造材	表ト建-2-1 に示す
	寸法 (単位: m)	<p>(本体)</p> <p>(増築部)</p> <p>(廃棄物一時貯蔵所)</p> <p>延べ床面積: 約 1,200 m<sup>2</sup></p>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—

表ト建-1-1 放射線管理棟 仕様表 (3/15)

技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止 火災等による損傷の防止	ー  [4.1-建 1] 消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備 {899, 900, 901} を設置する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数                         <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 感知器(煙):3 個</li> <li>□ 感知器(熱): 53 個</li> <li>□ 感知器(空気管式): 1 基</li> <li>□ 警報設備(ベル): 2 個</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置                              図リ建-33 参照</li> </ul> [4.1-建 2] 消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備 {899, 901} を設置する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数                         <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 発信機(P 型): 2 個</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置                              図リ建-33 参照</li> </ul> [4.1-建 3] 消防法第十七条第 1 項に基づき、消火器 {894, 898} を設置する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数                         <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 粉末消火器 10 型: 23 本 (入口近傍 2 本を含む)</li> <li>□ 二酸化炭素消火器 7 型: 1 本</li> <li>□ 金属用消火器: 1 本</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置                              消防法施行規則第六条第 6 項に基づき、消火器に至る歩行距離が 20m 以下となる位置に設置する。                              図リ建-45 参照</li> </ul> [4.1-建 5] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓 {894, 895} を設置する。 屋外消火栓は、防火水槽 {894, 896} と消火水配管により接続される。 なお、防火水槽及び電源喪失時等における消火用の可搬消防ポンプ {894, 897} は、次回以降申請する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数                         <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 屋外消火栓: 不凍式 12 基 (工場棟の近傍の総数) (図リ建-35 参照)</li> <li>□ 各消火栓に設置するホース: 20m ホース 2 本以上</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置                         <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 建物各部から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離: 40m 以下 (図リ建-35 参照)</li> <li>□ 建物各部から防火水槽までの水平距離: 100m 以下 (図リ建-35-2 参照)</li> <li>□ 20m ホース 2 本を設置する消火栓の位置: 図リ建-35 参照</li> </ul> </li> <li>・ 屋外消火栓から各部屋へのアクセスルート: 図リ建-35-1 参照</li> </ul> [4.3-建 1] 建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の放射線管理棟は、耐火構造又は不燃性材料を使用する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 材料                              主要構造材を表ト建-2-1 に示す。</li> </ul>
---------------	---------------------------	--

表ト建-1-1 放射線管理棟 仕様表 (4/15)

<p>技術基準に基づく設計(注)</p>	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[4.3-建2]                  以下の設備の主要な構造材は、不燃性の一般構造用鋼及び難燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象設備、配置                     <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 緊急対策設備(3)(堰(内部止水止水用)) {848} : ステンレス鋼 (固定式) 及びアルミニウム合金 (脱着部) (配置を図リ建-58 に示す)</li> </ul> </li> <li>・ 使用材料 : 表ト建-2-1 参照</li> </ul> <p>[4.3-建3]                  火災区域は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成 25 年 10 月原子力規制委員会)を参考に図イ建-6 のとおり設定する。</p> <p>[4.3-建4]                  放射線管理棟各部は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火災区域毎の材料及び厚さ : 図イ建-8-1(4/4) 参照</li> </ul> <p>[4.3-建5]                  火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉、防火シャッターを設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の配置                      図ト建-1 参照</li> <li>・ 設置設備の材料                      図イ建-8-1(4/4) 参照</li> </ul> <p>[4.3-建7]                  電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、耐火シールを施工する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐火シールの材料                      建築基準法施行令第百二十九条の二の四第 1 項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール。</li> </ul> <p>[4.3-建8]                  電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p>
----------------------	--------------------	--

表ト建-1-1 放射線管理棟 仕様表 (5/15)

<p>技術基準に基づく設計(注)</p>	<p>安全機能を有する施設の地盤</p>	<p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放射線管理棟本体、増築部、廃棄物一時貯蔵所             <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持</li> <li>□ 支持地盤 N値30以上の砂礫層</li> <li>□ 杭材料 (放射線管理棟本体及び廃棄物一時貯蔵所、放射線管理棟増築部) 遠心力鉄筋コンクリート杭</li> <li>□ 杭位置 杭先端深度：放射線管理棟本体 GL-8.2m 及び廃棄物一時貯蔵所 GL-8.0m 放射線管理棟増築部 GL-9.15m</li> <li>配置：図ト建-4 参照</li> <li>□ 杭構造・寸法 表ト建-2-1 参照</li> </ul> </li> <li>・ 1階床土間コンクリート 放射線管理棟本体、増築部、廃棄物一時貯蔵所             <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に直接支持</li> <li>□ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度 50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度 100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類：地表近くのローム層</li> </ul> </li> </ul> <p>[5.1-建2] 放射線管理棟本体、増築部、廃棄物一時貯蔵所及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり、液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 放射線管理棟は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、放射線管理棟内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>
	<p>地震による損傷の防止</p>	<p>[5.2.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐震重要度分類第1類             <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 放射線管理棟</li> <li>□ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))</li> </ul> </li> <li>・ 耐震重要度分類第3類             <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 非常用通報設備(放送設備{890,892})</li> <li>□ 消火設備(屋外消火栓)</li> <li>□ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)</li> <li>□ 緊急対策設備(1)(非常用照明{902,903}、誘導灯{902,904})</li> </ul> </li> </ul> <p>[5.2.1-建2] 耐震重要度分類第1類である放射線管理棟本体、増築部及び廃棄物一時貯蔵所及び緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、耐震重要度分類第2類及び第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p>

表ト建-1-1 放射線管理棟 仕様表 (6/15)

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">技術基準に基づく設計(注)</p>	<p>地震による損傷の防止</p>	<p>[5.2.1-建 8] 放射線管理棟に設置されている耐震重要度分類第3類の各設備(上記[5.2.1-建 1]参照。ただし、消火設備(屋外消火栓)を除く)は、耐震重要度分類第1類の建物及び構築物に、耐震重要度分類第3類の耐震強度のボルト又は溶接で固定する。</p> <p>[5.2.1-建 3] 建物・構築物の耐震重要度分類は、収納する設備・機器の重要度分類と同じか、それより上位の分類とするため、放射線管理棟の耐震重要度分類は第1類とする。</p> <p>[5.2.1-建 4] 構造的に独立した建物を接続する部分は、地震時の変位量を考慮した間隔を設け地震時に生じる変位を吸収する構造とし、エキスパンションジョイントで接続する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ エクスパンションジョイントの位置 図イ建-5、図ト建-1~6、16 参照</li> <li>・ エクスパンションジョイントの構造・寸法・材料 図イ建-5 参照</li> </ul> <p>[5.2.1-建 5]  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 位置、構造、寸法、材料：表ト建-2-1、図ト建-1~6、11~16、19~21 参照</li> <li>・ 一次設計 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 建築基準法施行令第八十八条に規定される係数と耐震重要度分類第1類の割増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(0.3G)を与えた場合の構造体を構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力以下となる構造とする。</li> </ul> </li> <li>・ 二次設計 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 建築基準法施行令第八十二条の三に規定される係数と耐震重要度分類第1類の割増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(1.5G)から求められる必要保有水平耐力を、建物全体の保有水平耐力が上回る構造とする。</li> </ul> </li> </ul> </p> <p>[5.2.1-建 6] 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、耐震重要度分類第1類の地震力による損傷を防止できる構造とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 堰(内部溢水止水用) <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 位置：図リ建-58 参照</li> <li>◦ 寸法、構造、材料：表ト建-2-1 参照</li> </ul> </li> </ul> <p>[5.2.1-建 7] 非常用設備(非常用通報設備(放送設備)、消火設備(屋外消火栓)、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯))は、耐震重要度分類第3類の地震力による損傷を防止できる構造とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常用通報設備(放送設備) <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 位置：図リ建-21 参照</li> </ul> </li> <li>・ 消火設備(屋外消火栓) <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 位置：図リ建-35 参照</li> </ul> </li> <li>・ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 位置：図リ建-33 参照</li> </ul> </li> <li>・ 緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯) <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 位置：図リ建-10 参照</li> </ul> </li> </ul>
	<p>津波による損傷の防止</p>	<p>[5.3-建 1] 事業許可に記載のとおり、基準津波の最大遡上高さ 12.3m と比べて十分高い海拔約 30m~32m の高台に立地している。</p>

表ト建-1-1 放射線管理棟 仕様表 (7/15)

<p>技術基準に基づく設計(注)</p>	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p>	<p>[5.4.1-建1] (竜巻)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 位置、構造、寸法、材料：表ト建-2-1、図ト建-1~6、11~16、19~21 参照             <ul style="list-style-type: none"> <li>□ F1 竜巻(最大風速 49m/s)の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重に対し、放射線管理棟(増築部及び廃棄物一時貯蔵所を含む)の保有水平耐力が上回る構造とする。</li> <li>□ 放射線管理棟本体、増築部、及び廃棄物一時貯蔵所の各部に対して、短期許容荷重が、上記 F1 竜巻の風圧力及び気圧差により作用する竜巻荷重を上回る構造とする。</li> <li>□ F1 竜巻襲来時には、敷地内外からの飛来物はない。</li> </ul> </li> </ul> <p>[5.4.1-建2] (洪水)</p> <p>事業許可に記載のとおり、北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川の氾濫の影響のおそれのない海拔約 30m~32m の高台に立地している。</p>
----------------------	------------------------	--

表ト建-1-1 放射線管理棟 仕様表 (8/15)

技術基準に基づく設計(注)	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[5.4.1-建 3] (凍結) 屋外消火栓からの消火に用いる水の凍結を「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成 28 年度版」を基に以下のとおり防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気温条件 茨城県水戸気象台において過去に観測した最低気温-12.7℃</li> <li>・ 対象設備                     <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 不凍式の屋外消火栓</li> </ul> </li> <li>・ 設置状況 当社の立地している東海村は寒冷地ではなく凍結深度が定められていないため、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成 28 年度版」に基づき、地表から管の上端までの深さが 300mm 以上となるように埋設する。また、一部埋設できない部分は、断熱材付きの配管等を使用し凍結を防止する。</li> </ul> <p>[5.4.1-建 4] (降水) 降水時に建物内への雨水の流入を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 降水量条件 茨城県水戸気象台において観測した 1 時間あたりの最大降水量 81.7mm/h を超える降水 (150mm/h)</li> <li>・ 対象設備・構造                     <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 屋根及び雨樋に勾配を設け雨水の流入を防止 (図イ建-11-1 参照)</li> <li>◦ 鉄扉の外側に勾配を設け雨水の流入を防止</li> <li>◦ 放射線管理棟本体及び増築部の屋根に、防水層を施工し、雨漏りを防止</li> </ul> </li> </ul> <p>[5.4.1-建 5] (積雪) 茨城県建築基準法等施行細則第 16 条の 4 に基づき、建物全体が積雪 30cm の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回ること、また、屋根は約 60cm 相当の積雪に耐える実力を有することを確認した。</p> <p>[5.4.1-建 10] (落雷) 加工施設の高さは図ト建-2 に示すように最大で約 4.7m であり、建築基準法第三十三条にある高さ 20m 以上に該当せず、また、危険物の規制に関する政令第十条や消防法第十条に定める指定数量以上の危険物の貯蔵及び取扱いの施設に該当しないため、避雷設備の設置は不要である。</p> <p>[5.4.1-建 6] (地滑り) 事業許可に記載のとおり、東海村洪水・土砂災害ハザードマップに基づく土砂災害の発生のない場所に立地している。</p> <p>[5.4.1-建 7] (火山の影響) 表ト建-2-1 に示す放射線管理棟本体の一部(廃棄物一時貯蔵所)の折板屋根は、降下火砕物(湿潤密度 1.2g/cm<sup>3</sup>)で約 10cm(約 60cm の積雪に相当)の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回る構造としている。また、鉄筋コンクリート屋根の放射線管理棟本体及び増築部は、降下火砕物(湿潤密度 1.2g/cm<sup>3</sup>)で約 28cm(約 168cm の積雪に相当)の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回る構造としている。なお、降下火砕物を除去する際は、屋外のタラップを使用し、屋上に登り作業する。(図ト建-2 参照)</p>
---------------	-----------------	---

表ト建-1-1 放射線管理棟 仕様表 (9/15)

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">技術基準に基づく設計(注)</p>	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p>	<p>[5.4.1-建 8] (生物学的事象) 外部から工水を供給する配管にストレーナ(60 メッシュ)を設置、また、外気取入用ファンの前にはフィルタ(粉塵除去用)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象部位の位置     ストレーナ：図イ建-1 参照     フィルタ：次回以降申請</li> </ul> <p>[5.4.1-建 9] (森林火災) 事業許可に記載のとおり、加工施設から最も近い雑木林まで約 400m 以上の離隔距離があり森林火災の影響のおそれのない場所に立地している。</p> <p>[5.4.2-建 2] (外部火災・爆発、有毒ガス) 原子力発電所の外部火災影響評価ガイドに基づいて、敷地内外の火災・爆発に対し、建物外壁から火災・爆発源までの離隔距離を危険距離及び危険限界距離を上回るようにするか、火災・爆発源と外壁の間に影響を遮る障壁を置くようにする。 なお、放射線管理棟は核燃料物質を取り扱わずリスクが小さいことから、LP ガスローリ、水素トレーラの爆発評価は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、又は、一般高圧ガス保安規則に基づいて、危険限界距離の代わりに保安距離、第 1 種設備距離を適用した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火災影響評価対象：図ト建-1 参照</li> <li>・ 各評価対象の離隔距離：図イ建-8-2 参照</li> </ul> <p>なお、水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁(914)(鉄筋コンクリート製)で貯蔵所の周囲を囲み、爆風を上方向、及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。(次回以降申請) また、当社の周辺に有毒ガスを扱う施設はない。</p> <p>[5.4.2-建 3] (ダムの崩壊) 事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川上流の竜神ダムの崩壊による浸水のおそれのない海拔約 30m~32m の高台に立地している。</p> <p>[5.4.2-建 4] (船舶の衝突) 事業許可に記載のとおり、船舶衝突のおそれのない海岸から約 6km 離れた場所に立地している。</p>
	<p>人の不法な侵入等の防止</p>	<p>[5.5.1-建 1] 以下の方策により、人の不法な侵入を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 立入制限区域を設け、所定の出入口以外からの人の立ち入りを禁止する。</li> <li>・ 加工施設の建物は、表ト建-2-1 に示す主要な構造材、鉄扉(図イ建-9、12、図ト建-1、2 参照)等の堅牢な障壁を有する。</li> <li>・ 管理区域の出入口に出入管理装置を設け、人の出入りを常時監視する。</li> <li>・ 核燃料物質等の移動には、各部門長の承認を得て行うことにより、不法な移動を防止する。</li> <li>・ 放射線管理棟は、当社の敷地内に設置されており、敷地内に入構する際には、爆発性又は易燃性を有する物件などが不正に持ち込まれないことを確認する。</li> </ul> <p>[5.5.1-建 2] 当社内の情報システムに対しては、電気通信回線を通じた外部からの不正アクセスを遮断する。</p>



表ト建-1-1 放射線管理棟 仕様表 (10/15)

技術基準に基づく設計(注)	溢水による損傷の防止	<p>[5.6.1-建 2]                  第1種管理区域外への溢水の流出を防止するため、溢水防護区画を設定する。                  ・ 溢水防護区画：図リ建-47 参照</p> <p>[5.6.1-建 1]                  第1種管理区域外への溢水の流出を防止するため、溢水防護区画境界の開口部に、溢水高さにスロッシングによる水位変動を考慮した水位高さ以上の堰を設置する。堰の材料は、耐食性を有する材料とする。                  ・ 堰の位置、構造、寸法、材料：表ト建-2-1(3/4)、図リ建-58、59 参照</p> <p>[5.6.1-建 3]                  溢水防護区画外への溢水を検知し警報を発報し溢水の拡大を防止するために、堰に漏水検知警報設備(849)(次回以降申請)を設置する。</p> <p>[5.6.1-建 4]                  放射線管理棟内の部屋に設置する扉は、扉を介して溢水経路を形成できるように、水密性を有さず、かつノンエアタイト仕様とする。(図リ建-58 参照)</p> <p>[5.6.1-建 6]                  放射線管理棟の全ての制御盤については、配線用遮断器を設置し、火災防護対象設備(電気設備)については、没水許容高さよりも高い位置に設置する。</p>
	材料及び構造	-
	閉じ込めの機能	<p>[7.1-建 1]                  汚染の発生するおそれのない区域(第2種管理区域)と汚染の発生するおそれのある区域(第1種管理区域)を設定する。なお、放射線管理棟本体の一部及び廃棄物一時貯蔵所は第1種管理区域に設定、放射線管理棟本体の一部及び放射線管理棟増築部は非管理区域に設定する。(図イ建-2 参照)</p> <p>[7.1-建 2]                  第1種管理区域は無窓構造とし、気体廃棄設備(2){640, 652}(次回以降申請)により、室内の圧力を外気に対して負圧に維持する。                  ・ 負圧                  ウランの飛散するおそれのある部屋は 19.6Pa 以上</p> <p>[7.1-建 6]                  放射線管理棟内部の第1種管理区域の床及び人が触れるおそれがある壁表面については、ウランが浸透しにくく、汚れがつきにくく除染が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料(建築基準法施行令第一条第六号に基づき国土交通大臣の認定を受けた難燃材料)で仕上げる。</p>

表ト建-1-1 放射線管理棟 仕様表 (11/15)

技術基準に基づく設計(注)	閉じ込めの機能	<p>[7.1-建4] 第1種管理区域の床面の下には、周辺監視区域外へ管理されない排水を排出する排水路はない。</p> <p>[7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、放射線管理棟に高さ60mm以上、179mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。(図り建-58参照) なお、漏水検知警報設備は次回以降申請する。</p>
	遮蔽	<p>[8.1-建1] 加工施設の線源による周辺監視区域外の線量が、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年8月31日原子力規制委員会告示第8号)で定められた線量限度より十分小さくなるように十分な厚さを有する壁を施設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遮蔽評価に考慮する壁の位置・構造・寸法・材料 図ト遮-1参照</li> <li>・ 周辺監視区域外における実効線量 7×10<sup>-2</sup>mSv/年</li> <li>・ 周辺監視区域外における線量限度 1mSv/年</li> </ul> <p>[8.2-建1] 遮蔽設備としてコンクリートの壁を施設し、管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所における放射線業務従事者等の放射線影響を可能な限り低減する。</p>
	換気	<p>[9.1-建1] 143,000m<sup>3</sup>/時以上の排気能力を有する気体廃棄設備(2)(次回以降申請)を施設できる構造とする。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	<p>[10.1-建1] 放射線管理棟内部の第1種管理区域の床及び人が触れる恐れがある壁表面を、ウランが浸透しにくく、汚れがつきにくく除染が容易で腐食しにくい樹脂系塗料(建築基準法施行令第一条第六号に基づき国土交通大臣の認定を受けた難燃材料)で仕上げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 塗装範囲 床面から高さ2m以下</li> </ul>
	安全機能を有する施設	<p>[11.1-建1] 通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧下及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮する。</p> <p>[11.2-建1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。</p> <p>[11.4-建2] 放射線管理棟の廃棄物一時貯蔵所に設置する廃棄物貯蔵設備(1){818}(次回以降申請)は使用施設と共用するが、加工施設で発生する廃棄物と同じであり安全性を損なわない。</p>

表ト建-1-1 放射線管理棟 仕様表 (12/15)

技術基準に基づく設計(注)	安全機能を有する施設	[11.1-建 5] 気体廃棄設備(2)(次回以降申請)停止により、第1種管理区域の排風機が停止することにより、第1種管理区域内の空気中ウランが建物の微小な隙間から建物外へ漏えいする状況であるが、第1種管理区域の負圧が低下するもの他の安全機能に影響を及ぼすことなく、それぞれの安全機能を設計どおりに発揮する。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-建 1] 放射線管理棟の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(次回以降申請)を設置する。  [13.1-建 2] 火災を早期に感知し報知するために消防法に基づき自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)を設置する。 ([4.1-建 1]参照)
	安全避難通路等	[13.2.1-建 1] 単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通路{902, 905})及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。 ・ 位置 図リ建-10 参照  [13.2.1-建 2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼル発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(21台)及び誘導灯(17個))を設置する。 上記設備の諸元を以下に示す。 ・ 位置 図リ建-10 参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施行規則に定められた距離以下となるように設置する。 ・ 誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級及びC級の認定品とする。
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
放射線管理施設	[15.1-建 1] 放射線業務従事者等の汚染検査、除染を行うための検査室及びシャワー室を設置する。  [15.1-建 2] ダストモニタ{831}(次回以降申請)及びモニタリングポスト{832}(次回以降申請)の測定状況を監視できる設備を設けた安全管理室を設置する。(図ト建-1参照)	

表ト建-1-1 放射線管理棟 仕様表 (13/15)

技術基準に基づく設計(注)	非常用電源設備	<p>[16.1-建 1]</p> <p>全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は以下の通り、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する。なお、非常用ディーゼル発電機(888)は次回以降申請する。</p> <p style="text-align: center;">非常用設備電源接続系統一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">設備</th> <th>非常用ディーゼル発電機</th> <th>無停電電源装置</th> <th>内蔵バッテリー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">非常用通報設備</td> <td>放送設備*1</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">通信連絡設備(電話設備)</td> <td>有線式*2</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>無線式</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自動火災報知設備</td> <td>火災感知設備*3</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>警報設備(ベル)*4</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">*1：放送設備本体を介して接続                      *3：受信器を介して接続 *2：電話交換機を介して接続                      *4：中継盤を介して接続</p> <p>[16.1-建 2]</p> <p>全ての緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、副変電所の切替器を介して非常用ディーゼル発電機に接続する。なお、非常用ディーゼル発電機は次回以降申請する。</p> <p style="text-align: center;">非常用設備電源接続系統一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">設備</th> <th>非常用ディーゼル発電機</th> <th>無停電電源装置</th> <th>内蔵バッテリー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">緊急対策設備(1)</td> <td>非常用照明</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>誘導灯</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p>[16.2-建 1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ バッテリーを内蔵している以下の非常用設備は外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、バッテリーによりその機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。             <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 非常用通報設備                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放送設備、通信連絡設備(電話設備{890, 893}(有線式))</li> </ul> </li> <li>□ 自動火災報知設備                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火災感知設備</li> <li>・ それに連動する警報設備</li> </ul> </li> <li>□ 緊急対策設備(1)                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常用照明</li> <li>・ 誘導灯</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・ 以下の設備については、外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、無停電電源装置から継続して給電され、機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常用通報設備(放送設備)</li> </ul> </li> <li>・ 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備(無線式)))については、バッテリーを内蔵し、連続して機能を維持する。</li> </ul>	設備		非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー	非常用通報設備	放送設備*1	○	○	○	通信連絡設備(電話設備)	有線式*2	○	-	○	無線式	-	-	○	自動火災報知設備	火災感知設備*3	○	-	○	警報設備(ベル)*4	○	-	○	設備		非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー	緊急対策設備(1)	非常用照明	○	-	○	誘導灯	○	-	○
	設備		非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー																																							
非常用通報設備	放送設備*1	○	○	○																																								
	通信連絡設備(電話設備)	有線式*2	○	-	○																																							
		無線式	-	-	○																																							
自動火災報知設備	火災感知設備*3	○	-	○																																								
	警報設備(ベル)*4	○	-	○																																								
設備		非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー																																								
緊急対策設備(1)	非常用照明	○	-	○																																								
	誘導灯	○	-	○																																								

表ト建-1-1 放射線管理棟 仕様表 (14/15)

<p>技術基準に基づく設計(注)</p>	<p>通信連絡設備</p>	<p>[17.1-建 1]                      事故発生時に周辺作業員への周知及び管理区域外への連絡、工場内への放送連絡、工場外との通信連絡のために、以下の通報設備、及び多様性を確保した電話設備を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数                         <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 非常用通報設備(放送設備(スピーカー)):17台</li> <li>◦ 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備)):有線式15台、無線式1台</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置                          図リ建-21 参照</li> </ul> <p>[17.1-建 2]                      通常状態から逸脱するような異常が検知された場合に関係管理者等に通報できるように、安全管理室に非常用通報設備(放送設備、通信連絡設備(電話設備(有線式)))を設置する。(図リ建-21 参照)</p>
	<p>その他事業許可で求める仕様</p>	<p>[99-建 1]                      更なる安全裕度の向上策として、耐震重要度分類第1類の放射線管理棟は、静的地震力3Ciに対して概ね弾性範囲とする。</p> <p>[99-建 2]                      耐震重要度分類第1類の緊急対策設備(3)(堰(内部止水止水用))は、水平地震力1.0Gで弾性範囲とする。</p> <p>[99-建 3]                      更なる安全裕度の向上策として、F3 竜巻(最大風速 92m/s)に対し、放射線管理棟本体、増築部、及び廃棄物一時貯蔵所に竜巻防護ラインを設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 竜巻防護ラインの設定について                         <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 核燃料物質の保管・貯蔵を行う部分を竜巻防護ラインの内とする。</li> </ul> </li> <li>・ 竜巻防護ライン                          図イ建-9、図イ建-11-1 参照</li> <li>・ 竜巻防護ラインの構成と竜巻荷重に対する評価                         <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 放射線管理棟本体、及び増築部の外壁(鉄筋コンクリート)、及び廃棄物一時貯蔵所の外壁(サイディング)                              終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。</li> <li>◦ 放射線管理棟本体、及び増築部の鉄扉                              補強又は交換により終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。</li> </ul> </li> </ul> <p>[99-建 4]                      F3 竜巻に対し、放射線管理棟廃棄物一時貯蔵所の屋根(折板)は損傷するおそれがあるため、設備・機器等の建物外への飛散防止及び敷地外からの飛来物の屋内への落下防止として、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット){850}を設置する。(次回以降申請)</p> <p>[99-建 5]                      放射線管理棟本体(廃棄物一時貯蔵所を除く)及び増築部は、F3 竜巻による敷地外からの想定飛来物で運動エネルギーの大きい軽トラック、プレハブ物置(大)に対して、外壁及び屋根は貫通しない構造とする。                      なお、更なる安全裕度のため、敷地外からの飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンス{885}を設置する。(次回以降申請)                      また、公道沿いには、飛来物を防護できる鉄筋コンクリート造の一般建物等があるが、評価では、一般建物には期待しない。</p> <p>[99-建 6]                      放射線管理棟に前室を新設し、第1種管理区域と屋外との境界にあたるため、第2種管理区域として設定する。</p>

表ト建-1-1 放射線管理棟 仕様表 (15/15)

添付図	<p>図イ建-1 敷地内建物配置図</p> <p>図イ建-1-1(1/4) 工場棟、放射線管理棟、附属建物 補強箇所説明図(1階)</p> <p>図イ建-1-1(2/4) 工場棟、放射線管理棟、附属建物 補強箇所説明図(2階)</p> <p>図イ建-1-1(3/4) 工場棟、放射線管理棟、附属建物 補強箇所説明図(3階)</p> <p>図イ建-1-1(4/4) 工場棟、放射線管理棟、附属建物 補強箇所説明図(R階)</p> <p>図イ建-1-2(3/4) 工場棟、放射線管理棟、附属建物 建物の補強工事と各影響評価との関係(3)</p> <p>図イ建-2 工場棟、放射線管理棟、附属建物 管理区域区分図(1階)</p> <p>図イ建-5(1/3) 工場棟、放射線管理棟、附属建物 エキスパンションジョイント設置位置図(1階)</p> <p>図イ建-6 工場棟、放射線管理棟、附属建物 火災区域(1階)</p> <p>図イ建-8-1(4/4) 工場棟、放射線管理棟、附属建物 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(4)</p> <p>図イ建-8-2(1/8) 外部火災・爆発の影響評価(1)</p> <p>図イ建-8-2(3/8) 外部火災・爆発の影響評価(3)</p> <p>図イ建-8-2(5/8) 外部火災・爆発の影響評価(5)</p> <p>図イ建-8-2(6/8) 外部火災・爆発の影響評価(6)</p> <p>図イ建-8-2(7/8) 外部火災・爆発の影響評価(7)</p> <p>図イ建-8-2(8/8) 外部火災・爆発の影響評価(8)</p> <p>図イ建-9 工場棟、放射線管理棟、附属建物 鉄扉、シャッタ配置及び竜巻防護ライン(1階)</p> <p>図イ建-11-1 工場棟、放射線管理棟、附属建物 竜巻防護ライン(屋根部)</p> <p>図イ建-12 工場棟、放射線管理棟、附属建物 建具表</p> <p>図イ建-13 工場棟、放射線管理棟、附属建物 鉄扉、シャッタ補強及びガバリ固縛概要図</p> <p>図ト建-1 放射線管理棟 建物平面図(前室含む)</p> <p>図ト建-2 放射線管理棟 建物立面図</p> <p>図ト建-3 放射線管理棟 建物断面図</p> <p>図ト建-4 放射線管理棟 杭及び基礎伏図</p> <p>図ト建-5 放射線管理棟 基礎及び壁伏図</p> <p>図ト建-6 放射線管理棟 屋根梁伏図</p> <p>図ト建-11 放射線管理棟 C'、D' 通り軸組図</p> <p>図ト建-12 放射線管理棟 E 通り軸組図</p> <p>図ト建-13 放射線管理棟 15 通り軸組図</p> <p>図ト建-14 放射線管理棟 25' 通り(本体部) 軸組図</p> <p>図ト建-15 放射線管理棟 B'、B'' 通り軸組図</p> <p>図ト建-16 放射線管理棟 25' 通り(増築部) 軸組図</p> <p>図ト建-19 放射線管理棟 壁増打ち補強リスト</p> <p>図ト建-20 放射線管理棟 廃棄物一時貯蔵所 補強詳細図</p> <p>図ト建-21 放射線管理棟 B', C', 25' 通り壁新設補強詳細図</p> <p>図ト建-1 放射線管理棟(前室含む) 遮蔽関係図(建物平面)</p> <p>図リ建-10 放射線管理棟 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路</p> <p>図リ建-21 放射線管理棟 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)</p> <p>図リ建-33 放射線管理棟 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備</p> <p>図リ建-35 消火設備 屋外消火栓配置図</p> <p>図リ建-35-1 消火設備 屋外消火栓からのアクセスルート</p> <p>図リ建-35-2 消火設備 防火水槽配置図</p> <p>図リ建-45 放射線管理棟 消火設備 消火器</p> <p>図リ建-47 緊急対策設備(3) 溢水防護区画(1/3)</p> <p>図リ建-58 放射線管理棟 緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)</p> <p>図リ建-59 緊急対策設備(3) 堰(一部脱着式) 脱着部詳細図</p> <p>図リ電建-2 非常用照明・誘導灯(成型工場1階、放射線管理棟) 非常用ディーゼル負荷系統図</p> <p>図リ電建-4 非常用照明・誘導灯(放射線管理棟、放射線管理棟前室) 非常用ディーゼル発電機負荷系統図</p>
-----	---

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { }内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[ ] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-建1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 建1を示す。

[5.2.1-建1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 建1を示す。

[99-建1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建1を示す。

表ト建-1-2 付属建物放射線管理棟前室 仕様表 (1/10)

事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{879} 建物 放射線管理棟前室 {890, 892} 非常用設備 非常用通報設備 放送設備 {894, 895} 非常用設備 消火設備 屋外消火栓 {894, 898} 非常用設備 消火設備 消火器 {899, 900} 非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備 {902, 903} 非常用設備 緊急対策設備 非常灯 {902, 904} 非常用設備 緊急対策設備 誘導灯
設置場所		敷地内建物配置図 (図イ建-1) 参照
機器名		付属建物放射線管理棟前室 非常用通報設備 放送設備 消火設備 屋外消火栓 消火設備 消火器 自動火災報知設備 火災感知設備 緊急対策設備 非常用照明 緊急対策設備 誘導灯
変更内容		<p>新設</p> <p>1. 建物の新設工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射線管理棟前室新設 放射線管理棟の廃棄物一時貯蔵所前に前室を新設する</li> </ul> <p>2. 非常用設備の増設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急対策設備(1)非常用照明の増設 放射線管理棟前室に非常用照明の増設により、事故発生時における照明の確保を図る</li> <li>緊急対策設備(1)誘導灯の増設 放射線管理棟前室に誘導灯の増設により、事故発生時における避難経路の指示を図る</li> <li>非常用通報設備(放送設備)の増設 放射線管理棟前室に放送設備の増設により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る</li> <li>自動火災報知設備(火災感知設備)の増設 放射線管理棟前室に火災感知設備の増設により、事故発生時における火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る</li> <li>消火設備(消火器)の増設 放射線管理棟前室に消火設備の増設により、初期消火における設備の確保を図る</li> </ul>
員数		1 式
一般仕様	型式	<p>本体 : 鉄筋コンクリート造、平屋建</p> <p>屋根 : 鉄筋コンクリート</p> <p>基礎 : 直接基礎</p>
	主要な構造材	表ト建-2-2 に示す
	寸法 (単位 : m)	(本体) <input type="text"/> 延べ床面積 : 約 40 m <sup>2</sup>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—

表ト建-1-2 付属建物放射線管理棟前室 仕様表 (2/10)

技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止 火災等による損傷の防止	ー [4.1-建 1] 消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備(899, 900)を設置する。 ・ 設置設備の種類と員数 □ 感知器(熱)：1個 ・ 設置設備の配置 図リ建-33 参照 [4.1-建 3] 消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894, 898)を設置する。 ・ 設置設備の種類と員数 □ 粉末消火器 10型：1本 ・ 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図リ建-45 参照 [4.1-建 5] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓(894, 895)を設置する。 屋外消火栓は、防火水槽(894, 896)と消火水配管により接続される。 なお、防火水槽及び電源喪失時等における消火用の可搬消防ポンプ(894, 897)は、次回以降申請する。 ・ 設置設備の種類と員数 □ 屋外消火栓：不凍式 12基(工場棟の近傍の総数) (図リ建-35 参照) □ 各消火栓に設置するホース：20m ホース 2本以上 ・ 設置設備の配置 □ 建物各部から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離：40m 以下(図リ建-35 参照) □ 建物各部から防火水槽までの水平距離：100m 以下(図リ建-35-2 参照) □ 20m ホース 2本を設置する消火栓の位置：図リ建-35 参照 □ 屋外消火栓から各部屋へのアクセスルート：図リ建-35-1 参照 [4.3-建 1] 建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の放射線管理棟前室は、耐火構造又は不燃性材料を使用する。 ・ 材料 主要構造材を表ト建-2-2に示す。 [4.3-建 3] 火災区域は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成25年10月原子力規制委員会)を参考に図イ建-6のとおり設定する。 [4.3-建 4] 放射線管理棟前室各部は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。 ・ 火災区域毎の材料及び厚さ：図イ建-8-1(4/4)参照
---------------	---------------------------	---



表ト建-1-2 付属建物放射線管理棟前室 仕様表 (3/10)

技術基準に基づく設計(注)	火災等による損傷の防止	<p>[4.3-建 5] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の配置     図ト建-7 参照</li> <li>・ 設置設備の材料     図イ建-8-1(4/4) 参照</li> </ul> <p>[4.3-建 7] 電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、耐火シールを施工する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐火シールの材料     建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール。</li> </ul>
	安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-建 1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放射線管理棟前室 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 支持方法     基礎梁下面から深さ約 1m までの範囲を地盤改良した支持地盤で直接支持</li> <li>□ 支持地盤     支持性能：長期許容応力度 50kN/m<sup>2</sup> 以上、短期許容応力度 100kN/m<sup>2</sup> 以上     地盤種類：地表近くのローム層</li> </ul> </li> </ul> <p>[5.1-建 2] 放射線管理棟前室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設 1] 放射線管理棟前室は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、放射線管理棟前室内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>
	地震による損傷の防止	<p>[5.2.1-建 1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 放射線管理棟前室</li> </ul> </li> <li>・ 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 非常用通報設備(放送設備{890, 892})</li> <li>□ 消火設備(屋外消火栓)</li> <li>□ 自動火災報知設備(火災感知設備)</li> <li>□ 緊急対策設備(1)(非常用照明{902, 903}、誘導灯{902, 904})</li> </ul> </li> </ul>

表ト建-1-2 付属建物放射線管理棟前室 仕様表 (4/10)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	<p>[5.2.1-建 2] 耐震重要度分類第1類である放射線管理棟前室は、耐震重要度分類第2類及び第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p> <p>[5.2.1-建 8] 放射線管理棟前室に設置されている耐震重要度分類第3類の各設備(上記[5.2.1-建 1]参照。ただし、消火設備(屋外消火栓)を除く)は、耐震重要度分類第1類の建物及び構築物に、耐震重要度分類第3類の耐震強度のボルト又は溶接で固定する。</p> <p>[5.2.1-建 3] 建物・構築物の耐震重要度分類は、収納する設備・機器の重要度分類と同じか、それより上位の分類とするため、放射線管理棟前室の耐震重要度分類は第1類とする。</p> <p>[5.2.1-建 4] 構造的に独立した建物を接続する部分は、地震時の変位量を考慮した間隔を設け地震時に生じる変位を吸収する構造とし、エキスパンションジョイントで接続する。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ エクスパンションジョイントの位置 図イ建-5、図ト建-1、2、4~10、18 参照</li> <li>・ エクスパンションジョイントの構造・寸法・材料 図イ建-5 参照</li> </ul> </p> <p>[5.2.1-建 5]  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 位置、構造、寸法、材料：表ト建-2-2、図ト建-1~10、17~18 参照</li> <li>・ 一次設計 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 建築基準法施行令第八十八条に規定される係数と耐震重要度分類第1類の割増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(0.3G)を与えた場合の構造体を構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力以下となる構造とする。</li> </ul> </li> <li>・ 二次設計 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 建築基準法施行令第八十二条の三に規定される係数と耐震重要度分類第1類の割増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(1.5G)から求められる必要保有水平耐力を、建物全体の保有水平耐力が上回る構造とする。</li> </ul> </li> </ul> </p> <p>[5.2.1-建 7] 非常用設備(非常用通報設備(放送設備)、消火設備(屋外消火栓)、自動火災報知設備(火災感知設備)、緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯))は、耐震重要度分類第3類の地震力による損傷を防止できる構造とする。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常用通報設備(放送設備) <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 位置：図リ建-21 参照</li> </ul> </li> <li>・ 消火設備(屋外消火栓) <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 位置：図リ建-35 参照</li> </ul> </li> <li>・ 自動火災報知設備(火災感知設備) <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 位置：図リ建-33 参照</li> </ul> </li> <li>・ 緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯) <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 位置：図リ建-10 参照</li> </ul> </li> </ul> </p>
	津波による損傷の防止	<p>[5.3-建 1] 事業許可に記載のとおり、基準津波の最大遡上高さ 12.3m と比べて十分高い海拔約 30m~32m の高台に立地している。</p>

表ト建-1-2 附属建物放射線管理棟前室 仕様表 (5/10)

技術基準に基づく設計(注)	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[5.4.1-建 1] (竜巻)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 位置、構造、寸法、材料：表ト建-2-2、図ト建-1~10、17~18 参照                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ F1 竜巻(最大風速 49m/s)の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重に対し、放射線管理棟前室の保有水平耐力が上回る構造とする。</li> <li>□ 放射線管理棟前室の各部に対して、短期許容荷重が、上記 F1 竜巻の風圧力及び気圧差により作用する竜巻荷重を上回る構造とする。</li> <li>□ F1 竜巻襲来時には、敷地内外からの飛来物はない。</li> </ul> </li> </ul> <p>[5.4.1-建 2] (洪水)</p> <p>事業許可に記載のとおり、北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川の氾濫の影響のおそれのない海拔約 30m~32m の高台に立地している。</p> <p>[5.4.1-建 3] (凍結)</p> <p>屋外消火栓からの消火に用いる水の凍結を「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成 28 年度版」を基に以下のとおり防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気温条件                     <ul style="list-style-type: none"> <li>茨城県水戸気象台において過去に観測した最低気温-12.7℃</li> </ul> </li> <li>・ 対象設備                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 不凍式の屋外消火栓</li> </ul> </li> <li>・ 設置状況                     <ul style="list-style-type: none"> <li>当社の立地している東海村は寒冷地ではなく凍結深度が定められていないため、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成 28 年度版」に基づき、地表から管の上端までの深さが 300mm 以上となるように埋設する。また、一部埋設できない部分は、断熱材付きの配管等を使用し、凍結を防止する。</li> </ul> </li> </ul> <p>[5.4.1-建 4] (降水)</p> <p>降水時に建物内への雨水の流入を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 降水量条件                     <ul style="list-style-type: none"> <li>茨城県水戸気象台において観測した 1 時間あたりの最大降水量 81.7mm/h を超える降水 (150mm/h)</li> </ul> </li> <li>・ 対象設備・構造                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 屋根及び雨樋に勾配を設け雨水の流入を防止 (図イ建-11-1 参照)</li> <li>□ 鉄扉の外側に勾配を設け雨水の流入を防止</li> <li>□ 屋根に防水層を施工し、雨漏りを防止</li> </ul> </li> </ul> <p>[5.4.1-建 5] (積雪)</p> <p>茨城県建築基準法等施行細則第 16 条の 4 に基づき、建物全体が積雪 30cm の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回ること、また、屋根は約 60cm 相当の積雪に耐える実力を有することを確認した。</p> <p>[5.4.1-建 10] (落雷)</p> <p>加工施設の高さは図ト建-8 に示すように最大で約 5.3m であり、建築基準法第三十三条にある高さ 20m 以上に該当せず、また、危険物の規制に関する政令第十条や消防法第十条に定める指定数量以上の危険物の貯蔵及び取扱いの施設に該当しないため、避雷設備の設置は不要である。</p> <p>[5.4.1-建 6] (地滑り)</p> <p>事業許可に記載のとおり、東海村洪水・土砂災害ハザードマップに基づく土砂災害の発生のない場所に立地している。</p>
---------------	-----------------	---

表ト建-1-2 付属建物放射線管理棟前室 仕様表 (6/10)

<p>技術基準に基づく設計(注)</p>	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p>	<p>[5.4.1-建 7] (火山の影響) 表ト建-2-2に示す放射線管理棟前室の鉄筋コンクリート屋根は、降下火砕物(湿潤密度1.2g/cm<sup>3</sup>)で約28cm(約168cmの積雪に相当)の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回る構造としている。また、降下火砕物を除去する際は、屋外のタラップを使用し、屋上に登り作業する。(図ト建-2参照)</p> <p>[5.4.1-建 9] (森林火災) 事業許可に記載のとおり、加工施設から最も近い雑木林まで約400m以上の隔離距離があり森林火災の影響のおそれのない場所に立地している。</p> <p>[5.4.2-建 2] (外部火災・爆発、有毒ガス) 原子力発電所の外部火災影響評価ガイドに基づいて、敷地内外の火災・爆発に対し、建物外壁から火災・爆発源までの隔離距離を危険距離及び危険限界距離を上回るようにするか、火災・爆発源と外壁の間に影響を遮る障壁を置くようにする。なお、放射線管理棟前室は核燃料物質を取り扱わずリスクが小さいことから、LPガスローリ、水素トレーラの爆発評価は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、又は、一般高圧ガス保安規則に基づいて、危険限界距離の代わりに保安距離、第1種設備距離を適用した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火災影響評価対象：図ト建-7参照</li> <li>・ 各評価対象の隔離距離：図イ建-8-2参照</li> </ul> <p>なお、水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁(914)(鉄筋コンクリート製)で貯蔵所の周囲を囲み、爆風を上方向、及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。(次回以降申請) また、当社の周辺に有毒ガスを扱う施設はない。</p> <p>[5.4.2-建 3] (ダムの崩壊) 事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約2.5km離れた低地を流れる久慈川上流の竜神ダムの崩壊による浸水のおそれのない海拔約30m~32mの高台に立地している。</p> <p>[5.4.2-建 4] (船舶の衝突) 事業許可に記載のとおり、船舶衝突のおそれのない海岸から約6km離れた場所に立地している。</p>
	<p>人の不法な侵入等の防止</p>	<p>[5.5.1-建 1] 以下の方策により、人の不法な侵入を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 立入制限区域を設け、所定の出入口以外からの人の立ち入りを禁止する。</li> <li>・ 加工施設の建物は、表ト建-2-2に示す主要な構造材、鉄扉(図イ建-9、12、図ト建-1、2、7、8参照)等の堅牢な障壁を有する。</li> <li>・ 管理区域の出入口に出入管理装置を設け、人の出入りを常時監視する。</li> <li>・ 核燃料物質等の移動には、各部門長の承認を得て行うことにより、不法な移動を防止する。</li> <li>・ 放射線管理棟前室は、当社の敷地内に設置されており、敷地内に入構する際には、爆発性又は易燃性を有する物件などが不正に持ち込まれないことを確認する。</li> </ul> <p>[5.5.1-建 2] 当社内の情報システムに対しては、電気通信回線を通じた外部からの不正アクセスを遮断する。</p>

表ト建-1-2 付属建物放射線管理棟前室 仕様表 (7/10)

技術基準に基づく設計(注)	溢水による損傷の防止	—
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	<p>[7.1-建1] 汚染の発生するおそれのない区域(第2種管理区域)と汚染の発生するおそれのある区域(第1種管理区域)を設定する。なお、第1種管理区域と屋外との境界にあたる放射線管理棟前室は、第2種管理区域に設定する。(図イ建-2参照)</p> <p>[7.1-建3] 放射線管理棟前室は第2種管理区域であるが、一時的に第1種管理区域のシャッタを開放するため、止水シートを設置し漏洩の少ない設計とすることにより、シャッタ解放時に第1種管理区域の負圧が維持できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ エキспанションジョイントの位置 図イ建-5、図ト建-1、2、4~10、18参照</li> <li>・ エキспанションジョイントの構造・寸法・材料 図イ建-5参照</li> </ul>
	遮蔽	<p>[8.2-建1] 遮蔽設備としてコンクリートの壁を施設し、管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所における放射線業務従事者等の放射線影響を可能な限り低減する。</p>
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	<p>[11.1-建1] 通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧下及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮する。</p> <p>[11.2-建1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。</p>
	搬送設備	—
	警報設備等	<p>[13.1-建2] 火災を早期に感知し報知するために消防法に基づき自動火災報知設備(火災感知設備)を設置する。 ([4.1-建1]参照)</p>
	安全避難通路等	<p>[13.2.1-建1] 単純、明確かつ容易に識別できる避難口を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 位置 図リ建-10参照</li> </ul> <p>[13.2.1-建2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼル発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(1台)及び誘導灯(1個))を設置する。 上記設備の諸元を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 位置 図リ建-10参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施行規則に定められた距離以下となるように設置する。</li> <li>・ 誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級又はC級の認定品とする。</li> </ul>

表ト建-1-2 付属建物放射線管理棟前室 仕様表 (8/10)

技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の貯蔵施設	—																													
	廃棄施設	—																													
	放射線管理施設	—																													
	非常用電源設備	<p>[16.1-建1]                      全ての非常用通報設備(放送設備)と自動火災報知設備(火災感知設備)は以下の通り、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する。なお、非常用ディーゼル発電機{888}は次回以降申請する。</p> <p style="text-align: center;">非常用設備電源接続系統一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 40%;">設備</th> <th style="width: 15%;">非常用ディーゼル発電機</th> <th style="width: 15%;">無停電電源装置</th> <th style="width: 20%;">内蔵バッテリー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用通報設備</td> <td>放送設備*1</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>自動火災報知設備</td> <td>火災感知設備*2</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">*1: 放送設備本体を介して接続                      *2: 受信器を介して接続</p> <p>[16.1-建2]                      全ての緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、副変電所の切替器を介して非常用ディーゼル発電機に接続する。なお、非常用ディーゼル発電機は次回以降申請する。</p> <p style="text-align: center;">非常用設備電源接続系統一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 40%;">設備</th> <th style="width: 15%;">非常用ディーゼル発電機</th> <th style="width: 15%;">無停電電源装置</th> <th style="width: 20%;">内蔵バッテリー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">緊急対策設備(1)</td> <td>非常用照明</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>誘導灯</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p>[16.2-建1]                      ・ バッテリーを内蔵している以下の非常用設備は外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、バッテリーによりその機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 非常用通報設備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放送設備</li> </ul> </li> <li>□ 自動火災報知設備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火災感知設備</li> </ul> </li> <li>□ 緊急対策設備(1)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常用照明</li> <li>・ 誘導灯</li> </ul> </li> </ul>                     ・ 以下の設備については、外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、無停電電源装置から継続して給電され、機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常用通報設備(放送設備)</li> </ul> </p>		設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー	非常用通報設備	放送設備*1	○	○	○	自動火災報知設備	火災感知設備*2	○	—	○		設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー	緊急対策設備(1)	非常用照明	○	—	○	誘導灯	○	—	○
	設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー																											
非常用通報設備	放送設備*1	○	○	○																											
自動火災報知設備	火災感知設備*2	○	—	○																											
	設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー																											
緊急対策設備(1)	非常用照明	○	—	○																											
	誘導灯	○	—	○																											
	通信連絡設備	<p>[17.1-建1]                      事故発生時に周辺作業員への周知及び管理区域外への連絡、及び工場内への放送連絡のために、以下の放送設備を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数                             <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 非常用通報設備(放送設備(スピーカー)):1台</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置                              図リ建-21 参照</li> </ul>																													

表ト建-1-2 付属建物放射線管理棟前室 仕様表 (9/10)

<p>その他事業許可で求める仕様</p>	<p>[99-建 3]            更なる安全裕度の向上策として、F3 竜巻(最大風速 92m/s)に対し、放射線管理棟前室に竜巻防護ラインを設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 竜巻防護ラインの設定について               <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 放射線管理棟前室は、核燃料物質の保管・貯蔵を行わないこと、及び竜巻来襲時には核燃料物質の取り扱いを行わないが、竜巻防護ラインの内とする。</li> </ul> </li> <li>・ 竜巻防護ライン               <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 図イ建-9、図イ建-11-1 参照</li> </ul> </li> <li>・ 竜巻防護ラインの構成と竜巻荷重に対する評価               <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 放射線管理棟前室の外壁(鉄筋コンクリート)                    終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。</li> <li>◦ 放射線管理棟前室の鉄扉                    終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。</li> </ul> </li> </ul> <p>[99-建 5]            F3 竜巻による敷地外からの想定飛来物で運動エネルギーの大きい軽トラック、プレハブ物置(大)に対して、外壁及び屋根は貫通しない構造とする。            なお、更なる安全裕度のため、敷地外からの飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンス(885)を設置する。(次回以降申請)            また、公道沿いには、飛来物を防護できる鉄筋コンクリート造の一般建物等があるが、評価では、一般建物には期待しない。</p> <p>[99-建 6]            放射線管理棟前室は、第1種管理区域と屋外との境界にあたるため、第2種管理区域として設定する。</p>
----------------------	---

表ト建-1-2 付属建物放射線管理棟前室 仕様表 (10/10)

添付図	<p>図イ建-1 敷地内建物配置図</p> <p>図イ建-1-1(1/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(1階)</p> <p>図イ建-1-1(2/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(2階)</p> <p>図イ建-1-1(3/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(3階)</p> <p>図イ建-1-1(4/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(R階)</p> <p>図イ建-1-2(3/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 建物の補強工事と各影響評価との関係(3)</p> <p>図イ建-2 工場棟、放射線管理棟、付属建物 管理区域区分図(1階)</p> <p>図イ建-5(1/3) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 エキスパンションジョイント設置位置図(1階)</p> <p>図イ建-6 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域(1階)</p> <p>図イ建-8-1(4/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(4)</p> <p>図イ建-8-2(1/8) 外部火災・爆発の影響評価(1)</p> <p>図イ建-8-2(3/8) 外部火災・爆発の影響評価(3)</p> <p>図イ建-8-2(5/8) 外部火災・爆発の影響評価(5)</p> <p>図イ建-8-2(6/8) 外部火災・爆発の影響評価(6)</p> <p>図イ建-8-2(7/8) 外部火災・爆発の影響評価(7)</p> <p>図イ建-8-2(8/8) 外部火災・爆発の影響評価(8)</p> <p>図イ建-9 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッター配置及び竜巻防護ライン(1階)</p> <p>図イ建-11-1 工場棟、放射線管理棟、付属建物 竜巻防護ライン(屋根部)</p> <p>図イ建-12 工場棟、放射線管理棟、付属建物 建具表</p> <p>図ト建-1 放射線管理棟 建物平面図(前室含む)</p> <p>図ト建-2 放射線管理棟 建物立面図</p> <p>図ト建-3 放射線管理棟 建物断面図</p> <p>図ト建-4 放射線管理棟 杭及び基礎伏図</p> <p>図ト建-5 放射線管理棟 基礎及び壁伏図</p> <p>図ト建-6 放射線管理棟 屋根梁伏図</p> <p>図ト建-7 付属建物 放射線管理棟前室 建物平面図</p> <p>図ト建-8 付属建物 放射線管理棟前室 建物立面図</p> <p>図ト建-9 付属建物 放射線管理棟前室 建物断面図</p> <p>図ト建-10 付属建物 放射線管理棟前室 1階及び屋根伏図</p> <p>図ト建-17 付属建物 放射線管理棟前室 X1、X2 通り軸組図</p> <p>図ト建-18 付属建物 放射線管理棟前室 Y1、Y2 通り軸組図</p> <p>図リ建-10 放射線管理棟 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路</p> <p>図リ建-21 放射線管理棟 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)</p> <p>図リ建-33 放射線管理棟 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備</p> <p>図リ建-35 消火設備 屋外消火栓配置図</p> <p>図リ建-35-1 消火設備 屋外消火栓からのアクセスルート</p> <p>図リ建-35-2 消火設備 防火水槽配置図</p> <p>図リ建-45 放射線管理棟 消火設備 消火器</p> <p>図リ電建-4 非常用照明・誘導灯(放射線管理棟、放射線管理棟前室) 非常用ディジーゼル発電機負荷系統図</p>
-----	---

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。  
 凡例 { }内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ]内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

- (例) [4.1-建1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 建1を示す。  
 [5.2.1-建1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 建1を示す。  
 [99-建1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建1を示す。



表ト建-1-3 付属建物除染室・分析室 仕様表 (1/15)

事業許可との対応	許可番号 (日付) 設備・機器名称	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付) {851} 建物 付属建物 除染室・分析室 {852} 堰 (内部溢水止水用) {890, 891} 非常用設備 非常用通報設備 非常ベル設備 {890, 892} 非常用設備 非常用通報設備 放送設備 {890, 893} 非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備 {894, 895} 非常用設備 消火設備 屋外消火栓 {894, 898} 非常用設備 消火設備 消火器 {899, 900} 非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備 {899, 901} 非常用設備 自動火災報知設備 警報設備 {902, 903} 非常用設備 緊急対策設備 非常灯 {902, 904} 非常用設備 緊急対策設備 誘導灯 {902, 905} 非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路
設置場所	敷地内建物配置図 (図イ建-1) 参照	
機器名	付属建物除染室・分析室 堰 (内部溢水止水用) 非常用通報設備 非常ベル設備 非常用通報設備 放送設備 非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備) 消火設備 屋外消火栓 消火設備 消火器 自動火災報知設備 火災感知設備 自動火災報知設備 警報設備 緊急対策設備 非常用照明 緊急対策設備 誘導灯 緊急対策設備 安全避難通路	
変更内容	改造 1. 建物の改造工事 1-1. 耐震性能向上のために以下の補強を行う ・柱脚補強 除染室・分析室本体の柱脚部を鉄筋コンクリートで根巻き補強する ・鉄骨ブレース交換補強 除染室・分析室本体の既存鉄骨ブレースを撤去し、新たな鉄骨ブレースに交換する ・屋根面鉄骨補強 (耐竜巻性能も向上) 除染室・分析室本体の屋根構造部に新たな鉄骨を追設する ・エキスパンションジョイント改造 工場棟転換工場との建物境界部の既存のエキスパンションジョイントを改造する 1-2. 耐竜巻性能向上のために以下の補強を行う ・外壁サイディング補強 F1 竜巻荷重に対し、除染室・分析室外壁の損傷防止のために東面及び北面の外壁にサイディングで補強し、サイディング下地鉄骨を支持する杭基礎を新設する ・鉄扉補強 F1 竜巻荷重に対し、鉄扉の損傷防止のために除染室・分析室本体の既存鉄扉を鋼材により補強する ・鉄扉及びシャッター交換 F1 竜巻荷重に対し、鉄扉及びシャッターの損傷防止のために除染室・分析室本体の鉄扉及びシャッターを新たな鉄扉及びシャッターに交換する ・折板追設補強 F1 竜巻荷重に対し、屋根の損傷防止のために除染室・分析室本体の屋根の既存折板は残置し、新たな折板を追設する 1-3. 延焼防止及び閉じ込め性能向上のために以下の補強を行う ・間仕切り壁更新 内部火災による延焼防止のために除染室・分析室の作業室 (2) 及び分析室内廊下北東部の間仕切り壁を耐火壁に更新する	

表ト建-1-3 附属建物除染室・分析室 仕様表 (2/15)

変更内容		<p>改造</p> <p>2. 非常用設備の変更</p> <p>2-1. 非常用設備の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式)の新設 本体の床に堰(固定式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る(閉じ込め性能も確保)</li> <li>緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(一部脱着式)の新設 本体の床に堰(一部脱着式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る(閉じ込め性能も確保)</li> </ul> <p>2-2. 非常用設備の増設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急対策設備(1)安全避難通路の増設 本体の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る</li> </ul> <p>2-3. 非常用設備の復旧及び増設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設 仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る</li> </ul> <p>2-4. 非常用設備の復旧及び改造</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧及び改造 仮移設した自動火災報知設備の復旧及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る</li> </ul> <p>2-5. 非常用設備の復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急対策設備(1)非常用照明の復旧 仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る</li> <li>緊急対策設備(1)誘導灯の復旧 仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る</li> <li>非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧 仮移設した非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡を図る</li> <li>非常用通報設備(放送設備)の復旧 仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る</li> <li>消火設備(消火器)の復旧 仮移設した消火器の復旧により、初期消火における設備の確保を図る</li> </ul>
員数		1式
一般仕様	型式	<p>本体 : 鉄骨造、平屋建</p> <p>屋根 : 折板(二重構造)</p> <p>基礎 : 杭基礎</p>
	主要な構造材	表ト建-2-3に示す
	寸法(単位:m)	<p>(本体) <input type="text"/></p> <p>延べ床面積: 約 780 m<sup>2</sup></p>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
取扱う核燃料物質の状態		—

表ト建-1-3 付属建物除染室・分析室 仕様表 (3/15)

<p>技術基準に基づく設計(注)</p>	<p>核燃料物質の臨界防止</p>	<p>[[3.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業許可に記載のとおり、臨界隔離壁、または関係するユニットを必要離隔距離以上離すことにより、領域同士の相互干渉作用がないようにする。各領域の配置については、図臨-1 参照。</li> <li>・ 工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要離隔距離以上離す。             <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 原料貯蔵所領域</li> <li>□ シリンダ洗浄棟領域</li> <li>□ 第3核燃料倉庫(1)領域</li> <li>□ 第3核燃料倉庫(2)領域</li> <li>□ 加工棟領域</li> </ul> </li> <li>・ 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cm以下のユニットは、以下の領域のユニットに対し、臨界隔離壁により隔離する。             <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 第2核燃料倉庫領域ユニット</li> </ul> <p>なお、臨界隔離壁は第2核燃料倉庫領域に設置する。</p> </li> <li>・ 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットに対し、必要離隔距離以上離す。(次回以降申請)             <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 第2核燃料倉庫領域ユニット</li> </ul> </li> </ul>
	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[4.1-建1]</p> <p>消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備(899, 900, 901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数             <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 感知器(煙): 1個</li> <li>□ 感知器(熱): 19個</li> <li>□ 感知器(空気管式): 6基</li> <li>□ 警報設備(ベル): 3個</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置 図リ建-34 参照</li> </ul> <p>[4.1-建2]</p> <p>消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備(899, 901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数             <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 発信機(P型): 2個</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置 図リ建-34 参照</li> </ul> <p>[4.1-建3]</p> <p>消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894, 898)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数             <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 粉末消火器10型: 3本</li> <li>□ 二酸化炭素消火器7型: 16本</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図リ建-46 参照</li> </ul>

表ト建-1-3 附属建物除染室・分析室 仕様表 (4/15)

技術基準に基づく設計(注)	火災等による損傷の防止	<p>[4.1-建5]                  消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓(894, 895)を設置する。                  屋外消火栓は、防火水槽(894, 896)と消火水配管により接続される。                  なお、防火水槽及び電源喪失時等における消火用の可搬消防ポンプ(894, 897)は、次回以降申請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 屋外消火栓：不凍式 12 基 (工場棟の近傍の総数) (図リ建-35 参照)</li> <li>□ 各消火栓に設置するホース：20m ホース 2 本以上</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 建物各部から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離：40m 以下 (図リ建-35 参照)</li> <li>□ 建物各部から防火水槽までの水平距離：100m 以下 (図リ建-35-2 参照)</li> <li>□ 20m ホース 2 本を設置する消火栓の位置：図リ建-35 参照</li> </ul> </li> <li>・ 屋外消火栓から各部屋へのアクセスルート：図リ建-35-1 参照</li> </ul> <p>[4.3-建1]                  建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の除染室・分析室は、耐火構造又は不燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 材料                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 主要構造材を表ト建-2-3 に示す。</li> </ul> </li> </ul> <p>[4.3-建2]                  以下の設備の主要な構造材は、不燃性の一般構造用鋼及び難燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象設備、配置                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 緊急対策設備(3) (堰(内部溢水止水用)) {852}：ステンレス鋼(固定式)及びアルミニウム合金(脱着部) (配置を図リ建-57 に示す)</li> </ul> </li> <li>・ 使用材料：表ト建-2-3 参照</li> </ul> <p>[4.3-建3]                  火災区域は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成 25 年 10 月原子力規制委員会)を参考に図イ建-6 のとおり設定する。                  なお、第 2 核燃料倉庫前室は、第 2 核燃料倉庫本体との境界に設置する鉄筋コンクリート壁により火災区域間の延焼を防止しているため、除染室・分析室の火災区域(K3)に含む。</p> <p>[4.3-建4]                  除染室・分析室の各部は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。なお、鉄扉 SD-220 は次回以降申請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火災区域毎の材料及び厚さ：図イ建-8-1(3/4)、(4/4)参照</li> </ul> <p>[4.3-建5]                  火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉、防火シャッターを設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の配置                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 図ト建-22 参照</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の材料                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 図イ建-8-1(3/4)、(4/4)参照</li> </ul> </li> </ul>
---------------	-------------	--

表ト建-1-3 付属建物除染室・分析室 仕様表 (5/15)

技術基準に基づく設計(注)	火災等による損傷の防止	<p>[4.3-建7] 電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、耐火シールを施工する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐火シールの材料 建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール</li> </ul> <p>[4.3-建8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p>
	安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 除染室・分析室                         <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持</li> <li>□ 支持地盤 N値30以上の砂礫層</li> <li>□ 杭材料 新設杭：鋼管杭 既設杭：場所打ちアースドリル杭</li> <li>□ 杭位置 新設杭杭先端深度：GL-8.05 m 既設杭杭先端深度：GL-10.20 m 配置：図ト建-25 参照</li> <li>□ 杭構造・寸法 表ト建-2-3 参照</li> </ul> </li> <li>・ 1階床土間コンクリート 除染室・分析室                         <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に直接支持</li> <li>□ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度 50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度 100kN/m<sup>2</sup>以上 地盤種類：地表近くのローム層</li> </ul> </li> </ul> <p>[5.1-建2] 除染室・分析室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液化化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 除染室・分析室は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、除染室・分析室内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>

表ト建-1-3 附属建物除染室・分析室 仕様表 (6/15)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	<p>[5.2.1-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐震重要度分類第1類                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 除染室・分析室</li> <li>□ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))</li> </ul> </li> <li>・ 耐震重要度分類第3類                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 非常用通報設備(非常ベル設備{890, 891}、放送設備{890, 892})</li> <li>□ 消火設備(屋外消火栓)</li> <li>□ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)</li> <li>□ 緊急対策設備(1)(非常用照明{902, 903}、誘導灯{902, 904})</li> </ul> </li> </ul> <p>[5.2.1-建2]</p> <p>耐震重要度分類第1類である除染室・分析室及び緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、耐震重要度分類第2類及び第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p> <p>[5.2.1-建8]</p> <p>除染室・分析室に設置されている耐震重要度分類第3類の各設備(上記[5.2.1-建1]参照。ただし、消火設備(屋外消火栓)を除く)は、耐震重要度分類第1類の建物及び構築物に、耐震重要度分類第3類の耐震強度のボルト又は溶接で固定する。</p> <p>[5.2.1-建3]</p> <p>建物・構築物の耐震重要度分類は、収納する設備・機器の重要度分類と同じか、それより上位の分類とするため、除染室・分析室の耐震重要度分類は第1類とする。</p> <p>[5.2.1-建4]</p> <p>構造的に独立した建物を接続する部分は、地震時の変位量を考慮した間隔を設け地震時に生じる変位を吸収する構造とし、エキスパンションジョイントで接続する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ エクスパンションジョイントの位置 図イ建-5、図ト建-22~24 参照</li> <li>・ エクスパンションジョイントの構造・寸法・材料 図イ建-5 参照</li> </ul> <p>[5.2.1-建5]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 位置、構造、寸法、材料：表ト建-2-3、図ト建-22、23、25~34 参照</li> <li>・ 一次設計                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 建築基準法施行令第八十八条に規定される係数と耐震重要度分類第1類の割増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(0.3G)を与えた場合の構造体を構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力以下となる構造とする。</li> </ul> </li> <li>・ 二次設計                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 建築基準法施行令第八十二条の三に規定される係数と耐震重要度分類第1類の割増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(1.5G)から求められる必要保有水平耐力を、建物全体の保有水平耐力が上回る構造とする。</li> </ul> </li> </ul> <p>[5.2.1-建6]</p> <p>緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、耐震重要度分類第1類の地震力による損傷を防止できる構造とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 堰(内部溢水止水用)                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 位置：図リ建-57 参照</li> <li>□ 寸法、構造、材料：表ト建-2-3 参照</li> </ul> </li> </ul>
---------------	------------	---

表ト建-1-3 付属建物除染室・分析室 仕様表 (7/15)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	<p>[5.2.1-建 7]</p> <p>非常用設備(非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備)、消火設備(屋外消火栓)、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯))は、耐震重要度分類第3類の地震力による損傷を防止できる構造とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備) <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 位置：図リ建-22 参照</li> </ul> </li> <li>・ 消火設備(屋外消火栓) <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 位置：図リ建-35 参照</li> </ul> </li> <li>・ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 位置：図リ建-34 参照</li> </ul> </li> <li>・ 緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯) <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 位置：図リ建-11 参照</li> </ul> </li> </ul>
	津波による損傷の防止	<p>[5.3-建 1]</p> <p>事業許可に記載のとおり、基準津波の最大遡上高さ 12.3m と比べて十分高い海拔約 30m~32m の高台に立地している。</p>
	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[5.4.1-建 1]</p> <p>(竜巻)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 位置、構造、寸法、材料：表ト建-2-3、図ト建-22、23、25~34 参照 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ F1 竜巻(最大風速 49m/s)の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重に対し、除染室・分析室の保有水平耐力が上回る構造とする。</li> <li>□ 除染室・分析室の各部に対して、短期許容荷重が、上記 F1 竜巻の風圧力及び気圧差により作用する竜巻荷重を上回る構造とする。なお、鉄扉 SD-220 は次回以降申請する。</li> <li>□ F1 竜巻襲来時には、敷地内外からの飛来物はない。</li> </ul> </li> </ul> <p>[5.4.1-建 2]</p> <p>(洪水)</p> <p>事業許可に記載のとおり、北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川の氾濫の影響のおそれのない海拔約 30m~32m の高台に立地している。</p>

表ト建-1-3 附属建物除染室・分析室 仕様表 (8/15)

技術基準に基づく設計(注)	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[5.4.1-建 3] (凍結) 屋外消火栓からの消火に用いる水の凍結を「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成 28 年度版」を基に以下のとおり防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気温条件 茨城県水戸気象台において過去に観測した最低気温-12.7℃</li> <li>・ 対象設備                         <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 不凍式の屋外消火栓</li> </ul> </li> <li>・ 設置状況 当社の立地している東海村は寒冷地ではなく凍結深度が定められていないため、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成 28 年度版」に基づき、地表から管の上端までの深さが 300mm 以上となるように埋設する。また、一部埋設できない部分は、断熱材付きの配管等を使用し凍結を防止する。</li> </ul> <p>[5.4.1-建 4] (降水) 降水時に建物内への雨水の流入を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 降水量条件 茨城県水戸気象台において観測した 1 時間あたりの最大降水量 81.7mm/h を超える降水 (150mm/h)</li> <li>・ 対象設備・構造                         <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 屋根及び雨樋に勾配を設け雨水の流入を防止 (図イ建-11-1 参照)</li> <li>□ 鉄扉の外側に勾配を設け雨水の流入を防止</li> </ul> </li> </ul> <p>[5.4.1-建 5] (積雪) 茨城県建築基準法等施行細則第 16 条の 4 に基づき、建物全体が積雪 30cm の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回ること、また、屋根は約 60cm 相当の積雪に耐える実力を有することを確認した。</p> <p>[5.4.1-建 10] (落雷) 加工施設の高さは図ト建-23 に示すように最大で約 6.1m であり、建築基準法第三十三條にある高さ 20m 以上に該当せず、また、危険物の規制に関する政令第十条や消防法第十条に定める指定数量以上の危険物の貯蔵及び取扱いの施設に該当しないため、避雷設備の設置は不要である。</p> <p>[5.4.1-建 6] (地滑り) 事業許可に記載のとおり、東海村洪水・土砂災害ハザードマップに基づく土砂災害の発生のない場所に立地している。</p> <p>[5.4.1-建 7] (火山の影響) 表ト建-2-3 に示す除染室・分析室の折板屋根は、降下火砕物(湿潤密度 1.2g/cm<sup>3</sup>)で約 10cm(約 60cm の積雪に相当)の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回る構造としている。なお、降下火砕物を除去する際は、梯子を使用し 1 階の屋根へ登り作業する。</p> <p>[5.4.1-建 8] (生物学的事象) 外部から工水を供給する配管にストレーナ(60 メッシュ)を設置、また、外気取入用ファンの前にフィルタ(粉塵除去用)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象部位の位置                         <ul style="list-style-type: none"> <li>ストレーナ：図イ建-1 参照</li> <li>フィルタ：次回以降申請</li> </ul> </li> </ul>
---------------	-----------------	---



表ト建-1-3 附属建物除染室・分析室 仕様表 (9/15)

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">技術基準に基づく設計(注)</p>	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p>	<p>[5.4.1-建 9] (森林火災) 事業許可に記載のとおり、加工施設から最も近い雑木林まで約 400m 以上の隔離距離があり森林火災の影響のおそれのない場所に立地している。</p> <p>[5.4.2-建 1] (航空機落下に伴う火災) 事業許可に記載のとおり、航空機落下確率は航空機落下評価ガイドで示される判断基準となる <math>10^{-7}</math> 回/年未満となり、航空機落下に対する防護設計は不要である。 また、航空機落下に伴う火災が発生したとしても、建物内部の設備に影響しないように外壁の損傷を防止する。なお、鉄扉 SD-220 は次回以降申請する。</p> <p>[5.4.2-建 2] (外部火災・爆発、有毒ガス) 原子力発電所の外部火災影響評価ガイドに基づいて、敷地内外の火災・爆発に対し、建物外壁から火災・爆発源までの隔離距離を危険距離及び危険限界距離を上回るようにするか、火災・爆発源と外壁の間に影響を遮る障壁を置くようにする。 ・ 火災影響評価対象：図ト建-22 参照 ・ 各評価対象の隔離距離：図イ建-8-2 参照 なお、水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁[914] (鉄筋コンクリート製) で貯蔵所の周囲を囲み、爆風を上方向、及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。(次回以降申請) また、当社の周辺に有毒ガスを扱う施設はない。</p> <p>[5.4.2-建 3] (ダムの崩壊) 事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川上流の竜神ダムの崩壊による浸水のおそれのない海拔約 30m~32m の高台に立地している。</p> <p>[5.4.2-建 4] (船舶の衝突) 事業許可に記載のとおり、船舶衝突のおそれのない海岸から約 6km 離れた場所に立地している。</p>
	<p>人の不法な侵入等の防止</p>	<p>[5.5.1-建 1] 以下の方策により、人の不法な侵入を防止する。 ・ 立入制限区域を設け、所定の出入口以外からの人の立ち入りを禁止する。 ・ 加工施設の建物は、表ト建-2-3 に示す主要な構造材、鉄扉及びシャッタ(図イ建-9、12、図ト建-22、23 参照)等の堅牢な障壁を有する。 ・ 管理区域の出入口に出入管理装置を設け、人の出入りを常時監視する。 ・ 核燃料物質等の移動には、各部門長の承認を得て行うことにより、不法な移動を防止する。 ・ 除染室・分析室は、当社の敷地内に設置されており、敷地内に入構する際には、爆発性又は可燃性を有する物件などが不正に持ち込まれないことを確認する。</p> <p>[5.5.1-建 2] 当社内の情報システムに対しては、電気通信回線を通じた外部からの不正アクセスを遮断する。</p>
	<p>溢水による損傷の防止</p>	<p>[5.6.1-建 2] 第 1 種管理区域外への溢水の流出を防止するため、溢水防護区画を設定する。 ・ 溢水防護区画：図リ建-47 参照</p>

表ト建-1-3 付属建物除染室・分析室 仕様表 (10/15)

技術基準に基づく設計(注)	溢水による損傷の防止	[5.6.1-建 1] 第1種管理区域外への溢水の流出を防止するため、溢水防護区画境界の開口部に、溢水高さにスロッシングによる水位変動を考慮した水位高さ以上の堰を設置する。 堰の材料は、耐食性を有する材料とする。 ・ 堰の位置、構造、寸法、材料：表ト建-2-3 (3/4)、図リ建-57、59 参照  [5.6.1-建 3] 溢水防護区画外への溢水を検知し警報を発報し溢水の拡大を防止するために、堰に漏水検知警報設備(853)(次回以降申請)を設置する。  [5.6.1-建 4] 除染室・分析室内の部屋に設置する扉は、扉を介して溢水経路を形成できるように、水密性を有さず、かつノンエアタイト仕様とする。(図リ建-57 参照)  [5.6.1-建 6] 除染室・分析室の全ての制御盤については、配線用遮断器を設置し、火災防護対象設備(電気設備)については、没水許容高さよりも高い位置に設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-建 1] 汚染の発生するおそれのない区域(第2種管理区域)と汚染の発生するおそれのある区域(第1種管理区域)を設定する。なお、除染室・分析室は第1種管理区域に設定する。(図イ建-2 参照)  [7.1-建 2] 第1種管理区域は無窓構造とし、気体廃棄設備(1){608, 638, 639}(次回以降申請)により、室内の圧力を外気に対して負圧に維持する。 ・ 負圧 ウランの飛散するおそれのある部屋は 19.6Pa 以上  [7.1-建 6] 除染室・分析室内部の第1種管理区域の床、及び人が触れるおそれがある壁表面については、ウランが浸透しにくく、汚れがつきにくく除染が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料(建築基準法施行令第一条第六号に基づき国土交通大臣の認定を受けた難燃材料)で仕上げる。

表ト建-1-3 附属建物除染室・分析室 仕様表 (11/15)

技術基準に基づく設計(注)	閉じ込めの機能	<p>[7.1-建 3] 第1種管理区域と屋外の境界に設置されるエキスパンションジョイントは、止水シートを設置し漏えいの少ない設計とすることにより、負圧を維持する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ エクスパンションジョイントの位置 図イ建-5、図ト建-22~24 参照</li> <li>・ エクスパンションジョイントの構造・寸法・材料 図イ建-5 参照</li> </ul> <p>[7.1-建 4] 第1種管理区域の床面の下には、周辺監視区域外へ管理されない排水を排出する排水路はない。</p> <p>[7.1-建 5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、除染室・分析室には高さ160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。(図リ建-57 参照) なお、漏水検知警報設備は次回以降申請する。</p>
	遮蔽	<p>[8.1-建 1] 加工施設の線源による周辺監視区域外の線量が、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年8月31日原子力規制委員会告示第8号)で定められた線量限度より十分小さくなるように十分な厚さを有する壁を施設する。なお、遮蔽壁(工場棟転換工場の東側屋外){881}は次回以降申請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遮蔽評価に考慮する壁の位置・構造・寸法・材料 図ト遮-2 参照</li> <li>・ 周辺監視区域外における実効線量 7×10<sup>-2</sup>mSv/年</li> <li>・ 周辺監視区域外における線量限度 1mSv/年</li> </ul> <p>[8.2-建 1] 遮蔽設備としてコンクリート又はALCの壁を施設し、管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所における放射線業務従事者等の放射線影響を可能な限り低減する。</p>
	換気	<p>[9.1-建 1] 115,000m<sup>3</sup>/時以上の排気能力を有する気体廃棄設備(1)(次回以降申請)を施設できる構造とする。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	<p>[10.1-建 1] 除染室・分析室内部の第1種管理区域の床、及び人が触れる恐れがある壁表面を、ウランが浸透しにくく、汚れがつきにくく除染が容易で腐食しにくい樹脂系塗料(建築基準法施行令第一条第六号に基づき国土交通大臣の認定を受けた難燃材料)で仕上げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 塗装範囲 床面から高さ2m以下</li> </ul>

表ト建-1-3 付属建物除染室・分析室 仕様表 (12/15)

技術基準に基づく設計(注)	安全機能を有する施設	<p>[11.1-建1] 通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧下及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮する。</p> <p>[11.2-建1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。</p> <p>[11.4-建1] 不純物分析設備(次回以降申請)は、使用施設と共用するが、使用施設との共用においても、核的制限値を超えないように管理するとともに、加工施設と同じ取扱方法によって管理するため、共用により加工施設の安全性を損なわない。</p> <p>[11.1-建5] 気体廃棄設備(次回以降申請)停止により、第1種管理区域の排風機が停止することにより、第1種管理区域内の空气中ウランが建物の微小な隙間から建物外へ漏えいする状況であるが、第1種管理区域の負圧が低下するもの他の安全機能に影響を及ぼすことなく、それぞれの安全機能を設計どおりに発揮する。</p>
	搬送設備	—
	警報設備等	<p>[13.1-建1] 除染室・分析室の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(次回以降申請)を設置する。</p> <p>[13.1-建2] 火災を早期に感知し報知するために消防法に基づき自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)を設置する。 ([4.1-建1]参照)</p>
	安全避難通路等	<p>[13.2.1-建1] 単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通路{902,905})及び避難口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 位置 図リ建-11 参照</li> </ul> <p>[13.2.1-建2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼル発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(16台)及び誘導灯(9個))を設置する。 上記設備の諸元を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 位置 図リ建-11 参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施行規則に定められた距離以下となるように設置する。</li> <li>・ 誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級及びC級の認定品とする。</li> </ul>
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—

表ト建-1-3 付属建物除染室・分析室 仕様表 (13/15)

技術基準に基づく設計(注)	非常用電源設備	<p>[16.1-建 1]</p> <p>全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は以下の通り、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する。なお、非常用ディーゼル発電機{888}は次回以降申請する。</p> <p style="text-align: center;">非常用設備電源接続系統一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">設備</th> <th>非常用ディーゼル発電機</th> <th>無停電電源装置</th> <th>内蔵バッテリー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用通報設備</td> <td>非常ベル設備*1</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>放送設備*2</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td></td> <td rowspan="2">通信連絡設備(電話設備)</td> <td>有線式*3</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>無線式</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自動火災報知設備</td> <td>火災感知設備*4</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>警報設備(ベル)*5</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1: 警報盤を介して接続                      *4: 受信器を介して接続 *2: 放送設備本体を介して接続           *5: 中継盤を介して接続 *3: 電話交換機を介して接続</p> <p>[16.1-建 2]</p> <p>全ての緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、副変電所の切替器を介して非常用ディーゼル発電機に接続する。なお、非常用ディーゼル発電機は次回以降申請する。</p> <p style="text-align: center;">非常用設備電源接続系統一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>設備</th> <th>非常用ディーゼル発電機</th> <th>無停電電源装置</th> <th>内蔵バッテリー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急対策設備(1)</td> <td>非常用照明</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>誘導灯</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p>[16.2-建 1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ バッテリーを内蔵している以下の非常用設備は外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、バッテリーによりその機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。             <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 非常用通報設備                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放送設備、通信連絡設備(電話設備{890, 893}(有線式))</li> </ul> </li> <li>□ 自動火災報知設備                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火災感知設備</li> <li>・ それに連動する警報設備</li> </ul> </li> <li>□ 緊急対策設備(1)                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常用照明</li> <li>・ 誘導灯</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・ 以下の設備については、外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、無停電電源装置から継続して給電され、機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常用通報設備(非常ベル設備)</li> <li>・ 非常用通報設備(放送設備)</li> </ul> </li> <li>・ 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備(無線式)))については、バッテリーを内蔵し、連続して機能を維持する。</li> </ul>		設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー	非常用通報設備	非常ベル設備*1	○	○	-		放送設備*2	○	○	○		通信連絡設備(電話設備)	有線式*3	-	○		無線式	-	○		自動火災報知設備	火災感知設備*4	-	○			警報設備(ベル)*5	-	○		設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー	緊急対策設備(1)	非常用照明	○	-	○		誘導灯	○	-	○
		設備			非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー																																												
非常用通報設備			非常ベル設備*1	○	○	-																																													
	放送設備*2	○	○	○																																															
	通信連絡設備(電話設備)	有線式*3	-	○																																															
		無線式	-	○																																															
	自動火災報知設備	火災感知設備*4	-	○																																															
		警報設備(ベル)*5	-	○																																															
	設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリー																																															
緊急対策設備(1)	非常用照明	○	-	○																																															
	誘導灯	○	-	○																																															

表ト建-1-3 附属建物除染室・分析室 仕様表 (14/15)

<p>技術基準に基づく設計(注)</p>	<p>通信連絡設備</p>	<p>[17-1-建1]                  事故発生時に周辺作業者への周知及び管理区域外への連絡、工場内への放送連絡、工場外との通信連絡のために、以下の通報設備、及び多様性を確保した電話設備を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 非常用通報設備(放送設備(スピーカー)):9台</li> <li>□ 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備)):有線式4台、無線式1台</li> <li>□ 非常用通報設備(非常ベル設備):2個</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置                      図リ建-22 参照</li> </ul>
	<p>その他事業許可で求める仕様</p>	<p>[99-建1]                  更なる安全裕度の向上策として、耐震重要度分類第1類の除染室・分析室は、静的地震力3Ciに対して概ね弾性範囲とする。</p> <p>[99-建2]                  耐震重要度分類第1類の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、水平地震力1.0Gで弾性範囲とする。</p> <p>[99-建3]                  更なる安全裕度の向上策として、F3竜巻(最大風速92m/s)に対し、除染室・分析室に竜巻防護ラインを設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 竜巻防護ラインの設定について                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 核燃料物質の保管・貯蔵を行う部分を竜巻防護ラインの内とする。</li> </ul> </li> <li>・ 竜巻防護ライン                      図イ建-9、図イ建-11-1 参照</li> <li>・ 竜巻防護ラインの構成と竜巻荷重に対する評価                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 除染室・分析室の外壁(サイディング)                              サイディング補強により、終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。</li> <li>□ 除染室・分析室の鉄扉                              鉄扉の補強、交換又は新設(SD-220 は次回以降申請)により終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。</li> </ul> </li> </ul> <p>[99-建4]                  F3竜巻に対し、除染室・分析室の屋根(折板)は損傷するおそれがあるため、設備・機器等の建物外への飛散防止及び敷地外からの飛来物の屋内への落下防止として、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット){854}を設置する。(次回以降申請)</p> <p>[99-建5]                  F3竜巻による、敷地外からの想定飛来物で、運動エネルギーの大きい軽トラック、プレハブ物置(大)に対して、外壁は貫通しない構造とする。                  なお、更なる安全裕度のため、敷地外からの飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンス{885}を設置する。(次回以降申請)                  また、公道沿いには、飛来物を防護できる鉄筋コンクリート造の一般建物等があるが、評価では、一般建物には期待しない。</p>
<p>添付図</p>		<p>図イ建-1 敷地内建物配置図                  図イ建-1-1(1/4) 工場棟、放射線管理棟、附属建物 補強箇所説明図(1階)                  図イ建-1-1(2/4) 工場棟、放射線管理棟、附属建物 補強箇所説明図(2階)                  図イ建-1-1(3/4) 工場棟、放射線管理棟、附属建物 補強箇所説明図(3階)                  図イ建-1-1(4/4) 工場棟、放射線管理棟、附属建物 補強箇所説明図(R階)                  図イ建-1-2(4/4) 工場棟、放射線管理棟、附属建物 建物の補強工事と各影響評価との関係(4)                  図イ建-2 工場棟、放射線管理棟、附属建物 管理区域区分図(1階)                  図イ建-5(1/3) 工場棟、放射線管理棟、附属建物 エキスパンションジョイント設置位置図(1階)                  図イ建-6 工場棟、放射線管理棟、附属建物 火災区域(1階)                  図イ建-8-1(3/4) 工場棟、放射線管理棟、附属建物 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(3)</p>

表ト建-1-3 付属建物除染室・分析室 仕様表 (15/15)

添付図	<p>図イ建-8-1(4/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(4)</p> <p>図イ建-8-2 (1/8) 外部火災・爆発の影響評価(1)</p> <p>図イ建-8-2 (2/8) 外部火災・爆発の影響評価(2)</p> <p>図イ建-8-2 (3/8) 外部火災・爆発の影響評価(3)</p> <p>図イ建-8-2 (4/8) 外部火災・爆発の影響評価(4)</p> <p>図イ建-8-2 (5/8) 外部火災・爆発の影響評価(5)</p> <p>図イ建-8-2 (6/8) 外部火災・爆発の影響評価(6)</p> <p>図イ建-8-2 (7/8) 外部火災・爆発の影響評価(7)</p> <p>図イ建-8-2 (8/8) 外部火災・爆発の影響評価(8)</p> <p>図イ建-9 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッター配置及び竜巻防護ライン(1階)</p> <p>図イ建-11-1 工場棟、放射線管理棟、付属建物 竜巻防護ライン(屋根部)</p> <p>図イ建-12 工場棟、放射線管理棟、付属建物 建具表</p> <p>図イ建-13 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッター補強及びガラリ固縛概要図</p> <p>図ト建-22 付属建物 除染室・分析室 建物平面図</p> <p>図ト建-23 付属建物 除染室・分析室 建物立面図</p> <p>図ト建-24 付属建物 除染室・分析室 建物断面図</p> <p>図ト建-25 付属建物 除染室・分析室 杭及び基礎伏図</p> <p>図ト建-26 付属建物 除染室・分析室 梁伏図(1FL+4100付近)</p> <p>図ト建-27 付属建物 除染室・分析室 屋根梁伏図</p> <p>図ト建-28 付属建物 除染室・分析室 Q'、R通り軸組図</p> <p>図ト建-29 付属建物 除染室・分析室 S、T通り軸組図</p> <p>図ト建-30 付属建物 除染室・分析室 20、23'通り軸組図</p> <p>図ト建-31 付属建物 除染室・分析室 26通り軸組図</p> <p>図ト建-32 付属建物 除染室・分析室 T'、26'通り軸組図</p> <p>図ト建-33 付属建物 除染室・分析室 26'通り補強詳細図</p> <p>図ト建-34 付属建物 除染室・分析室 屋根面鉄骨補強及び折板追設補強概略図</p> <p>図ト遮-2 付属建物 除染室・分析室 遮蔽関係図(建物平面)</p> <p>図リ建-11 付属建物 除染室・分析室 緊急対策設備(1)非常用照明、誘導灯、安全避難通路</p> <p>図リ建-22 付属建物 除染室・分析室 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)</p> <p>図リ建-34 付属建物 除染室・分析室 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備</p> <p>図リ建-35 消火設備 屋外消火栓配置図</p> <p>図リ建-35-1 消火設備 屋外消火栓からのアクセスルート</p> <p>図リ建-35-2 消火設備 防火水槽配置図</p> <p>図リ建-46 付属建物 除染室・分析室 消火設備 消火器</p> <p>図リ建-47 緊急対策設備(3) 溢水防護区画(1/3)</p> <p>図リ建-57 付属建物 除染室・分析室 緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)</p> <p>図リ建-59 緊急対策設備(3) 堰(一部脱着式)脱着部詳細図</p> <p>図リ電建-1 非常用照明・誘導灯(転換工場、第2核燃料倉庫、除染室・分析室) 非常用ディーゼル発電機負荷系統図</p>
-----	---

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { }内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[ ]内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-建1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 建1を示す。

[5.2.1-建1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 建1を示す。

[99-建1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建1を示す。

表ト建-2-1 放射線管理棟 主要な構造材の仕様表(1/4)

<p>建物の種類</p>	<p>(1) 本体及び増築部                  構造：鉄筋コンクリート造                  壁：鉄筋コンクリート                  屋根：鉄筋コンクリート                  基礎：杭基礎                  支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持                  地盤：N値30以上の砂礫層</p> <p>(2) 廃棄物一時貯蔵所                  構造：鉄骨造                  壁：サイディング                  屋根：折板                  基礎：杭基礎                  支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持                  地盤：N値30以上の砂礫層</p> <p>(3) 床                  構造：土間コンクリート（本体、増築部及び廃棄物一時貯蔵所）                  支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持                  地盤：長期許容応力度 50kN/m<sup>2</sup> 以上、短期許容応力度 100kN/m<sup>2</sup> 以上の地表近くのローム層</p>
<p>主要な構造材</p>	<p>(1) 本体及び増築部</p> <p>① 鉄筋コンクリート                  鉄筋：JIS G3112 に定める鉄筋                  JIS A5308 に定めるコンクリート（密度：□□g/cm<sup>3</sup> 以上）                  既設基礎梁：設計基準強度 □□N/mm<sup>2</sup>                  既設躯体部：設計基準強度 □□N/mm<sup>2</sup>                  増打ち部：設計基準強度 □□N/mm<sup>2</sup></p> <p>② 外壁：上記の鉄筋コンクリート</p> <p>③ 屋根：上記の鉄筋コンクリート</p> <p>④ 杭：JIS A5372 に定める遠心力鉄筋コンクリート杭（既存：本体部）                  杭長さ：□□m                  杭径寸法：□□mm                  杭先端深度：GL-8.2m（杭長さ+基礎）                  杭：JIS A5372 に定める遠心力鉄筋コンクリート杭（既存：増築部）                  杭長さ：□□m                  杭径寸法：□□mm                  杭先端深度：GL-9.15m（杭長さ+基礎）</p> <p>(2) 廃棄物一時貯蔵所</p> <p>① 鉄骨：JIS G3192 に定める山形鋼、H形鋼</p> <p>② 外壁：サイディング JIS G3322 に定める □□□□</p> <p>③ 屋根：折板 JIS G3302 に定める □□□□</p> <p>④ 杭：JIS A5372 に定める遠心力鉄筋コンクリート杭（既存：廃棄物一時貯蔵所）                  杭長さ：□□m                  杭径寸法：□□mm                  杭先端深度：GL-8.0m（杭長さ+基礎）</p>

(参考)

- 添付説明書-建2-III
- 添付説明書-建2-VII
- 添付説明書-建3-III
- 添付説明書-建3-VII



表ト建-2-1 放射線管理棟 主要な構造材の仕様表(2/4)

耐震性能及び耐竜巻性能等の適合に関する主要な構造材基本仕様

項目	仕様 (工事番号及び工事名称)	対象図面
耐震性能 向上	(1) 本体及び増築部 6-a. 壁新設補強 新設壁厚さ: <input type="text"/> mm 他 鉄筋: D10 <input type="text"/> 他 あと施工アンカー: D13 <input type="text"/> 他 6-f. エキスパンションジョイント改造 <sup>(注1)</sup> 鋼板: 板厚 (屋外) <input type="text"/> mm <input type="text"/> (屋内) <input type="text"/> mm <input type="text"/>	(1) 本体及び増築部 6-a. 図ト建-5~6、 11、15~16、21 6-f. 図イ建-5(1/3)、 図ト建-1~6、16  (2) 本体 6-b. 図ト建-5、13、 19 (3) 廃棄物一時貯蔵所 6-c. 図ト建-5、14、 20 6-d. 図ト建-6 6-e. 図ト建-6、11、 12、20  (参考) 図イ建-1-1(1/4) 添付説明書-建 2-III 添付説明書-建 2-VII 添付説明書-建 2- 付録 2
	(2) 本体 6-b. 壁増打ち補強 増打ち厚さ: <input type="text"/> mm 他 鉄筋: D13 <input type="text"/> あと施工アンカー: D22 <input type="text"/> シアコネクター: D13 <input type="text"/> (3) 廃棄物一時貯蔵所 6-c. 鉄骨ブレース新設 鉄骨: <input type="text"/> 他 6-d. 屋根面ブレース追設 鉄骨: <input type="text"/> 6-e. 方杖追設補強 鉄骨: <input type="text"/> 他 あと施工アンカー: D16 <input type="text"/>	
耐竜巻 性能向上	(1) 廃棄物一時貯蔵所及び廃水処理室 6-g. 外壁更新 外壁: サイディング <input type="text"/> 板厚 <input type="text"/> mm 外壁下地材: <input type="text"/> 他 発泡性耐火被覆材: 厚さ <input type="text"/> mm 鋼板: 板厚 <input type="text"/> mm <input type="text"/> 他 ALC: 厚さ <input type="text"/> mm <input type="text"/> (2) 本体 6-h. 鉄扉補強 鉄扉補強材 鉄骨: <input type="text"/> (3) 本体及び増築部 6-i. 鉄扉交換 鋼板: 板厚 <input type="text"/> mm <input type="text"/>	(1) 廃棄物一時貯蔵所 及び廃水処理室 6-g. 図ト建-1~2、 5、12、14、20  (2) 本体 6-h. 図イ建-9、12~ 13、図ト建-1~2 (3) 本体及び増築部 6-i. 図イ建-9、12、 図ト建-1~2  (参考) 図イ建-1-1(1/4) 添付説明書-建 3-III 添付説明書-建 3-VII

注 1) 放射線管理棟前室との間のエキスパンションジョイント⑥は表ト建-2-2 に示す。

表ト建-2-1 放射線管理棟 主要な構造材の仕様表(3/4)

その他の加工施設 非常用設備に関する基本仕様(1/2)

工事名称	仕様	対象図面
(1) 堰 (固定式) (注1)	①設置個所：洗濯室、通路(3)、更衣室(1) ②使用部材 ・堰の高さ：□mm (設計確認値：□mm以上(3個)) ・堰の材質：□ ・鋼材の構成 等辺山形鋼 ・断面寸法 等辺山形鋼：□ ・アンカーボルト 材質：□ アンカーボルト径：□ ・コーキング材 耐薬品性を有する □	(1) 堰(固定式) 図リ建-58  (参考) 添説建 2-XI. 3-1 表 添説建 2-XI. 4-1 表
(2) 堰 (一部脱着式) (注2)	①設置個所：廃棄物一時貯蔵所 ②使用部材 (脱着部) ・堰の高さ：□mm (設計確認値：□mm以上(1個)) ・側柱の材料 材質：□ 寸法：板厚 □mm ・止水板 □ ・アンカーボルト 材質：□ アンカーボルト径：□ ・コーキング材 耐薬品性を有する □ ③使用部材 (固定部) ・堰の高さ：□mm (設計確認値：□mm以上(1個)) ・堰の材質：□ ・鋼材の構成 等辺山形鋼に鋼板を溶接接合 ・断面寸法 等辺山形鋼：□ 鋼板：□ ・アンカーボルト 材質：□ アンカーボルト径：□ ・コーキング材 耐薬品性を有する □	(2) 堰(一部脱着式) 図リ建-58、59  (参考) 添説建 2-XI. 3-1 表 添説建 2-XI. 5-1 表

注1) リ その他の加工施設 4. 工事の方法 4. 1-6(1)d. 参照

注2) リ その他の加工施設 4. 工事の方法 4. 1-6(1)e. 参照

表ト建-2-1 放射線管理棟 主要な構造材の仕様表(4/4)

主要な部材寸法及び材質

工事番号及び工事名称	区分	部材寸法	材質
6-a. 壁新設補強	新設	鉄筋：D10 及び D13 あと施工アンカー：D13、D16 ：D19	
6-b. 壁増打ち補強	新設	鉄筋：D13 あと施工アンカー：D22 シアコネクター：D13	
6-c. 鉄骨ブレース新設	新設	鉄骨： 鉄骨：	
	既設	鉄骨： 鉄骨：	
6-d. 屋根面ブレース追設	新設	鉄骨：	
	既設	鉄骨： 鉄骨： 鉄骨：	
6-e. 方杖追設補強	新設	鉄骨： 鉄骨： あと施工アンカー：D16	
6-f. エキスパンション ジョイント・カバー改造	新設	鋼板：板厚（屋外） <input type="text"/> mm （屋内） <input type="text"/> mm	
6-g. 外壁更新	新設	<input type="text"/> ：板厚 <input type="text"/> mm 鉄骨： 鉄骨： 鉄骨：  鋼板：板厚（外側） <input type="text"/> mm （内側） <input type="text"/> mm ALC：厚さ <input type="text"/> mm	
6-h. 鉄扉補強	新設	鉄扉補強材 <input type="text"/>	
6-i. 鉄扉交換	新設	鋼板：板厚 <input type="text"/> mm	

(参考)

- 添説建 2-III. 1.6-17 表
- 添説建 2-VII. 1.2-1 表
- 添付説明書-建 2-付録 2
- 添説建 3-III. 1.4-1 表
- 添説建 3-VII. 1.4-1 表
- 添説建 3-XI. 3.8-1 表

表ト建-2-2 付属建物放射線管理棟前室 主要な構造材の仕様表(1/2)

建物の種類	<p>(1)前室                  構造：鉄筋コンクリート造                  壁：鉄筋コンクリート                  屋根：鉄筋コンクリート                  基礎：直接基礎（地盤改良（長期地耐力 50kN/m<sup>2</sup>）                  支持方法：基礎梁下面から深さ約 1m までの範囲を地盤改良した支持地盤で直接支持                  地盤：長期許容応力度 50kN/m<sup>2</sup> 以上、短期許容応力度 100kN/m<sup>2</sup> 以上の地表近くのローム層</p> <p>(2)床                  構造：床スラブ                  支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持                  地盤：長期許容応力度 50kN/m<sup>2</sup> 以上、短期許容応力度 100kN/m<sup>2</sup> 以上の地表近くのローム層</p>
主要な構造材	<p>(1)前室                  ①鉄筋コンクリート                  JIS G3112 に定める鉄筋                  JIS A5308 に定めるコンクリート（密度：□g/cm<sup>3</sup> 以上）                  新設：設計基準強度 □N/mm<sup>2</sup></p>

(参考)

添付説明書-建 2-VIII

添付説明書-建 3-VIII

耐震性能及び耐竜巻性能等の適合に関する主要な構造材基本仕様

項目	仕様	対象図面
構造材基本仕様	<p>(1)前室                  ①鉄筋コンクリート                  柱：□mm×□mm                  梁厚：□mm×□mm 他                  壁厚：□mm                  屋根：□mm                  床厚：□mm                  鉄筋：D10、D13 及び D16 □、D19 □                  シート防水：厚さ □mm □</p> <p>②鉄扉新設                  鋼板：板厚 1.6mm □</p> <p>③エキスパンションジョイント改造                  鋼板：板厚（屋外）□mm □                  （屋内）□mm □                  止水シート：厚さ □mm □</p>	<p>(1)前室                  ①②③                  図イ建-5(1/3)、9、12                  図ト建-1、2、4~10、17、18</p> <p>(参考)                  図イ建-1-1(1/4)                  添付説明書-建 2-VIII                  添付説明書-建 3-VIII                  添付説明書-建 2-付録 2</p>

表ト建-2-2 付属建物放射線管理棟前室 主要な構造材の仕様表(2/2)

主要な部材寸法及び材質

工事番号及び工事名称	区分	部材寸法	材質
7-a. 放射線管理棟前室新設	新設	鉄筋：D10、D13、D16 鉄筋：D19 鉄扉：厚さ <input type="text"/> mm シート防水：厚さ <input type="text"/> mm	
		鋼板：板厚（屋外） <input type="text"/> mm （屋内） <input type="text"/> mm 止水シート：厚さ <input type="text"/> mm	

(参考)

添説建 2-VIII. 1.5-1 表~5-4 表

添付説明書-建 2-付録 2

表ト建-2-3 付属建物除染室・分析室 主要な構造材の仕様表(1/4)

<p>建物の種類</p>	<p>(1) 本体                  構造：鉄骨造                  壁：ALC+サイディング                  屋根：折板（二重構造）                  基礎：杭基礎                  支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持                  地盤：N値30以上の砂礫層</p> <p>(2) 床                  構造：土間コンクリート（本体）                  支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持                  地盤：長期許容応力度 50kN/m<sup>2</sup> 以上、短期許容応力度 100kN/m<sup>2</sup> 以上の地表近くのローム層</p>
<p>主要な構造材</p>	<p>(1) 本体</p> <p>① 鉄骨：JISG3192 に定める山形鋼、溝型鋼、H型鋼                  JISG3466 に定める角形鋼</p> <p>② 外壁：JIS A5416 に定める軽量気泡コンクリート(ALC)                  サイディング：JIS G3322 に定める <input type="text"/></p> <p>③ 屋根：折板                  既設：JIS G3302 に定める <input type="text"/>                  新設：JIS G3322 に定める <input type="text"/></p> <p>④ 杭：場所打ちアースドリル杭（既存部）                  杭長さ：<input type="text"/>m                  杭径寸法：<input type="text"/>mm                  杭先端深度：GL-10.20m（杭長さ+基礎）                  杭：鋼管杭（国交省認定番号：TACP-0126）（新設部）                  杭長さ：<input type="text"/>m                  杭径寸法：<input type="text"/>mm、厚さ<input type="text"/>mm                  杭先端深度：GL-8.05m（杭長さ+基礎）</p> <p>⑤ 鉄筋コンクリート                  鉄筋：JIS G3112 に定める鉄筋                  JIS A5308 に定めるコンクリート（密度：<input type="text"/>g/cm<sup>3</sup> 以上）                  既設躯体全般：設計基準強度 <input type="text"/>N/mm<sup>2</sup>                  柱脚補強部：設計基準強度 <input type="text"/>N/mm<sup>2</sup>                  新設基礎部：設計基準強度 <input type="text"/>N/mm<sup>2</sup></p>

(参考)

- 添付説明書-建2-IX
- 添付説明書-建3-IX

表ト建-2-3 付属建物除染室・分析室 主要な構造材の仕様表(2/4)

耐震性能及び耐竜巻性能等の適合に関する主要な構造材基本仕様

項目	仕様	対象図面
耐震性能 向上	(1)本体 8-a. 柱脚補強 柱脚補強：鉄筋コンクリート <input type="text"/> mm× <input type="text"/> mm 鉄筋：D19 <input type="text"/> あと施工アンカー：D13 <input type="text"/> 8-b. 鉄骨ブレース交換補強 鉄骨： <input type="text"/> 他 8-c. 屋根面鉄骨補強 鉄骨： <input type="text"/> 他 8-e. エキスパンションジョイント改造 <sup>(注1)</sup> 鋼板：板厚（屋外） <input type="text"/> mm <input type="text"/> （屋内） <input type="text"/> mm <input type="text"/> 止水シート：厚さ <input type="text"/> mm <input type="text"/>	(1)本体 8-a. 図ト建-25、28~31 8-b. 図ト建-25、30~31 8-c. 図ト建-27~29、34 8-e. 図イ建-5(1/3)、 図ト建-22~24  (参考) 図イ建-1-1(1/4)~(2/4) 添付説明書-建 2-IX 添付説明書-建 2-付録 2
耐竜巻 性能向上	(1)本体 8-f. 外壁サイディング補強 新設杭： <input type="text"/> mm、厚さ <input type="text"/> mm（鋼管杭） 新設基礎：鉄筋コンクリート 鉄筋：D13 <input type="text"/> あと施工アンカー：D13 <input type="text"/> 外壁下地材： <input type="text"/> 他 外壁：サイディング <input type="text"/> 板厚 <input type="text"/> mm 8-g. 鉄扉補強 鉄扉補強材 鉄骨： <input type="text"/> 8-h. 鉄扉及びシャッター交換 鋼板：板厚 <input type="text"/> mm <input type="text"/> 8-i. 折板追設補強 折板：板厚 <input type="text"/> mm <input type="text"/>	(1)本体 8-f. 図ト建-22~23、 25~33 8-g. 図イ建-9、12~13 図ト建-22~23 8-h. 図イ建-9、12 図ト建-22~23 8-i. 図ト建-23、27、34  (参考) 図イ建-1-1(1/4)~(2/4) 添付説明書-建 3-IX
その他 延焼防止及び 閉じ込め性能 向上	(1)本体 8-d. 間仕切り壁更新 下地材： <input type="text"/> 石膏ボード：板厚 <input type="text"/> mm <input type="text"/> 及び <input type="text"/> mm <input type="text"/>	(1)本体 8-d. 図ト建-22  (参考) 図イ建-1-1(1/4) 添付説明書-建 1

注1) 第2核燃料倉庫との間のエキスパンションジョイント③は表へ建-2-1に示す。

表ト建-2-3 附属建物除染室・分析室 主要な構造材の仕様表(3/4)

その他の加工施設 非常用設備に関する基本仕様(1/2)

工事名称	仕様	対象図面
(1) 堰 (固定式) <sup>(注1)</sup>	①設置個所：除染室(2)、分析室 ②使用部材 ・堰の高さ：□mm (設計確認値：□mm以上(4個)) ・堰の材質：□ ・鋼材の構成 等辺山形鋼に鋼板を溶接接合 ・断面寸法 等辺山形鋼：□ 鋼板：□ ・アンカーボルト 材質：□ アンカーボルト径：□ ・コーキング材 耐薬品性を有する□	(1) 堰(固定式) 図リ建-57  (参考) 添説建 2-XI. 3-1 表 添説建 2-XI. 4-1 表
(2) 堰 (一部脱着式) <sup>(注2)</sup>	①設置個所：除染室(2) ②使用部材 (脱着部) ・堰の高さ：□mm (設計確認値：□mm以上(1個)) ・側柱の材料 材質：□ 寸法：板厚□mm ・止水板 □ ・アンカーボルト 材質：□ アンカーボルト径：□ ・コーキング材 耐薬品性を有する□ ③使用部材 (固定部) ・堰の高さ：□mm (設計確認値：□mm以上(1個)) ・堰の材質：□ ・鋼材の構成 等辺山形鋼に鋼板を溶接接合 ・断面寸法 等辺山形鋼：□ 鋼板：□ ・アンカーボルト 材質：□ アンカーボルト径：□ ・コーキング材 耐薬品性を有する□	(2) 堰(一部脱着式) 図リ建-57  (参考) 添説建 2-XI. 3-1 表 添説建 2-XI. 5-1 表

注1) リ その他の加工施設 4. 工事の方法 4.1-8(1)d. 参照

注2) リ その他の加工施設 4. 工事の方法 4.1-8(1)e. 参照



表ト建-2-3 付属建物除染室・分析室 主要な構造材の仕様表(4/4)

主要な部材寸法及び材質

工事番号及び工事名称	区分	部材寸法	材質
8-a. 柱脚補強	新設	鉄筋：D19 あと施工アンカー：D13	
	既設	鉄骨： 鉄骨： 鉄骨： 鉄骨：	
8-b. 鉄骨ブレース交換補強	新設	鉄骨： 鉄骨： 鉄骨： 鉄骨：	
	既設	鉄骨：	
8-c. 屋根面鉄骨補強	新設	鉄骨： 鉄骨： 鉄骨： 鉄骨： 鉄骨：	
	既設		
8-d. 間仕切り壁更新	新設	下地材：□	
8-e. エキспанション ジョイント改造	新設	鋼板：板厚（屋外）□mm （屋内）□mm 止水シート：厚さ□mm	
8-f. 外壁サイディング補強	新設	新設杭：□、厚さ□mm 鉄筋：D13 あと施工アンカー：D13 外壁下地材：□他 □：板厚□mm	
8-g. 鉄扉補強	新設	鉄扉補強材 □	
8-h. 鉄扉及びシャッター交換	新設	鋼板：板厚□mm	
8-i. 折板追設補強	新設	□：板厚□mm	

(参考)

添説建 2-IX. 1.6-1 表～6-9 表

添付説明書-建 2-付録 2

添説建 3-IX. 1.4-1 表

表 1-3-1 放射線管理棟 建物の各部位の仕様表(1/5)

建物名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法 (mm) 厚t、高h	図番号	工事内容
放射線管理棟本体	1 階	東側 (24'通り)	廃水処理室と屋外との境界 (E-F'通り間)  廃棄物一時貯蔵所と屋外との境界 (C'-D' 通り間)	外壁 管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界 F3電巻防護ライン ALC 鋼板		-	更新
				外壁 管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界 F3電巻防護ライン サイディング (外側)			
				耐火被覆材 (内側)			
		東側 (25'通り)	廃棄物一時貯蔵所と前室の境界 (D'-E'通り間)	管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界 シヤツタ (1基) + 扉23 (脱着式)		既設 (旧:新設)	
				外壁 火災区域境界 F3電巻防護ライン RC			
				鉄扉 (SD-65)			
		南側 (16'通り)	管理室と屋外との境界 (16'-25' 通り間)	外壁 火災区域境界 F3電巻防護ライン RC		新設	
				鉄扉 (SD-83, SD-84)			
				RC			
		南側 (15'通り)	更衣室(1)と屋外との境界 (17-18'通り間)	管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界 F3電巻防護ライン RC		交換	
				鉄扉 (SD-56) + 扉26 (固定式)			
				RC			
		南側 (14-15'通り間)	備品室(1)/階段室(1)と屋外との境界 (15-17'通り間)	F3電巻防護ライン RC		既設	
				鉄扉 (SD-57)			
				RC			
南側 (14-15'通り間)	通路(1)/洗面所(1)と屋外との境界 (14-15'通り間)	RC		既設			
		鉄扉 (SD-57)					
		RC					
南側 (14-15'通り間)	通路(1)/洗面所(1)と屋外との境界 (14-15'通り間)	RC		既設			
		鉄扉 (SD-57)					
		RC					

表 1 建-3-1 放射線管理棟 建物の各部位の仕様表 (2/5)

建物名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法 (mm) 厚、高	図番号	工事内容	
放射線管理棟 本体	1 階	西側 (18通り)	管理室と屋外との境界 (B-C 通り間)	RC			既設	
			備品室(2)/通路(3)と屋外との境界 (C-E 通り間)	RC			既設	
		西側 (14通り)	通路(1)と屋外との境界 (E-F 通り間)	RC			既設	
			通路(1)/洗面所(1)と組立工場との境界 (14-15通り間)	RC 鉄扉 (SD-55)			交換 (既:新設)	
		北側 (F通り)	備品室(1)/腐敗室(1)と成型工場との境界 (15-17通り間)	管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界 F3電巻防護ライン			RC 鉄扉 (SD-71)	補強
				管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界			RC	交換
		北側 (E通り)	更衣室(1)~脱水処理室と成型工場との境界 (17-21通り間)	管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界			鉄扉 (1基)	既設 (一部補強)
				火災区域境界			RC 鉄扉 (3基)	既設
		北側 (E通り)	廃棄物一時貯蔵所と屋外との境界 (24-25 通り間)	外壁 管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界 F3電巻防護ライン			サイディング (外側) 耐火被覆材 (内側)	更新
								新設

(注) 網掛けは他の部位と共有していることを示す。

表 1 放射線管理棟 建築物の各部位の仕様表 (3/5)

建物名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法 (mm) 厚t、高h	図番号	工事内容		
放射線管理棟 本体	1 階	洗面所(1)と脱衣室(1)との境界 (15通り、E-F通り間)	F3電巻防護ライン	RC		図ト建-13.19	補強		
								管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界	RC
		更衣室(1)と洗面所(2)との境界 (16通り、E-F通り間)	火災区域境界	RC					
		通路(3)と換気室との境界 (19通り、C'-D'通り間)	-	RC					
		通路(2)と更衣室(2)との境界 (19通り、E-F通り間)	-	RC					
		更衣室(2)とシャワー室との境界 (20通り、E-F通り間)	-	RC					
		シャワー室/更衣室(2)と洗面室との境界 (21通り、D'-E通り間)	-	RC					
		シャワー室と機械室との境界 (21通り、E-F通り間)	火災区域境界	RC					
		洗濯室と医薬物任諾室との境界 (22通り、D'-E通り間)	-	RC					
		脱衣室(2)と通路(4)との境界 (22通り、E-F通り間)	-	CB (コンクリートブロック)					
		通路(4)と脱水処理室との境界 (22.5通り、E-F通り間)	火災区域境界	RC					
					鉄源(1基)				

表 1 建-3-1 放射線管理棟 建物の各部位の仕様表 (4/5)

建物名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法 (mm) 厚、高	図番号	工事内容					
放射線管理棟本体	1 階	作業室と廃棄物一時貯蔵所との境界 (2)通り、C'-D'通り間)	RC	CB (コンクリートブロック) RC CH+RC  鉄扉 (1基) +RC24		-	既設					
		管理室(非管理区域)と検査室/作業室/廃棄物一時貯蔵所等との境界 (C'通り、18-25'通り間) (22.5通り、C'-D'通り間)	管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界				既設 (一部新設)					
		備品室(2)と通路(3)との境界 (D'通り、18-19通り間)	RC				既設					
		廃棄物缶詰室と作業室との境界 (D'通り、22-24通り間)	RC				既設					
		備品室(2)と洗面所(2)/通路(2)との境界 (E'通り、18-19通り間)	RC				既設					
		機械室/脱酸室(2)と洗滌室との境界 (E'通り、21-22通り間)	RC				既設					
		通路(4)と廃棄物缶詰室との境界 (E'通り、22-22.5通り間)	RC  鉄扉(1基)				既設					
		廃水処理室と廃棄物缶詰室との境界 (E'通り、22.5-23通り間)	RC				既設					
		廃水処理室と廃棄物缶詰室との境界 (E'通り、23-24通り間)	RC				既設					

表 1 建-3-1 放射線管理棟 建物の各部位の仕様表 (5/5)

建物名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法 (mm) 厚t、高h	図番号	工事内容		
放射線管理棟 本体	1 階	管理区域の床 (17-18通り間、E-F通り間) (18-24通り間、C-F通り間) (24-25' 通り間、C'-E通り間)	管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界	土間コンクリート		-	既設		
			非管理区域の床 (18-25' 通り間、B'-C'通り間)	土間コンクリート					
		天井	成型工場機械室 (南側、非管理区域) との 境界 (14-21.5通り間、E-F通り間)	RC				既設	
			廃棄物一時貯蔵所 (24-25' 通り間、C'-E通り間)	折板					
		屋根	その他管理区域部	RC					既設
			管理室 (非管理区域)	RC					
				RC					

(注) 網掛けは他の部位と共有していることを示す。

表 1 建-3-2 付属建物放射線管理棟前室 建物の各部位の仕様表 (1/1)

建物名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法 (mm) 厚t、高h	図番号	工事内容
放射線管理棟前室	1 階	東側 (X2通り)	前室(第2種管理区域)と屋外の境界 (Y1-Y2通り間)	外壁	RC		新設
				第2種管理区域境界 火災区域境界 F3電巻防護ライン	鉄扉 (SD-92)		
		南側 (Y1通り)	前室(第2種管理区域)と屋外の境界 (X1-X2通り間)	外壁	RC		新設
				第2種管理区域境界 火災区域境界 F3電巻防護ライン			
		西側 (X1通り)	前室(第2種管理区域)と廃棄物一時貯蔵所の境界 (Y1-Y2通り間)	管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界	シヤッタ (1基)		既設
		北側 (Y2通り)	前室(第2種管理区域)と屋外の境界 (X1-X2通り間)	外壁	RC		新設
				第2種管理区域境界 火災区域境界 F3電巻防護ライン	鉄扉 (SD-93)		
		床	前室の床 (X1-X2通り間、Y1-Y2通り間)	第2種管理区域境界 火災区域境界	RC		新設
屋根	前室の屋根 (X1-X2通り間、Y1-Y2通り間)	第2種管理区域境界 火災区域境界 F3電巻防護ライン	RC				

(注) 網掛けは他の部位と共有していることを示す。

表卜建一3-3 付属建物除染室・分析室 建物の各部位の仕様表(1/3)

建物名称	階	境界位置	境界位置	部位	材質	主な寸法(mm) 厚t、高h	図番号	工事内容	
除染室・分析室	1階	東側 (26通り)	居室/通路(3)(非管理区域)と屋外の境界 (R-T通り間)	外壁 火災区域境界 F3電巻防護ライン	サイディング(外側)	サイディング(外側) ALC(上部)FLから660h以上 RC(下部)FLから660hまで	図/建-9 図/建-12	新設	
					鉄扉(SD-8)			既設	
		南側 (Q通り)	分析室と屋外との境界 (R-Q通り間)	外壁 管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界 F3電巻防護ライン	サイディング(外側)	サイディング(外側) ALC(上部)FLから660h以上 RC(下部)FLから660hまで	RC	鉄扉(1基)	既設
					RC				
		西側 (20通り)	第2除染料倉庫前室と除染室(2)との境界 (S'-T通り間)	他の建物との境界 火災区域境界	ALC	ALC 鉄扉(3基)	ALC(上部)FLから1260h以上 RC(下部)FLから1260hまで	鉄扉(1基)	既設
					鉄扉(1基)				
		北側 (1通り)	居室(非管理区域)と屋外の境界 (25-26通り間)	外壁 火災区域境界 F3電巻防護ライン	サイディング(外側)	サイディング(外側) ALC(上部)FLから660h以上 RC(下部)FLから660hまで	ALC(上部)FLから1260h以上 RC(下部)FLから1260hまで	鉄扉(1基)	既設
					鉄扉(1基)				

(注) 網掛けは他の部位と共有していることを示す。



表1 建-3-3 付属建物除染室・分析室 建物の各部位の仕様表(2/3)

建物名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法(mm) 厚t、高h	図番号	工事内容	
除染室・分析室	1 階	北側 (T通り)	除染室(2)と屋外との境界 (20-22.5通り間)	サイディング(外側)	鉄扉(SD-6)+扉11	図/建-9 図/建-12 図/建-57	新設	
				(内側) ALC(上部)FLから1260h以上 RC(下部)FLから1260hまで				
				サイディング(外側)				
			ALC(内側)					
			鉄扉(SD-220:次回以降申請) (外側)					
			シャッター(内側)+扉12					
		分析室と屋外との境界 (23.5-25通り間)	サイディング(外側)	鉄扉(SD-7)+扉13	(内側) ALC(上部)FLから660h以上 RC(下部)FLから660hまで	新設		
			サイディング(外側)					
			土間コンクリート					
		除染室・分析室の管理区域部の床 (20-26通り間) (Q-T通り間)	床	除染室・分析室の非管理区域部の床 (25-26通り間) (R-T通り間)	土間コンクリート	既設	図/建-9 図/建-12 図/建-57	交換 (扉:新設)
					土間コンクリート			
					土間コンクリート			

表ト建-3-3 付属建物除染室・分析室 建物の各部位の仕様表(3/3)

建物名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法(mm) 厚t、高h	図番号	工事内容			
除染室・分析室	1 階	除染室・分析室の管理区域部の屋根 (20-26通り間) (Q-T通り間)	管理区域境界 火災区域境界 F3電巻防護ライン	上側折板			新設			
				下側折板						
		除染室・分析室の非管理区域部の屋根 (25-26通り間) (R-T通り間)	火災区域境界	上側折板				既設		
				下側折板						
		管理区域と非管理区域との境界 (25-26通り間、R-T間)	管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界	石膏ボード					更新	
				コンクリートブロック						
				鉄筋(2基) + 雁14・15 (2基)						
		分析室と通路(1)/(2)との境界 (23・5通り、Q-T通り間)	火災区域境界	A/C(上部)FLから660h以上 R/C(下部)FLから660hまで						既設
				石膏ボード						
		作業室(2)と除染室(2)の境界 (S'通り間、20-21通り間) (21通り、0通り-S'通り間)	火災区域境界	石膏ボード						
							更新			

表ト建-4-1 放射線管理棟 仕様表（次回以降の申請にて適合を確認する範囲）（1/2）

設工認技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設		
核燃料物質の臨界防止	—	—		
火災等による損傷の防止	[4.1-建5] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置、また、屋外消火栓は、防火水槽(100m <sup>3</sup> ×2)と消火水配管により接続	防火水槽 {896} 及び可搬消防ポンプ {897}		
安全機能を有する施設の地盤	—	—		
地震による損傷の防止	—	—		
津波による損傷の防止	—	—		
外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.1-建8] 生物学的影響防止のために、給気経路にフィルタ(粉塵除去用)を設置する [5.4.2-建2] 水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁(鉄筋コンクリート製)を貯蔵所の周囲に設置することで、爆風が上方向及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。この障壁の設置工事が完了し、その供用を開始するまでは水素を高圧ガス貯蔵所に置かないこととするため、工場棟転換工場の安全機能に影響を及ぼすことはない	気体廃棄設備(2) {640、646、650}  水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所の障壁 {914}		
人の不法な侵入等の防止	—	—		
溢水による損傷の防止	[5.6.1-建3] 屋外、非管理区域、及び第2種管理区域への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする	漏水検知警報設備 {849}		
材料及び構造	—	—		
閉じ込めの機能	[7.1-建2] 放射線管理棟の第1種管理区域は無窓構造とし、局所排気系統及び室内排気系統により室内の圧力を外気に対して負圧に維持する設計とする(ウランの飛散するおそれのある部屋は19.6Pa以上の負圧) [7.1-建5] 屋外、非管理区域、第2種管理区域及び使用施設への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする	気体廃棄設備(2) {640、652}  漏水検知警報設備 {849}		
遮蔽	—	—		
換気	[9.1-建1] 気体廃棄設備(2)の排気能力は以下のとおりである。第1種管理区域で発生する気体廃棄物を処理することが十分に可能な能力を有する設計とする 排気能力 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>排気能力 (m<sup>3</sup>/時)</td> </tr> <tr> <td>143,000 以上</td> </tr> </table>	排気能力 (m <sup>3</sup> /時)	143,000 以上	気体廃棄設備(2) {640、652}
排気能力 (m <sup>3</sup> /時)				
143,000 以上				
核燃料物質等による汚染の防止	—	—		
安全機能を有する施設	[11.1-建5] 気体廃棄設備(2)の停止により、第1種管理区域内の空気中ウランが建物の微小な隙間から建物外へ漏えいする状況であるが、第1種管理区域の負担が低下するもの他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮 [11.4-建2] 使用施設と共用する転換工場の分光分析室及び除染室・分析室の分析室で発生する廃棄物は、加工施設で発生する廃棄物と同じであり、放射性廃棄物の廃棄物貯蔵設備(1)は使用施設と共用することにより安全性を損なわない	気体廃棄設備(2) {640、652}  廃棄物貯蔵設備(1) {818} クレーン {820}		
搬送設備	—	—		

表ト建-4-1 放射線管理棟 仕様表（次回以降の申請にて適合を確認する範囲）（2/2）

設工認技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設
警報設備等	[13.1-建1]屋外、非管理区域、第2種管理区域及び使用施設への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする	漏水検知警報設備{849}
安全避難通路等	—	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	—
廃棄施設	—	—
放射線管理施設	[15.1-建2]工場棟の第1種管理区域の出入口近くの放射線管理棟に、ダストモニタ、及びモニタリングポストの測定状況を監視できる設備を設けた安全管理室を設置する	ダストモニタ{831} モニタリングポスト{832}
非常用電源設備	[16.1-建1]全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する [16.1-建2]放射線管理棟に設置している緊急対策設備(1)(非常用照明及び誘導灯)は、非常用ディーゼル発電機と既存の副変電所の切替器を介して接続されているため、外部電源系統が喪失した場合でも機能を維持する。なお非常用ディーゼル発電機は、既設を撤去し新たに新設する予定(図リ建-10参照)であり、新設の非常用ディーゼル発電機の供用開始までは既設の非常用ディーゼル発電機に接続するため、放射線管理棟に設置する非常用設備(非常用通報設備(放送設備、通信連絡設備(電話設備(有線式)))、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、及び緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯))は、外部電源系統が喪失した場合でも機能を維持する	非常用ディーゼル発電機{888}
通信連絡設備	—	—
その他事業許可で求める仕様	[99-建4]F3 竜巻に対し、放射線管理棟廃棄物一時貯蔵所の屋根(折板)は損傷するおそれがあるため、設備・機器等の建物外への飛散防止及び敷地外からの飛来物の屋内への落下防止として、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)を設置する [99-建5]飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンスを設置する	飛散防止用防護ネット{850}  防護フェンス{885}

表ト建-4-2 付属建物放射線管理棟前室 仕様表 (次回以降の申請にて適合を確認する範囲)  
(1/2)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の臨界防止	—	—
火災等による損傷の防止	[4.1-建 5] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置、また、屋外消火栓は、防火水槽(100m <sup>3</sup> ×2)と消火水配管により接続	防火水槽 {896} 及び可搬消防ポンプ {897}
安全機能を有する施設の地盤	—	—
地震による損傷の防止	—	—
津波による損傷の防止	—	—
外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.2-建 2] 水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁(鉄筋コンクリート製)を貯蔵所の周囲に設置することで、爆風が上方向及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。この障壁の設置工事が完了し、その供用を開始するまでは水素を高圧ガス貯蔵所に置かないこととするため、工場棟転換工場の安全機能に影響を及ぼすことはない	水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所の障壁 {914}
人の不法な侵入等の防止	—	—
溢水による損傷の防止	—	—
材料及び構造	—	—
閉じ込めの機能	—	—
遮蔽	—	—
換気	—	—
核燃料物質等による汚染の防止	—	—
安全機能を有する施設	—	—
搬送設備	—	—
警報設備等	—	—
安全避難通路等	—	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	—
廃棄施設	—	—
放射線管理施設	—	—

表卜建-4-2 付属建物放射線管理棟前室 仕様表 (次回以降の申請にて適合を確認する範囲)  
(2/2)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設
非常用電源設備	<p>[16.1-建 1]全ての非常用通報設備(放送設備)と自動火災報知設備(火災感知設備)は、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する</p> <p>[16.1-建 2]放射線管理棟前室に設置している緊急対策設備(1)(非常用照明及び誘導灯)は、非常用ディーゼル発電機と既存の副変電所の切替器を介して接続されているため、外部電源系統が喪失した場合でも機能を維持する。</p> <p>なお非常用ディーゼル発電機は、既設を撤去し新たに新設する予定(図り建-10 参照)であり、新設の非常用ディーゼル発電機の供用開始までは既設の非常用ディーゼル発電機に接続するため、放射線管理棟前室に設置する非常用設備(非常用通報設備(放送設備)、自動火災報知設備(火災感知設備)、及び緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯))は、外部電源系統が喪失した場合でも機能を維持する</p>	非常用ディーゼル発電機{888}
通信連絡設備	-	
その他事業許可で求める仕様	[99-建 5]飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンスを設置する	防護フェンス{885}

表卜建-4-3 附属建物除染室・分析室 仕様表 (次回以降の申請にて適合を確認する範囲)  
(1/3)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の臨界防止	[3.2-建1]工場棟領域のユニットは、原料貯蔵所領域、シリンダ洗浄棟領域、第3核燃料倉庫(1)領域、第3核燃料倉庫(2)領域、加工棟領域のユニットと必要離隔距離以上離す ・設置高さ490cm以下の工場棟領域ユニットと第2核燃料倉庫領域ユニットは、臨界隔離壁(第2核燃料倉庫領域)により隔離する ・設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットは、第2核燃料倉庫領域のユニットと必要離隔距離以上離す	・原料貯蔵所{861}領域、シリンダ洗浄棟{873}領域、第3核燃料倉庫{858}領域(1)、(2)の必要離隔距離 ・設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットと第2核燃料倉庫領域のユニットの距離が必要離隔距離以上離れた配置であること
火災等による損傷の防止	[4.1-建5]消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置、また、屋外消火栓は、防火水槽(100m <sup>3</sup> ×2)と消火水配管により接続 [4.3-建4]火災区域における等価時間が鉄扉の耐火時間を超えない設計とする	防火水槽{896}及び可搬消防ポンプ{897}  鉄扉SD-220:図イ建-9参照
安全機能を有する施設の地盤	—	—
地震による損傷の防止	—	—
津波による損傷の防止	—	—
外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.1-建1]建物の部材の短期許容荷重が、F1竜巻(最大風速49m/s)の風圧力及び気圧差による竜巻荷重を上回る設計とする [5.4.1-建8]生物学的影響防止のため、給気経路にフィルタ(粉塵除去用)を設置する [5.4.2-建1]航空機落下で発生する火災に対して鉄扉は損傷せず、外部火災の影響が大きな事故の誘因とならない [5.4.2-建2]水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁(鉄筋コンクリート製)を貯蔵所の周囲に設置することで、爆風が上方向及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。この障壁の設置工事が完了し、その供用を開始するまでは水素を高圧ガス貯蔵所に置かないこととするため、工場棟転換工場の安全機能に影響を及ぼすことはない	鉄扉SD-220:図イ建-9参照  気体廃棄設備(1){608、614、628}  鉄扉SD-220:図イ建-9参照  水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所の障壁{914}
人の不法な侵入等の防止	—	—
溢水による損傷の防止	[5.6.1-建3]屋外、非管理区域、及び第2種管理区域への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする	漏水検知警報設備{853}
材料及び構造	—	—
閉じ込めの機能	[7.1-建2]除染室・分析室の第1種管理区域は無窓構造とし、局所排気系統及び室内排気系統により室内の圧力を外気に対して負圧に維持する設計とする。(ウランの飛散するおそれのある部屋は19.6Pa以上の負圧) [7.1-建5]屋外、非管理区域、第2種管理区域及び使用施設への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする	気体廃棄設備(1){608、638、639}  漏水検知警報設備{853}

表ト建-4-3 付属建物除染室・分析室 仕様表（次回以降の申請にて適合を確認する範囲）  
(2/3)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設
遮蔽	[8.1-建1]工場棟転換工場の周辺に遮蔽壁を設置する	遮蔽壁（工場棟転換工場の東側屋外） {881}
換気	[9.1-建1]気体廃棄設備(1)の排気能力は以下のとおりである。第1種管理区域で発生する気体廃棄物を処理することが十分に可能な能力を有する設計とする 排気能力 排気能力 (m <sup>3</sup> /時) 115,000 以上	気体廃棄設備(1) {608, 638, 639}
核燃料物質等による汚染の防止	—	—
安全機能を有する施設	[11.1-建5]気体廃棄設備(1)の停止により、第1種管理区域内の空气中ウランが建物の微小な隙間から建物外へ漏えいする状況であるが、第1種管理区域の負担が低下するもの他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮 [11.4-建1]工場棟転換工場の分光分析室に設置する同位体分析設備、工場棟転換工場の分光分析室及び除染室・分析室の分析室に設置する不純物分析設備は、使用施設と共用する。 使用施設との共用においても、核的制限値を超えないように管理する上、加工施設と同じ取扱方法によって管理するため、共用により加工施設の安全性を損なわない	気体廃棄設備(1) {608, 638, 639}  不純物分析設備{907}
搬送設備	—	—
警報設備等	[13.1-建1]屋外、非管理区域、第2種管理区域及び使用施設への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする	漏水検知警報設備{853}
安全避難通路等	—	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	—
廃棄施設	—	—
放射線管理施設	—	—
非常用電源設備	[16.1-建1]全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する [16.1-建2]除染室・分析室に設置している緊急対策設備(1)(非常用照明及び誘導灯)は、非常用ディーゼル発電機と既存の副変電所の切替器を介して接続されているため、外部電源系統が喪失した場合でも機能を維持する。 なお非常用ディーゼル発電機は、既設を撤去し新たに新設する予定(図リ建-11 参照)であり、新設の非常用ディーゼル発電機の供用開始までは既設の非常用ディーゼル発電機に接続するため、除染室・分析室に設置する非常用設備(非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備(有線式))),自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、及び緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯))は、外部電源系統が喪失した場合でも機能を維持する	非常用ディーゼル発電機{888}



表ト建-4-3 付属建物除染室・分析室 仕様表 (次回以降の申請にて適合を確認する範囲)  
(3/3)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設
通信連絡設備	-	
その他事業許可で求める仕様	<p>[99-建 3] 更なる安全裕度の向上策として、F3 竜巻来襲時に竜巻防護ライン対象部位の終局耐力が、単位面積当たりの竜巻荷重を上回る</p> <p>[99-建 4] F3 竜巻に対し、除染室・分析室の屋根(折板)は損傷するおそれがあるため、設備・機器等の建物外への飛散防止及び敷地外からの飛来物の屋内への落下防止として、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)を設置する</p> <p>[99-建 5] 飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンスを設置する</p>	<p>鉄扉 SD-220: 図イ建-9 参照</p> <p>飛散防止用防護ネット {854}</p> <p>防護フェンス {885}</p>

表ト設-1 凝集沈殿槽(1) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{762} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5))凝集沈殿槽 {763} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5))液位高警報設備
設置場所	工場棟 転換工場 廃棄物処理室	
機器名	凝集沈殿槽(1)	
変更内容	新設 ・既設の付属建物廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して 転換工場廃棄物処理室に設置する。	
員数	1 基	
一般仕様	型式	パネル組立式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ含む)
	その他の性能	有効容量約 3500 L
取扱う核燃料物質の状態	放射性液体廃棄物	
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表ト設-1 凝集沈殿槽(1) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類第3類に耐えるようボルトで固定、部材(配管を含む)を使用する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-設7] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-設37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建-50参照)。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-設3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13.1-建1] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(次回以降申請)を設置する(表ト設-19参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設1] 当該設備は廃液処理設備(5)を構成している。凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備(廃液処理設備(5))により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する(排水貯留池は次回以降申請、表ト設-19参照)。 [14.1-設10] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [14.1-設2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。
添付図	図ト配-3、図ト系-1、図ト設-1	
添付表	別表ト設-1	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一 2 凝集沈殿槽(2) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{762} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5)) 凝集沈殿槽 {763} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5)) 液位高警報設備
設置場所	工場棟 転換工場 廃棄物処理室	
機器名	凝集沈殿槽(2)	
変更内容	新設 ・既設の付属建物廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して 転換工場廃棄物処理室に設置する。	
員数	1 基	
一般仕様	型式	パネル組立式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ含む)
	その他の性能	有効容量約 3500 L
	取扱う核燃料物質の状態	放射性液体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表ト設一 2 凝集沈殿槽(2) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類第3類に耐えるようボルトで固定、部材(配管を含む)を使用する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-設7] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-設37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図1建-50参照)。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-設3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13.1-建1] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(次回以降申請)を設置する(表ト設-19参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設1] 当該設備は廃液処理設備(5)を構成している。凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備(廃液処理設備(5))により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する(排水貯留池は次回以降申請、表ト設-19参照)。 [14.1-設10] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [14.1-設2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ト配-3、図ト系-1、図ト設-1	
添付表	別表ト設-2	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設-3 凝集沈殿槽(3) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{762} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5)) 凝集沈殿槽 {763} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5)) 液位高警報設備
設置場所		工場棟 転換工場 廃棄物処理室
機器名		凝集沈殿槽(3)
変更内容		新設 ・既設の付属建物廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して 転換工場廃棄物処理室に設置する。
員数		1基
一般仕様	型式	パネル組立式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ含む)
	その他の性能	有効容量約3500L
	取扱う核燃料物質の状態	放射性液体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	-
	火災等による損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表ト設一 3 凝集沈殿槽(3) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類第3類に耐えるようボルトで固定、部材(配管を含む)を使用する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-設7] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-設37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図1建-50参照)。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-設3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13.1-建1] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(次回以降申請)を設置する(表ト設-19参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設1] 当該設備は廃液処理設備(5)を構成している。凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備(廃液処理設備(5))により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する(排水貯留池は次回以降申請、表ト設-19参照)。 [14.1-設10] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [14.1-設2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。
放射線管理施設	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ト配-3、図ト系-1、図ト設-1	
添付表	別表ト設-3	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一 4 遠心分離機 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)	
	設備・機器名称	{764} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (5)) 遠心分離機	
設置場所		工場棟 転換工場 廃棄物処理室	
機器名		遠心分離機	
変更内容		新設 ・固液分離の機能を持つ設備・機器として新たに設置する。	
員数		1 基	
一般仕様	型式	横置分離板型	
	主要な構造材	添付表参照	
	寸法 (単位: mm)		
	その他の構成機器	配管系統、逆止弁	
	その他の性能	—	
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	放射性固体廃棄物	
	核燃料物質の臨界防止	—	
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。	
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。	



表ト設-4 遠心分離機 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類第3類に耐えるようボルトで固定、部材(配管を含む)を使用する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-設38] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、逆止弁を設置する。 [7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建-50参照)。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-建1] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(次回以降申請)を設置する(表ト設-19参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設1] 当該設備は廃液処理設備(5)を構成している。凝集沈殿、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備(廃液処理設備(5))により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する(排水貯留池は次回以降申請、表ト設-19参照)。 [14.1-設4] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、逆止弁を設置する。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。
添付図	図ト配-3、図ト系-1、図ト設-2	
添付表	別表ト設-4	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設-5 ろ液受槽(1) 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{765} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5))ろ液受槽 {766} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5))液位高警報設備
設置場所		工場棟 転換工場 廃棄物処理室
機器名		ろ液受槽(1)
変更内容		新設 ・新設する遠心分離機から出るろ液を受ける貯槽として新たに設置する。
員数		1基
一般仕様	型式	円筒型縦置き
	主要な構造材	添付表参照
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ含む)
	その他の性能	有効容量約120L
	取扱う核燃料物質の状態	放射性液体廃棄物
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	-
	火災等による損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表ト設-5 ろ液受槽(1) 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類第3類に耐えるようボルトで固定、部材(配管を含む)を使用する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-設37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建-50参照)。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-設3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13.1-建1] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(次回以降申請)を設置する(表ト設-19参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設1] 当該設備は廃液処理設備(5)を構成している。凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備(廃液処理設備(5))により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する(排水貯留池は次回以降申請、表ト設-19参照)。 [14.1-設2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ト配-3、図ト系-1、図ト設-3(1/3)	
添付表	別表ト設-5	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設-6 ろ液受槽(2) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)	
	設備・機器名称	{765} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5))ろ液受槽 {766} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5))液位高警報設備	
設置場所		工場棟 転換工場 廃棄物処理室	
機器名		ろ液受槽(2)	
変更内容		新設 ・新設する遠心分離機から出るろ液を受ける貯槽として新たに設置する。	
員数		1基	
一般仕様	型式	パネル組立式	
	主要な構造材	添付表参照	
	寸法(単位:mm)		
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ含む)	
	その他の性能	有効容量約1750L	
	取扱う核燃料物質の状態	放射性液体廃棄物	
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	-	
	火災等による損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。	
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。	

表ト設一 6 ろ液受槽(2) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類第3類に耐えるようボルトで固定、部材(配管を含む)を使用する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-設37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建-50参照)。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-設3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13.1-建1] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(次回以降申請)を設置する(表ト設-19参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設1] 当該設備は廃液処理設備(5)を構成している。凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備(廃液処理設備(5))により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する(排水貯留池は次回以降申請、表ト設-19参照)。 [14.1-設2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ト配-3、図ト系-1、図ト設-3(2/3)	
添付表	別表ト設-6	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設-7 ろ液受槽(3) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{765} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5))ろ液受槽 {766} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5))液位高警報設備
設置場所	工場棟 転換工場 廃棄物処理室	
機器名	ろ液受槽(3)	
変更内容	新設 ・既設の付属建物廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して 転換工場廃棄物処理室に設置する。	
員数	1 基	
一般仕様	型式	円筒型縦置き
	主要な構造材	添付表参照
	寸法(単位: mm)	
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ含む)
	その他の性能	有効容量約 120L
	取扱う核燃料物質の状態	放射性液体廃棄物
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	-
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表ト設一 7 ろ液受槽(3) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類第3類に耐えるようボルトで固定、部材(配管を含む)を使用する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-設37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建-50参照)。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-設3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13.1-建1] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(次回以降申請)を設置する(表ト設-19参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設1] 当該設備は廃液処理設備(5)を構成している。凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備(廃液処理設備(5))により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する(排水貯留池は次回以降申請、表ト設-19参照)。 [14.1-設2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。
添付図	図ト配-3、図ト系-1、図ト設-3(3/3)	
添付表	別表ト設-7	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設-8 ろ過機(1) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{767} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (5)) ろ過機
設置場所	工場棟 転換工場 廃棄物処理室	
機器名	ろ過機(1)	
変更内容	新設 ・既設の付属建物廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して 転換工場廃棄物処理室に設置する。	
員数	1 基	
一般仕様	型式	水平多段ろ過式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	配管系統、逆止弁
	その他の性能	—
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	放射性液体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。



表ト設一 8 ろ過機(1) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類第3類に耐えるようボルトで固定、部材(配管を含む)を使用する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-設23] 放射性固体廃棄物捕集用フィルタ(ろ紙)を設置する。 [7.1-設38] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、逆止弁を設置する。 [7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建-50参照)。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-建1] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(次回以降申請)を設置する(表ト設-19参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設1] 当該設備は廃液処理設備(5)を構成している。凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備(廃液処理設備(5))により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する(排水貯留池は次回以降申請、表ト設-19参照)。 [14.1-設4] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、逆止弁を設置する。
	放射線管理施設	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ト配-3、図ト系-1、図ト設-4(1/2)	
添付表	別表ト設-8	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設-9 ろ過機(2) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{767} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5)) ろ過機
設置場所		工場棟 転換工場 廃棄物処理室
機器名		ろ過機(2)
変更内容		改造 <ul style="list-style-type: none"> <li>・既設の付属建物廃水処理所にある前処理ろ過器を転換工場廃棄物処理室に移動し設置する。</li> <li>・耐腐食性向上のため、槽内面に耐腐食性塗料を塗布する。</li> </ul>
員数		1基
一般仕様	型式	水平多段ろ過式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	配管系統、逆止弁
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	放射性液体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	-
	火災等による損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表ト設一 9 ろ過機(2) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類第3類に耐えるようボルトで固定、部材(配管を含む)を使用する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-設23] 放射性固体廃棄物捕集用フィルタ(ろ紙)を設置する。 [7.1-設38] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、逆止弁を設置する。 [7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建-50参照)。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-建1] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(次回以降申請)を設置する(表ト設-19参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設1] 当該設備は廃液処理設備(5)を構成している。凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備(廃液処理設備(5))により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する(排水貯留池は次回以降申請、表ト設-19参照)。 [14.1-設4] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、逆止弁を設置する。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。
添付図	図ト配-3、図ト系-1、図ト設-4(2/2)	
添付表	別表ト設-9	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設-10 チェックタンク(1) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{768} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (5)) チェックタンク {769} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (5)) 液位高警報設備
設置場所	工場棟 転換工場 廃棄物処理室	
機器名	チェックタンク(1)	
変更内容	新設 ・既設の付属建物廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して 転換工場廃棄物処理室に設置する。	
員数	1 基	
一般仕様	型式	パネル組立式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	配管系統 (ポンプ含む)
	その他の性能	有効容量約 3500 L
	取扱う核燃料物質の状態	放射性液体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の 土間コンクリートに設置する。また、一部の配管は十分な支持性能を有する工場棟成 型工場及び屋外サポート基礎に設置する。

表ト設-10 チェックタンク(1) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類第3類に耐えるようボルトで固定、部材(配管を含む)を使用する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.1-設6] 屋外に設置する配管は、F1 竜巻により損傷しないような支持間隔で保持する。 [5.4.1-設11] 屋外に設置する配管は、凍結防止のため保温材を設置する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-設7] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-設37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建-50参照)。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-設3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13.1-建1] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(次回以降申請)を設置する(表ト設-19参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設1] 当該設備は廃液処理設備(5)を構成している。凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備(廃液処理設備(5))により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する(排水貯留池は次回以降申請、表ト設-19参照)。 [14.1-設10] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [14.1-設2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [14.1-設11] 廃液処理設備(5)、(6)の排水は排水貯留池に排水する(排水貯留池は次回以降申請、表ト設-19参照)。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。
添付図	図ト配-3、図ト系-1、図ト設-5	
添付表	別表ト設-10	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設-11 チェックタンク(2) 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{768} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5))チェックタンク {769} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5))液位高警報設備
設置場所	工場棟 転換工場 廃棄物処理室	
機器名	チェックタンク(2)	
変更内容	新設 ・既設の付属建物廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して転換工場廃棄物処理室に設置する。	
員数	1基	
一般仕様	型式	パネル組立式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ含む)
	その他の性能	有効容量約3500L
	取扱う核燃料物質の状態	放射性液体廃棄物
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	-
	火災等による損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。また、一部の配管は十分な支持性能を有する工場棟成型工場及び屋外サポート基礎に設置する。

表ト設-11 チェックタンク(2) 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類第3類に耐えるようボルトで固定、部材(配管を含む)を使用する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.1-設6] 屋外に設置する配管は、F1 竜巻により損傷しないような支持間隔で保持する。 [5.4.1-設11] 屋外に設置する配管は、凍結防止のため保温材を設置する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-設7] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-設37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建-50参照)。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-設3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13.1-建1] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(次回以降申請)を設置する(表ト設-19参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設1] 当該設備は廃液処理設備(5)を構成している。凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備(廃液処理設備(5))により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する(排水貯留池は次回以降申請、表ト設-19参照)。 [14.1-設10] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [14.1-設2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [14.1-設11] 廃液処理設備(5)、(6)の排水は排水貯留池に排水する(排水貯留池は次回以降申請、表ト設-19参照)。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。
添付図	図ト配-3、図ト系-1、図ト設-5	
添付表	別表ト設-11	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設-12 チェックタンク(3) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{768} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (5)) チェックタンク {769} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (5)) 液位高警報設備
設置場所	工場棟 転換工場 廃棄物処理室	
機器名	チェックタンク(3)	
変更内容	新設 ・既設の付属建物廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して 転換工場廃棄物処理室に設置する。	
員数	1 基	
一般仕様	型式	パネル組立式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	配管系統 (ポンプ含む)
	その他の性能	有効容量約 3500 L
	取扱う核燃料物質の状態	放射性液体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	-
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の 土間コンクリートに設置する。また、一部の配管は十分な支持性能を有する工場棟成 型工場及び屋外サポート基礎に設置する。



表ト設-12 チェックタンク(3) 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類第3類に耐えるようボルトで固定、部材(配管を含む)を使用する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.1-設6] 屋外に設置する配管は、F1 竜巻により損傷しないような支持間隔で保持する。 [5.4.1-設11] 屋外に設置する配管は、凍結防止のため保温材を設置する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-設7] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-設37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建-50 参照)。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-設3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13.1-建1] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(次回以降申請)を設置する(表ト設-19 参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設1] 当該設備は廃液処理設備(5)を構成している。凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備(廃液処理設備(5))により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する(排水貯留池は次回以降申請、表ト設-19 参照)。 [14.1-設10] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [14.1-設2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [14.1-設11] 廃液処理設備(5)、(6)の排水は排水貯留池に排水する(排水貯留池は次回以降申請、表ト設-19 参照)。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。
添付図	図ト配-3、図ト系-1、図ト設-5	
添付表	別表ト設-12	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設-13 イオン交換装置 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{770} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5))イオン交換装置
設置場所		工場棟 転換工場 廃棄物処理室
機器名		イオン交換装置
変更内容		新設 ・既設の付属建物廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して 転換工場廃棄物処理室に設置する。
員数		1基
一般仕様	型式	イオン交換樹脂吸着式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	配管系統
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	放射性液体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	-
	火災等による損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表ト設-13 イオン交換装置 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類第3類に耐えるようワイヤ・ボルトで固定、部材(配管を含む)を使用する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	—
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建-50参照)。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入りが容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-建1] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(次回以降申請)を設置する(表ト設-19参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設1] 当該設備は廃液処理設備(5)を構成している。凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備(廃液処理設備(5))により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する(排水貯留池は次回以降申請、表ト設-19参照)。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ト配-3、図ト系-1、図ト設-6	
添付表	別表ト設-13	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一 1 4 乾燥機 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)	
	設備・機器名称	{771} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (5)) 乾燥機	
設置場所		工場棟 転換工場 廃棄物処理室	
機器名		乾燥機	
変更内容		新設 ・ ろ過残渣を乾燥する作業性の向上のため新たに設置する。	
員数		1 基	
一般仕様	型式	箱形乾燥式	
	主要な構造材	添付表参照	
	寸法 (単位: mm)		
	その他の構成機器	固体廃棄物回収容器	
	その他の性能	-	
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	放射性固体廃棄物	
	核燃料物質の臨界防止	-	
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。 [4.3-設 3] ケーブル損傷時は加熱停止する。	
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。	

表ト設一 1 4 乾燥機 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類第3類に耐えるようボルトで固定、部材を使用する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設31] 排気は局所排気系統に接続し、内部は設置雰囲気に対して9.8Pa以上の負圧を維持する。(局所排気設備は次回以降申請、表ト設-19参照)。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	—
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
放射線管理施設	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ト配-3、図ト系-1、図ト設-7	
添付表	別表ト設-14	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設-15 チェックタンク(1) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)	
	設備・機器名称	{772} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(6))チェックタンク {773} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(6))液位高警報設備	
設置場所	放射線管理棟 廃水処理室		
機器名	チェックタンク(1)		
変更内容	新設 ・既設の付属建物廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して放射線管理棟 廃水処理室に設置する。		
員数	1 基		
一般仕様	型式	パネル組立式	
	主要な構造材	添付表参照	
	寸法(単位:mm)		
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ含む)	
	その他の性能	有効容量約 10000 L	
	取扱う核燃料物質の状態	放射性液体廃棄物	
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	-	
	火災等による損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。	
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された放射線管理棟の土間コンクリートに設置する。また、一部の配管は十分な支持性能を有する工場棟成型工場及び屋外サポート基礎に設置する。	

表ト設-15 チェックタンク(1) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類第3類に耐えるようボルトで固定、部材(配管を含む)を使用する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.1-設6] 屋外に設置する配管は、F1 竜巻により損傷しないような支持間隔で保持する。 [5.4.1-設11] 屋外に設置する配管は、凍結防止のため保温材を設置する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-設7] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-設37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、放射線管理棟に高さ60mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建-53、58)。 [7.1-設28] 漏えい拡大防止用の堰を設置する(図ト設-9参照)。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-建1] 放射線管理棟の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(次回以降申請、表ト設-19参照)を設置する。 [13.1-設3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13.1-設4] 堰には漏水検知器を設置する(図ト設-9参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設10] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [14.1-設2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [14.1-設11] 廃液処理設備(5)、(6)の排水は排水貯留池に排水する(排水貯留池は次回以降申請、表ト設-19参照)。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	—
添付図	図ト配-4、図ト系-2、図ト設-8	
添付表	別表ト設-15	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設-16 チェックタンク(2) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{772} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (6)) チェックタンク {773} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (6)) 液位高警報設備
設置場所	放射線管理棟 廃水処理室	
機器名	チェックタンク(2)	
変更内容	新設 ・既設の付属建物廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して放射線管理棟 廃水処理室に設置する。	
員数	1 基	
一般仕様	型式	パネル組立式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	配管系統 (ポンプ含む)
	その他の性能	有効容量約 10000 L
	取扱う核燃料物質の状態	放射性液体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	-
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された放射線管理棟の土間コンクリートに設置する。また、一部の配管は十分な支持性能を有する工場棟成型工場及び屋外サポート基礎に設置する。



表ト設一16 チェックタンク(2) 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類第3類に耐えるようボルトで固定、部材(配管を含む)を使用する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.1-設6] 屋外に設置する配管は、F1 竜巻により損傷しないような支持間隔で保持する。 [5.4.1-設11] 屋外に設置する配管は、凍結防止のため保温材を設置する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-設7] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-設37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、放射線管理棟に高さ60mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建-53、58)。 [7.1-設28] 漏えい拡大防止用の堰を設置する(図ト設-9参照)。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-建1] 放射線管理棟の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(次回以降申請、表ト設-19参照)を設置する。 [13.1-設3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13.1-設4] 堰には漏水検知器を設置する(図ト設-9参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設10] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [14.1-設2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [14.1-設11] 廃液処理設備(5)、(6)の排水は排水貯留池に排水する(排水貯留池は次回以降申請、表ト設-19参照)。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	—
添付図	図ト配-4、図ト系-2、図ト設-8	
添付表	別表ト設-16	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設-17 チェックタンク(3) 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)	
	設備・機器名称	{772} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(6))チェックタンク {773} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(6))液位高警報設備	
設置場所		放射線管理棟 廃水処理室	
機器名		チェックタンク(3)	
変更内容		新設 ・既設の付属建物廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して放射線管理棟 廃水処理室に設置する。	
員数		1基	
一般仕様	型式	パネル組立式	
	主要な構造材	添付表参照	
	寸法(単位:mm)		
	その他の構成機器	配管系統(ポンプ含む)	
	その他の性能	有効容量約10000L	
	取扱う核燃料物質の状態	放射性液体廃棄物	
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	-	
	火災等による損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。	
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された放射線管理棟の土間コンクリートに設置する。また、一部の配管は十分な支持性能を有する工場棟成型工場及び屋外サポート基礎に設置する。	

表ト設-17 チェックタンク(3) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類第3類に耐えるようボルトで固定、部材(配管を含む)を使用する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.1-設6] 屋外に設置する配管は、F1 竜巻により損傷しないような支持間隔で保持する。 [5.4.1-設11] 屋外に設置する配管は、凍結防止のため保温材を設置する。
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-設7] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-設37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、放射線管理棟に高さ60mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建-53、58)。 [7.1-設28] 漏えい拡大防止用の堰を設置する(図ト設-9参照)。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-建1] 放射線管理棟の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(次回以降申請、表ト設-19参照)を設置する。 [13.1-設3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13.1-設4] 堰には漏水検知器を設置する(図ト設-9参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設10] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [14.1-設2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [14.1-設11] 廃液処理設備(5)、(6)の排水は排水貯留池に排水する(排水貯留池は次回以降申請、表ト設-19参照)。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	—
添付図	図ト配-4、図ト系-2、図ト設-8	
添付表	別表ト設-17	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設-18 堰（チェックタンク）仕様表（1/2）

事業許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）	
	設備・機器名称	{774} 液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備（6））堰（チェックタンク） {775} 液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備（6））堰漏水検知警報設備	
設置場所	放射線管理棟 廃水処理室		
機器名	堰（チェックタンク）		
変更内容	新設 ・放射線管理棟 廃水処理室内から廃液の漏えいを防止するために、廃水処理室の開口部に堰を設置する。		
員数	2 個（等辺山形鋼、平板）		
一般仕様	型式	固定式	
	主要な構造材	添付表参照	
	寸法（単位：mm）	堰の高さ	
	その他の構成機器	-	
	その他の性能	-	
	取扱う核燃料物質の状態	-	
技術基準に基づく設計（注）	核燃料物質の臨界防止	-	
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。	
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された放射線管理棟の土間コンクリートに設置する。	

表ト設-18 堰（チェックタンク） 仕様表（2/2）

技術基準に基づく設計（注）	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類第3類に耐えるようボルトで固定、部材を使用する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-設39] 堰には漏水検知器を設置する。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-設4] 堰には漏水検知器を設置する。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	—	
添付図	図ト配-4、図ト設-9	
添付表	別表ト設-18	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

別表ト設-1, 2, 3 凝集沈殿槽(1)(2)(3) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
凝集沈殿槽(1)(2)(3)	構造部材	凝集沈殿槽本体	[ ] (JIS G4305) [ ] (JIS G4305)
		架台	
	放射性液体廃棄物と接触する部位	槽内面	[ ] (JIS G4305) [ ] (JIS G4305)
		配管	
ポンプ内面			
その他	アンカーボルト	[ ]	

事業許可との対応：{762}{763}

別表ト設-4 遠心分離機 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
遠心分離機	構造部材	遠心分離機本体	[ ]
		フレーム	
	放射性液体・固体廃棄物と接触する部位	遠心分離機内面 配管 逆止弁	[ ]
その他	アンカーボルト	[ ]	

事業許可との対応：{764}

別表ト設-5 ろ液受槽(1) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ろ液受槽(1)	構造部材	ろ液受槽本体	[ ]
		架台	
	放射性液体廃棄物と接触する部位	槽内面	[ ] [ ] [ ]
		配管	
ポンプ内面			
その他	アンカーボルト	[ ]	

事業許可との対応：{765}{766}

別表ト設-6 ろ液受槽(2) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ろ液受槽(2)	構造部材	ろ液受槽本体	[ ] (JIS G4305) [ ] (JIS G4305)
		架台	
	放射性液体廃棄物と接触する部位	槽内面	[ ] (JIS G4305) [ ] (JIS G4305)
		配管	
ポンプ内面 液位計			
その他	アンカーボルト	[ ]	

事業許可との対応：{765} {766}

別表ト設-7 ろ液受槽(3) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ろ液受槽(3)	構造部材	ろ液受槽本体	[ ]
		架台	
	放射性液体廃棄物と接触する部位	槽内面	[ ] [ ] [ ]
		配管	
ポンプ内面 液位計			
その他	アンカーボルト	[ ]	

事業許可との対応：{765} {766}

別表ト設-8 ろ過機(1) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ろ過機(1)	構造部材	ろ過機本体	[ ]
		脚部	
	放射性液体廃棄物と接触する部位	槽内面 配管 逆止弁	
その他	アンカーボルト		

事業許可との対応：{767}

別表ト設-9 ろ過機(2) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ろ過機(2)	構造部材	ろ過機本体 脚部	
	放射性液体廃棄物と接触する部位	槽内面 配管 逆止弁	
	その他	アンカーボルト	

事業許可との対応：{767}

別表ト設-10, 11, 12 チェックタンク(1)(2)(3) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
チェックタンク (1)(2)(3)	構造部材	チェックタンク本体	
		架台	
	放射性液体廃棄物と接触する部位	槽内面 配管 ポンプ内面 液位計	(JIS G4305) (JIS G4305) (JIS G4305) (JIS G4305)
その他	アンカーボルト 保温材 サポート基礎		

事業許可との対応：{768}{769}

別表ト設-13 イオン交換装置 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
イオン交換装置	構造部材	イオン交換装置本体 ラック	
	放射性液体廃棄物と接触する部位	装置内面 配管	
	その他	アンカーボルト 固定ワイヤ	

事業許可との対応：{770}



別表ト設-14 乾燥機 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
乾燥機	構造部材	乾燥機本体 架台	[ ]
	放射性液体・固体廃棄物と接触する部位	固体廃棄物回収容器	
	その他	アンカーボルト パッキン (固体廃棄物回収容器)	

事業許可との対応：{771}

別表ト設-15, 16, 17 チェックタンク(1)(2)(3) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
チェックタンク (1)(2)(3)	構造部材	チェックタンク本体	[ ] (JIS G4305) (JIS G4305)
		架台	
	放射性液体廃棄物と接触する部位	槽内面 配管 ポンプ内面 液位計	[ ] (JIS G4305) (JIS G4305)
その他	アンカーボルト 保温材 サポート基礎	[ ]	

事業許可との対応：{772}{773}

別表ト設-18 堰(チェックタンク) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
堰(チェックタンク)	放射性液体廃棄物と接触する部位	廃水処理室床表面(接液部) 液位計	[ ]
	その他	廃水処理室床面(掘り下げ構造) 堰(等辺山形鋼、平板) アンカーボルト コーキング材	

事業許可との対応：{774}{775}

表ト設-19 廃液処理設備(5)(6) 仕様表 (次回以降の申請にて適合を確認する範囲)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の臨界防止	—	—
火災等による損傷の防止	—	—
安全機能を有する施設の 地盤	—	—
地震による損傷の防止	—	—
津波による損傷の防止	—	—
外部からの衝撃による損 傷の防止	—	—
人の不法な侵入等の防止	—	—
溢水による損傷の防止	—	—
材料及び構造	—	—
閉じ込めの機能	[7.1-設 31] 排気は局所排気系統に接続し、内部は設置 雰囲気に対して9.8Pa以上の負圧を維持する	気体廃棄設備(1) {608}~{637}
遮蔽	—	—
換気	—	—
核燃料物質等による汚染 の防止	—	—
安全機能を有する施設	—	—
搬送設備	—	—
警報設備等	[13.1-建 1] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収 納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰 に漏水検知警報設備を設置する。 [13.1-建 1] 放射線管理棟の液体状の放射性物質を収 納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に 漏水検知警報設備を設置する。	漏水検知警報設備 {835}  漏水検知警報設備 {849}
安全避難通路等	—	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	—
廃棄施設	[14.1-設 1] 凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等 の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去し た後、排水貯留池に貯留する [14.1-設 11] 廃液処理設備(5)、(6)の排水は排水貯留 池に排水する	排水貯留池 {776}  排水貯留池 {776}
放射線管理施設	—	—
非常用電源設備	—	—
通信連絡設備	—	—
その他事業許可で求める 仕様	—	—

## リ その他の加工施設

### 1. 変更の概要

表りー1～8 に申請対象機器と変更内容を示す。また改造工事のために、一時的に取り外しが必要な設備・機器を表りー9、10 に示す。なお表りー9 に示す設備のうち、非常用通報設備、自動火災報知設備は、以前の申請にてそれぞれ子機、親機を取り外しを申請しているが、親機である非常用通報設備や、子機である火災感知設備、警報設備も取り外しの対象に含むものと考え、当該設備を表りー9、10 に追記した。

取り外した設備・機器は、仮置き場所（既認可分含む）に一時保管後、復旧する。

### 2. 準拠すべき主な法令、規格及び規準

今回申請する設備・機器に関する設計において、準拠すべき主な法令、規格及び規準等は以下のとおりである。

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- (2) 核燃料物質の加工の事業に関する規則
- (3) 加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則
- (4) 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則
- (5) 加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則
- (6) 加工施設の性能に係る技術基準に関する規則
- (7) 労働安全衛生法及び関係法令
- (8) 保安規定
- (9) 日本産業規格（JIS）（日本規格協会）
- (10) 建築基準法・同施行令・告示等
- (11) 消防法・同施行令・告示等
- (12) 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震改修設計指針及び同解説（日本建築防災協会）
- (13) 鋼構造設計規準 — 許容応力度設計法 —（日本建築学会）
- (14) 建築工事標準仕様書・同解説（日本建築学会）

### 3. 設計条件及び仕様

今回申請する工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、第2核燃料倉庫、容器管理棟、放射線管理棟及び除染室・分析室に関連する非常用設備の使用開始は、各設備・機器の新設・改造等の施設検査、又は使用前検査受検、検査合格証の受理後であり、現在に至るまで適宜実施している保全活動によりそれら機能は健全に維持している。

今回申請する工場棟転換工場に関連する非常用設備に関する仕様を表り建ー1 に、配置図を図り建ー1～3、図り建ー12～14、図り建ー23～25、図り建ー36～38 及び図り建ー50～52 に、非常用ディーゼル発電機負荷系統図を図り電建ー1 に示す。

今回申請する工場棟成型工場に関連する非常用設備に関する仕様を表り建ー2 に、配置図を図り建ー4～6、図り建ー15～17、図り建ー26～28、図り建ー39～41 及び図り建ー53～55 に、非常用ディーゼル発電機負荷系統図を図り電建ー2～3 及び図り電建ー5 に示す。

今回申請する工場棟組立工場に関連する非常用設備に関する仕様を表り建-3 に、配置図を図り建-7、図り建-18、図り建-29～30 及び図り建-42 に、非常用ディーゼル発電機負荷系統図を図り電建-5 に示す。

今回申請する第2核燃料倉庫に関連する非常用設備に関する仕様を表り建-4 に、配置図を図り建-8、図り建-19、図り建-31、図り建-43 及び図り建-56 に、非常用ディーゼル発電機負荷系統図を図り電建-1 に示す。

今回申請する容器管理棟に関連する非常用設備に関する仕様を表り建-5 に、配置図を図り建-9、図り建-20、図り建-32 及び図り建-44 に、非常用ディーゼル発電機負荷系統図を図り電建-5 に示す。

今回申請する放射線管理棟に関連する非常用設備に関する仕様を表り建-6 に、放射線管理棟前室の仕様を表り建-7 に、配置図を図り建-10、図り建-21、図り建-33、図り建-45 及び図り建-58 に、非常用ディーゼル発電機負荷系統図を図り電建-2（放射線管理棟のみ）及び図り電建-4 に示す。

今回申請する除染室・分析室に関連する非常用設備に関する仕様を表り建-8 に、配置図を図り建-11、図り建-22、図り建-34、図り建-46 及び図り建-57 に、非常用ディーゼル発電機負荷系統図を図り電建-1 に示す。

また、屋外消火栓配置図を図り建-35 に、屋外消火栓からのアクセスルートを図り建-35-1 に、防火水槽配置図を図り建-35-2 に、溢水防護区画を図り建-47～49 に、堰（一部脱着式）脱着部詳細図を図り建-59 に示す。

汎用の設備・機器である通信連絡設備等や安全避難通路等に係る汎用の設備機器等について、使用前検査で要求事項を満足することを確認できたものは、その後の更新や交換に限っては、本設工認申請書の要求事項を満足することを事業者が確認するものとし、設工認申請や使用前検査は実施しないものとする。汎用の設備機器等に関する仕様を表り建-1～表り建-8 に示す。

なお、当該設備・機器等の更新や交換については、更新・交換に関する手順を別途定め、施設定期検査（定期事業者検査）及び保安検査等を通じて確認を受けるものとする。

表リ-1 その他の加工施設 工場棟転換工場の申請対象機器及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更内容	
工場棟転換工場 (第1種管理区域) (第2種管理区域) (非管理区域)	緊急対策設備(1) 非常用照明	1式	改造	
	緊急対策設備(1) 誘導灯	1式	変更なし	
	緊急対策設備(1) 安全避難通路	1式	増設	
	緊急対策設備(2) 飛散防止用防護ネット	1式	次回以降申請	
	緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)	1式	新設	
	非常用通報設備 非常ベル設備	1式	変更なし	
	非常用通報設備 放送設備	1式	変更なし	
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	1式	増設	
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報設備		1式	撤去及び改造
				変更なし
	消火設備 屋外消火栓*1	1式	変更なし	
	消火設備 消火器	1式	増設	

\*1: 屋外に設置

表リ-2 その他の加工施設 工場棟成型工場の申請対象機器及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更内容	
工場棟成型工場 (第1種管理区域) (非管理区域)	緊急対策設備 (1) 非常用照明	1 式	変更なし	
	緊急対策設備 (1) 誘導灯	1 式	変更なし	
	緊急対策設備 (1) 安全避難通路	1 式	増設	
	緊急対策設備 (2) 飛散防止用防護ネット	1 式	次回以降申請	
	緊急対策設備 (3) 堰 (内部溢水止水用)	1 式	新設	
	非常用通報設備 非常ベル設備	1 式	変更なし	
	非常用通報設備 放送設備	1 式	変更なし	
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	1 式	増設	
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報設備		1 式	増設及び改造
				変更なし
	消火設備 屋外消火栓 <sup>*1</sup>	1 式	変更なし	
	消火設備 消火器	1 式	増設	

\*1：屋外に設置

表リ-3 その他の加工施設 工場棟組立工場の申請対象機器及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更内容	
工場棟組立工場 (第2種管理区域)	緊急対策設備 (1) 非常用照明	1 式	変更なし	
	緊急対策設備 (1) 誘導灯	1 式	変更なし	
	緊急対策設備 (1) 安全避難通路	1 式	増設	
	緊急対策設備 (2) 飛散防止用防護ネット	1 式	次回以降申請	
	非常用通報設備 非常ベル設備	1 式	変更なし	
	非常用通報設備 放送設備	1 式	変更なし	
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	1 式	増設	
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報設備		1 式	増設及び改造
				変更なし
	消火設備 屋外消火栓*1	1 式	変更なし	
	消火設備 消火器	1 式	増設	

\*1：屋外に設置

表リ-4 その他の加工施設 付属建物第2核燃料倉庫の申請対象機器及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更内容
第2核燃料倉庫 (第1種管理区域)	緊急対策設備 (1) 非常用照明	1式	変更なし
	緊急対策設備 (1) 誘導灯	1式	変更なし
	緊急対策設備 (1) 安全避難通路	1式	増設
	緊急対策設備 (2) 飛散防止用防護ネット	1式	次回以降申請
	緊急対策設備 (3) 堰 (内部溢水止水用)	1式	新設
	非常用通報設備 非常ベル設備	1式	変更なし
	非常用通報設備 放送設備	1式	変更なし
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	1式	増設
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報設備	1式	改造
			変更なし
	消火設備 屋外消火栓*1	1式	変更なし
	消火設備 消火器	1式	変更なし

\*1：屋外に設置



表リ-5 その他の加工施設 附属建物容器管理棟の申請対象機器及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更内容	
容器管理棟 (第2種管理区域)	緊急対策設備 (1) 非常用照明	1 式	変更なし	
	緊急対策設備 (1) 誘導灯	1 式	変更なし	
	緊急対策設備 (1) 安全避難通路	1 式	増設	
	非常用通報設備 非常ベル設備	1 式	変更なし	
	非常用通報設備 放送設備	1 式	変更なし	
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	1 式	増設	
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報設備		1 式	増設
				変更なし
	消火設備 屋外消火栓*1	1 式	変更なし	
	消火設備 消火器	1 式	変更なし	

\*1：屋外に設置

表リ-6 その他の加工施設 放射線管理棟の申請対象機器及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更内容	
放射線管理棟 (第1種管理区域) (非管理区域)	緊急対策設備 (1) 非常用照明	1式	変更なし	
	緊急対策設備 (1) 誘導灯	1式	変更なし	
	緊急対策設備 (1) 安全避難通路	1式	増設	
	緊急対策設備 (2) 飛散防止用防護ネット	1式	次回以降申請	
	緊急対策設備 (3) 堰 (内部溢水止水用)	1式	新設	
	非常用通報設備 放送設備	1式	変更なし	
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	1式	増設	
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報設備		1式	増設及び改造
				変更なし
	消火設備 屋外消火栓*1	1式	変更なし	
	消火設備 消火器	1式	増設	

\*1：屋外に設置

表リ-7 その他の加工施設 附属建物放射線管理棟前室の申請対象機器及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更内容
放射線管理棟前室 (第2種管理区域)	緊急対策設備 (1) 非常用照明	1 式	増設
	緊急対策設備 (1) 誘導灯	1 式	増設
	非常用通報設備 放送設備	1 式	増設
	自動火災報知設備 火災感知設備	1 式	増設
	消火設備 屋外消火栓*1	1 式	変更なし
	消火設備 消火器	1 式	増設

\*1：屋外に設置

表リ-8 その他の加工施設 附属建物除染室・分析室の申請対象機器及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更内容	
除染室・分析室 (第1種管理区域) (非管理区域)	緊急対策設備 (1) 非常用照明	1式	変更なし	
	緊急対策設備 (1) 誘導灯	1式	変更なし	
	緊急対策設備 (1) 安全避難通路	1式	増設	
	緊急対策設備 (2) 飛散防止用防護ネット	1式	次回以降申請	
	緊急対策設備 (3) 堰 (内部溢水止水用)	1式	新設	
	非常用通報設備 非常ベル設備	1式	変更なし	
	非常用通報設備 放送設備	1式	変更なし	
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	1式	増設	
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報設備		1式	改造
				変更なし
	消火設備 屋外消火栓*1	1式	変更なし	
	消火設備 消火器	1式	増設	

\*1：屋外に設置

表リ-9 取り外し対象機器 (既認可)

設置場所	名称		事業許可 番号 <sup>注1)</sup>	取り外し設備 の区分 <sup>注2)</sup>
工場棟転換工場 工場棟成型工場 工場棟組立工場 放射線管理棟 除染室・分析室	非常用設備 緊急対策設備(1)	非常用照明	903	区分2
		誘導灯	904	
	非常用設備 非常用通報設備	非常用通報設備	890	区分2
		非常ベル設備 <sup>注3)</sup>	891	
		放送設備	892	
		通信連絡設備(電話設備)	893	
	非常用設備 自動火災報知設備	火災感知設備及びそれに連動する 警報設備	899	区分2
		火災感知設備 警報設備	900 901	
	非常用設備 消火設備	消火器	898	区分2

注1) 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における当該機器の番号を示す。

注2) 区分1: 撤去し廃棄する設備・機器

区分2: 仮移設して安全機能を維持するか代替措置を講じる設備・機器

区分3: 取り外し後、一時保管した後に復旧する設備・機器

注3) 放射線管理棟を除く。(放射線管理棟に非常ベル設備なし)

表リ-10 取り外し対象機器 (今回申請)

設置場所	名称		事業許可 番号 <sup>注1)</sup>	取り外し設備 の区分 <sup>注2)</sup>
第2核燃料倉庫 容器管理棟	非常用設備 緊急対策設備(1)	85 <sup>注3)</sup> 非常用照明	903	区分2
		86 <sup>注3)</sup> 誘導灯	904	区分2
	非常用設備 自動火災報知設備	87 <sup>注3)</sup> 火災感知設備及びそれ に連動する警報設備	899	区分2
		火災感知設備	900	
		警報設備	901	

注1) 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における当該機器の番号を示す。

注2) 区分1: 撤去し廃棄する設備・機器

区分2: 仮移設して安全機能を維持するか代替措置を講じる設備・機器

区分3: 取り外し後、一時保管した後に復旧する設備・機器

注3) 図リ配-1,2に当該機器の番号を示す。

表リ建一1 工場棟転換工場の非常用設備

設置場所	機器名称	汎用部品	技術基準に対する仕様	員数
工場棟転換工場 (第1種管理区域) (第2種管理区域) (非管理区域)	緊急対策設備 (1) 非常用照明	器具本体、ランプ、 バッテリー、配線	安全避難通路等	1式
	緊急対策設備 (1) 誘導灯	器具本体、ランプ、 バッテリー、配線		
	緊急対策設備 (1) 安全避難通路	—		
	緊急対策設備 (2) 飛散防止用 防護ネット	防護ネット本体	竜巻襲来時の建物外部 への飛散防止 (次回以降申請)	1式
	緊急対策設備 (3) 堰 (内部溢水止水用)	シール材*2	第1種管理区域外への 溢水漏えい防止	1式
	非常用通報設備 非常ベル設備	音響装置 (ベル)、 発信機本体、配線	通信連絡設備等	1式
	非常用通報設備 放送設備	器具本体 (スピーカ ー、音量調節器)、 配線		
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	電話機本体、配線		
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報 設備	感知器本体、音響装 置 (ベル)、発信機 本体、配線	火災等による損傷の防 止等	1式
消火設備 屋外消火栓*1	消火栓本体、ホー ス、配管、ポンプ起 動装置	火災等による損傷の防 止等	1式	
消火設備 消火器	消火器本体	火災等による損傷の防 止等	1式	

\*1：屋外に設置

\*2：クロロプレンゴムスポンジ

表り建一2 工場棟成型工場の非常用設備

設置場所	機器名称	汎用部品	技術基準に対する仕様	員数
工場棟成型工場 (第1種管理区域) (非管理区域)	緊急対策設備 (1) 非常用照明	器具本体、ランプ、 バッテリー、配線	安全避難通路等	1式
	緊急対策設備 (1) 誘導灯	器具本体、ランプ、 バッテリー、配線		
	緊急対策設備 (1) 安全避難通路	—		
	緊急対策設備 (2) 飛散防止用 防護ネット	防護ネット本体	竜巻襲来時の建物外部 への飛散防止 (次回以降申請)	1式
	緊急対策設備 (3) 堰 (内部溢水止水用)	シール材*2	第1種管理区域外への 溢水漏えい防止	1式
	非常用通報設備 非常ベル設備	音響装置 (ベル) 、 発信機本体、配線	通信連絡設備等	1式
	非常用通報設備 放送設備	器具本体 (スピーカ ー、音量調節器) 、 配線		
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	電話機本体、配線		
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報 設備	感知器本体、音響装 置 (ベル) 、発信機 本体、配線	火災等による損傷の防 止等	1式
	消火設備 屋外消火栓*1	消火栓本体、ホー ス、配管、ポンプ起 動装置	火災等による損傷の防 止等	1式
消火設備 消火器	消火器本体	火災等による損傷の防 止等	1式	

\*1：屋外に設置

\*2：クロロプレンゴムスポンジ

表リ建一3 工場棟組立工場の非常用設備

設置場所	機器名称	汎用部品	技術基準に対する仕様	員数
工場棟組立工場 (第2種管理区域)	緊急対策設備 (1) 非常用照明	器具本体、ランプ、 バッテリー、配線	安全避難通路等	1式
	緊急対策設備 (1) 誘導灯	器具本体、ランプ、 バッテリー、配線		
	緊急対策設備 (1) 安全避難通路	—		
	緊急対策設備 (2) 飛散防止用 防護ネット	防護ネット本体	竜巻襲来時の建物外部 への飛散防止 (次回以降申請)	1式
	非常用通報設備 非常ベル設備	音響装置 (ベル)、 発信機本体、配線	通信連絡設備等	1式
	非常用通報設備 放送設備	器具本体 (スピーカ ー、音量調節器)、 配線		
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	電話機本体、配線		
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報 設備	感知器本体、音響装 置 (ベル)、発信機 本体、配線	火災等による損傷の防 止等	1式
	消火設備 屋外消火栓*1	消火栓本体、ホー ス、配管、ポンプ起 動装置	火災等による損傷の防 止等	1式
消火設備 消火器	消火器本体	火災等による損傷の防 止等	1式	

\*1：屋外に設置



表リ建-4 付属建物第2核燃料倉庫の非常用設備

設置場所	機器名称	汎用部品	技術基準に対する仕様	員数
第2核燃料倉庫 (第1種管理区域)	緊急対策設備 (1) 非常用照明	器具本体、ランプ、 バッテリー、配線	安全避難通路等	1式
	緊急対策設備 (1) 誘導灯	器具本体、ランプ、 バッテリー、配線		
	緊急対策設備 (1) 安全避難通路	—		
	緊急対策設備 (2) 飛散防止用 防護ネット	防護ネット本体	竜巻襲来時の建物外部 への飛散防止 (次回以降申請)	1式
	緊急対策設備 (3) 堰 (内部溢水止水用)	—	第1種管理区域外への 溢水漏えい防止	1式
	非常用通報設備 非常ベル設備	音響装置 (ベル)、 発信機本体、配線	通信連絡設備等	1式
	非常用通報設備 放送設備	器具本体 (スピーカ ー、音量調節器)、 配線		
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	電話機本体、配線		
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報 設備	感知器本体、音響装 置 (ベル)、発信機 本体、配線	火災等による損傷の防 止等	1式
	消火設備 屋外消火栓*1	消火栓本体、ホー ス、配管、ポンプ起 動装置	火災等による損傷の防 止等	1式
消火設備 消火器	消火器本体	火災等による損傷の防 止等	1式	

\*1：屋外に設置

表り建-5 付属建物容器管理棟の非常用設備

設置場所	機器名称	汎用部品	技術基準に対する仕様	員数
容器管理棟 (第2種管理区域)	緊急対策設備 (1) 非常用照明	器具本体、ランプ、 バッテリー、配線	安全避難通路等	1式
	緊急対策設備 (1) 誘導灯	器具本体、ランプ、 バッテリー、配線		
	緊急対策設備 (1) 安全避難通路	—		
	非常用通報設備 非常ベル設備	音響装置 (ベル) 、 発信機本体、配線	通信連絡設備等	1式
	非常用通報設備 放送設備	器具本体 (スピーカ ー、音量調節器) 、 配線		
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	電話機本体、配線		
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報 設備	感知器本体、音響装 置 (ベル) 、発信機 本体、配線	火災等による損傷の防 止等	1式
	消火設備 屋外消火栓*1	消火栓本体、ホー ス、配管、ポンプ起 動装置	火災等による損傷の防 止等	1式
	消火設備 消火器	消火器本体	火災等による損傷の防 止等	1式

\*1：屋外に設置

表リ建-6 放射線管理棟の非常用設備

設置場所	機器名称	汎用部品	技術基準に対する仕様	員数
放射線管理棟 (第1種管理区域) (非管理区域)	緊急対策設備 (1) 非常用照明	器具本体、ランプ、 バッテリー、配線	安全避難通路等	1式
	緊急対策設備 (1) 誘導灯	器具本体、ランプ、 バッテリー、配線		
	緊急対策設備 (1) 安全避難通路	—		
	緊急対策設備 (2) 飛散防止用 防護ネット	防護ネット本体	竜巻襲来時の建物外部 への飛散防止 (次回以降申請)	1式
	緊急対策設備 (3) 堰 (内部溢水止水用)	シール材*2	第1種管理区域外への 溢水漏えい防止	1式
	非常用通報設備 放送設備	器具本体 (スピーカ ー、音量調節器)、 配線	通信連絡設備等	1式
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	電話機本体、配線		
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報 設備	感知器本体、音響装 置 (ベル)、発信機 本体、配線	火災等による損傷の防 止等	1式
	消火設備 屋外消火栓*1	消火栓本体、ホー ス、配管、ポンプ起 動装置	火災等による損傷の防 止等	1式
消火設備 消火器	消火器本体	火災等による損傷の防 止等	1式	

\*1：屋外に設置

\*2：クロロプレンゴムスポンジ

表リ建-7 付属建物放射線管理棟前室の非常用設備

設置場所	機器名称	汎用部品	技術基準に対する仕様	員数
放射線管理棟前室 (第2種管理区域)	緊急対策設備 (1) 非常用照明	器具本体、ランプ、 バッテリー、配線	安全避難通路等	1式
	緊急対策設備 (1) 誘導灯	器具本体、ランプ、 バッテリー、配線		
	非常用通報設備 放送設備	器具本体 (スピーカ ー)、配線	通信連絡設備等	1式
	自動火災報知設備 火災感知設備	感知器本体、配線	火災等による損傷の防 止等	1式
	消火設備 屋外消火栓*1	消火栓本体、ホー ス、配管、ポンプ起 動装置	火災等による損傷の防 止等	1式
	消火設備 消火器	消火器本体	火災等による損傷の防 止等	1式

\*1：屋外に設置

表リ建一8 付属建物除染室・分析室の非常用設備

設置場所	機器名称	汎用部品	技術基準に対する仕様	員数
除染室・分析室 (第1種管理区域) (非管理区域)	緊急対策設備 (1) 非常用照明	器具本体、ランプ、 バッテリー、配線	安全避難通路等	1式
	緊急対策設備 (1) 誘導灯	器具本体、ランプ、 バッテリー、配線		
	緊急対策設備 (1) 安全避難通路	—		
	緊急対策設備 (2) 飛散防止用 防護ネット	防護ネット本体	竜巻襲来時の建物外部 への飛散防止 (次回以降申請)	1式
	緊急対策設備 (3) 堰 (内部溢水止水用)	シーล材*2	第1種管理区域外への 溢水漏えい防止	1式
	非常用通報設備 非常ベル設備	音響装置 (ベル) 、 発信機本体、配線	通信連絡設備等	1式
	非常用通報設備 放送設備	器具本体 (スピーカ ー、音量調節器) 、 配線		
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	電話機本体、配線		
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報 設備	感知器本体、音響装 置 (ベル) 、発信機 本体、配線	火災等による損傷の防 止等	1式
消火設備 屋外消火栓*1	消火栓本体、ホー ス、配管、ポンプ起 動装置	火災等による損傷の防 止等	1式	
消火設備 消火器	消火器本体	火災等による損傷の防 止等	1式	

\*1：屋外に設置

\*2：クロロプレンゴムスポンジ

#### 4. 工事の方法

##### 4. 1. 非常用設備

本申請に係る工事において、「加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」に適合するように工事を実施するとともに、「加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」に適合するように品質管理を行う。

##### 4. 1-1 工場棟転換工場の非常用設備

###### (1) 手順

今回申請の工場棟転換工場の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図イ1-1参照）により行う。また、変更しない設備・機器については、検査のみを行う。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。また、既認可の非常用設備の取り外し対象機器を表リ-9に示す。

気体廃棄設備(1)及び気体廃棄設備(2)は複数の系統から構成されており、建物工事に干渉する一部の系統は工事の進捗に合わせて一時的に停止、取り外すが、工事に干渉しない系統は運転を継続することにより、第1種管理区域の負圧、閉じ込めを維持する。なお管理境界に開口を設ける工事の際には、負圧に異常がないことを確認する。

工事中、安全機能を維持するために必要なケーブル類は、仮設の迂回ルートを設け機能を維持する。

- a. 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧及び改造<sup>注1)</sup>：図リ建-1～3に示す仮移設した非常用照明の復旧及び改造により、事故発生時における照明の確保を図る
- b. 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧<sup>注2)</sup>：図リ建-1～3に示す仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る
- c. 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設：図リ建-1～3に示す本体及び前室の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る
- d. 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式)の新設：図リ建-50～52に示す本体の床に堰(固定式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る
- e. 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(一部脱着式)の新設：図リ建-50に示す本体の床に堰(一部脱着式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る  
また、脱着式堰の詳細図を図リ建-59に示す
- f. 非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧<sup>注3)</sup>：図リ建-12～14に示す仮移設した非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡を図る
- g. 非常用通報設備(放送設備)の復旧<sup>注4)</sup>：図リ建-12～14に示す仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る
- h. 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設<sup>注5)</sup>：図リ建-12～13に示す仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る
- i. 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧、撤去及び改造<sup>注6)</sup>：図リ建-23～25に示す仮移設した自動火災報知設備の復旧、撤去及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る
- j. 消火設備(消火器)の復旧及び増設<sup>注7)</sup>：図リ建-36～38に示す仮移設した消火器の復旧及び増設により、初期消火における設備の確保を図る
- k. 変更しない設備・機器(消火設備(屋外消火栓))の検査：変更しない設備である図リ建-35

に示す屋外消火栓の検査により、初期消火における設備の確保を図る  
注)：注意事項

注1) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)非常用照明の仮移設は既認可

注2) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)誘導灯の仮移設は既認可

注3) 非常用設備のうち非常用通報設備(非常ベル設備)の仮移設は既認可

注4) 非常用設備のうち非常用通報設備(放送設備)の仮移設は既認可

注5) 非常用設備のうち非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の仮移設は既認可

注6) 非常用設備のうち自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の仮移設は既認可

注7) 非常用設備のうち消火設備(消火器)の仮移設は既認可

## (2) 工事上の注意事項

### a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

### b. 安全管理（防火、汚染防止を含む）

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物が無いことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物を除去しているを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設し、設備・機器の除染を行う。
- ・ 第1種管理区域で取り外した設備・機器は、第1種管理区域内の仮置き場所にて保管する。第2種管理区域及び非管理区域で取り外した設備・機器は、第1種管理区域以外の仮置き場所にて保管する。
- ・ 高所作業等、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じてリスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

### c. 入退域・放射線管理

- ・ 管理区域内で工事を行う場合には、作業者は、入退出時にあらかじめ定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。なお管理区域境界に開口を設ける工事の際には、負圧に異常がないことを確認する。

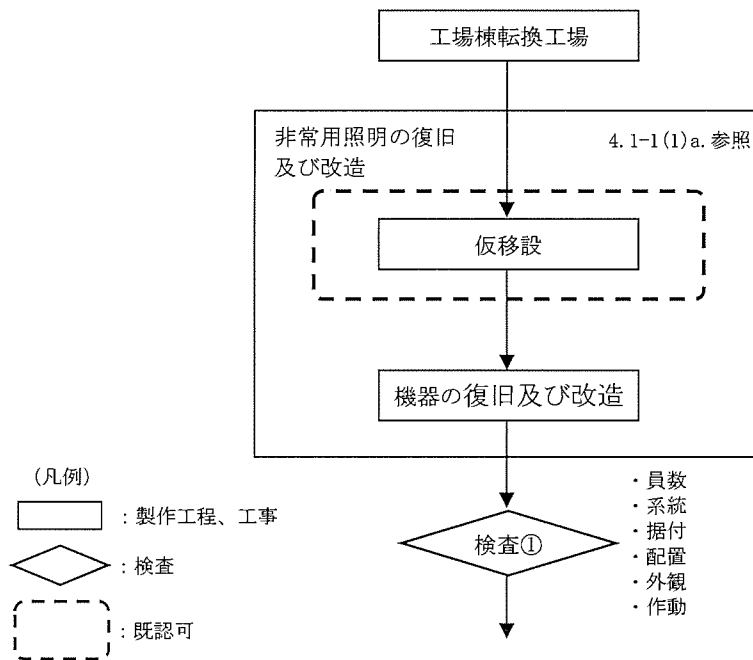
### d. その他

- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

e. 緊急時の対応

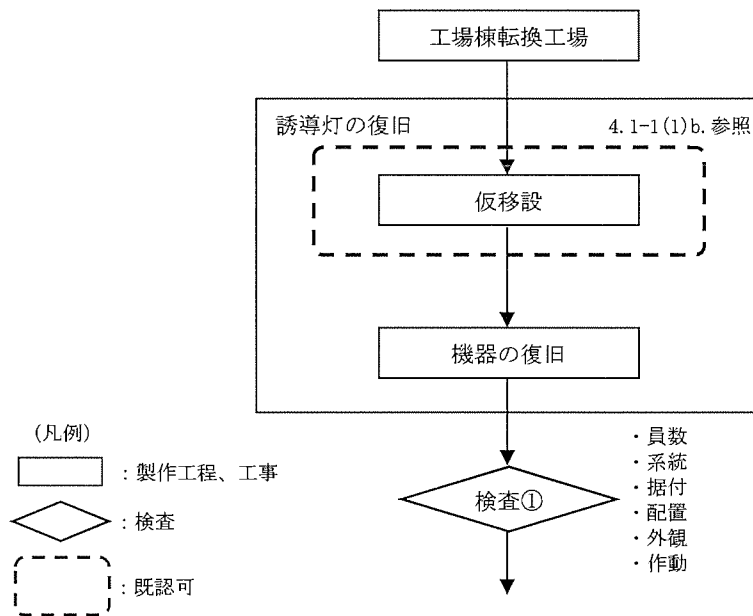
- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、あらかじめ定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・ 緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。





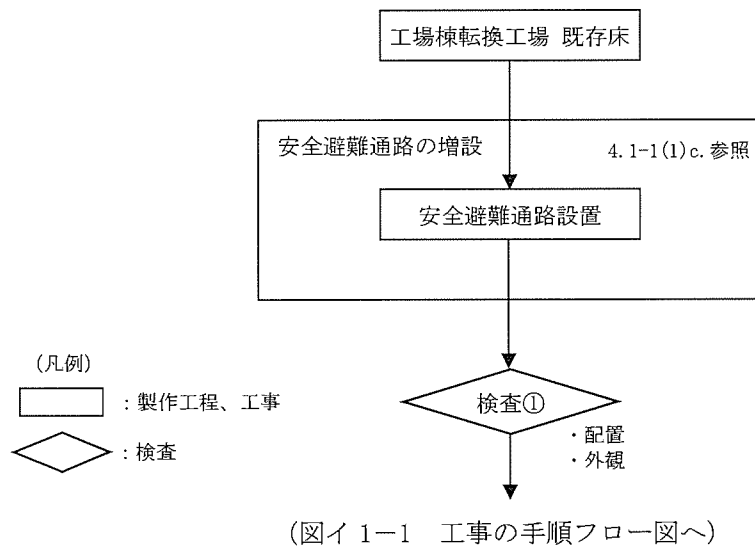
(図イ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 1-1 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧及び改造の手順フロー図

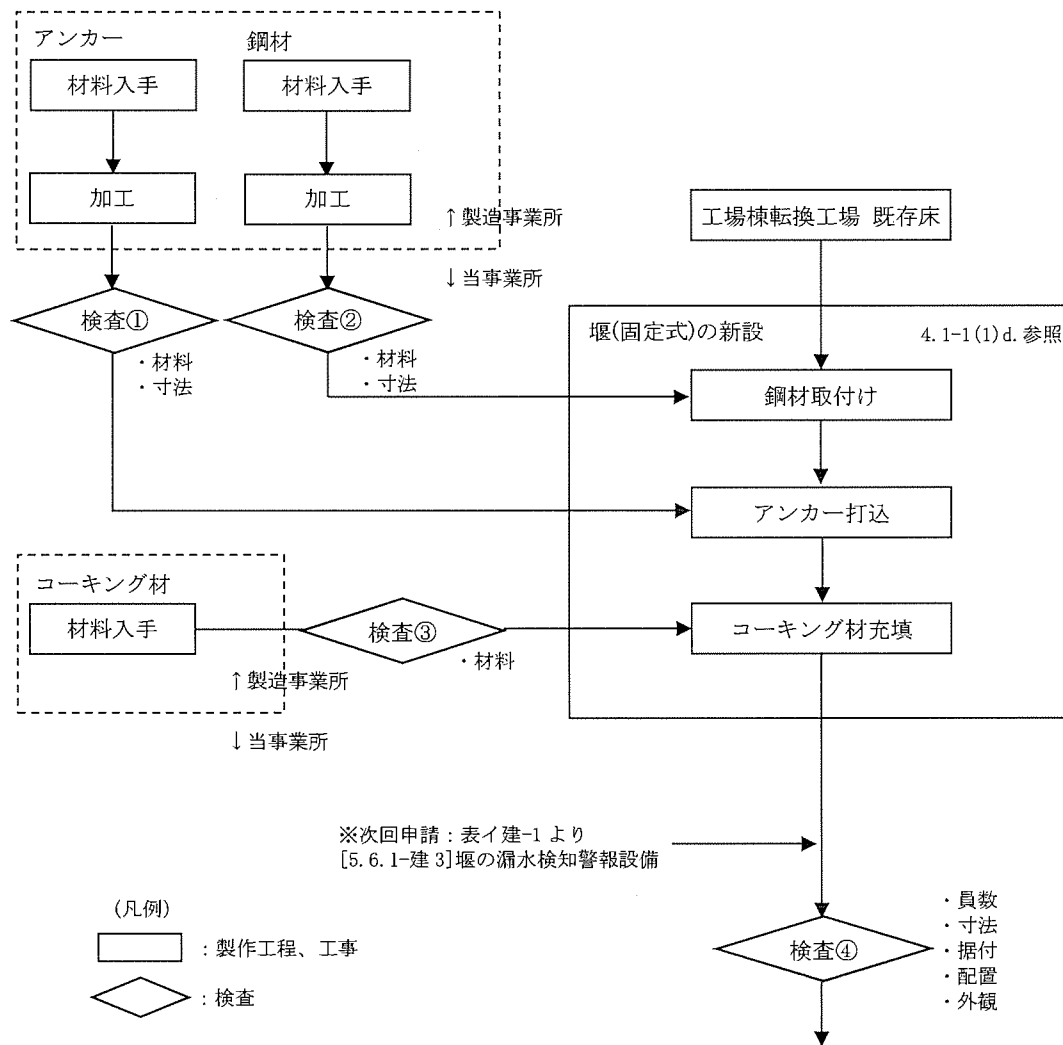


(図イ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 1-2 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧の手順フロー図

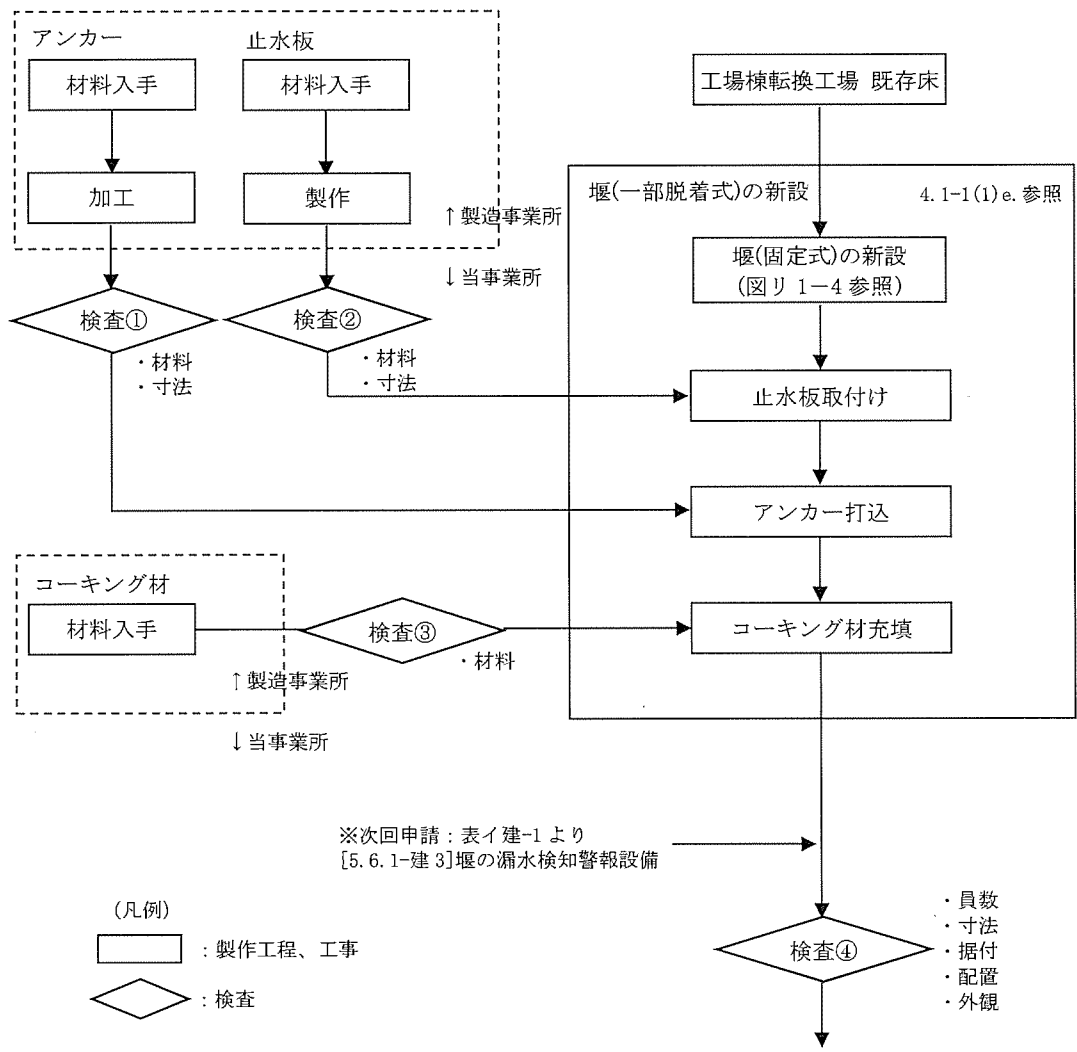


図リ 1-3 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設の手順フロー図



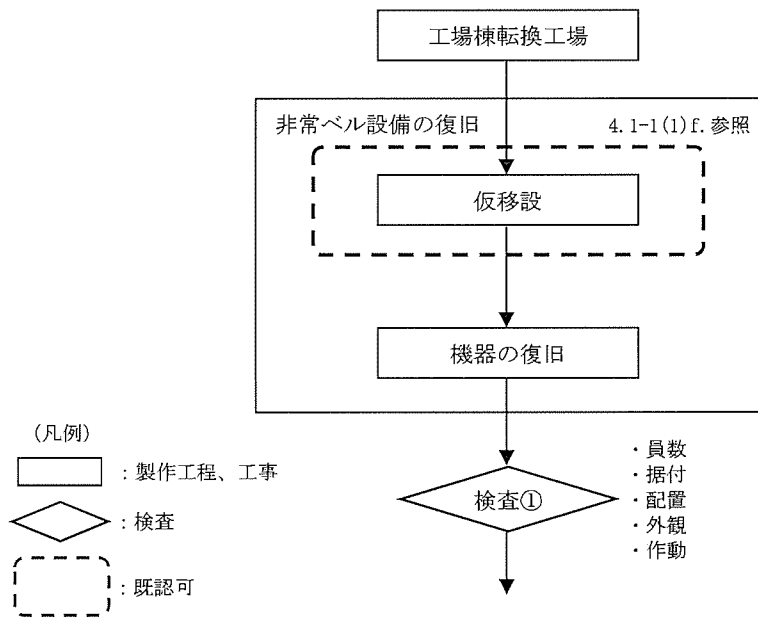
(図イ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 1-4 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用(固定式))の新設の手順フロー図



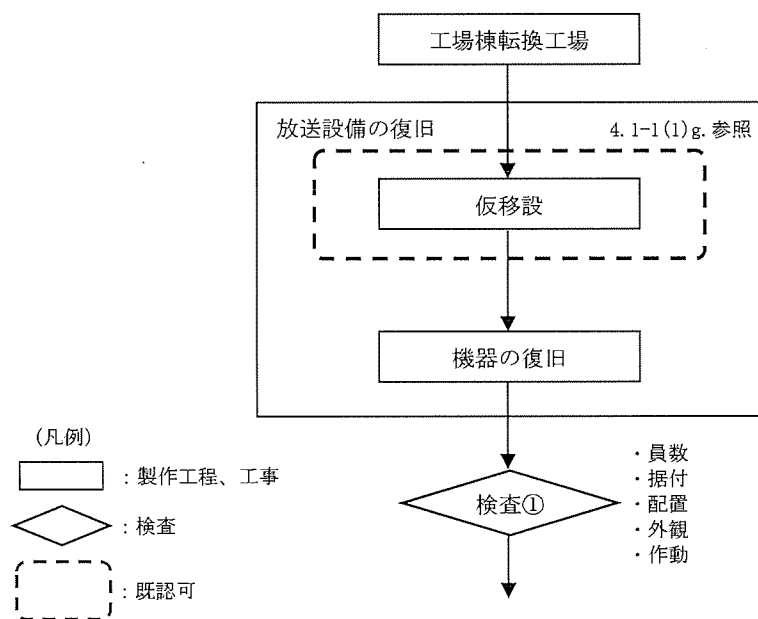
(図イ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 1-5 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用(一部脱着式))の新設の手順フロー図



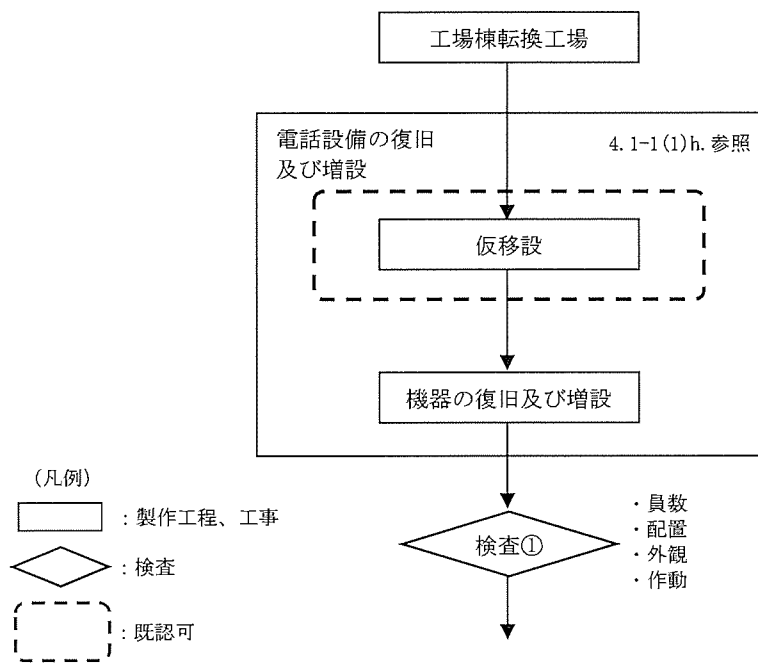
(図イ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 1-6 非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧の手順フロー図



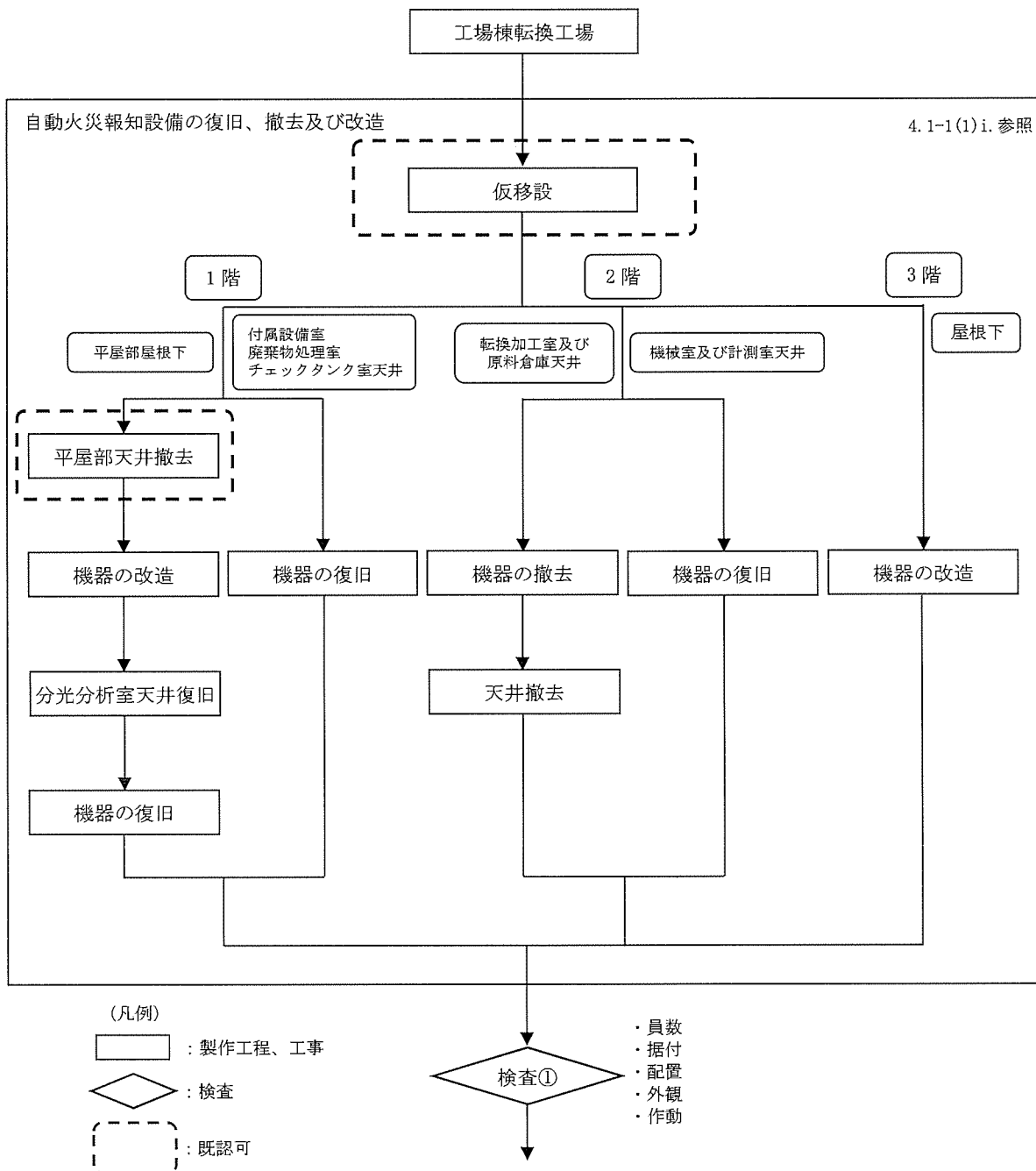
(図イ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 1-7 非常用通報設備(放送設備)の復旧の手順フロー図



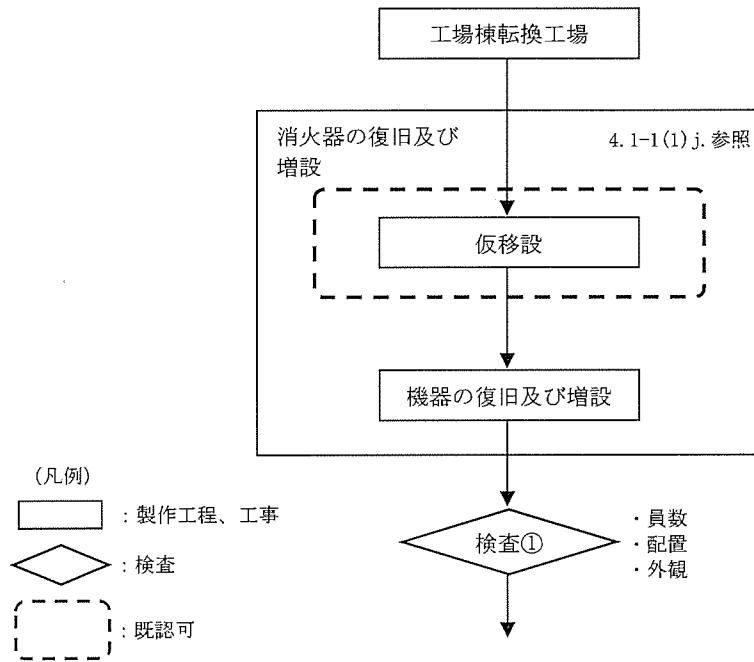
(図イ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 1-8 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設の手順フロー図



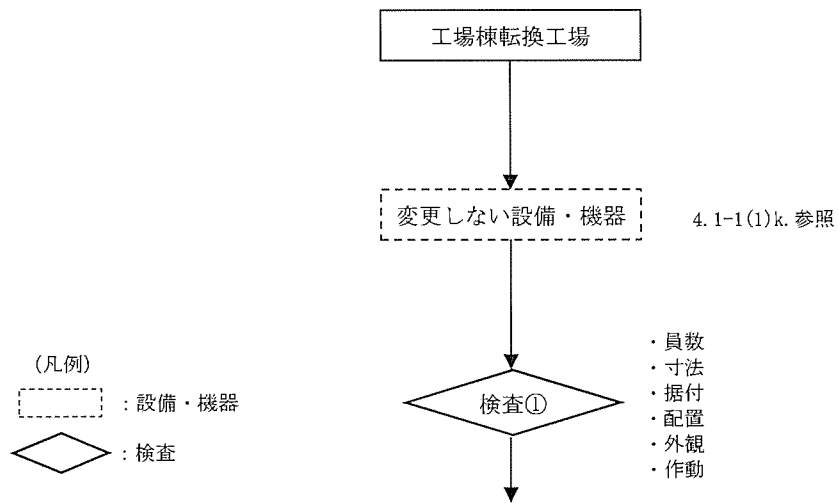
(図イ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 1-9 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧、撤去及び改造の手順フロー図



(図イ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 1-10 消火設備(消火器)の復旧及び増設の手順フロー図



(図イ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 1-11 変更しない設備・機器(消火設備(屋外消火栓))の検査手順フロー図



(3) 品質保証計画

本申請に係る品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目及び方法を I - 2 検査の項目及び方法の表 1-2-1 に示す。

#### 4. 1-2 工場棟成型工場の非常用設備

##### (1) 手順

今回申請の工場棟成型工場の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ハ1-1参照）により行う。また、変更しない設備・機器については、検査のみを行う。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。また、既認可の非常用設備の取り外し対象機器を表リ-9に示す。

気体廃棄設備(1)及び気体廃棄設備(2)は複数の系統から構成されており、建物工事に干渉する一部の系統は工事の進捗に合わせて一時的に停止、取り外すが、工事に干渉しない系統は運転を継続することにより、第1種管理区域の負圧、閉じ込めを維持する。なお管理境界に開口を設ける工事の際には、負圧に異常がないことを確認する。

工事中、安全機能を維持するために必要なケーブル類は、仮設の迂回ルートを設け機能を維持する。

- a. 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧<sup>注1)</sup>：図リ建-4～6に示す仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る
- b. 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧<sup>注2)</sup>：図リ建-4～6に示す仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る
- c. 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設：図リ建-4～6に示す本体の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る
- d. 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式)の新設：図リ建-53～55に示す本体の床に堰(固定式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る
- e. 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(一部脱着式)の新設：図リ建-53に示す本体の床に堰(一部脱着式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る  
また、脱着式堰の詳細図を図リ建-59に示す
- f. 非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧<sup>注3)</sup>：図リ建-15～17に示す仮移設した非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡を図る
- g. 非常用通報設備(放送設備)の復旧<sup>注4)</sup>：図リ建-15～17に示す仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る
- h. 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設<sup>注5)</sup>：図リ建-15～17に示す仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る
- i. 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧、増設及び改造<sup>注6)</sup>：図リ建-26～28に示す仮移設した自動火災報知設備の復旧、増設及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る
- j. 消火設備(消火器)の復旧及び増設<sup>注7)</sup>：図リ建-39～41に示す仮移設した消火器の復旧及び増設により、初期消火における設備の確保を図る
- k. 変更しない設備・機器(消火設備(屋外消火栓))の検査：変更しない設備である図リ建-35に示す屋外消火栓の検査により、初期消火における設備の確保を図る

注)：注意事項

注1) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)非常用照明の仮移設は既認可

注2) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)誘導灯の仮移設は既認可

注3) 非常用設備のうち非常用通報設備(非常ベル設備)の仮移設は既認可

注4) 非常用設備のうち非常用通報設備(放送設備)の仮移設は既認可

注5) 非常用設備のうち非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の仮移設は既認可

注6) 非常用設備のうち自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の仮移設は既認可

注7) 非常用設備のうち消火設備(消火器)の仮移設は既認可

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理(防火、汚染防止を含む)

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物が無いことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物を除去していることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設し、設備・機器の除染を行う。
- ・ 第1種管理区域で取り外した設備・機器は、第1種管理区域内の仮置き場所にて保管する。第2種管理区域及び非管理区域で取り外した設備・機器は、第1種管理区域以外の仮置き場所にて保管する。
- ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じてリスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

c. 入退域・放射線管理

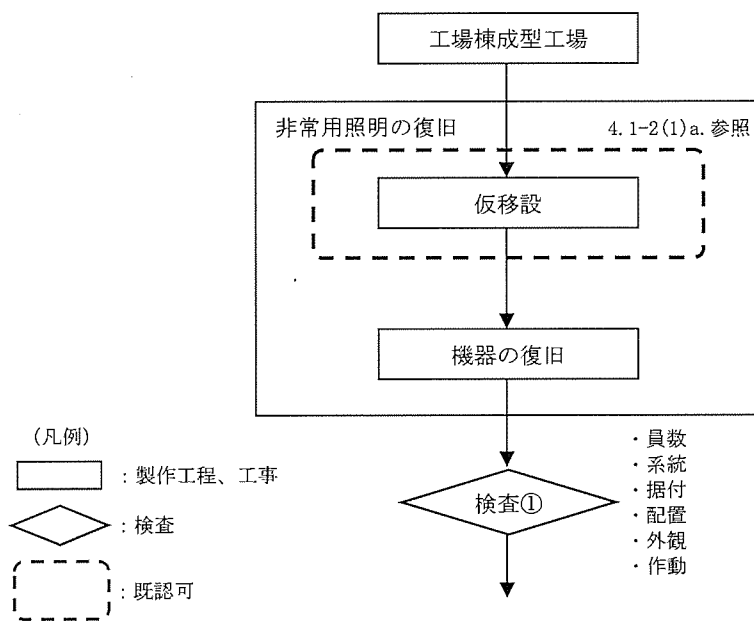
- ・ 管理区域内で工事を行う場合には、作業者は、入退出時にあらかじめ定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。なお管理区域境界に開口を設ける工事の際には、負圧に異常がないことを確認する。

d. その他

- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

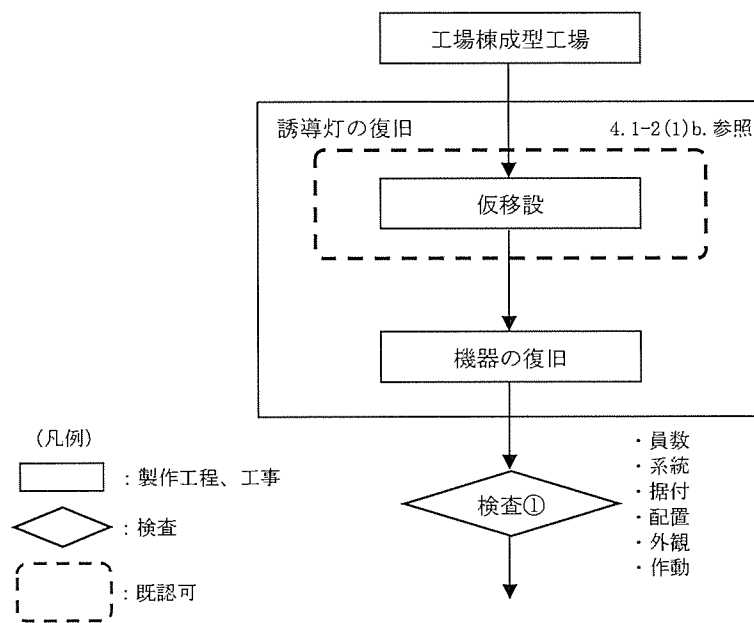
e. 緊急時の対応

- ・ 現場で緊急事態(火災・救急等)が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、あらかじめ定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・ 緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。



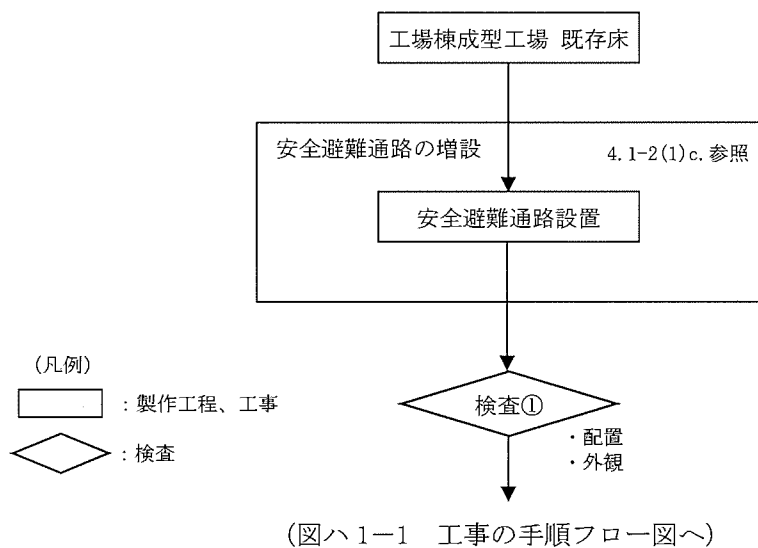
(図ハ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 2-1 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧の手順フロー図

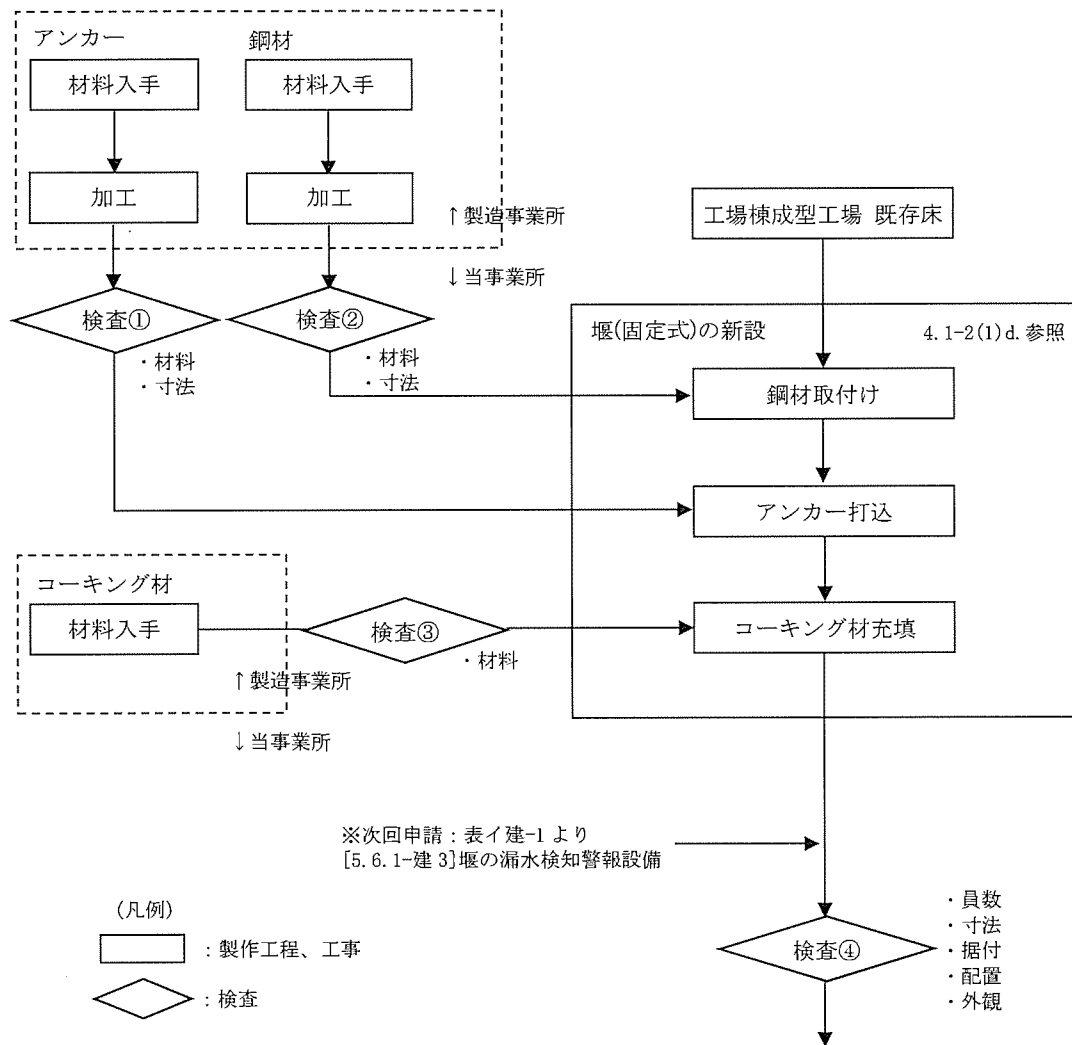


(図ハ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 2-2 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧の手順フロー図

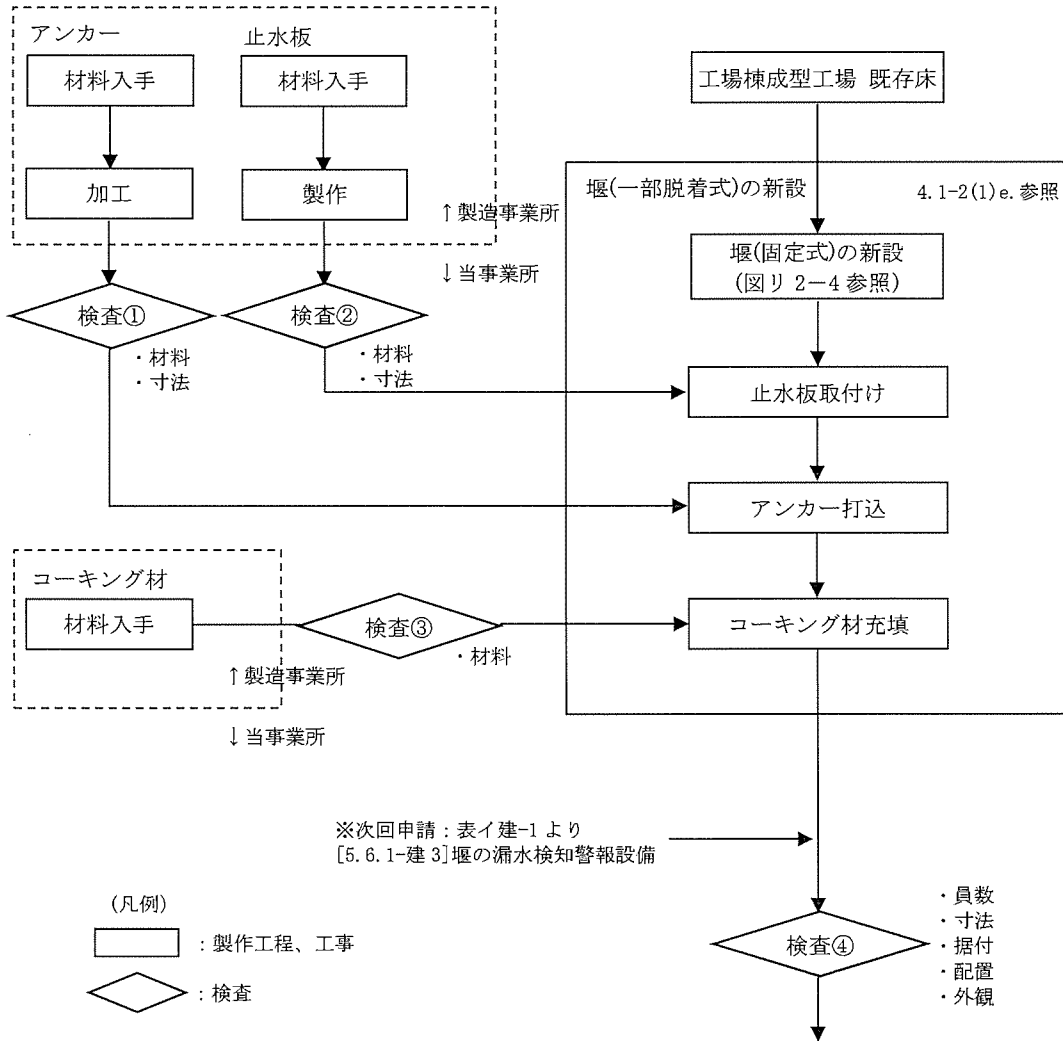


図リ 2-3 緊急対策設備 (1) 安全避難通路の増設の手順フロー図



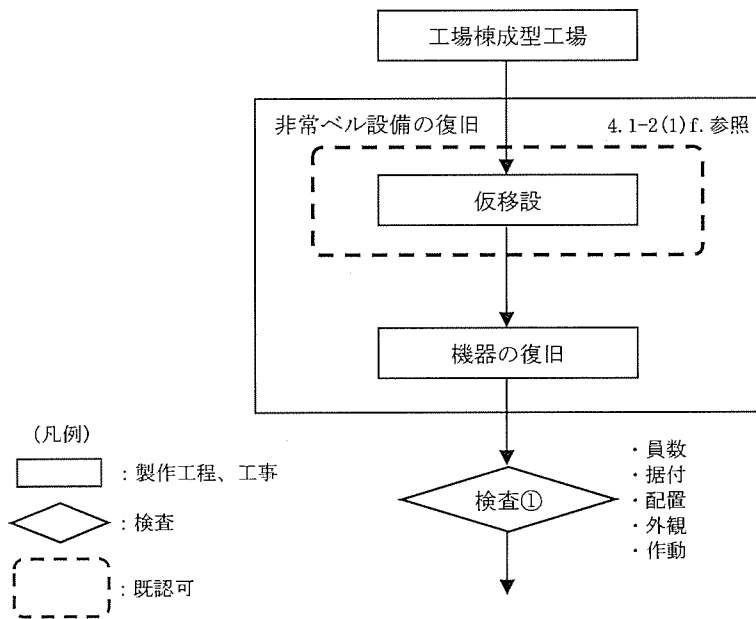
(図ハ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 2-4 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用(固定式))の新設の手順フロー図



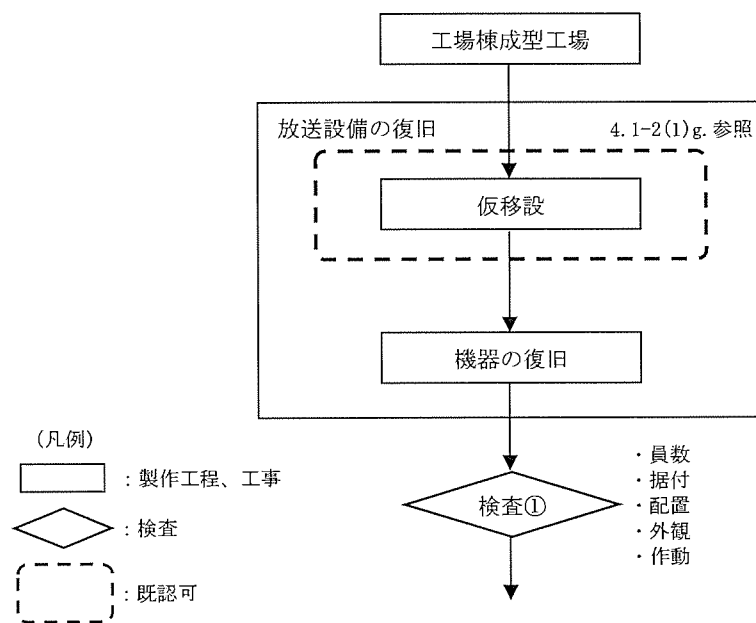
(図ハ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 2-5 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用(一部脱着式))の新設の手順フロー図



(図ハ1-1 工事の手順フロー図へ)

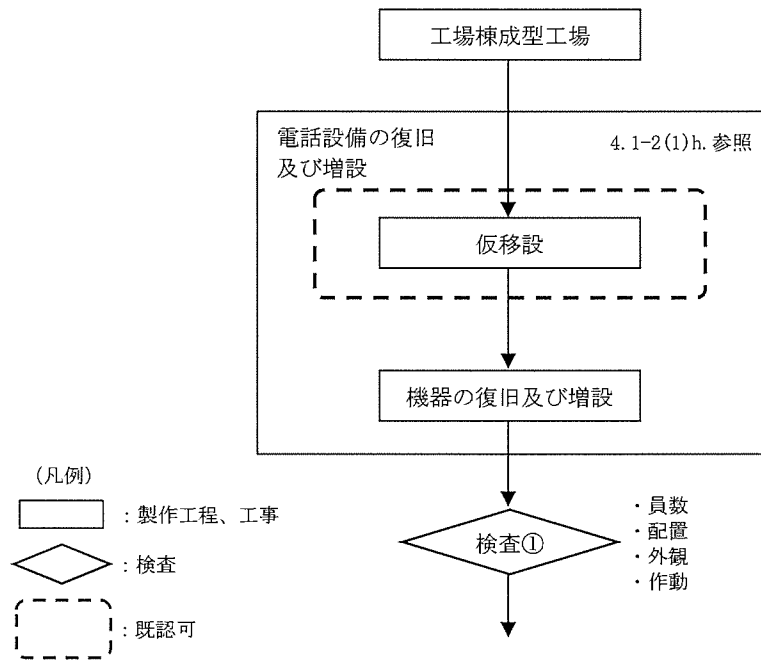
図リ2-6 非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧の手順フロー図



(図ハ1-1 工事の手順フロー図へ)

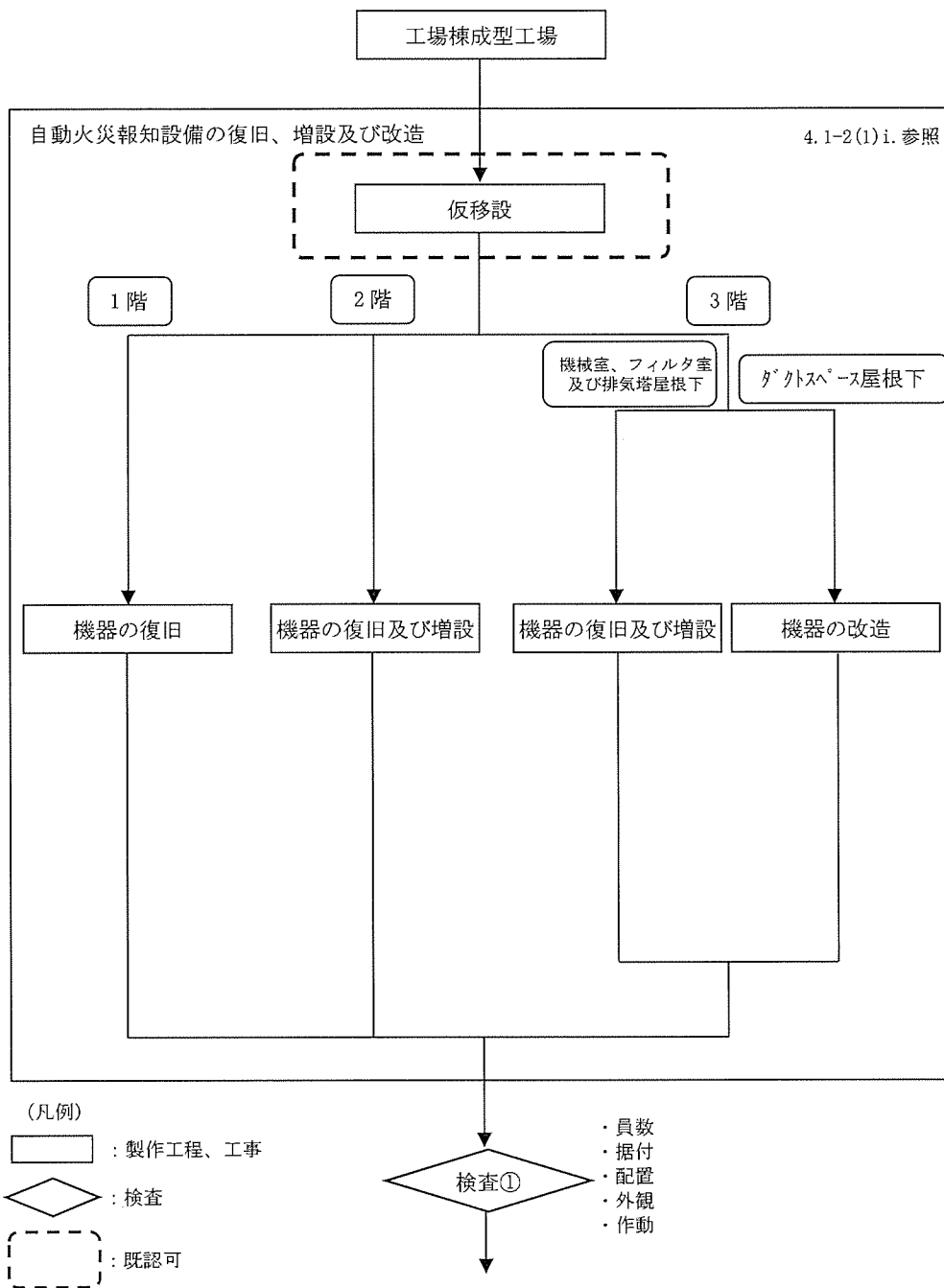
図リ2-7 非常用通報設備(放送設備)の復旧の手順フロー図





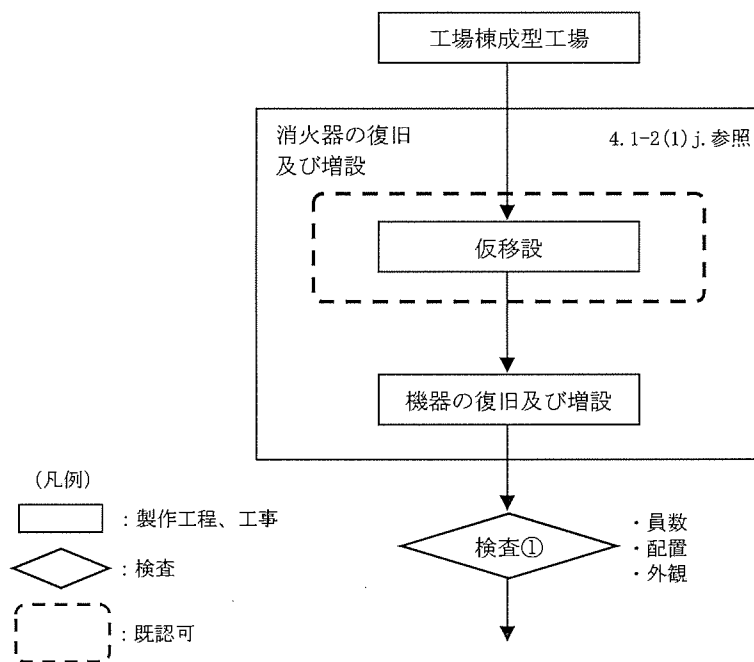
(図ハ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 2-8 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設の手順フロー図



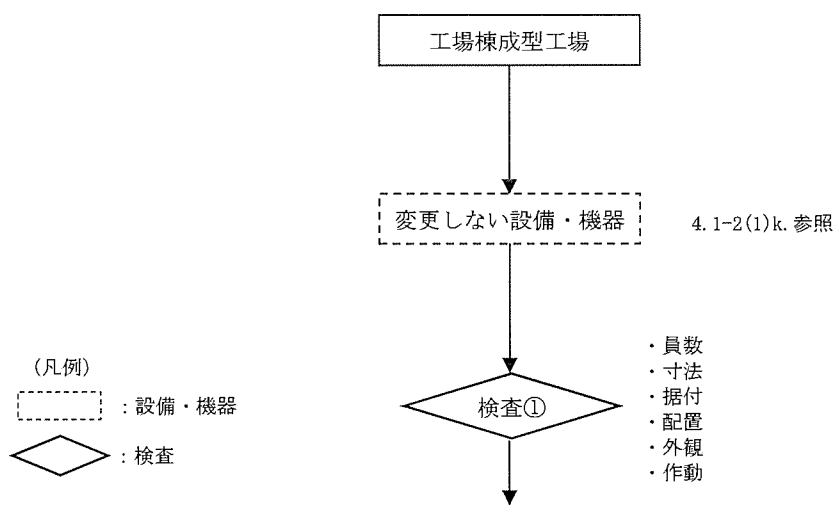
(図ハ1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 2-9 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧、増設及び改造の手順フロー図



(図ハ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 2-10 消火設備(消火器)の復旧及び増設の手順フロー図



(図ハ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 2-11 変更しない設備・機器(消火設備(屋外消火栓))の検査手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請に係る品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目及び方法を I - 2 検査の項目及び方法の表1-2-2に示す。

#### 4. 1-3 工場棟組立工場の非常用設備

##### (1) 手順

今回申請の工場棟組立工場の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ホ1-1参照）により行う。また、変更しない設備・機器については、検査のみを行う。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。また、既認可の非常用設備の取り外し対象機器を表り-9に示す。

- a. 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧<sup>注1)</sup>：図リ建-7 に示す仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る
- b. 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧<sup>注2)</sup>：図リ建-7 に示す仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る
- c. 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設：図リ建-7に示す本体の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る
- d. 非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧<sup>注3)</sup>：図リ建-18に示す仮移設した非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡を図る
- e. 非常用通報設備(放送設備)の復旧<sup>注4)</sup>：仮移設した図リ建-18に示す放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る
- f. 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設<sup>注5)</sup>：図リ建-18に示す仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る
- g. 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧、増設及び改造<sup>注6)</sup>：図リ建-29に示す仮移設した自動火災報知設備の復旧、増設及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る
- h. 消火設備(消火器)の復旧及び増設<sup>注7)</sup>：図リ建-42 に示す仮移設した消火器の復旧及び増設により、初期消火における設備の確保を図る
- i. 変更しない設備・機器(消火設備(屋外消火栓))の検査：変更しない設備である図リ建-35 に示す屋外消火栓の検査により、初期消火における設備の確保を図る

注)：注意事項

注1) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)非常用照明の仮移設は既認可

注2) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)誘導灯の仮移設は既認可

注3) 非常用設備のうち非常用通報設備(非常ベル設備)の仮移設は既認可

注4) 非常用設備のうち非常用通報設備(放送設備)の仮移設は既認可

注5) 非常用設備のうち非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の仮移設は既認可

注6) 非常用設備のうち自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の仮移設は既認可

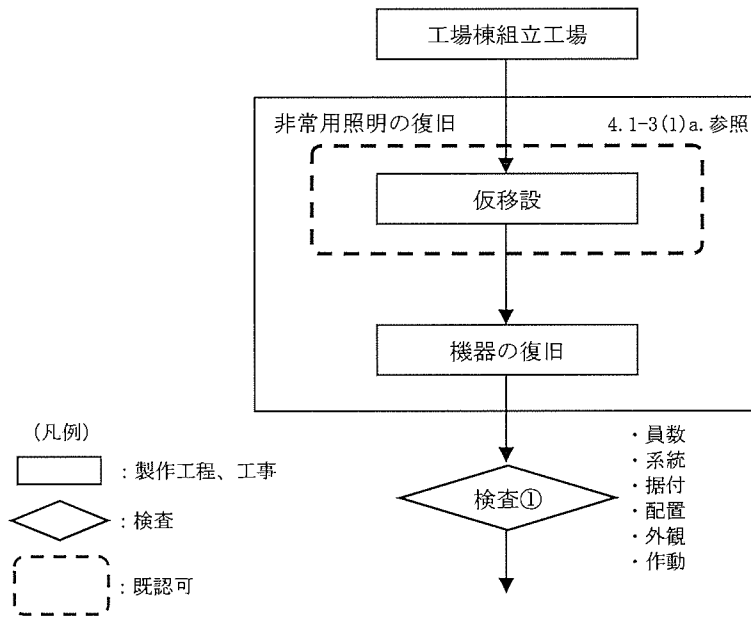
注7) 非常用設備のうち消火設備(消火器)の仮移設は既認可

##### 2) 工事上の注意事項

###### a. 一般事項

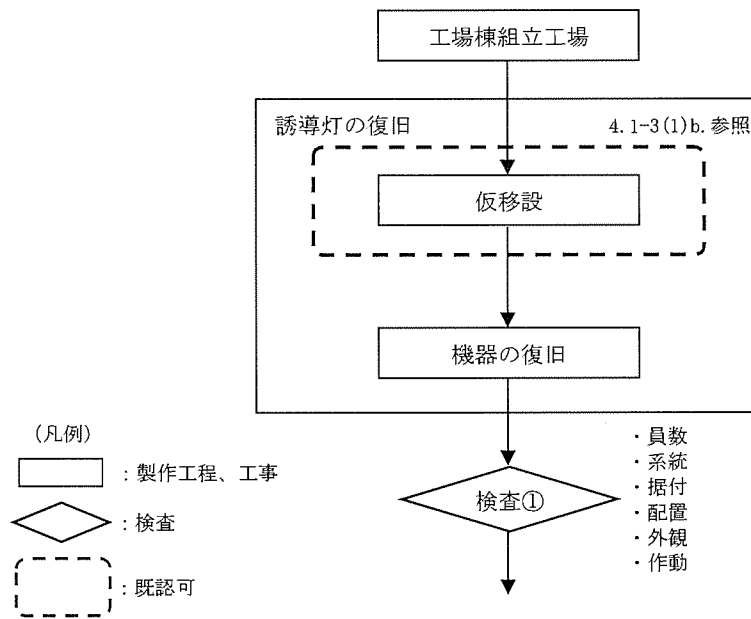
- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。

- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。
- b. 安全管理（防火を含む）
- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
  - ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物が無いことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物を除去していることを確認する。
  - ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
  - ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じてリスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。
- c. 入退域・放射線管理
- ・ 管理区域内で工事を行う場合には、作業者は、入退出時にあらかじめ定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。
- d. その他
- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。
- e. 緊急時の対応
- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、あらかじめ定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
  - ・ 緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。



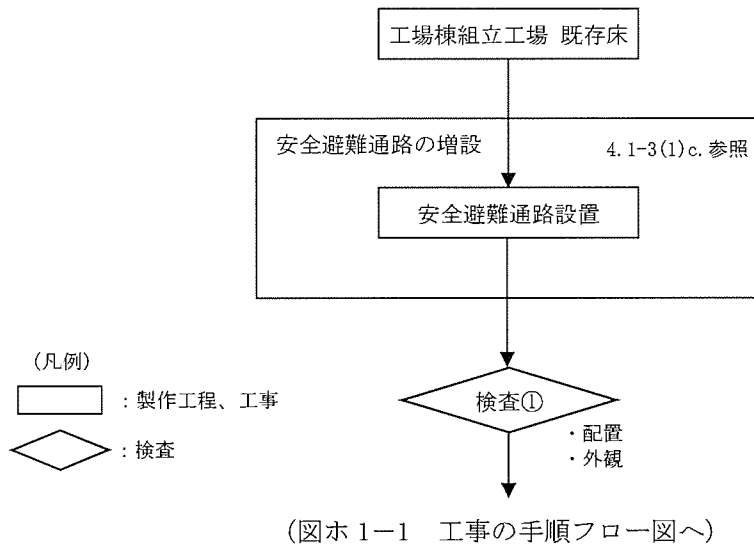
(図ホ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 3-1 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧の手順フロー図



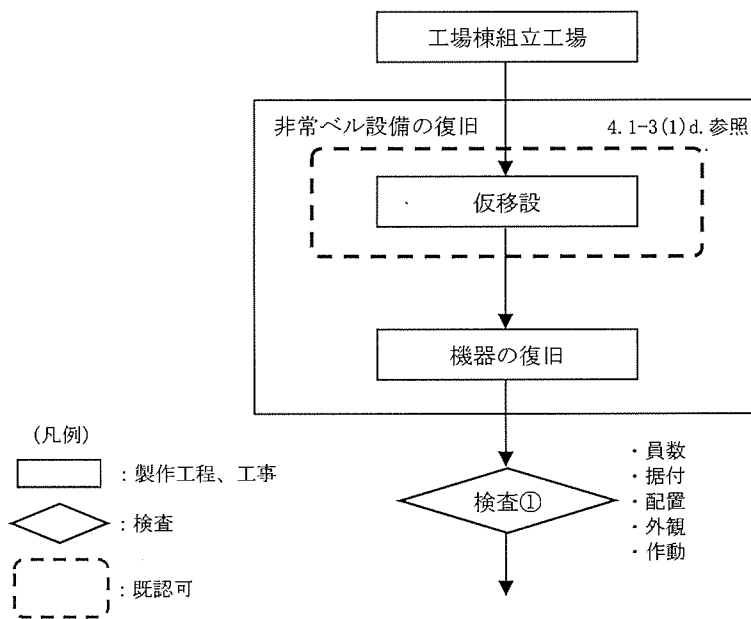
(図ホ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 3-2 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧の手順フロー図



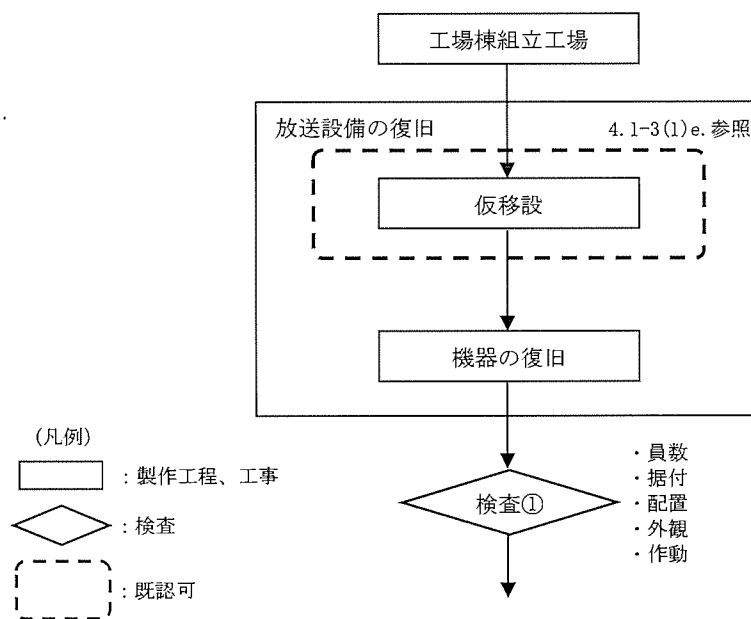
図リ 3-3 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設の手順フロー図





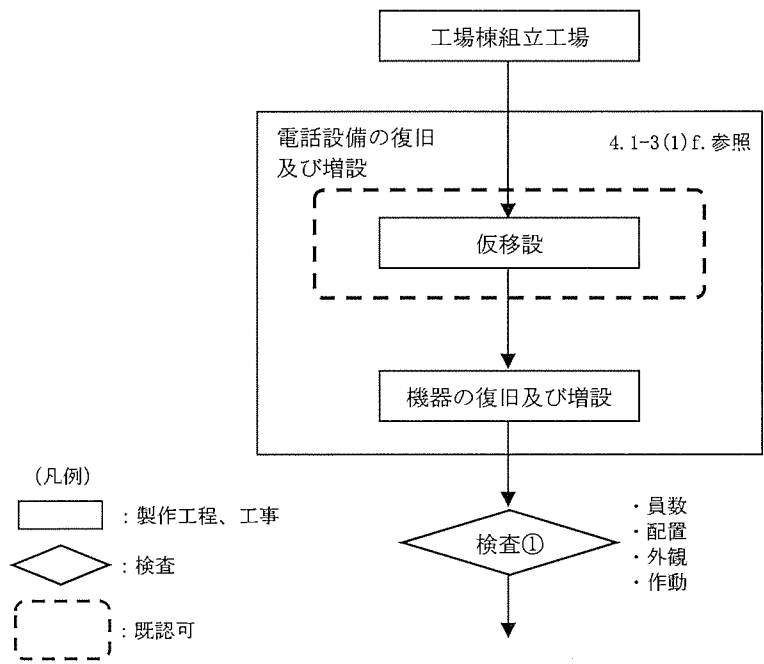
(図ホ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 3-4 非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧の手順フロー図



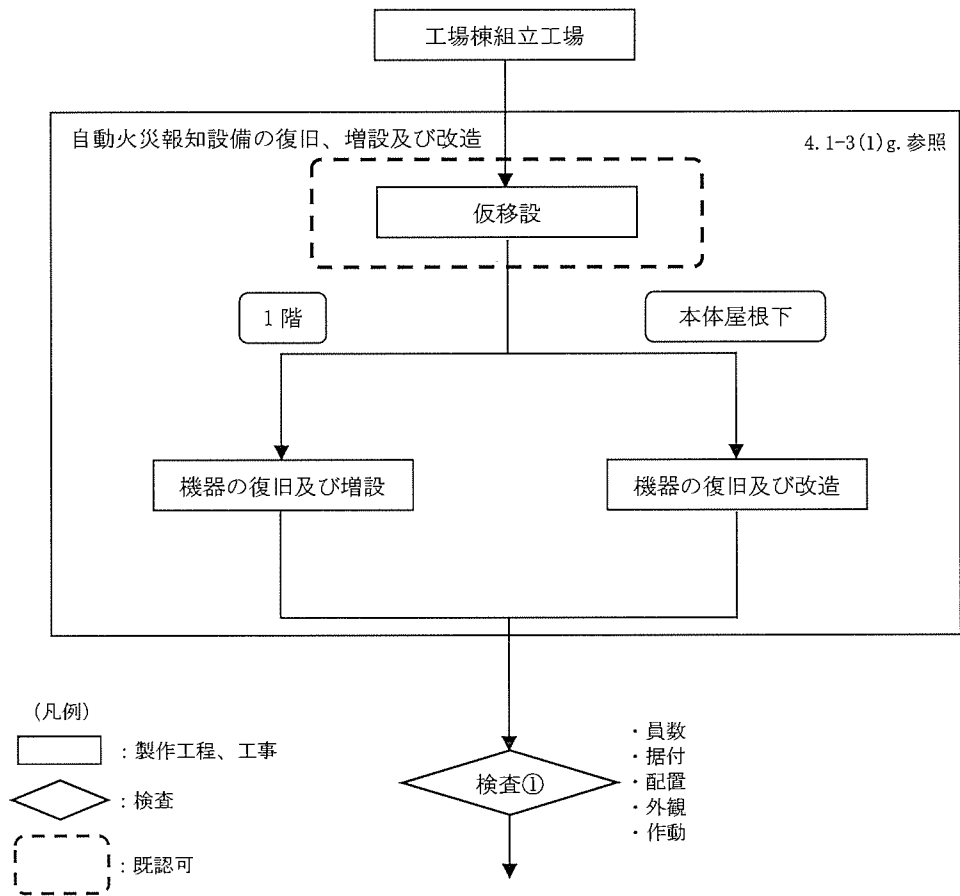
(図ホ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 3-5 非常用通報設備(放送設備)の復旧の手順フロー図



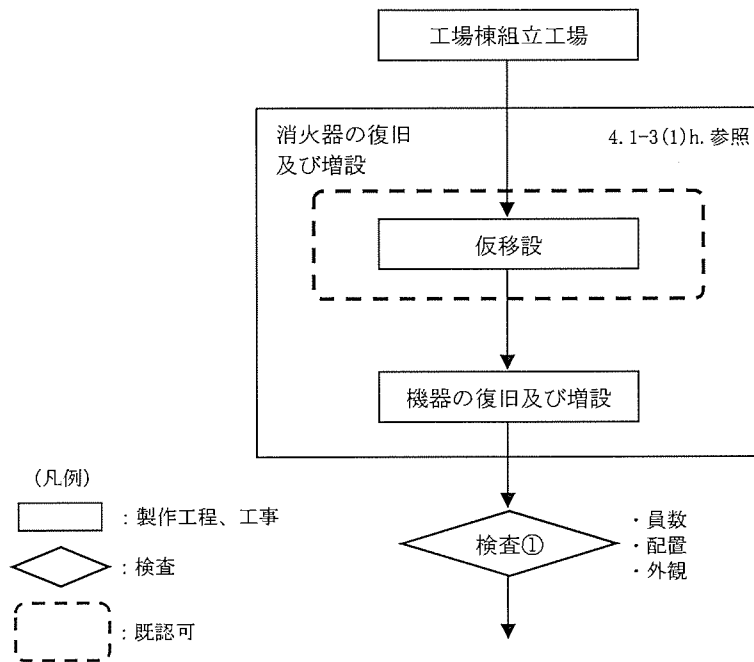
(図ホ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 3-6 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設の手順フロー図



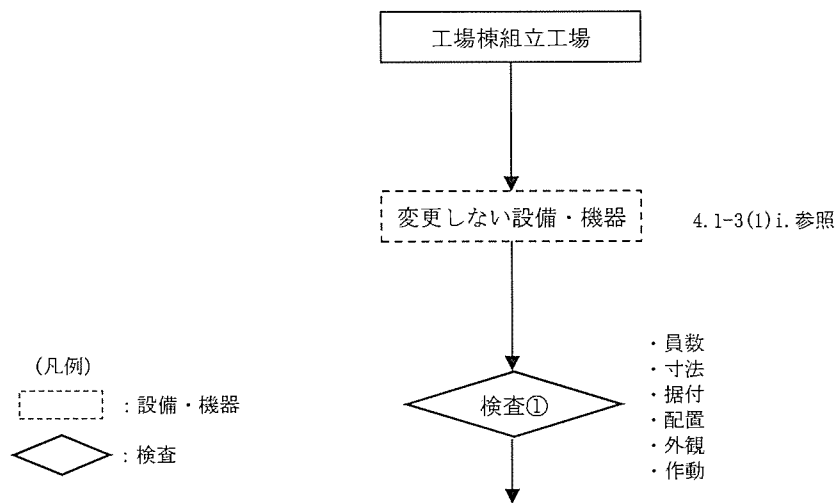
(図ホ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 3-7 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧、増設及び改造の手順フロー図



(図ホ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 3-8 消火設備(消火器)の復旧及び増設の手順フロー図



(図ホ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 3-9 変更しない設備・機器(消火設備(屋外消火栓))の検査手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請に係る品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目及び方法を I - 2 検査の項目及び方法の表1-2-3に示す。

#### 4. 1-4 第2核燃料倉庫の非常用設備

##### (1) 手順

今回申請の第2核燃料倉庫の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図へ1-1参照）により行う。また、変更しない設備・機器については、検査のみを行う。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。また、今回申請の非常用設備の取り外し対象機器を表り-10に示す。

気体廃棄設備(1)及び気体廃棄設備(2)は複数の系統から構成されており、建物工事に干渉する一部の系統は工事の進捗に合わせて一時的に停止、取り外すが、工事に干渉しない系統は運転を継続することにより、第1種管理区域の負圧、閉じ込めを維持する。なお管理境界に開口を設ける工事の際には、負圧に異常がないことを確認する。

- a. 緊急対策設備(1)非常用照明の仮移設及び仮移設及び復旧<sup>注1)</sup>：図り建-8に示す第2核燃料倉庫前室の非常用照明を取り外し、仮移設及び復旧により、事故発生時における照明の確保を図る
- b. 緊急対策設備(1)誘導灯の仮移設及び仮移設及び復旧<sup>注2)</sup>：図り建-8に示す第2核燃料倉庫前室の誘導灯を取り外し、仮移設及び復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る
- c. 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設：図り建-8に示す本体及び前室の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る
- d. 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)固定式堰の新設：図り建-56に示す本体及び前室の床に堰(固定式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る
- e. 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の増設：図り建-19に示す本体に電話設備の増設により、工場外への通信連絡を図る
- f. 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の仮移設及び改造<sup>注3)</sup>：図り建-31に示す第2核燃料倉庫前室の自動火災報知設備を取り外し、仮移設及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る
- g. 変更しない設備・機器(非常用通報設備(非常用ベル設備及び放送設備)、消火設備(屋外消火栓及び消火器))の検査：変更しない設備・機器である図り建-19に示す非常ベル設備及び放送設備、図り建-35に示す屋外消火栓及び図り建-43に示す消火器の検査を行う。  
検査により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡及び初期消火における設備の確保を図る

##### 注)：施工上の注意事項

注1) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)非常用照明を取り外す場合は、所定の機能を発揮できる位置に非常用照明を代替措置として仮移設すること

注2) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)誘導灯を取り外す場合は、その近傍の見やすい箇所に誘導標識を代替措置として所定の機能を発揮できる位置に仮移設すること

注3) 非常用設備のうち自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)を取り外す場合は、代替措置として住宅用火災報知器を設置し未警戒区域を作らないようにし、所定の機能を発揮できる位置に仮移設すること

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理（防火、汚染防止を含む）

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物が無いことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物を除去していることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設し、設備・機器の除染を行う。
- ・ 第1種管理区域で取り外した設備・機器は、第1種管理区域内の仮置き場所にて保管する。第2種管理区域及び非管理区域で取り外した設備・機器は、第1種管理区域以外の仮置き場所にて保管する。
- ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じてリスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

c. 入退域・放射線管理

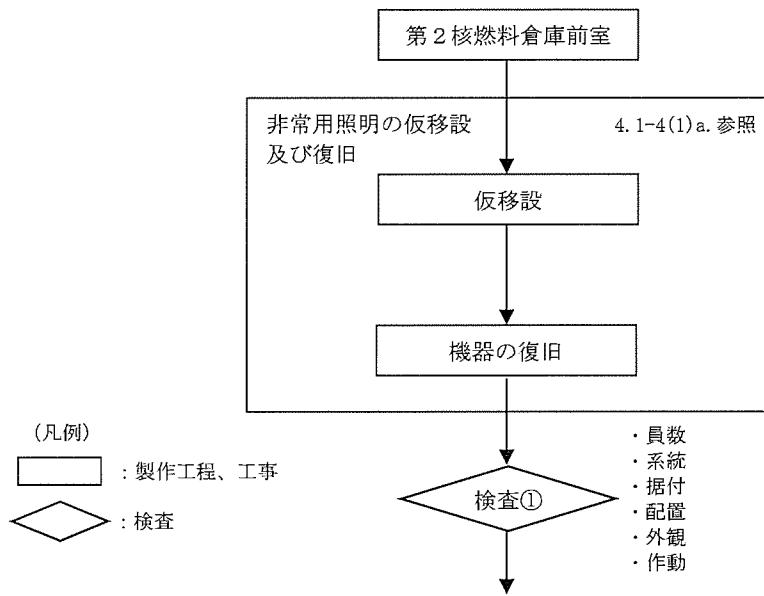
- ・ 管理区域内で工事を行う場合には、作業者は、入退出時にあらかじめ定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。なお管理区域境界に開口を設ける工事の際には、負圧に異常がないことを確認する。

d. その他

- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

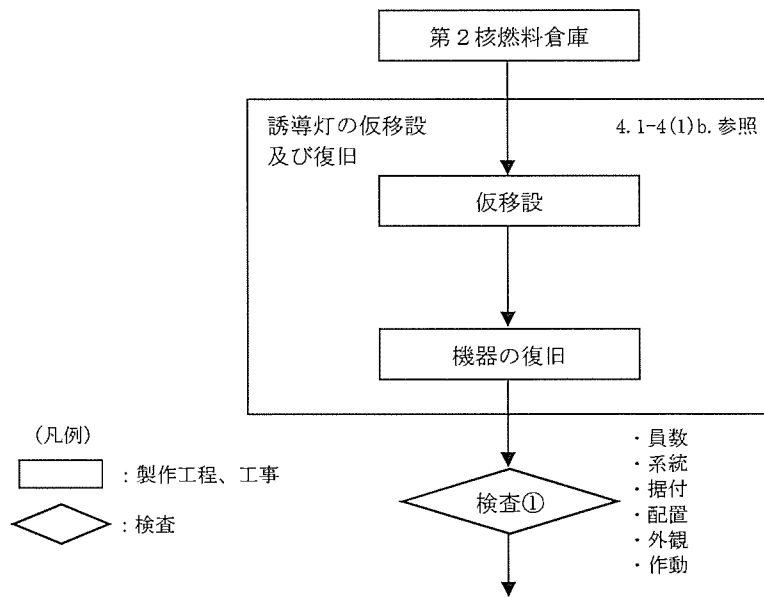
e. 緊急時の対応

- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、あらかじめ定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・ 緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。



(図へ1-1 工事の手順フロー図へ)

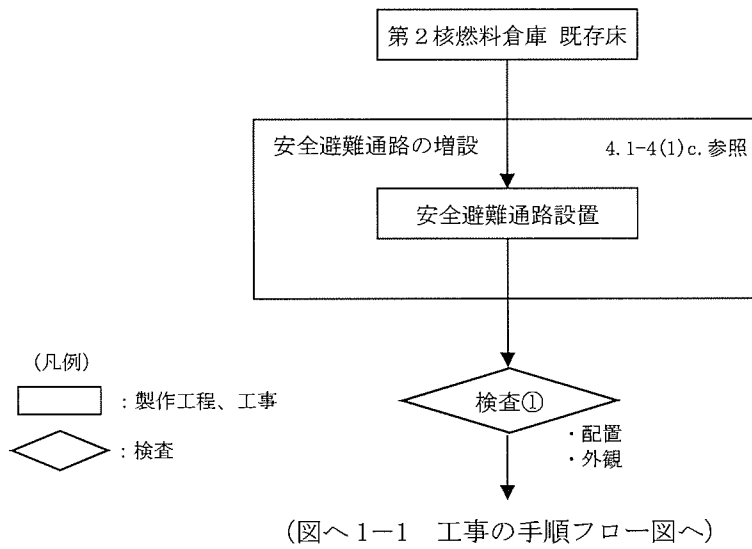
図リ 4-1 緊急対策設備(1)非常用照明の仮移設及び復旧の手順フロー図



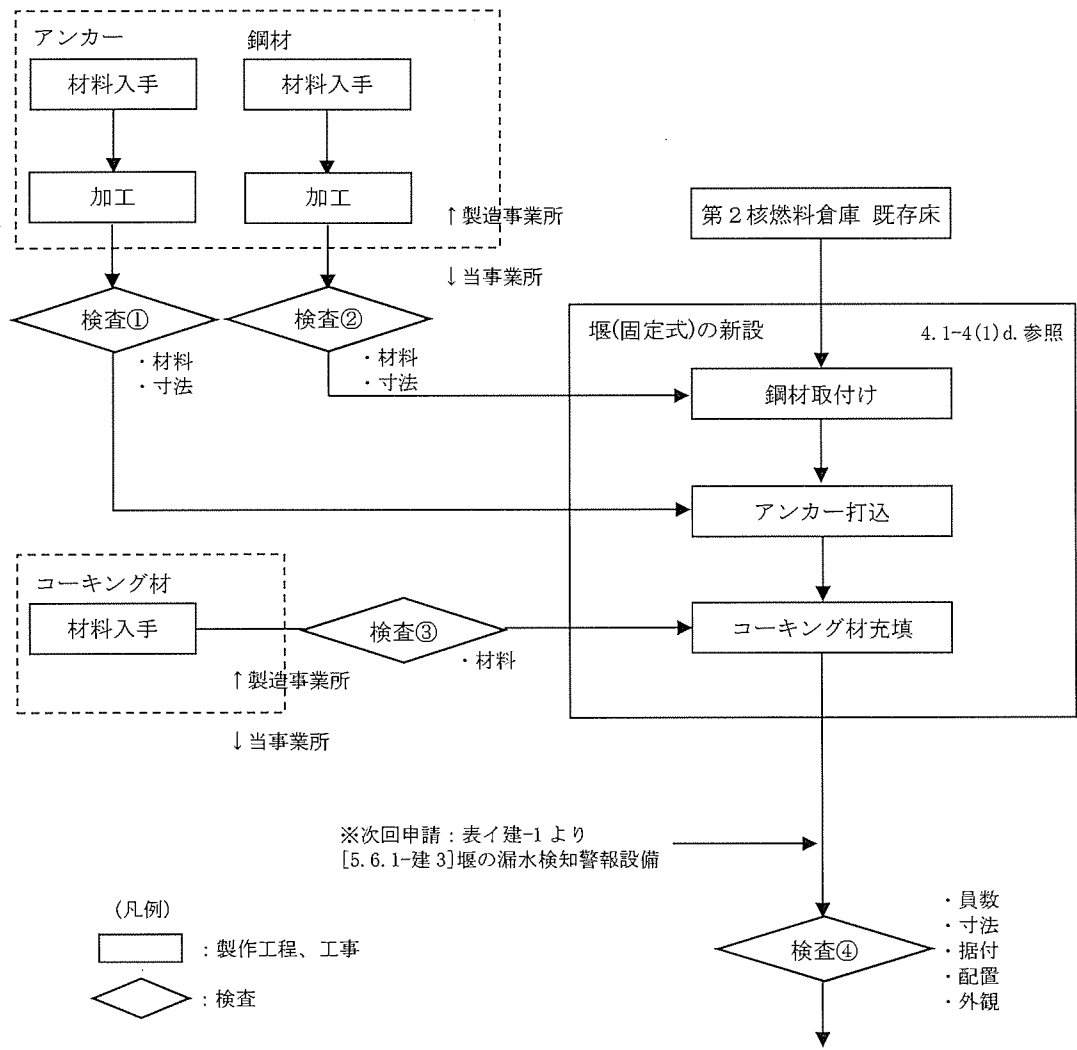
(図へ1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 4-2 緊急対策設備(1)誘導灯の仮移設及び復旧の手順フロー図



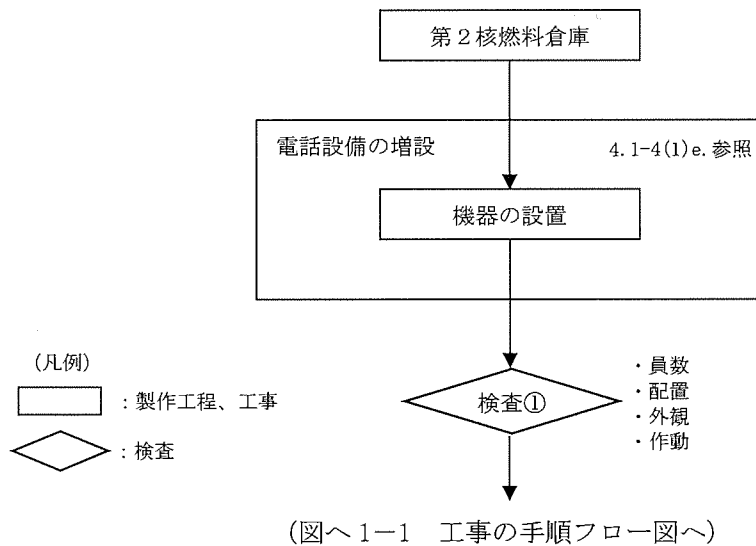


図リ 4-3 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設の手順フロー図

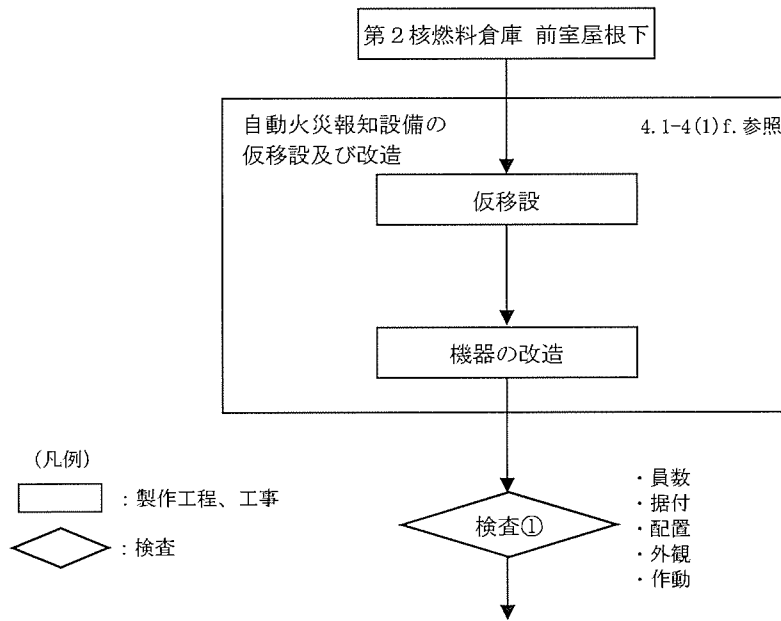


(図へ1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 4-4 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用(固定式))の新設の手順フロー図

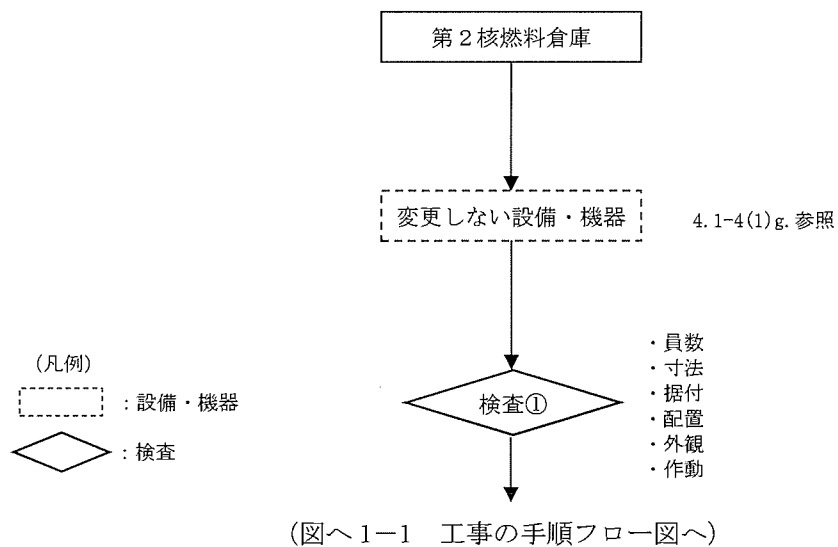


図リ 4-5 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の増設の手順フロー図



(図へ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 4-6 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の  
仮移設及び改造の手順フロー図



図リ 4-7 変更しない設備・機器(非常用通報設備(非常用ベル設備及び放送設備)、消火設備(屋外消火栓及び消火器))の検査手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請に係る品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目及び方法を I - 2 検査の項目及び方法の表1-2-4に示す。

#### 4. 1-5 容器管理棟の非常用設備

##### (1) 手順

今回申請の容器管理棟の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図へ1-2参照）により行う。また、変更しない設備・機器については、検査のみを行う。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。また、今回申請の非常用設備の取り外し対象機器を表り-10に示す。

- a. 緊急対策設備(1)非常用照明の仮移設及び復旧<sup>注1)</sup>：図り建-9に示す非常用照明を取り外し、仮移設及び復旧により、事故発生時における照明の確保を図る
- b. 緊急対策設備(1)誘導灯の仮移設及び復旧<sup>注2)</sup>：図り建-9に示す誘導灯を取り外し、仮移設及び復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る
- c. 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設：図り建-9に示す前室の床に安全避難通路を増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る
- d. 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の増設：図り建-20に示す本体に電話設備の増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る
- e. 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の仮移設、復旧及び増設<sup>注3)</sup>：図り建-32に示す容器管理棟の自動火災報知設備を取り外し、仮移設、復旧及び増設により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る
- f. 変更しない設備・機器(非常用通報設備(非常用ベル設備及び放送設備)、消火設備(屋外消火栓及び消火器))の検査：変更しない設備・機器である図り建-20に示す非常ベル設備及び放送設備、図り建-35に示す屋外消火栓及び図り建-44に示す消火器の検査を行う。検査により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡及び初期消火における設備の確保を図る

注)：施工上の注意事項

注1) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)非常用照明を取り外す場合は、所定の機能を発揮できる位置に非常用照明を代替措置として仮移設すること

注2) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)誘導灯を取り外す場合は、その近傍の見やすい箇所に誘導標識を代替措置として所定の機能を発揮できる位置に仮移設すること

注3) 非常用設備のうち自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)を取り外す場合は、代替措置として住宅用火災報知器を設置し未警戒区域を作らないようにし、所定の機能を発揮できる位置に仮移設すること

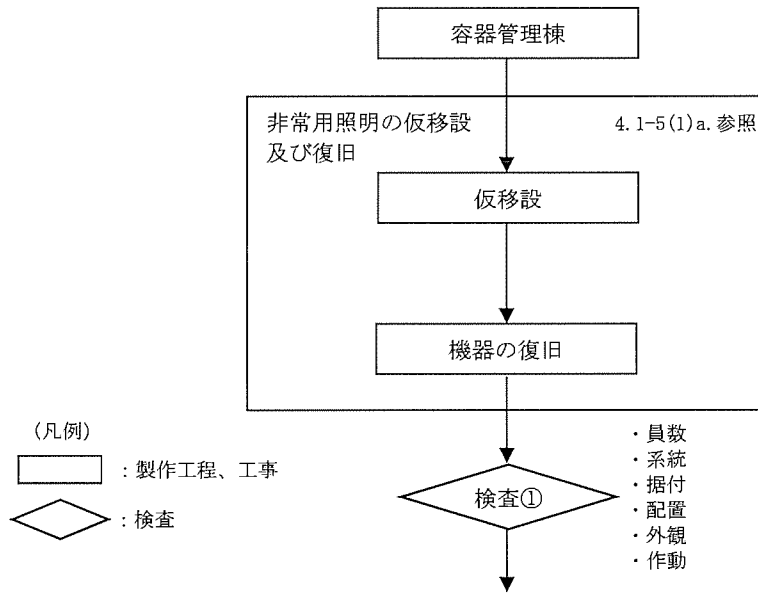
##### (2) 工事上の注意事項

###### a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

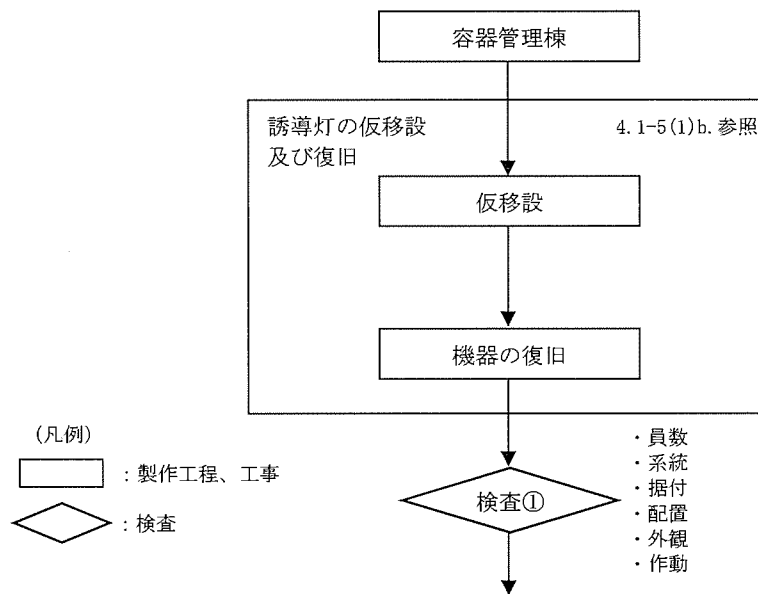
- b. 安全管理（防火を含む）
  - ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
  - ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物が無いことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物を除去していることを確認する。
  - ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
  - ・ 高所作業等、作業員、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じてリスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。
  
- c. 入退域・放射線管理
  - ・ 管理区域内で工事を行う場合には、作業員は、入退出時にあらかじめ定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。
  
- d. その他
  - ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。
  
- e. 緊急時の対応
  - ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、あらかじめ定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
  - ・ 緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。





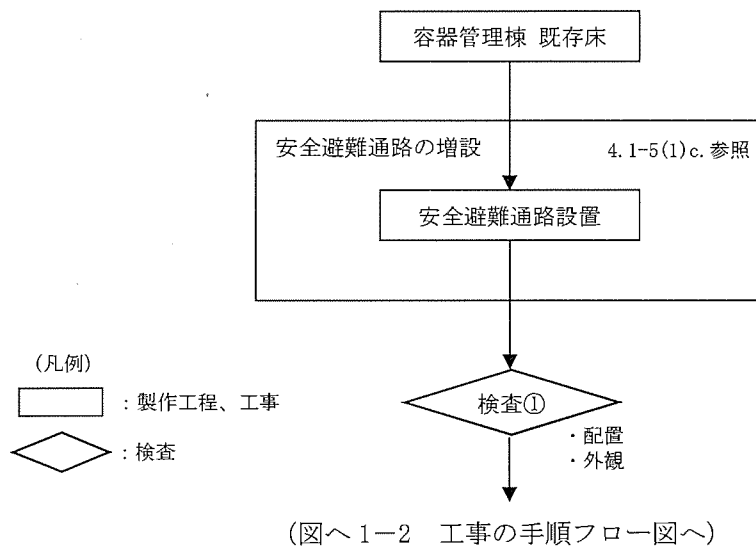
(図へ1-2 工事の手順フロー図へ)

図リ 5-1 緊急対策設備(1)非常用照明の仮移設及び復旧の手順フロー図

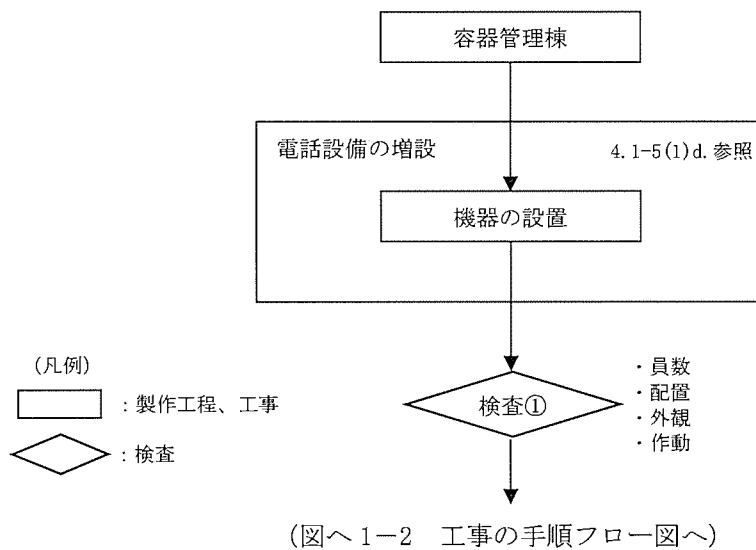


(図へ1-2 工事の手順フロー図へ)

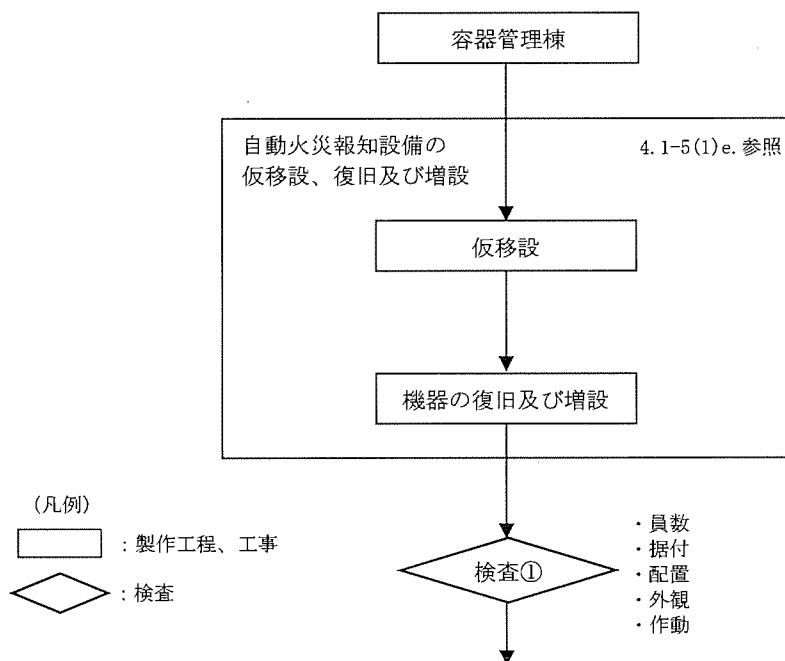
図リ 5-2 緊急対策設備(1)誘導灯の仮移設及び復旧の手順フロー図



図リ 5-3 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設の手順フロー図

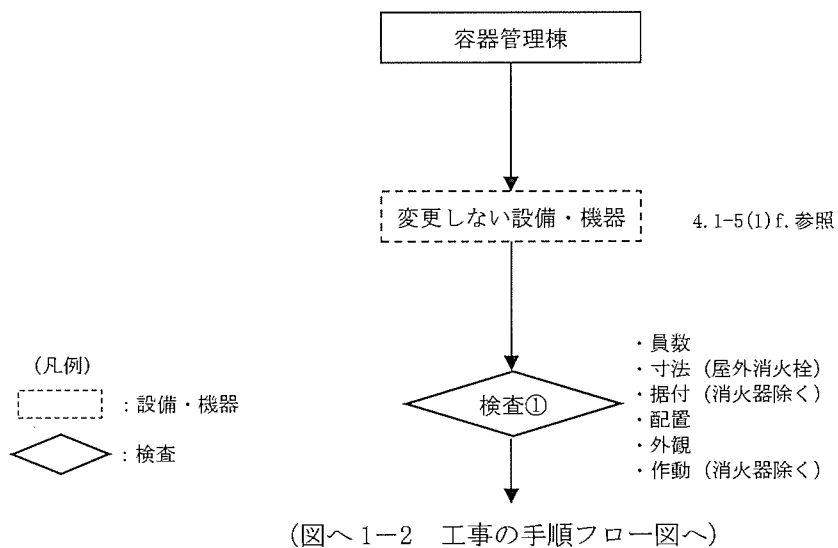


図リ 5-4 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の増設の手順フロー図



(図へ1-2 工事の手順フロー図へ)

図リ 5-5 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の仮移設、復旧及び増設の手順フロー図



図リ 5-6 変更しない設備・機器(非常用通報設備(非常用ベル設備及び放送設備)、消火設備(屋外消火栓及び消火器))の検査手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請に係る品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目及び方法を I - 2 検査の項目及び方法の表1-2-5に示す。

#### 4. 1-6 放射線管理棟の非常用設備

##### (1) 手順

今回申請の放射線管理棟の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト1-1参照）により行う。また、変更しない設備・機器については、検査のみを行う。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。また、既認可の非常用設備の取り外し対象機器を表リ-9に示す。

気体廃棄設備(1)及び気体廃棄設備(2)は複数の系統から構成されており、建物工事に干渉する一部の系統は工事の進捗に合わせて一時的に停止、取り外すが、工事に干渉しない系統は運転を継続することにより、第1種管理区域の負圧、閉じ込めを維持する。なお管理境界に開口を設ける工事の際には、負圧に異常がないことを確認する。

工事中、安全機能を維持するために必要なケーブル類は、仮設の迂回ルートを設け機能を維持する。

- a. 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧<sup>注1)</sup>：図リ建-10に示す仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る
- b. 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧<sup>注2)</sup>：図リ建-10に示す仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る
- c. 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設：図リ建-10に示す本体の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る
- d. 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式)の新設：図リ建-58に示す本体の床に堰(固定式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る
- e. 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(一部脱着式)の新設：図リ建-58に示す本体の床に堰(一部脱着式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る  
また、脱着式堰の詳細図を図リ建-59に示す
- f. 非常用通報設備(放送設備)の復旧<sup>注3)</sup>：図リ建-21に示す仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る
- g. 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設<sup>注4)</sup>：図リ建-21に示す仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る
- h. 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧、増設及び改造<sup>注5)</sup>：図リ建-33に示す仮移設した自動火災報知設備の復旧、増設及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る
- i. 消火設備(消火器)の復旧<sup>注6)</sup>：図リ建-45に示す仮移設した消火器の復旧により、初期消火における設備の確保を図る
- j. 変更しない設備・機器(消火設備(屋外消火栓))の検査：変更しない設備である図リ建-35に示す屋外消火栓の検査により、初期消火における設備の確保を図る

注)：注意事項

注1) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)非常用照明の仮移設は既認可

注2) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)誘導灯の仮移設は既認可

注3) 非常用設備のうち非常用通報設備(放送設備)の仮移設は既認可

注4) 非常用設備のうち非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の仮移設は既認可

注5) 非常用設備のうち自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の仮移設は既認可

注6) 非常用設備のうち消火設備(消火器)の仮移設は既認可

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理（防火、汚染防止を含む）

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物が無いことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物を除去していることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設し、設備・機器の除染を行う。
- ・ 第1種管理区域で取り外した設備・機器は、第1種管理区域内の仮置き場所にて保管する。第2種管理区域及び非管理区域で取り外した設備・機器は、第1種管理区域以外の仮置き場所にて保管する。
- ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じてリスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

c. 入退域・放射線管理

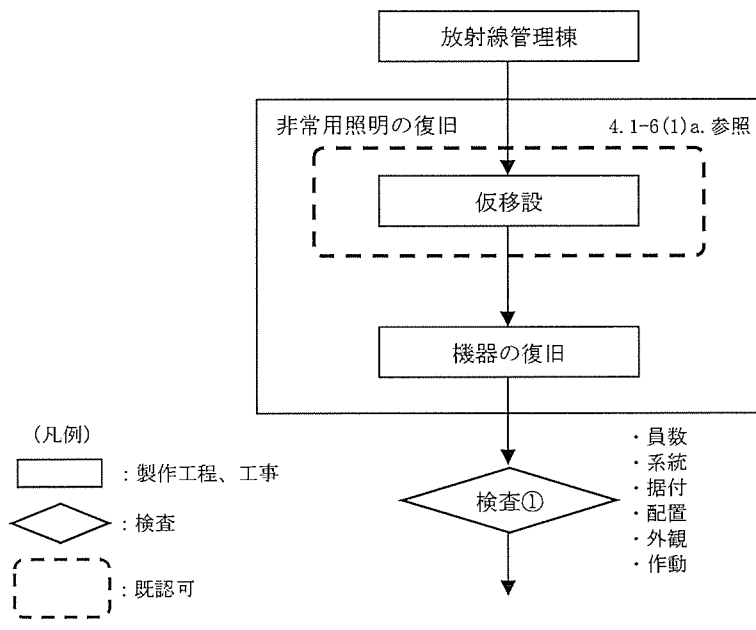
- ・ 管理区域内で工事を行う場合には、作業者は、入退出時にあらかじめ定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。なお管理区域境界に開口を設ける工事の際には、負圧に異常がないことを確認する。

d. その他

- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

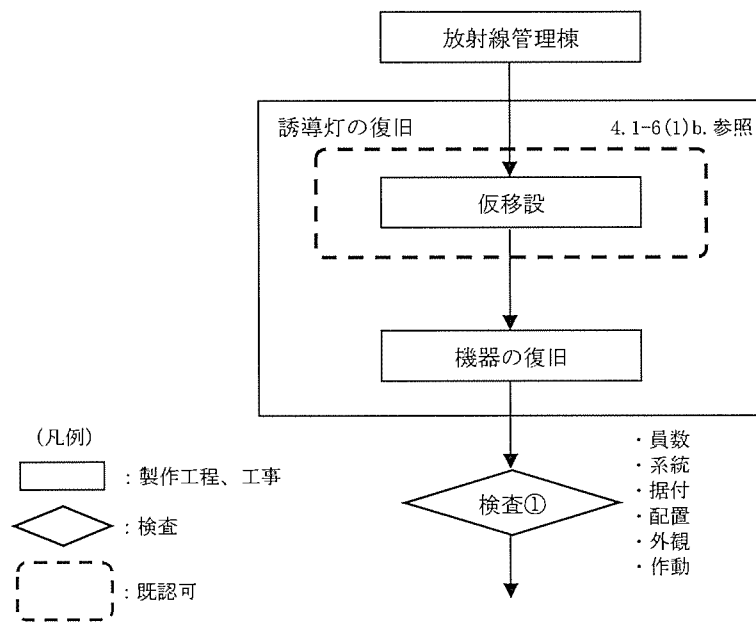
e. 緊急時の対応

- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、あらかじめ定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・ 緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。



(図ト 1-1 工事の手順フロー図へ)

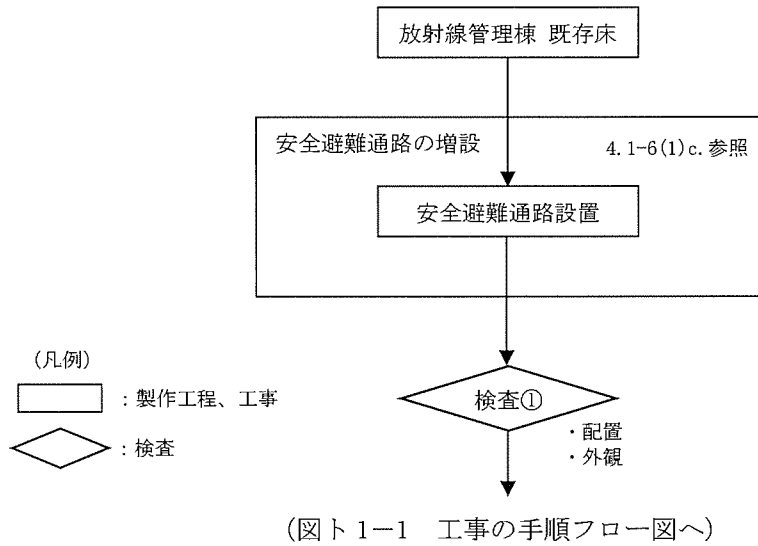
図リ 6-1 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧の手順フロー図



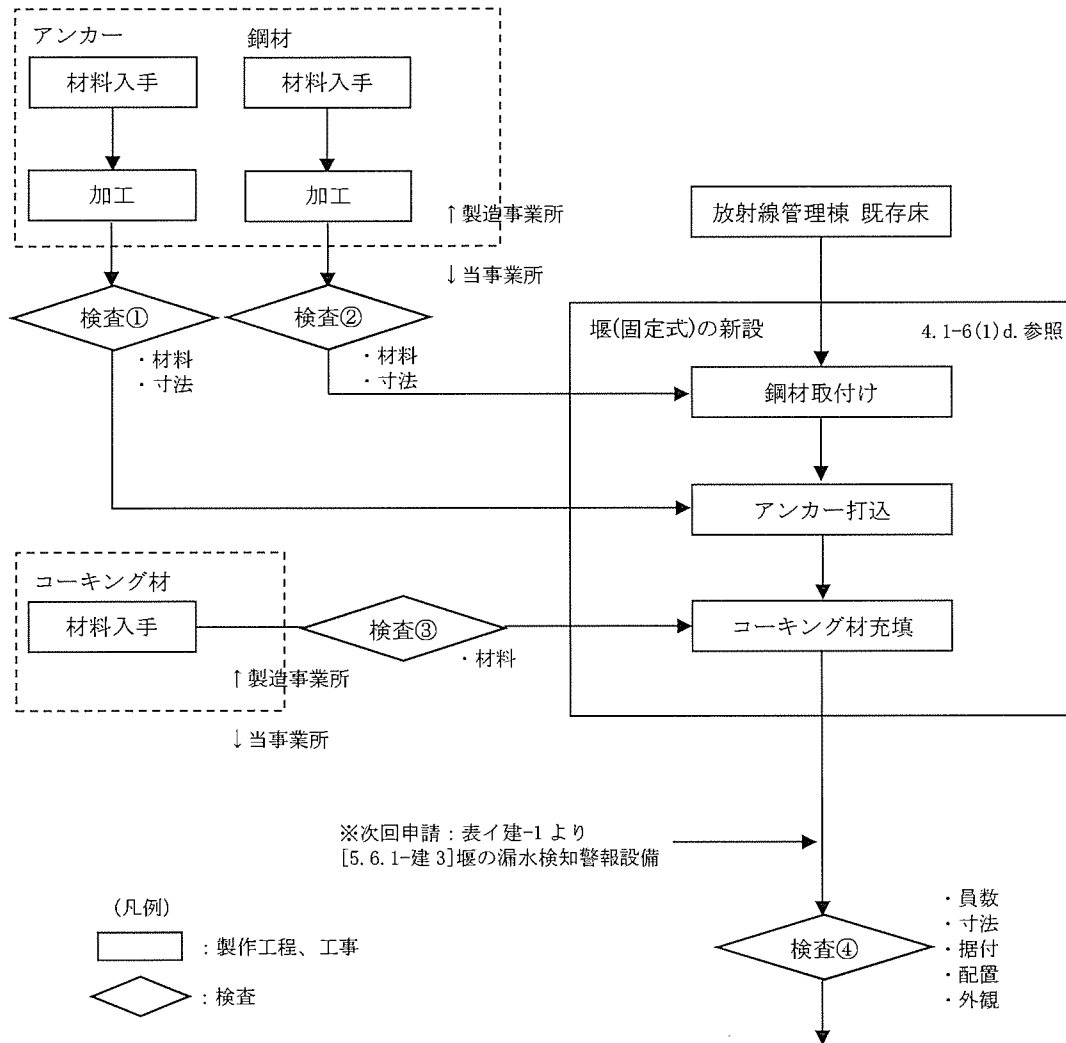
(図ト 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 6-2 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧の手順フロー図



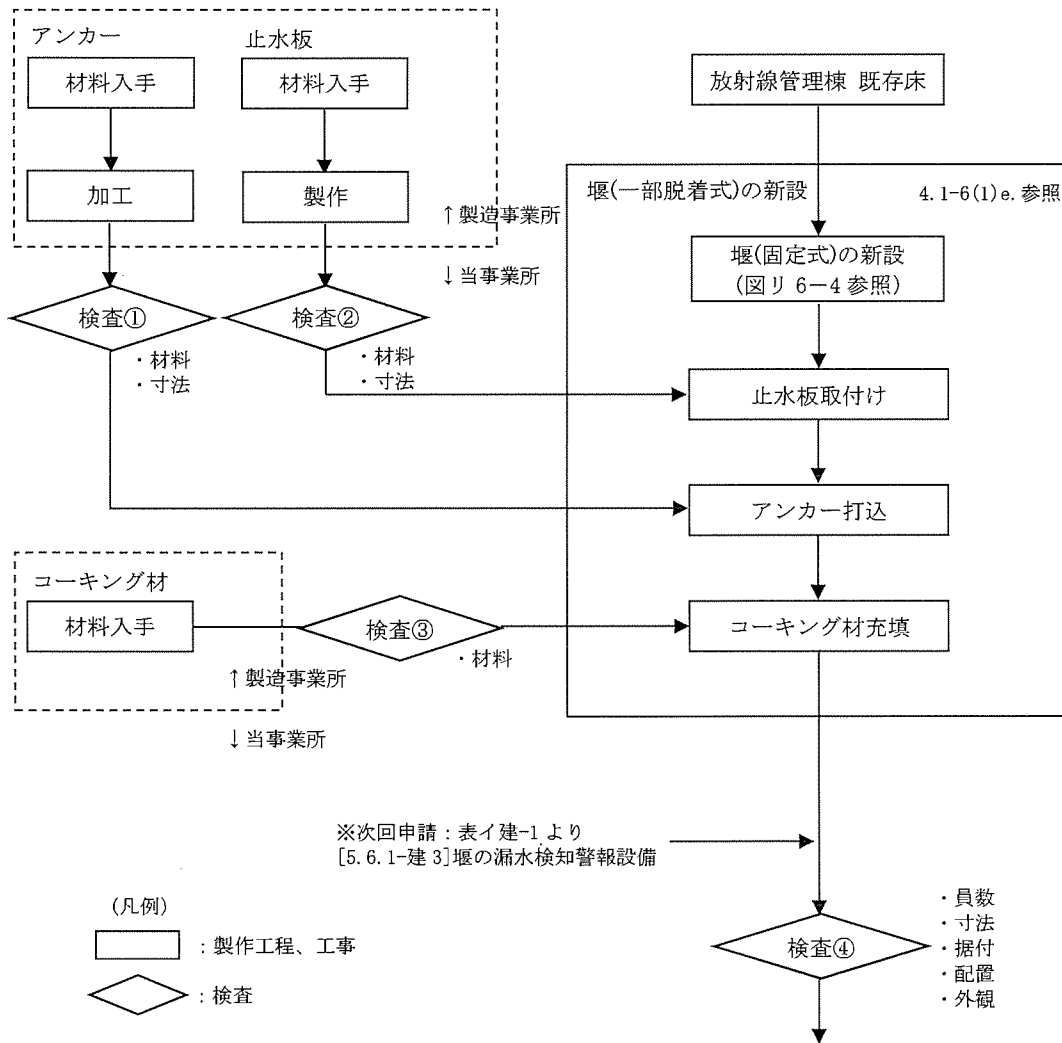


図リ 6-3 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設の手順フロー図



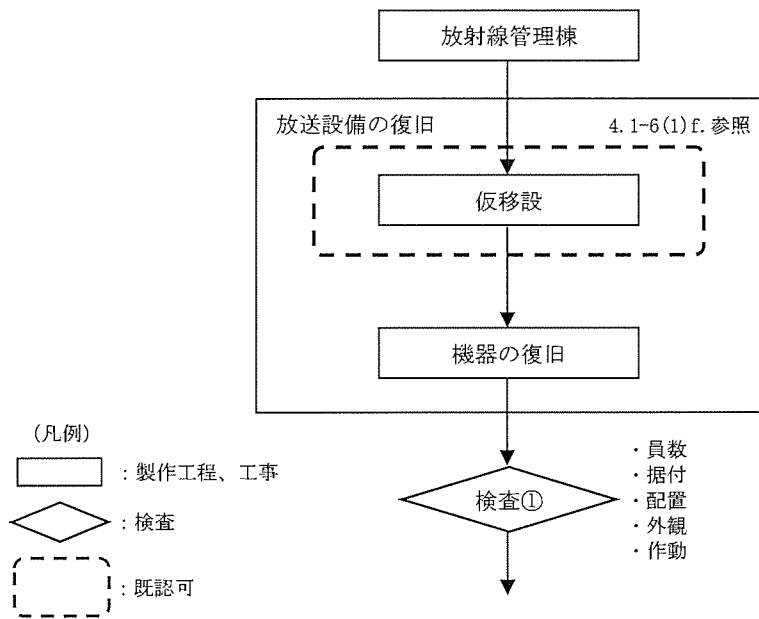
(図ト 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 6-4 緊急対策設備 (3) 堰 (内部溢水止水用 (固定式)) の新設の手順フロー図



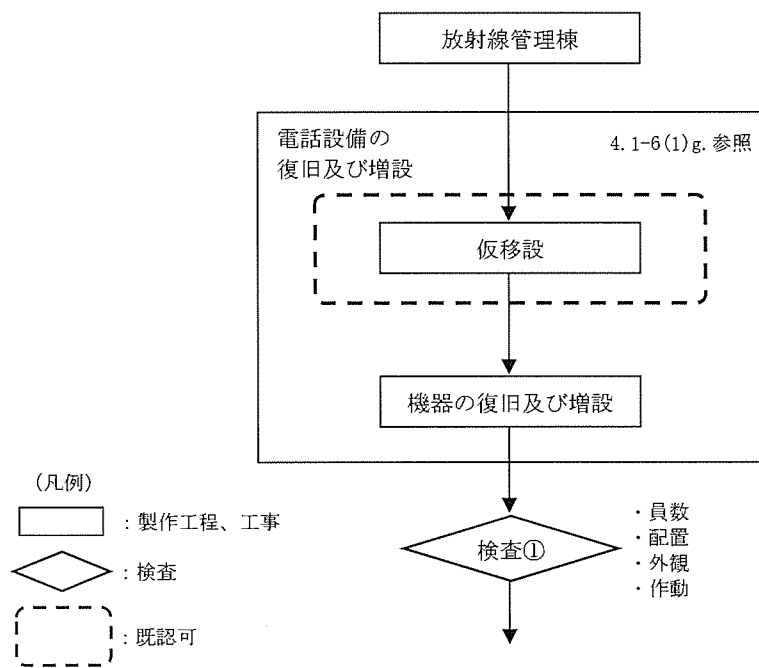
(図ト 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 6-5 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用(一部脱着式))の新設の手順フロー図



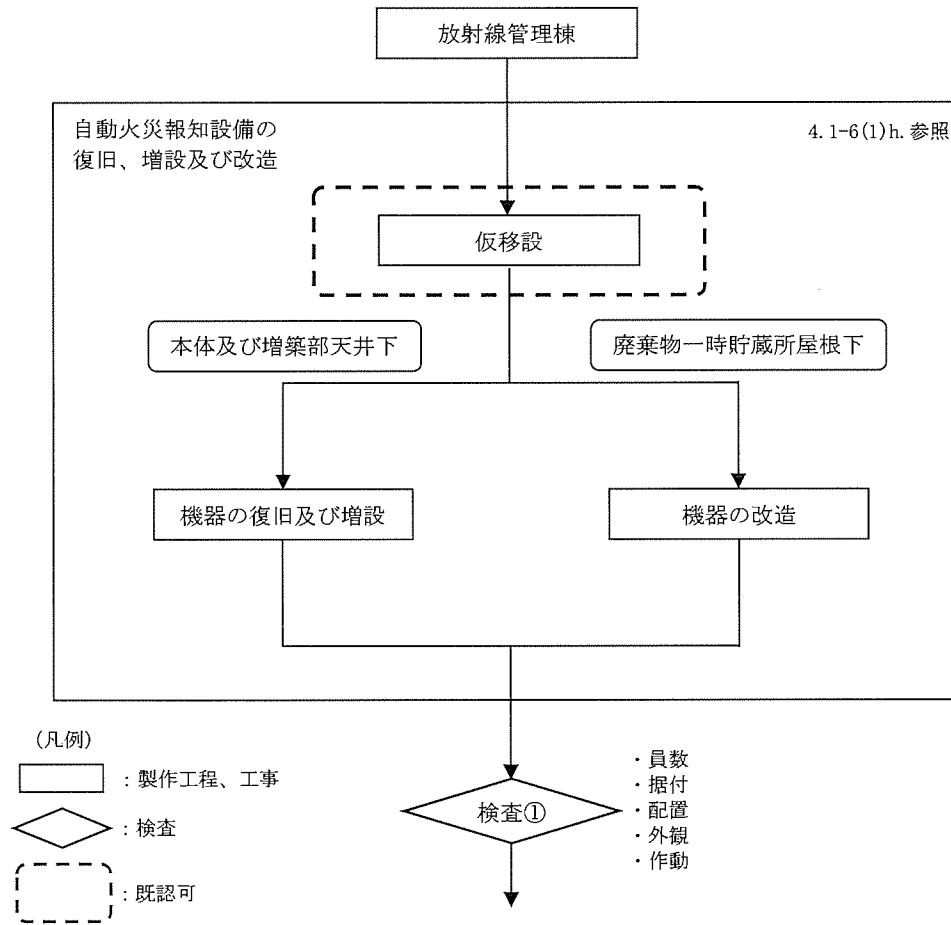
(図ト 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 6-6 非常用通報設備(放送設備)の復旧の手順フロー図



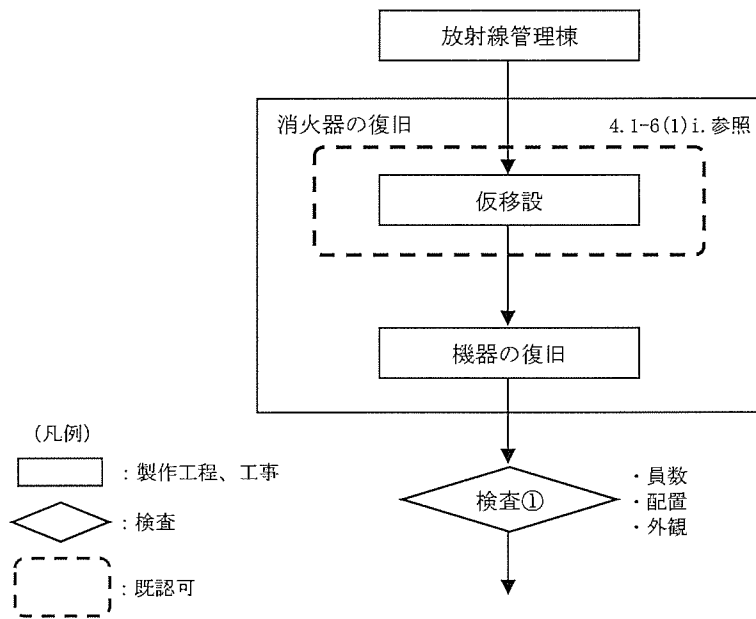
(図ト 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 6-7 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設の手順フロー図



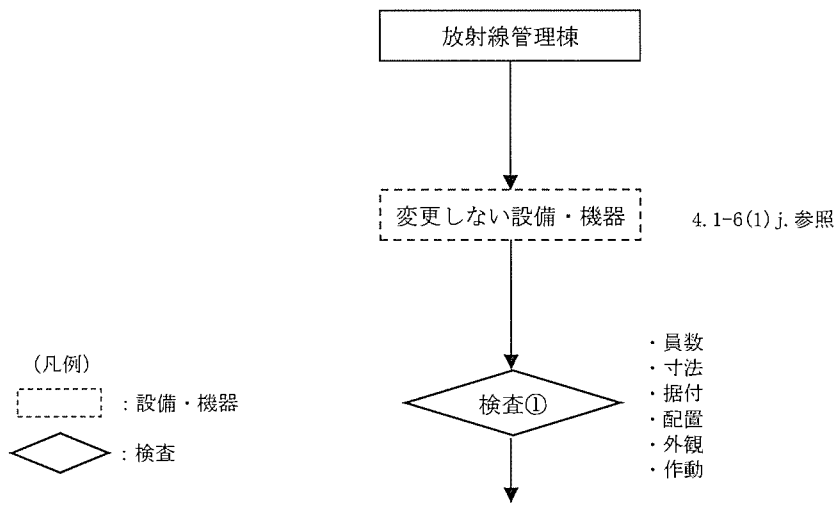
(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 6-8 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧、増設及び改造の手順フロー図



(図ト 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 6-9 消火設備(消火器)の復旧の手順フロー図



(図ト 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 6-10 変更しない設備・機器(消火設備(屋外消火栓))の検査手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請に係る品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目及び方法を I - 2 検査の項目及び方法の表1-2-6に示す。

#### 4. 1-7 放射線管理棟前室の非常用設備

##### (1) 手順

今回申請の放射線管理棟前室の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト1-1参照）により行う。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。

- a. 緊急対策設備(1)非常用照明の増設：図リ建-10に示す放射線管理棟前室に非常用照明の増設により、事故発生時における照明の確保を図る
- b. 緊急対策設備(1)誘導灯の増設：図リ建-10に示す放射線管理棟前室に誘導灯の増設により、事故発生時における避難経路の指示を図る
- c. 非常用通報設備(放送設備)の増設：図リ建-21に示す放射線管理棟前室に放送設備の増設により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る
- d. 自動火災報知設備(火災感知設備)の増設：図リ建-33に示す放射線管理棟前室に火災感知設備の増設により、事故発生時における火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る
- e. 消火設備(消火器)の増設：図リ建-45に示す放射線管理棟前室に消火設備の増設により、初期消火における設備の確保を図る
- f. 変更しない設備・機器(消火設備(屋外消火栓))の検査：変更しない設備である図リ建-35に示す屋外消火栓の検査により、初期消火における設備の確保を図る

##### (2) 工事上の注意事項

###### a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

###### b. 安全管理（防火を含む）

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物が無いことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物を除去していることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 高所作業等、作業員、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じてリスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

###### c. 入退域・放射線管理

- ・ 管理区域内で工事を行う場合には、作業員は、入退出時にあらかじめ定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。

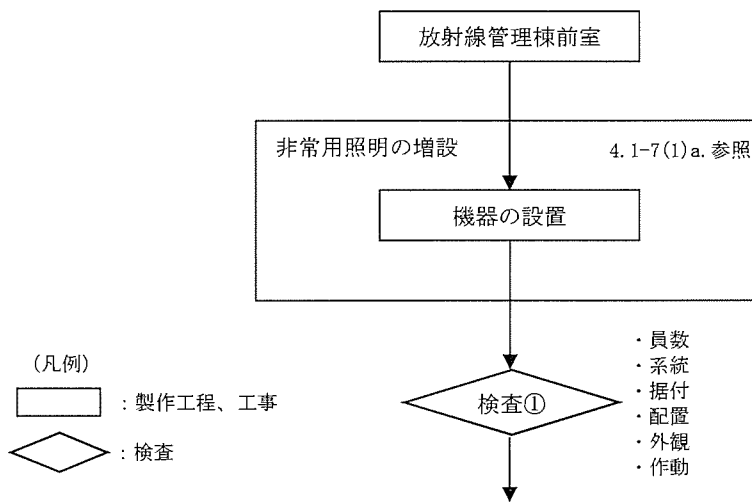


d. その他

- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

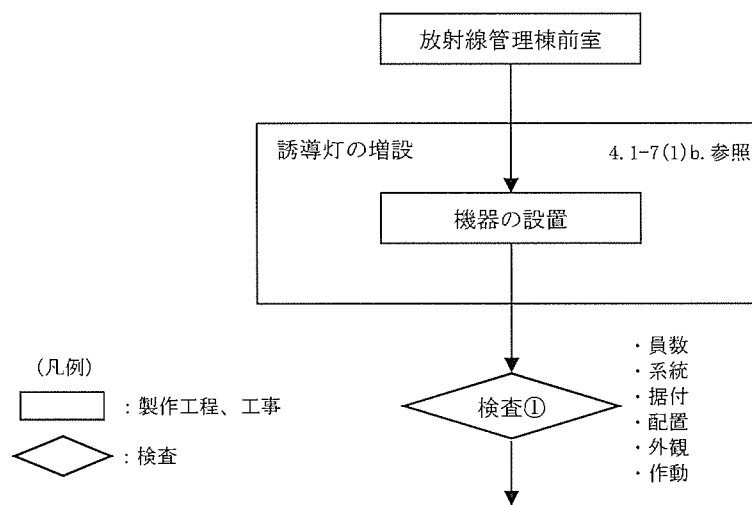
e. 緊急時の対応

- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、あらかじめ定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・ 緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。



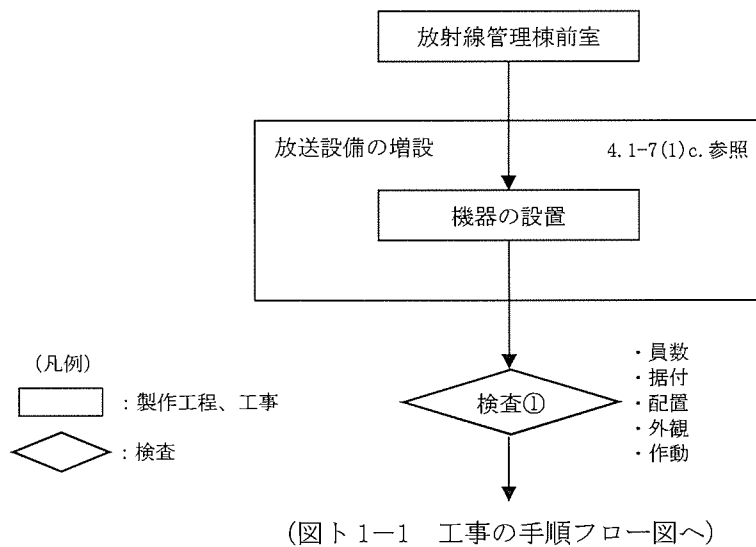
(図ト 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 7-1 緊急対策設備(1)非常用照明の増設の手順フロー図

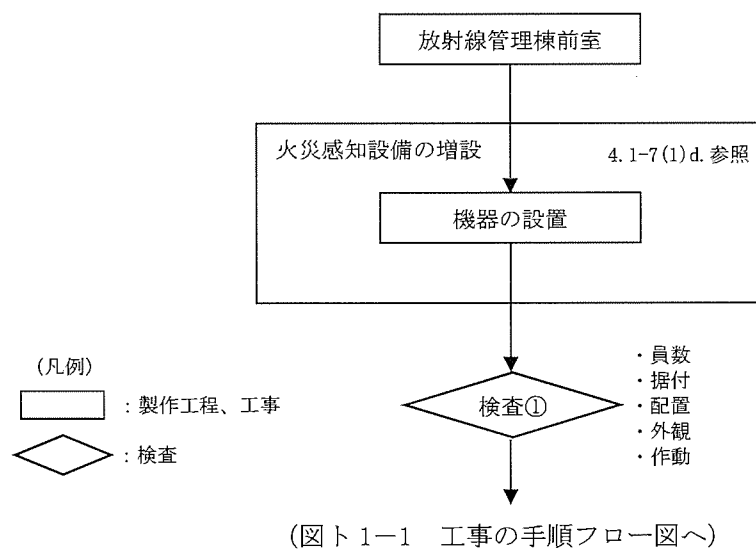


(図ト 1-1 工事の手順フロー図へ)

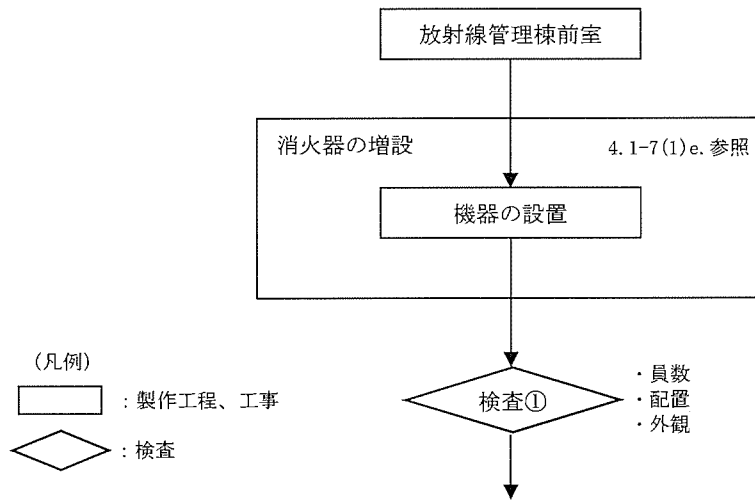
図リ 7-2 緊急対策設備(1)誘導灯の増設の手順フロー図



図リ 7-3 非常用通報設備(放送設備)の増設の手順フロー図

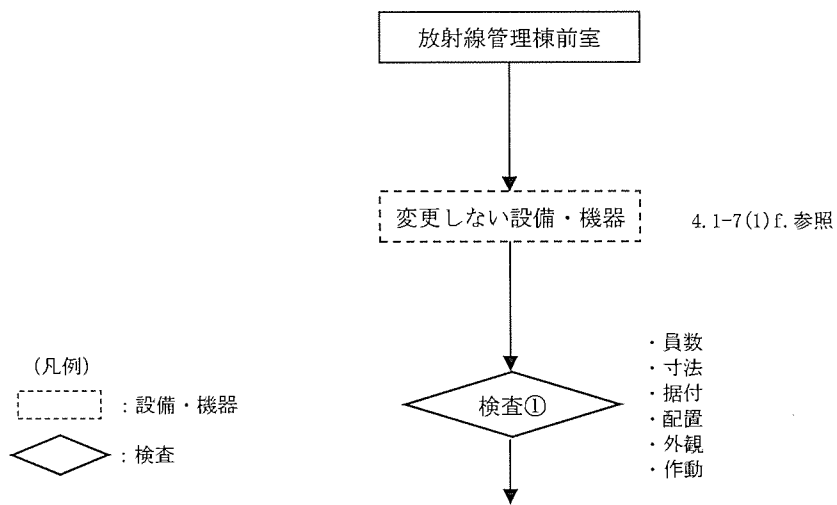


図リ 7-4 自動火災報知設備(火災感知設備)の増設の手順フロー図



(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ7-5 消火設備(消火器)の増設の手順フロー図



(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ7-6 変更しない設備・機器(消火設備(屋外消火栓))の検査手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請に係る品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目及び方法を I - 2 検査の項目及び方法の表1-2-7に示す。

#### 4. 1-8 除染室・分析室の非常用設備

##### (1) 手順

今回申請の除染室・分析室の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順(図ト1-3参照)により行う。また、変更しない設備・機器については、検査のみを行う。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。また、既認可の非常用設備の取り外し対象機器を表リ-9に示す。

気体廃棄設備(1)及び気体廃棄設備(2)は複数の系統から構成されており、建物工事に干渉する一部の系統は工事の進捗に合わせて一時的に停止、取り外すが、工事に干渉しない系統は運転を継続することにより、第1種管理区域の負圧、閉じ込めを維持する。なお管理境界に開口を設ける工事の際には、負圧に異常がないことを確認する。

工事中、安全機能を維持するために必要なケーブル類は、仮設の迂回ルートを設け機能を維持する。

- a. 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧<sup>注1)</sup>：仮移設した図リ建-11に示す非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る
- b. 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧<sup>注2)</sup>：仮移設した図リ建-11に示す誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る
- c. 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設：図リ建-11に示す本体の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る
- d. 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式)の新設：図リ建-57に示す本体の床に堰(固定式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る
- e. 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(一部脱着式)の新設：図リ建-57に示す本体の床に堰(一部脱着式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る  
また、脱着式堰の詳細図を図リ建-59に示す
- f. 非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧<sup>注3)</sup>：仮移設した図リ建-22に示す非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡を図る
- g. 非常用通報設備(放送設備)の復旧<sup>注4)</sup>：仮移設した図リ建-22に示す放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る
- h. 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設<sup>注5)</sup>：仮移設した図リ建-22に示す電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る
- i. 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧及び改造<sup>注6)</sup>：仮移設した図リ建-34に示す自動火災報知設備の復旧及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る
- j. 消火設備(消火器)の復旧<sup>注7)</sup>：仮移設した図リ建-46に示す消火器の復旧により、初期消火における設備の確保を図る
- k. 変更しない設備・機器(消火設備(屋外消火栓))の検査：変更しない設備である図リ建-35に示す屋外消火栓の検査により、初期消火における設備の確保を図る

注)：注意事項

注1) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)非常用照明の仮移設は既認可

注2) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)誘導灯の仮移設は既認可

注3) 非常用設備のうち非常用通報設備(非常ベル設備)の仮移設は既認可

注4) 非常用設備のうち非常用通報設備(放送設備)の仮移設は既認可

- 注5) 非常用設備のうち非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の仮移設は既認可
- 注6) 非常用設備のうち自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の仮移設は既認可
- 注7) 非常用設備のうち消火設備(消火器)の仮移設は既認可

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理(防火、汚染防止を含む)

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物が無いことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物を除去していることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設し、設備・機器の除染を行う。
- ・ 第1種管理区域で取り外した設備・機器は、第1種管理区域内の仮置き場所にて保管する。第2種管理区域及び非管理区域で取り外した設備・機器は、第1種管理区域以外の仮置き場所にて保管する。
- ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じてリスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

c. 入退域・放射線管理

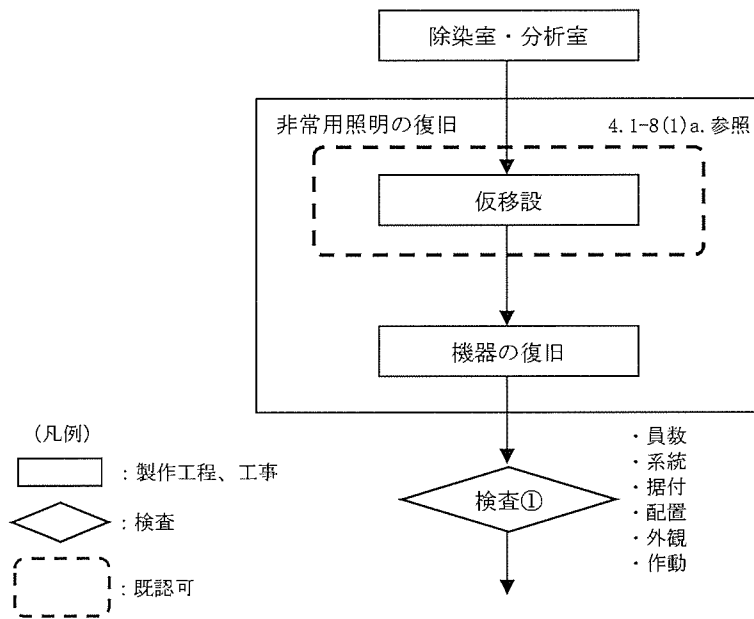
- ・ 管理区域内で工事を行う場合には、作業者は、入退出時にあらかじめ定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。なお管理区域境界に開口を設ける工事の際には、負圧に異常がないことを確認する。

d. その他

- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

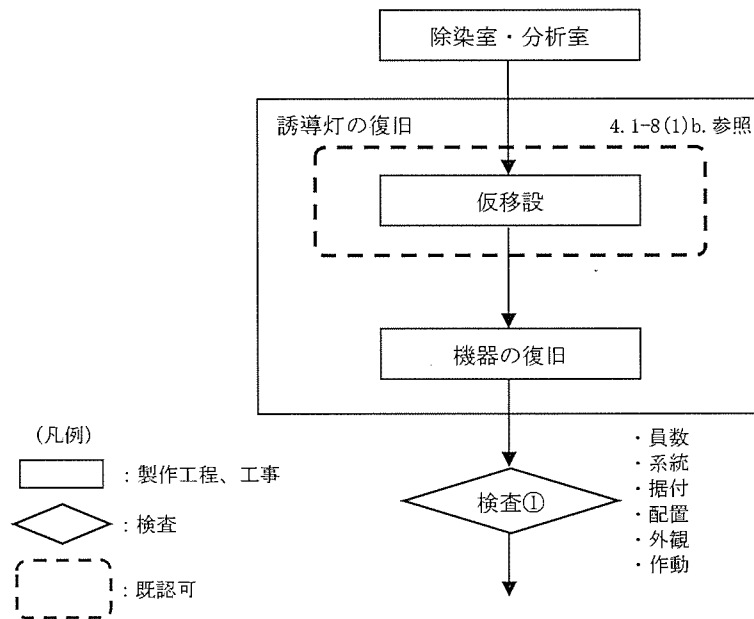
e. 緊急時の対応

- ・ 現場で緊急事態(火災・救急等)が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、あらかじめ定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・ 緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。



(図ト1-3 工事の手順フロー図へ)

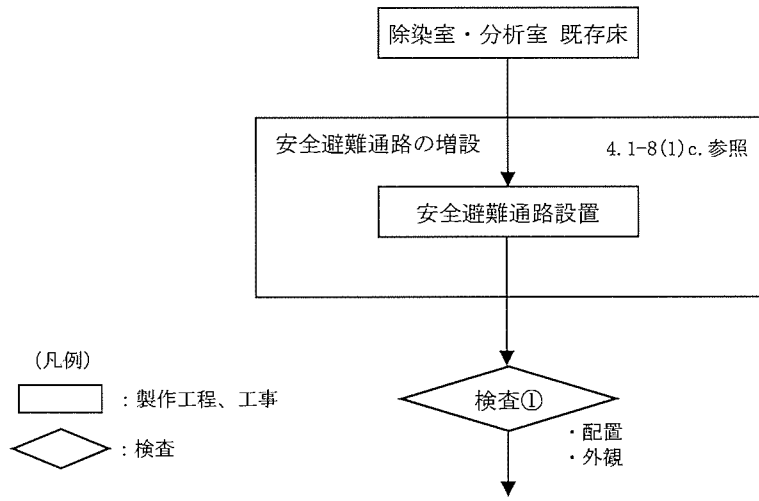
図リ8-1 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧の手順フロー図



(図ト1-3 工事の手順フロー図へ)

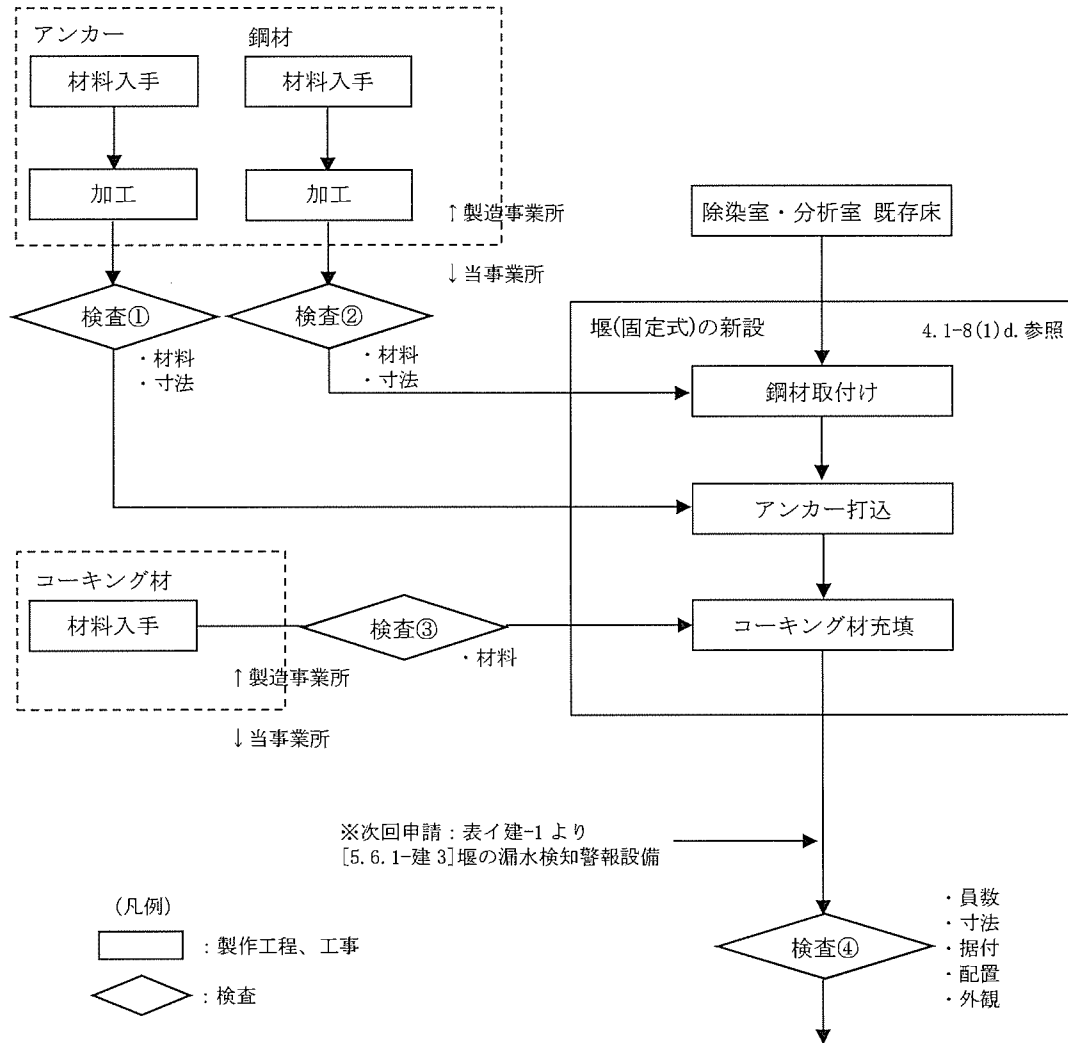
図リ8-2 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧の手順フロー図





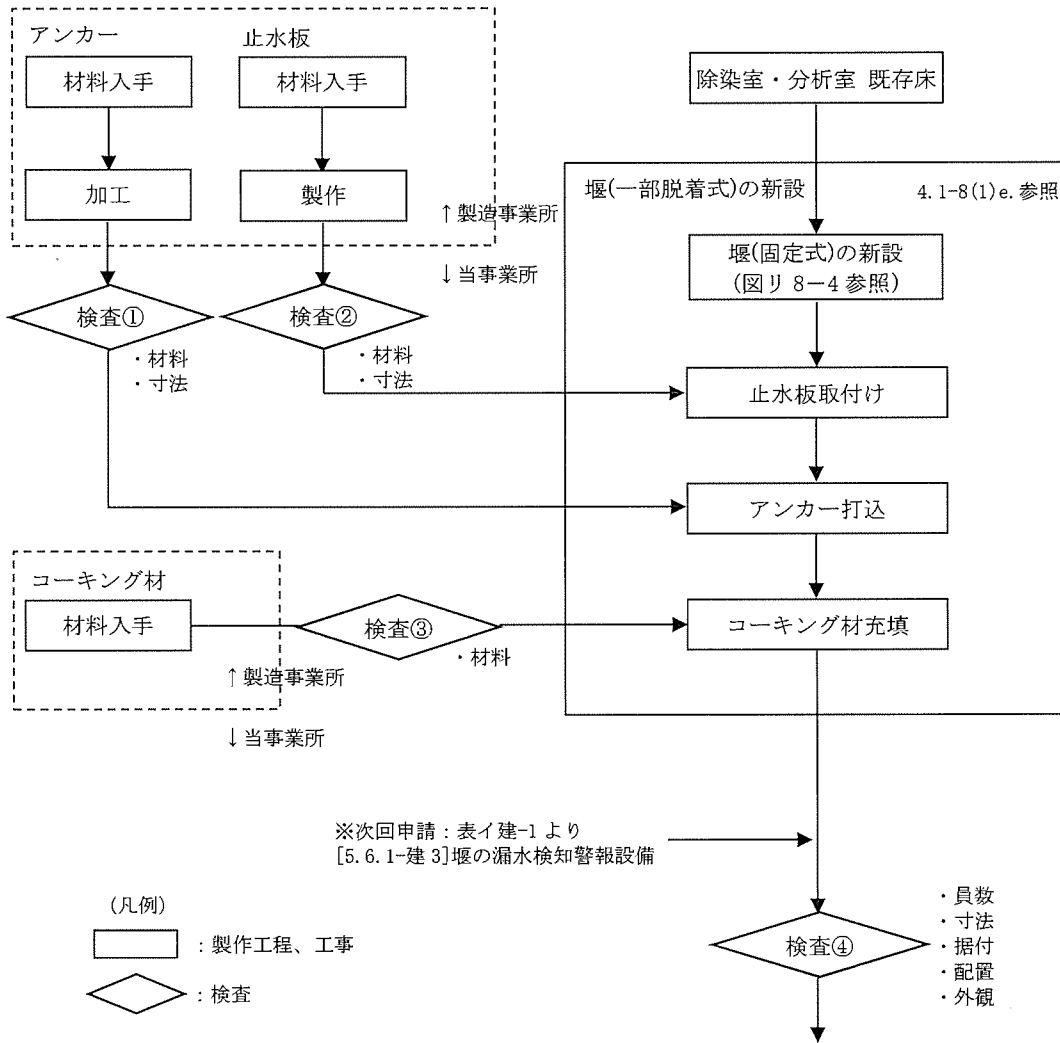
(図ト1-3 工事の手順フロー図へ)

図リ 8-3 緊急対策設備 (1) 安全避難通路の増設の手順フロー図



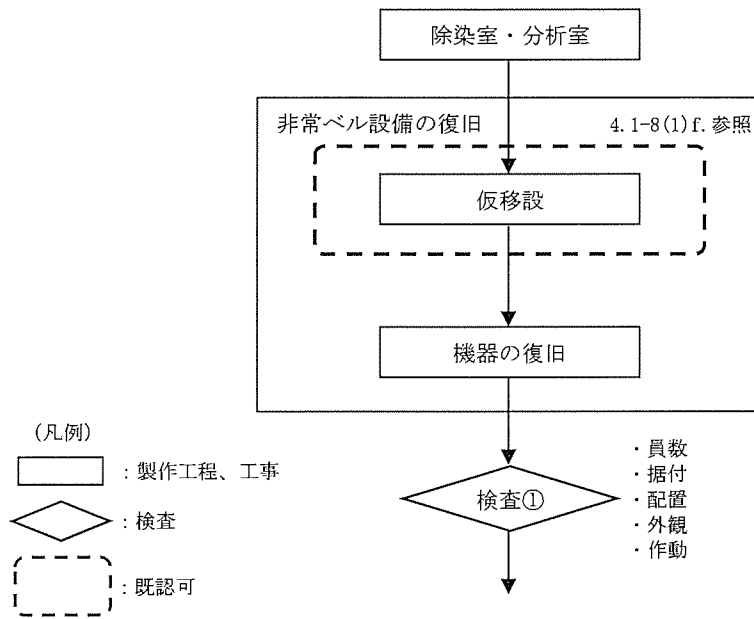
(図ト1-3 工事の手順フロー図へ)

図リ8-4 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用(固定式))の新設の手順フロー図



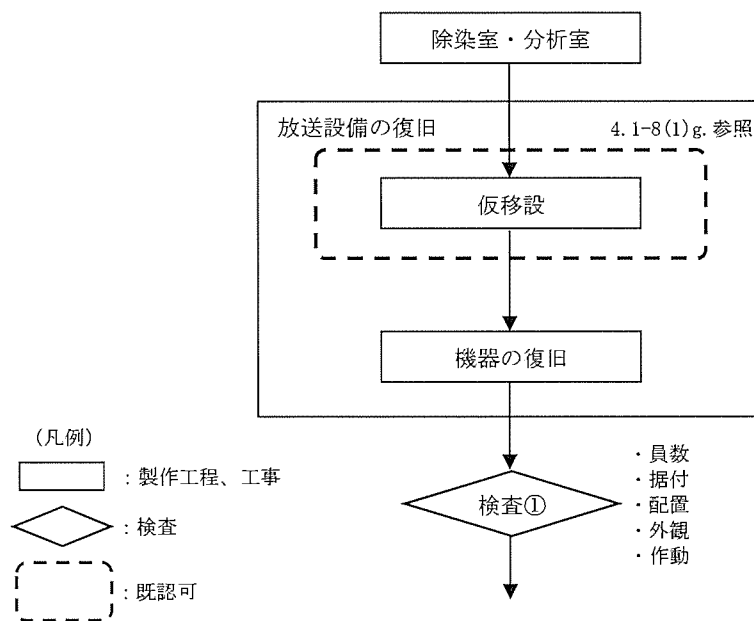
(図ト 1-3 工事の手順フロー図へ)

図リ 8-5 緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用(一部脱着式))の新設の手順フロー図



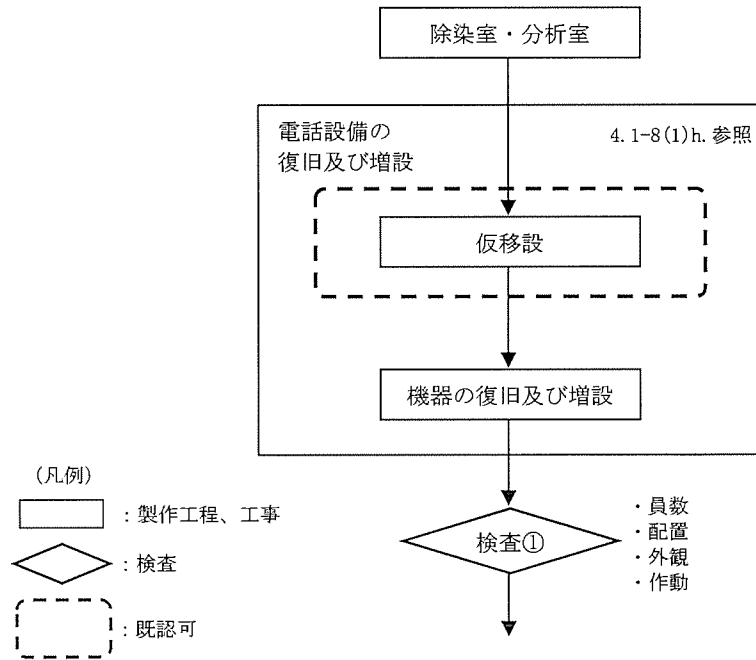
(図ト 1-3 工事の手順フロー図へ)

図リ 8-6 非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧の手順フロー図



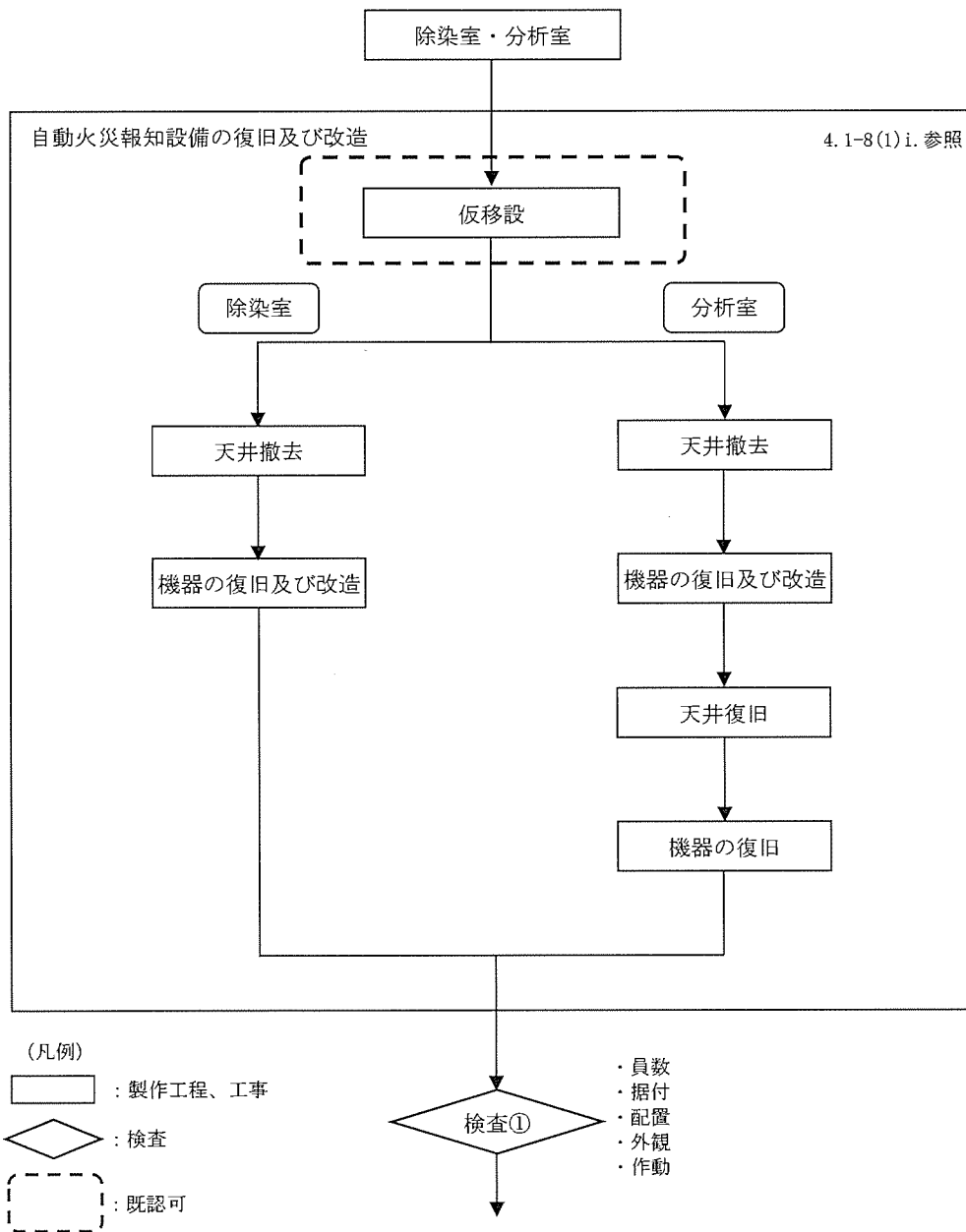
(図ト 1-3 工事の手順フロー図へ)

図リ 8-7 非常用通報設備(放送設備)の復旧の手順フロー図



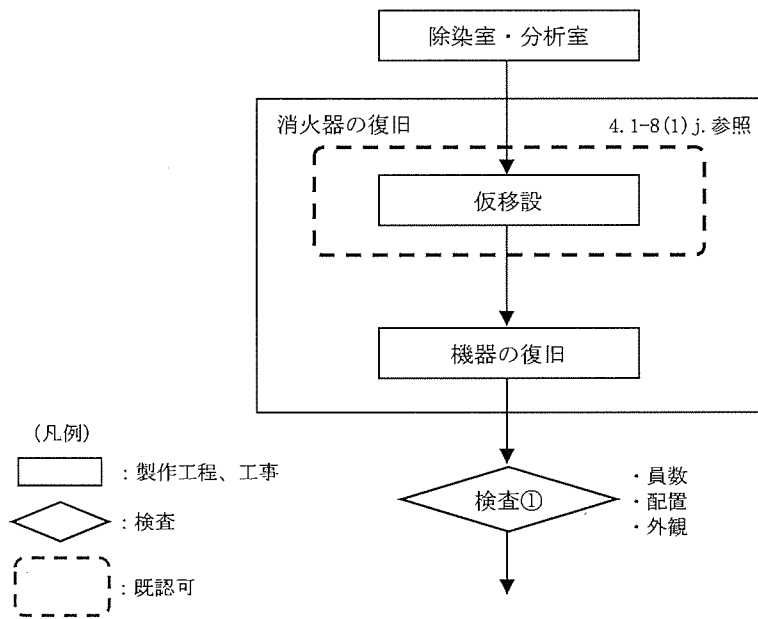
(図ト 1-3 工事の手順フロー図へ)

図リ 8-8 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設の手順フロー図



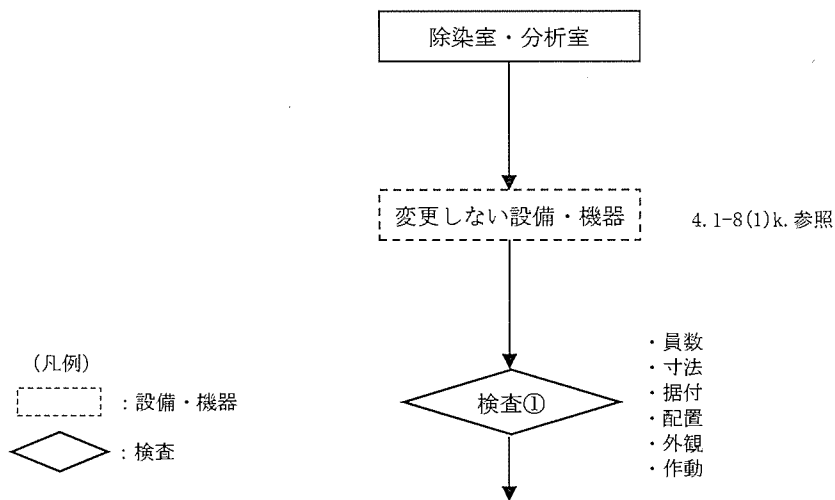
(図ト1-3 工事の手順フロー図へ)

図リ8-9 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧及び改造の手順フロー図



(図ト1-3 工事の手順フロー図へ)

図リ8-10 消火設備(消火器)の復旧の手順フロー図



(図ト1-3 工事の手順フロー図へ)

図リ8-11 変更しない設備・機器(消火設備(屋外消火栓))の検査手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請に係る品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目及び方法を I - 2 検査の項目及び方法の表1-2-8に示す。



#### 5. 工事中の加工施設の継続使用の理由

緊急対策設備(1)、非常用通報設備、自動火災報知設備、消火設備は、火災災害時における誘導、通報に不可欠であるとともに、継続使用する設備・機器への機能維持のための消火活動に不可欠であるため、継続して使用する。

緊急対策設備(1)、非常用通報設備、自動火災報知設備、消火設備は、I-2の検査で適合を確認した後、図イ1-1、図ハ1-1、図ホ1-1、図へ1-1、図へ1-2、図ト1-1及び図ト1-3に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。

## I-2 検査の項目及び方法

### 1. 各建物に関する検査の項目及び方法

今回申請する工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、第2核燃料倉庫、容器管理棟、放射線管理棟、放射線管理棟前室及び除染室・分析室の検査の項目を表1-1に示す。非常用設備の検査の方法を表1-2に、改造部分の検査の方法を表1-3に、既存建物の検査の方法を表1-4に示す。

表1-1 検査の項目 (1/5)

施設名称	設置場所	名称	変更内容	員数	外観 (注1)	寸法	配置	材料	系統	作動	据付	着底		
化学処理施設	屋外	工場棟	改造	-	①	○	○	○	○	-	○	-		
		工場棟	改造	-	①	○	○	○	○	-	○	-		
		工場棟	改造	-	①	○	○	○	○	○	-	○	○	
		付属建物	改造	-	①	○	○	○	○	○	-	○	-	
		付属建物	改造	-	①	○	○	○	○	○	-	○	-	
		放射線管理棟	改造	-	①	○	○	○	○	○	-	○	-	
		付属建物	放射線管理棟前室	新設	-	①	○	○	○	○	-	○	-	
		付属建物	除染室・分析室	改造	-	①	○	○	○	○	-	○	○	
		その他の加工施設	工場棟 工場棟 工場棟 工場棟 工場棟 工場棟 工場棟 工場棟 工場棟 工場棟	工場棟	改造	○	①	-	○	-	○	○	○	-
				工場棟	改造	○	①	-	○	-	○	○	○	○
工場棟	変更なし			○	①	-	○	-	-	-	-	-	-	
工場棟	増設			-	①	-	○	-	-	-	-	-	-	
工場棟	増設			-	①	-	○	-	-	-	-	-	-	
工場棟	新設			新設	○	①	○	○	○	-	-	○	-	
工場棟	改造			変更なし	○	①	-	○	-	-	○	○	-	
工場棟	改造			変更なし	○	①	-	○	-	-	○	○	-	
工場棟	増設			増設	○	①	-	○	-	-	○	○	-	
工場棟	増設			増設	○	①	-	○	-	-	○	○	-	
核燃料物質の貯蔵施設	屋外	第2核燃料倉庫	改造	-	①	○	○	○	○	-	○	-		
		放射線管理棟	改造	-	①	○	○	○	○	-	○	-		
		放射線管理棟前室	改造	-	①	○	○	○	○	-	○	-		
		放射線管理棟前室	改造	-	①	○	○	○	○	-	○	-		
放射性廃棄物の廃棄施設	屋外	放射線管理棟	改造	-	①	○	○	○	○	-	○	-		
		放射線管理棟前室	改造	-	①	○	○	○	○	-	○	-		
その他の加工施設	工場棟 工場棟 工場棟 工場棟 工場棟 工場棟 工場棟 工場棟 工場棟 工場棟	工場棟	改造	○	①	-	○	-	○	○	○	-		
		工場棟	改造	○	①	-	○	-	-	-	-	-	-	
		工場棟	改造	○	①	-	○	-	-	-	-	-	-	
		工場棟	改造	○	①	-	○	-	-	-	-	-	-	
		工場棟	改造	○	①	-	○	-	-	-	-	-	-	
		工場棟	改造	○	①	-	○	-	-	-	-	-	-	
		工場棟	改造	○	①	-	○	-	-	-	-	-	-	
		工場棟	改造	○	①	-	○	-	-	-	-	-	-	
		工場棟	改造	○	①	-	○	-	-	-	-	-	-	
		工場棟	改造	○	①	-	○	-	-	-	-	-	-	
核燃料物質の貯蔵施設	屋外	第2核燃料倉庫	改造	-	①	○	○	○	○	-	○	-		
		放射線管理棟	改造	-	①	○	○	○	○	-	○	-		
放射性廃棄物の廃棄施設	屋外	放射線管理棟	改造	-	①	○	○	○	○	-	○	-		
		放射線管理棟前室	改造	-	①	○	○	○	○	-	○	-		

(注1)：外観検査 (①機器の外観)

表1-1 検査の項目 (2/5)

施設名称	設置場所	名称	変更内容	員数	外觀 (注1)	寸法	配置	材料	系統	作動	据付	着底		
その他の加工施設	工場棟或型工場 ペレット加工室、 ペレット貯蔵室、 燃料棒補修室、 燃料棒溶接室、 機械室、電気室、 ファイル室、屋外	非常用設備 緊急対策設備(1)	非常用照明 誘導灯 安全避難通路	変更なし 変更なし 増設	○ ○ -	① ① ①	- - -	○ ○ ○	- - -	○ ○ -	○ ○ -	- - -		
		非常用設備 緊急対策設備(3)	壕(内部溢水止水用)	新設	○	①	○	○	○	-	-	○	-	
		非常用設備 緊急対策設備	非常ベル設備	変更なし	○	①	-	○	-	-	○	○	-	
		非常用設備 非常用通報設備	放送設備	変更なし	○	①	-	○	-	-	○	○	-	
		非常用設備 自動火災報知設備	通信連絡設備(電話設備)	増設	○	①	-	○	-	-	○	-	-	
		非常用設備 自動火災報知設備	火災感知設備及びそれに連動する警報設備	増設及び改造 変更なし	○	①	-	○	-	-	○	○	-	
		非常用設備 消火設備	屋外消火栓 消火器	変更なし 増設	○ ○	① ①	○ -	○ ○	- -	- -	○ -	○ -	- -	
		非常用設備 緊急対策設備(1)	非常用照明 誘導灯	変更なし 変更なし	○ ○	① ①	- -	○ ○	- -	○ ○	○ -	○ ○	- -	
		非常用設備 非常用通報設備	安全避難通路 非常ベル設備	増設 変更なし	- ○	① ①	- -	○ ○	- -	- -	- ○	- ○	- ○	- -
		非常用設備 自動火災報知設備	通信連絡設備(電話設備)	増設	○	①	-	○	-	-	○	-	-	
		非常用設備 自動火災報知設備	火災感知設備及びそれに連動する警報設備	増設及び改造 変更なし	○	①	-	○	-	-	○	○	-	
		非常用設備 消火設備	屋外消火栓 消火器	変更なし 増設	○ ○	① ①	○ -	○ ○	- -	- -	- -	○ -	- -	

(注1)：外觀検査(①機器の外觀)

表1-1 検査の項目 (3/5)

施設名称	設置場所	名称	変更内容	員数	外観 (注1)	寸法	配置	材料	系統	作動	据付	着芯		
その他の加工施設	第2核燃料倉庫 屋外	非常用設備 緊急対策設備(1)	非常用照明	変更なし	○	①	○	-	○	○	○	-		
			誘導灯	変更なし	○	①	-	○	-	○	○	-		
		非常用設備 緊急対策設備(3)	安全避難通路	増設	-	①	-	○	-	-	-	-	-	
			堰 (内部溢水止水用)	新設	○	①	○	○	○	-	-	-	-	
		非常用設備 非常用通報設備	非常ベル設備	変更なし	○	①	-	○	-	-	-	○	○	-
			放送設備	変更なし	○	①	-	○	-	-	-	○	○	-
		非常用設備 自動火災報知設備	通信連絡設備 (電話設備)	増設	○	①	-	○	-	-	-	○	-	-
			火災感知設備及びそれに連動する警報設備	改造 変更なし	○	①	-	○	-	-	-	○	○	-
		容器管理棟 屋外	非常用設備 消火設備	屋外消火栓	変更なし	○	①	○	○	-	-	○	○	-
				消火器	変更なし	○	①	-	○	-	-	-	-	-
非常用設備 緊急対策設備(1)	非常用照明			変更なし	○	①	-	○	-	-	○	○	-	
	誘導灯			変更なし	○	①	-	○	-	-	○	○	-	
非常用設備 非常用通報設備	安全避難通路			増設	-	①	-	○	-	-	-	-	-	
	非常ベル設備			変更なし	○	①	-	○	-	-	-	○	○	-
非常用設備 自動火災報知設備	放送設備			変更なし	○	①	-	○	-	-	-	○	○	-
	通信連絡設備 (電話設備)			増設	○	①	-	○	-	-	-	○	-	-
非常用設備 自動火災報知設備	火災感知設備及びそれに連動する警報設備			増設 変更なし	○	①	-	○	-	-	-	○	○	-
	屋外消火栓			変更なし	○	①	○	○	○	-	-	○	○	-
非常用設備 消火設備	消火器	変更なし	○	①	-	○	-	-	-	-	-	-		

(注1)：外観検査 (○機器の外観)

表 1-1 検査の項目 (4/5)

施設名称	設置場所	名称	変更内容	員数	外觀 (注1)	寸法	配置	材料	系統	作動	据付	着底		
その他の加工施設	放射線管理棟 廃水処理室、 廃棄物出語室、 廃棄物一時貯蔵所、 シヤプルー室、 洗濯室、検査室、 管理室、屋外	非常用設備 緊急対策設備 (1)	非常用照明	変更なし	○	①	○	—	○	○	○	—		
			誘導灯	変更なし	○	①	○	—	○	○	○	—		
		非常用設備 緊急対策設備 (3) 非常用設備 非常用通報設備	安全避難通路	増設	—	—	①	○	—	—	—	—	—	
			墜 (内部止水用水)	新設	—	○	①	○	○	○	—	—	○	—
			放送設備	変更なし	○	①	—	○	—	—	—	○	○	—
			通信連絡設備 (電話設備)	増設	○	①	—	○	—	—	—	○	—	—
	非常用設備 自動火災報知設備	火災感知設備及びそれに連動する警報設備	増設及び改造	—	○	①	—	○	—	—	○	○	—	
		変更なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	放射線管理棟前室 屋外	非常用設備 消火設備	屋外消火栓	変更なし	○	①	○	○	—	—	○	○	—	
			消火器	増設	○	①	—	○	—	—	—	—	—	
		非常用設備 緊急対策設備 (1)	非常用照明	増設	—	○	①	—	○	—	○	○	○	—
			誘導灯	増設	—	○	①	—	○	—	○	○	○	—
放送設備			増設	—	○	①	—	○	—	—	○	○	—	
火災感知設備			増設	—	○	①	—	○	—	—	○	○	—	
非常用設備 消火設備	屋外消火栓	変更なし	—	○	①	○	○	—	—	○	○	—		
	消火器	増設	—	○	①	—	○	—	—	—	—	—		

(注1)：外觀検査 (①機器の外觀)

表I-1 検査の項目 (5/5)

施設名称	設置場所	名称	変更内容	員数	外觀 (注1)	寸法	配置	材料	系統	作動	据付	着底		
その他の加工施設	除染室・分析室 分析室、除染室 (2)、屋外 作業室(2)、屋外	非常用設備 緊急対策設備(1)	非常用照明	○	①	—	○	—	○	○	○	—		
			誘導灯	○	①	—	○	—	○	○	○	—		
		非常用設備 緊急対策設備(3)	安全避難通路	増設	—	①	—	○	—	—	—	—	—	
			堰(内高溢水止水用)	新設	○	①	○	○	○	—	—	—	○	—
		非常用設備 非常用通報設備	非常ベル設備	変更なし	○	①	—	—	○	—	—	○	○	—
			放送設備	変更なし	○	①	—	—	○	—	—	○	○	—
			通信連絡設備(電話設備)	増設	○	①	—	—	○	—	—	○	—	—
			非常用設備 自動火災報知設備	火災感知設備及びそれに連動する警報設備	改造 変更なし	○	①	—	○	—	—	○	○	—
		非常用設備 消火設備	屋外消火栓 消火器	屋外消火栓	変更なし	○	①	○	○	—	—	○	○	—
				消火器	増設	○	①	—	○	—	—	—	—	—

(注1)：外觀検査(①機器の外觀)

表1-2-1 工場棟転換工場の非常用設備の検査の方法 (1/4)

検査の項目		検査の方法		判定基準
非常用設備 検査対策(1)	非常用照明の復旧 及び改修 図リ1-1	具数	非常用照明の具数を目視により確認する。	非常用照明の具数が申請内容のとおりであること。
			系統	非常用照明が非常用電源系統に接続されていること。
		配付	非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にポルト、又は溶接にて固定されていること。	非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にポルト、又は溶接にて固定されていること。
			配置	非常用照明の配置を目視により確認する。
		外観	非常用照明に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	非常用照明に有害な傷及び変形がないこと。
			作動	非常用照明について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上パッチェリにより点灯することを確認する。
	誘導灯の復旧 図リ1-2	具数	誘導灯の具数を目視により確認する。	誘導灯の具数が申請内容のとおりであること。
			系統	誘導灯が非常用電源系統に接続されていること。
		配付	誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にポルト、又は溶接にて固定されていること。	誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にポルト、又は溶接にて固定されていること。
			配置	誘導灯の配置を目視により確認する。
外観	誘導灯に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	誘導灯に有害な傷及び変形がないこと。		
	作動	誘導灯について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上パッチェリにより点灯することを確認する。	非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上パッチェリにより点灯していること。	
安全避難通路の増設 図リ1-3	配置	安全避難通路の配置を目視により確認する。	安全避難通路の配置が申請内容のとおりであること。	
		外観	安全避難通路に有害な傷及び変形がないこと。	安全避難通路に有害な傷及び変形がないこと。



表1-2-1 工場棟転換工場の非常用設備の検査の方法 (2/4)

非常用設備 緊急対策設備(3)		検査の項目		検査の方法		判定基準	
	堰(内部止水止水用 (固定式))の新設 図り1-4	検査②	材料	アンカー及び鋼材の材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	アンカー及び鋼材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鋼材が不燃性材料であること。		
		検査③	寸法	アンカーの径寸法及び鋼材の断面寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	アンカーの径寸法及び鋼材の断面寸法が申請内容のとおりであること。		
		検査④	材料	コーキング材の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	コーキング材が耐薬品性を有する[ ]であること。		
		検査④	員数	固定式堰の員数を目視により確認する。	固定式堰の員数が申請内容のとおりであること。		
		検査④	寸法	固定式堰の高さ寸法を施工業者の品質記録により確認する。	固定式堰の高さ寸法が申請内容のとおりであること。		
		検査④	据付	固定式堰が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。	固定式堰の設置位置が申請内容のとおりであること。		
		検査④	配置	固定式堰の配置を施工業者の品質記録により確認する。	固定式堰の配置が申請内容のとおりであること。		
		検査④	外観	固定式堰に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	固定式堰に有害な傷及び変形がないこと。		
		検査①	材料	アンカーの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	アンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。		
		検査②	寸法	アンカーの径寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	アンカーの径寸法が申請内容のとおりであること。		
		検査③	材料	止水板の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	止水板が[ ]であること。		
		検査④	寸法	止水板の外形寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	止水板の寸法が申請内容のとおりであること。		
		検査⑤	材料	コーキング材の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	コーキング材が耐薬品性を有する[ ]であること。		
		検査④	員数	脱着式堰の員数を目視により確認する。	脱着式堰の員数が申請内容のとおりであること。		
	検査④	寸法	脱着式堰の高さ寸法を施工業者の品質記録により確認する。	脱着式堰の高さ寸法が申請内容のとおりであること。			
	検査④	据付	脱着式堰が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。	脱着式堰の設置位置が申請内容のとおりであること。			
	検査④	配置	脱着式堰の配置を施工業者の品質記録により確認する。	脱着式堰の配置が申請内容のとおりであること。			
	検査④	外観	脱着式堰に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	脱着式堰に有害な傷及び変形がないこと。			

表1-2-1 工場棟転換工場の非常用設備の検査の方法 (3/4)

検査の項目		検査の方法		判定基準
非常用設備 非常用通報設備	検査① 非常ベル設備の復旧 図リ1-6	員数	非常ベル設備の員数を目視により確認する。	非常ベル設備の員数が申請内容のとおりであること。
		掲付	非常ベル設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にポルト、又は溶接にて固定されていること。	非常ベル設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にポルト、又は溶接にて固定されていること。
		配置	非常ベル設備の配置を目視により確認する。	非常ベル設備の配置が申請内容のとおりであること。
		外観	非常ベル設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	非常ベル設備に有害な傷及び変形がないこと。
		作動	非常ベル設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	非常ベル設備が正常に作動すること。
		員数	放送設備の員数を目視により確認する。	放送設備の員数が申請内容のとおりであること。
	放送設備の復旧 図リ1-7	掲付	放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にポルト、又は溶接にて固定されていること。	放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にポルト、又は溶接にて固定されていること。
		配置	放送設備の配置を目視により確認する。	放送設備の配置が申請内容のとおりであること。
		外観	放送設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	放送設備に有害な傷及び変形がないこと。
		作動	放送設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	放送設備が正常に作動すること。
		員数	通信連絡設備の員数を目視により確認する。	通信連絡設備の員数が申請内容のとおりであること。
		配置	通信連絡設備の配置を目視により確認する。	通信連絡設備の配置が申請内容のとおりであること。
非常用設備 自動火災報知設備	検査① 火災感知設備及びそれに連動する警報設備の復旧、撤去及び改述 図リ1-9	員数	自動火災報知設備の員数を目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備の員数が申請内容のとおりであること。
		掲付	自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にポルト、又は溶接にて固定されていること。	自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にポルト、又は溶接にて固定されていること。
		配置	自動火災報知設備の配置を目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備の配置が申請内容のとおりであること。
		外観	自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないことを目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないこと。
		作動	自動火災報知設備について、加煙器による作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	自動火災報知設備(感知器)が正常に作動すること。
		員数	自動火災報知設備(ベル)について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	自動火災報知設備(ベル)が正常に作動すること。
	検査② 自動火災報知設備(発信機)	配置	自動火災報知設備(発信機)について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	自動火災報知設備(発信機)が正常に作動すること。
		外観	自動火災報知設備(発信機)に有害な傷及び変形がないことを目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備(発信機)が正常に作動すること。
		作動	自動火災報知設備(発信機)について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	自動火災報知設備(発信機)が正常に作動すること。
		員数	非常ベル設備の員数を目視により確認する。	非常ベル設備の員数が申請内容のとおりであること。
		掲付	非常ベル設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にポルト、又は溶接にて固定されていること。	非常ベル設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にポルト、又は溶接にて固定されていること。
		配置	非常ベル設備の配置を目視により確認する。	非常ベル設備の配置が申請内容のとおりであること。

表1-2-1 工場棟転換工場の非常用設備の検査の方法 (4/4)

検査の項目		検査の方法	判定基準
非常用設備 消火設備	消火器の増設 図り1-10	員数	消火器の員数が申請内容のとおりであること。
		配置	消火器の配置が申請内容のとおりであること。
変更しない設備・ 機器の検査	消火設備(屋外消火 栓) 図り1-11	外観	消火器に有害な傷及び変形がないこと。
		員数	屋外消火栓の員数が申請内容のとおりであること。
		寸法	屋外消火栓の埋設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であること。
		据付	屋外消火栓が所定の場所に設置されていること。
		配置	屋外消火栓の配置を目視により確認する。
		外観	屋外消火栓に有害な傷及び変形がないこと。
		作動	不凍式の屋外消火栓が設置されていること。 屋外消火栓について、加圧送水装置試験、又は放水試験を行い、正常に作動することを確認する。

表1-2-2 工場棟成型工場の非常用設備の検査の方法 (1/4)

検査の項目		検査の方法	判定基準
非常用設備 緊急対策設備(1)	非常用照明の復旧 図リ2-1	検査① 員数	非常用照明の員数が申請内容のとおりであること。
		系統	非常用照明が非常用電源系統に接続されていること。
		掲付	非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
		配置	非常用照明の配置が申請内容のとおりであること。
		外観	非常用照明に有害な傷及び変形がないこと。
		作動	非常用照明について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上パッチリにより点灯すること。
		検査① 員数	誘導灯の員数が申請内容のとおりであること。
		系統	誘導灯が非常用電源系統に接続されていること。
		掲付	誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
		配置	誘導灯の配置が申請内容のとおりであること。
安全避難通路の増設 図リ2-3	検査①	外観	誘導灯に有害な傷及び変形がないこと。
		作動	非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上パッチリにより点灯すること。
		配置	安全避難通路の配置が申請内容のとおりであること。
安全避難通路の増設 図リ2-3	検査①	外観	安全避難通路に有害な傷及び変形がないこと。
		作動	安全避難通路の配置が申請内容のとおりであること。
		配置	安全避難通路の配置が申請内容のとおりであること。

表1-2-2 工場棟成型工場の非常用設備の検査の方法 (2/4)

検査の項目		検査の方法	判定基準	
非常用設備 緊急対策設備(3)	埋(内部溢水止水用 (固定式))の新設 図リ2-4	検査② 材料	アンカー及び鋼材の材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	アンカー及び鋼材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鋼材が不燃性材料であること。
		寸法	アンカーの径寸法及び鋼材の断面寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	アンカーの径寸法及び鋼材の断面寸法が申請内容のとおりであること。
		検査③ 材料	コーキング材の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	コーキング材が耐薬品性を有する[ ]であること。
		検査④ 員数	固定式堰の員数を目視により確認する。	固定式堰の員数が申請内容のとおりであること。
		寸法	固定式堰の高さ寸法を施工業者の品質記録により確認する。	固定式堰の高さ寸法が申請内容のとおりであること。
		据付	固定式堰が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。	固定式堰の設置位置が申請内容のとおりであること。
		配置	固定式堰の配置を施工業者の品質記録により確認する。	固定式堰の配置が申請内容のとおりであること。
		外観	固定式堰に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	固定式堰に有害な傷及び変形がないこと。
		検査① 材料	アンカーの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	アンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。
			寸法	アンカーの径寸法を『メーカー仕様書』により確認する。
		検査② 材料	止水板の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	止水板が[ ]であること。
			寸法	止水板の外形寸法を『メーカー仕様書』により確認する。
		検査③ 材料	コーキング材の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	コーキング材が耐薬品性を有する[ ]であること。
			検査④ 員数	脱着式堰の員数を目視により確認する。
寸法	脱着式堰の高さ寸法を施工業者の品質記録により確認する。	脱着式堰の高さ寸法が申請内容のとおりであること。		
据付	脱着式堰が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。	脱着式堰の設置位置が申請内容のとおりであること。		
配置	脱着式堰の配置を施工業者の品質記録により確認する。	脱着式堰の配置が申請内容のとおりであること。		
外観	脱着式堰に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	脱着式堰に有害な傷及び変形がないこと。		

表1-2-2 工場棟成型工場の非常用設備の検査の方法 (3/4)

検査の項目		検査の方法		判定基準
非常用設備 非常用通報設備	非常ベル設備の復旧 図リ2-6	検査① 員数	非常ベル設備の員数を目視により確認する。	非常ベル設備の員数が申請内容のとおりであること。
		掲付	非常ベル設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にポルト、又は密接にて固定されていること。	非常ベル設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にポルト、又は密接にて固定されていること。
		配置	非常ベル設備の配置を目視により確認する。	非常ベル設備の配置が申請内容のとおりであること。
		外觀	非常ベル設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	非常ベル設備に有害な傷及び変形がないこと。
		作動	非常ベル設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	非常ベル設備が正常に作動すること。
		員数	放送設備の員数を目視により確認する。	放送設備の員数が申請内容のとおりであること。
		掲付	放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にポルト、又は密接にて固定されていること。	放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にポルト、又は密接にて固定されていること。
	放送設備の復旧 図リ2-7	検査① 配置	放送設備の配置を目視により確認する。	放送設備の配置が申請内容のとおりであること。
		外觀	放送設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	放送設備に有害な傷及び変形がないこと。
		作動	放送設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	放送設備が正常に作動すること。
		員数	通信連絡設備の員数を目視により確認する。	通信連絡設備の員数が申請内容のとおりであること。
		配置	通信連絡設備の配置を目視により確認する。	通信連絡設備の配置が申請内容のとおりであること。
		外觀	通信連絡設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	通信連絡設備に有害な傷及び変形がないこと。
		作動	通信連絡設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	通信連絡設備が正常に作動すること。
非常用設備 自動火災報知設備	火災感知設備及びそれに連動する警報設備の復旧、増設及び改定 図リ2-9	検査① 員数	自動火災報知設備の員数を目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備の員数が申請内容のとおりであること。
		掲付	自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にポルト、又は密接にて固定されていること。	自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にポルト、又は密接にて固定されていること。
		配置	自動火災報知設備の配置を目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備の配置が申請内容のとおりであること。
		外觀	自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないことを目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないこと。
		作動	自動火災報知設備(感知器)について、加煙器による作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	自動火災報知設備(感知器)が正常に作動すること。
		員数	自動火災報知設備(ベル)について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	自動火災報知設備(ベル)が正常に作動すること。
		配置	自動火災報知設備(受信機)について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	自動火災報知設備(受信機)が正常に作動すること。

表1-2-2 工場棟成型工場の非常用設備の検査の方法 (4/4)

検査の項目		検査の方法	判定基準	
非常用設備 消火設備	消火器の復旧及び 増設 図り2-10	員数	消火器の員数が申請内容のとおりであること。	
		配置	消火器の配置が申請内容のとおりであること。	
		外觀	消火器に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	
		員数	屋外消火栓の員数を目視により確認する。	
		寸法	屋外消火栓の埋設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であることを記録により確認する。	
	変更しない設備・ 機器の検査	消火設備(屋外消火 栓) 図り2-11	指付	屋外消火栓が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。
			配置	屋外消火栓の配置を目視により確認する。
			外觀	屋外消火栓に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。
			作動	不凍式の屋外消火栓が設置されていることを目視により確認する。 屋外消火栓について、加圧送水装置試験、又は放水試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。
				屋外消火栓が正常に作動すること。

表1-2-3 工場棟組立工場の非常用設備の検査の方法 (1/3)

検査の項目		検査の方法		判定基準		
非常用設備 緊急対応設備(1)	非常用照明の復旧 図リ3-1	検査① 負数 系統 格付 配管 外観 作動	非常用照明の負数を目視により確認する。	非常用照明の負数が申請内容のとおりであること。		
			非常用照明が非常用電源系統に接続されていること。	非常用照明が非常用電源系統に接続されていること。		
			非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。	非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。		
			非常用照明の配置を目視により確認する。	非常用照明の配置が申請内容のとおりであること。		
			非常用照明に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	非常用照明に有害な傷及び変形がないこと。		
			非常用照明について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上パッチリにより点灯することを確認する。	非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上パッチリにより点灯していること。		
			誘導灯の復旧 図リ3-2	検査① 負数 系統 格付 配管 外観 作動	誘導灯の負数を目視により確認する。	誘導灯の負数が申請内容のとおりであること。
					誘導灯が非常用電源系統に接続されていること。	誘導灯が非常用電源系統に接続されていること。
					誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。	誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
					誘導灯の配置を目視により確認する。	誘導灯の配置が申請内容のとおりであること。
誘導灯に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	誘導灯に有害な傷及び変形がないこと。					
誘導灯について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上パッチリにより点灯することを確認する。	非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上パッチリにより点灯していること。					
安全避難通路の増設 図リ3-3	検査① 配管 外観	安全避難通路の配置を目視により確認する。	安全避難通路の配置が申請内容のとおりであること。			
		安全避難通路に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	安全避難通路に有害な傷及び変形がないこと。			





表1-2-3 工場棟組立工場の非常用設備の検査の方法 (3/3)

検査の項目		検査の方法	判定基準
非常用設備 消火設備	消火器の復旧及び増設 図リ3-8	消火器の員数を目視により確認する。 消火器の配置を目視により確認する。 消火器に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	消火器の員数が申請内容のとおりであること。 消火器の配置が申請内容のとおりであること。 消火器に有害な傷及び変形がないこと。
	変更しない設備・ 機器の検査	屋外消火栓の員数を目視により確認する。 屋外消火栓の埋設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であることを記録により確認する。 屋外消火栓が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。 屋外消火栓の配置を目視により確認する。 屋外消火栓に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。 不噴式の屋外消火栓が設置されていることを目視により確認する。 屋外消火栓について、加圧器水装置試験、又は放水試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	屋外消火栓の員数が申請内容のとおりであること。 屋外消火栓の埋設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であること。 屋外消火栓が所定の場所に設置されていること。 屋外消火栓の配置が申請内容のとおりであること。 屋外消火栓に有害な傷及び変形がないこと。 不噴式の屋外消火栓が設置されていること。 屋外消火栓が正常に作動すること。

表1-2-4 付属建物第2核燃料倉庫の非常用設備の検査の方法 (1/3)

非常用設備 緊急対策設備(1)		検査の項目	検査の方法	判定基準		
非常用照明の仮移設及び復旧 図リ4-1	検査①	員数	非常用照明の員数を目視により確認する。	非常用照明の員数が申請内容のとおりであること。		
		系統	非常用照明が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。	非常用照明が非常用電源系統に接続されていること。		
		据付	非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。		
		配置	非常用照明の配置を目視により確認する。	非常用照明の配置が申請内容のとおりであること。		
		外観	非常用照明に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	非常用照明に有害な傷及び変形がないこと。		
		作動	非常用照明について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上パッチリにより点灯することを確認する。	非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上パッチリにより点灯していること。		
		誘導灯の仮移設及び復旧 図リ4-2	検査①	員数	誘導灯の員数を目視により確認する。	誘導灯の員数が申請内容のとおりであること。
				系統	誘導灯が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。	誘導灯が非常用電源系統に接続されていること。
				据付	誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
				配置	誘導灯の配置を目視により確認する。	誘導灯の配置が申請内容のとおりであること。
安全避難通路の増設 図リ4-3	検査①	外観	誘導灯に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	誘導灯に有害な傷及び変形がないこと。		
		作動	誘導灯について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上パッチリにより点灯することを確認する。	非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上パッチリにより点灯していること。		
		配置	安全避難通路の配置を目視により確認する。	安全避難通路の配置が申請内容のとおりであること。		
		外観	安全避難通路に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	安全避難通路に有害な傷及び変形がないこと。		

表1-2-4 付属建物第2核燃料倉庫の非常用設備の検査の方法 (2/3)

検査の項目		検査の方法		判定基準			
非常用設備 緊急対策設備 (3)	煙(内部消水止水用 (固定式))の新設 図リ4-4	検査②	材料	アンカー及び鋼材の材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	アンカー及び鋼材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鋼材が不燃性材料であること。		
		検査③	寸法	アンカーの径寸法及び鋼材の断面寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	アンカーの径寸法及び鋼材の断面寸法が申請内容のとおりであること。		
		検査④	材料	コーキング材の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	コーキング材が耐薬品性を有する [ ] であること。		
			員数	固定式煙の員数を目標により確認する。	固定式煙の員数が申請内容のとおりであること。		
		非常用設備 非常用通報設備	通報連絡設備(電話 設備)の増設 図リ4-5	検査①	寸法	固定式煙の高さ寸法を施工業者の品質記録により確認する。	固定式煙の高さ寸法が申請内容のとおりであること。
					接付	固定式煙が所定の場所に設置されていることを目標により確認する。	固定式煙の設置位置が申請内容のとおりであること。
				配置	固定式煙の配置を施工業者の品質記録により確認する。	固定式煙の配置が申請内容のとおりであること。	
				外觀	固定式煙に有害な傷及び変形がないことを目標により確認する。	固定式煙に有害な傷及び変形がないこと。	
				員数	通報連絡設備の員数を目標により確認する。	通報連絡設備の員数が申請内容のとおりであること。	
				配置	通報連絡設備の配置を目標により確認する。	通報連絡設備の配置が申請内容のとおりであること。	
非常用設備 自動火災報知設備	火災感知設備及び それに連動する警 報設備の仮移設及 び改造 図リ4-6	検査①	外觀	通報連絡設備に有害な傷及び変形がないことを目標により確認する。	通報連絡設備に有害な傷及び変形がないこと。		
			作動	通報連絡設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	通報連絡設備が正常に作動すること。		
		検査②	員数	自動火災報知設備の員数を目標、又は記録により確認する。	自動火災報知設備の員数が申請内容のとおりであること。		
			接付	自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、塵世等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目標、又は記録により確認する。	自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、塵世等にボルト、又は溶接にて固定されていること。		
			配置	自動火災報知設備の配置を目標、又は記録により確認する。	自動火災報知設備の配置が申請内容のとおりであること。		
			外觀	自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないことを目標、又は記録により確認する。	自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないこと。		
検査③	作動	自動火災報知設備(感知器)について、加煙器による作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	自動火災報知設備(感知器)が正常に作動すること。				
	作動	自動火災報知設備(ベル)について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	自動火災報知設備(ベル)が正常に作動すること。				
検査④	作動	作動	自動火災報知設備(発信機)について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	自動火災報知設備(発信機)が正常に作動すること。			
		作動	自動火災報知設備(発信機)について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	自動火災報知設備(発信機)が正常に作動すること。			

表1-2-4 付属建物第2核燃料倉庫の非常用設備の検査の方法 (3/3)

検査の項目		検査の方法	判定基準	
変更しない設備・機器の検査	非常用通報設備(非常ベル数機) 図リ4-7	員数	非常ベル設備の員数が目視により確認する。	
		掲付	非常ベル設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にポルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	
		配置	非常ベル設備の配置を目視により確認する。	
		外観	非常ベル設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	
		作動	非常ベル設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	
		員数	放送設備の員数を目視により確認する。	
		掲付	放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にポルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	
		配置	放送設備の配置を目視により確認する。	
		外観	放送設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	
		作動	放送設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	
消火設備(消火器)	図リ4-7	員数	消火器の員数を目視により確認する。	
		配置	消火器の配置を目視により確認する。	
		外観	消火器に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	
		員数	屋外消火栓の員数を目視により確認する。	
		寸法	屋外消火栓の埋設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であることを記録により確認する。	
		掲付	屋外消火栓が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。	
		配置	屋外消火栓の配置を目視により確認する。	
		外観	屋外消火栓に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	
		作動		不凍式の屋外消火栓が設置されていることを目視により確認する。
				屋外消火栓について、加圧送水装置試験、又は放水試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。
消火設備(屋外消火栓)	図リ4-7	員数	屋外消火栓の員数が申請内容のとおりであること。	
		寸法	屋外消火栓の埋設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であることを確認する。	
		掲付	屋外消火栓が所定の場所に設置されていること。	
		配置	屋外消火栓の配置が申請内容のとおりであること。	
		外観	屋外消火栓に有害な傷及び変形がないこと。	
		作動		不凍式の屋外消火栓が設置されていること。
				屋外消火栓について、加圧送水装置試験、又は放水試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。

表1-2-5 付属建物容器管理棟の非常用設備の検査の方法 (1/3)

検査の項目		検査の方法		判定基準
非常用設備 緊急対策設備(1)	非常用照明の仮移設及び復旧 図り5-1	員数	非常用照明の員数を目視により確認する。	非常用照明の員数が申請内容のとおりであること。
		系統	非常用照明が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。	非常用照明が非常用電源系統に接続されていること。
		据付	非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
		配置	非常用照明の配置を目視により確認する。	非常用照明の配置が申請内容のとおりであること。
		外観	非常用照明に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	非常用照明に有害な傷及び変形がないこと。
		作動	非常用照明について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリーにより点灯することを確認する。	非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリーにより点灯していること。
	誘導灯の仮移設及び復旧 図り5-2	員数	誘導灯の員数を目視により確認する。	誘導灯の員数が申請内容のとおりであること。
		系統	誘導灯が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。	誘導灯が非常用電源系統に接続されていること。
		据付	誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
		配置	誘導灯の配置を目視により確認する。	誘導灯の配置が申請内容のとおりであること。
		外観	誘導灯に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	誘導灯に有害な傷及び変形がないこと。
		作動	誘導灯について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリーにより点灯することを確認する。	非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリーにより点灯していること。
安全避難通路の増設 図り5-3	配置	安全避難通路の配置を目視により確認する。	安全避難通路の配置が申請内容のとおりであること。	
	外観	安全避難通路に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	安全避難通路に有害な傷及び変形がないこと。	
	員数	通信連絡設備の員数を目視により確認する。	通信連絡設備の員数が申請内容のとおりであること。	
	配置	通信連絡設備の配置を目視により確認する。	通信連絡設備の配置が申請内容のとおりであること。	
非常用設備 非常用通報設備	通信連絡設備(電話設備)の増設 図り5-4	外観	通信連絡設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	通信連絡設備に有害な傷及び変形がないこと。
		作動	通信連絡設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	通信連絡設備が正常に作動すること。

表1-2-5 付属建物容器管理棟の非常用設備の検査の方法 (2/3)

検査の項目		検査の方法	判定基準
非常用設備 自動火災報知設備	火災感知設備及びそれに連動する警報設備の仮移設、修旧及び増設 図リ5-5	検査① 員数	自動火災報知設備の員数が申請内容のとおりであること。
		掲付	自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
		配置	自動火災報知設備の配置が申請内容のとおりであること。
		外観	自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないこと。
		作動	自動火災報知設備(感知器)について、加煙器による作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。
			自動火災報知設備(ベル)について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。
			自動火災報知設備(受信機)について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。
			非常ベル設備の員数が申請内容のとおりであること。
			非常ベル設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
			非常ベル設備の配置が申請内容のとおりであること。
変更しない設備・機器の検査	非常用通報設備(非常ベル設備) 図リ5-6	検査① 員数	放送設備の員数が申請内容のとおりであること。
		掲付	放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
		配置	放送設備の配置が申請内容のとおりであること。
		外観	放送設備に有害な傷及び変形がないこと。
		作動	放送設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。
			非常ベル設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。
			非常ベル設備の配置が申請内容のとおりであること。
			非常ベル設備が正常に作動すること。
			放送設備が正常に作動すること。
			放送設備に有害な傷及び変形がないこと。

表1-2-5 付属建物容器管理棟の非常用設備の検査の方法 (3/3)

検査の項目		検査の方法		判定基準
変更しない設備・機器の検査	消火設備(消火器) 図リ5-6	検査① 具数	消火器の具数を目視により確認する。	消火器の具数が申請内容のとおりであること。
		配置	消火器の配置を目視により確認する。	消火器の配置が申請内容のとおりであること。
		外観	消火器に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	消火器に有害な傷及び変形がないこと。
		検査① 具数	屋外消火栓の具数を目視により確認する。	屋外消火栓の具数が申請内容のとおりであること。
		寸法	屋外消火栓の埋設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であることを記録により確認する。	屋外消火栓の埋設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であること。
		掲付	屋外消火栓が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。	屋外消火栓が所定の場所に設置されていること。
	消火設備(屋外消火栓) 図リ5-6	検査① 配置	屋外消火栓の配置を目視により確認する。	屋外消火栓の配置が申請内容のとおりであること。
		外観	屋外消火栓に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	屋外消火栓に有害な傷及び変形がないこと。
		不凍式	不凍式の屋外消火栓が設置されていることを目視により確認する。	不凍式の屋外消火栓が設置されていること。
		作動	屋外消火栓について、加圧放水装置試験、又は放水試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	屋外消火栓が正常に作動すること。



表1-2-6 放射線管理棟の非常用設備の検査の方法 (1/4)

検査の項目		検査の方法	判定基準	
非常用設備 緊急対策設備 (1)	非常用照明の復旧 図リ6-1	検査①		
		員数	非常用照明の員数を目視により確認する。	非常用照明の員数が申請内容のとおりであること。
		系統	非常用照明が非常用電源系統に接続されていること。	非常用照明が非常用電源系統に接続されていること。
		招付	非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にホルト、又は溶接にて固定されていること。	非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にホルト、又は溶接にて固定されていること。
		配置	非常用照明の配置を目視により確認する。	非常用照明の配置が申請内容のとおりであること。
		外観	非常用照明に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	非常用照明に有害な傷及び変形がないこと。
		作動	非常用照明について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バツテリにより点灯することを確認する。	非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バツテリにより点灯していること。
		員数	誘導灯の員数を目視により確認する。	誘導灯の員数が申請内容のとおりであること。
		系統	誘導灯が非常用電源系統に接続されていること。	誘導灯が非常用電源系統に接続されていること。
		招付	誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にホルト、又は溶接にて固定されていること。	誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にホルト、又は溶接にて固定されていること。
安全避難通路の増設 図リ6-3	安全避難通路の増設 図リ6-3	検査①		
		配置	安全避難通路の配置を目視により確認する。	安全避難通路の配置が申請内容のとおりであること。
		外観	安全避難通路に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	安全避難通路に有害な傷及び変形がないこと。
		員数	非常用照明の員数を目視により確認する。	非常用照明の員数が申請内容のとおりであること。
		系統	非常用照明が非常用電源系統に接続されていること。	非常用照明が非常用電源系統に接続されていること。
		招付	非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にホルト、又は溶接にて固定されていること。	非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にホルト、又は溶接にて固定されていること。
		配置	非常用照明の配置を目視により確認する。	非常用照明の配置が申請内容のとおりであること。
		外観	非常用照明に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	非常用照明に有害な傷及び変形がないこと。
		作動	非常用照明について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バツテリにより点灯することを確認する。	非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バツテリにより点灯していること。
		配置	安全避難通路の配置を目視により確認する。	安全避難通路の配置が申請内容のとおりであること。
外観	安全避難通路に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	安全避難通路に有害な傷及び変形がないこと。		

表1-2-6 放射線管理棟の非常用設備の検査の方法 (2/4)

検査の項目		検査の方法		判定基準
非常用設備 緊急対策設備(3)	堰(内部止水止水用 (固定式))の新設 図り6-4	検査①②	材料 アンカー及び鋼材の材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。 寸法 アンカーの径寸法及び鋼材の断面寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	アンカー及び鋼材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鋼材が不燃性材料であること。 アンカーの径寸法及び鋼材の断面寸法が申請内容のとおりであること。
		検査③	材料 コーキング材の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	コーキング材が耐薬品性を有する[ ]であること。
		検査④	員数 固定式堰の員数を目視により確認する。	固定式堰の員数が申請内容のとおりであること。
			寸法 固定式堰の高さ寸法を施工業者の品質記録により確認する。	固定式堰の高さ寸法が申請内容のとおりであること。
			指付 固定式堰が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。	固定式堰の設置位置が申請内容のとおりであること。
			配置 固定式堰の配置を施工業者の品質記録により確認する。	固定式堰の配置が申請内容のとおりであること。
	堰(内部止水止水用 (一般脱着式))の新設 のうち脱着部 図り6-5	検査①	外観 固定式堰に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	固定式堰に有害な傷及び変形がないこと。
		検査②	材料 アンカーの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	アンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。
			寸法 アンカーの径寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	アンカーの径寸法が申請内容のとおりであること。
		検査③	材料 止水板の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	止水板が[ ]であること。
			寸法 止水板の外形寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	止水板の寸法が申請内容のとおりであること。
		検査④	材料 コーキング材の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	コーキング材が耐薬品性を有する[ ]であること。
	員数 脱着式堰の員数を目視により確認する。	脱着式堰の員数が申請内容のとおりであること。		
	寸法 脱着式堰の高さ寸法を施工業者の品質記録により確認する。	脱着式堰の高さ寸法が申請内容のとおりであること。		
	指付 脱着式堰が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。	脱着式堰の設置位置が申請内容のとおりであること。		
	配置 脱着式堰の配置を施工業者の品質記録により確認する。	脱着式堰の配置が申請内容のとおりであること。		
	外観 脱着式堰に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	脱着式堰に有害な傷及び変形がないこと。		

表1-2-6 放射線管理棟の非常用設備の検査の方法 (3/4)

検査の項目		検査の方法	判定基準
非常用設備 非常用通報設備	検査① 放送設備の復旧 図リ6-6	員数	放送設備の員数が申請内容のとおりであること。
		据付	放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
		配置	放送設備の配置が目視により確認する。
		外觀	放送設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。
		作動	放送設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。
	検査① 通信連絡設備(電話設備)の復旧及び増設 図リ6-7	員数	通信連絡設備の員数を目視により確認する。
		配置	通信連絡設備の配置が目視により確認する。
		外觀	通信連絡設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。
		作動	通信連絡設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。
		員数	自動火災報知設備の員数を目視、又は記録により確認する。
非常用設備 自動火災報知設備	検査① 火災感知設備及び警報設備の復旧、増設及び改修 図リ6-8	据付	自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
		配置	自動火災報知設備の配置を目視、又は記録により確認する。
		外觀	自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないことを目視、又は記録により確認する。
		作動	自動火災報知設備(感知器)について、加煙器による作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。
		員数	自動火災報知設備の員数が申請内容のとおりであること。
	検査① 自動火災報知設備	据付	自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
		配置	自動火災報知設備の配置が申請内容のとおりであること。
		外觀	自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないこと。
		作動	自動火災報知設備(感知器)が正常に作動すること。
		員数	自動火災報知設備(ベル)が正常に作動すること。
作動	自動火災報知設備(警信機)が正常に作動すること。		

表I-2-6 放射線管理棟の非常用設備の検査の方法 (4/4)

検査の項目		検査の方法	判定基準
非常用設備 消火設備	消火器の復旧 図リ6-9	検査① 消火器の員数を目視により確認する。 配置 消火器の配置を目視により確認する。 外観 消火器に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	消火器の員数が申請内容のとおりであること。 消火器の配置が申請内容のとおりであること。 消火器に有害な傷及び変形がないこと。
	深夏しない設備・ 機器の検査	消火設備(屋外消火 栓) 図リ6-10	検査① 屋外消火栓の員数を目視により確認する。 寸法 屋外消火栓の強設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm 以上であることを記録により確認する。 格付 屋外消火栓が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。 配置 屋外消火栓の配置を目視により確認する。 外観 屋外消火栓に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。 不壊式の屋外消火栓が設置されていることを目視により確認する。 屋外消火栓について、加圧放水装置試験、又は放水試験を行い、正常に 作動することを記録により確認する。

表1-2-7 付属建物放射線管理棟前室の非常用設備の検査の方法 (1/2)

検査の項目		検査の方法		判定基準		
非常用設備 緊急対策設備(1)	非常用照明の増設 図リ7-1	検査①	員数	非常用照明の員数を目視により確認する。	非常用照明の員数が申請内容のとおりであること。	
			系統	非常用照明が非常用電源系統に接続されていることを確認する。	非常用照明が非常用電源系統に接続されていること。	
			据付	非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。	
			配置	非常用照明の配置を目視により確認する。	非常用照明の配置が申請内容のとおりであること。	
			外観	非常用照明に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	非常用照明に有害な傷及び変形がないこと。	
			作動	非常用照明について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上パッチェリにより点灯することを確認する。	非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上パッチェリにより点灯していること。	
			検査①	員数	誘導灯の員数を目視により確認する。	誘導灯の員数が申請内容のとおりであること。
				系統	誘導灯が非常用電源系統に接続されていることを確認する。	誘導灯が非常用電源系統に接続されていること。
				据付	誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
				配置	誘導灯の配置を目視により確認する。	誘導灯の配置が申請内容のとおりであること。
非常用設備 非常用通報設備	放送設備の増設 図リ7-3	検査①	外観	誘導灯に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	誘導灯に有害な傷及び変形がないこと。	
			作動	誘導灯について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上パッチェリにより点灯することを確認する。	非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上パッチェリにより点灯していること。	
			員数	放送設備の員数を目視により確認する。	放送設備の員数が申請内容のとおりであること。	
			据付	放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。	
			配置	放送設備の配置を目視により確認する。	放送設備の配置が申請内容のとおりであること。	
			外観	放送設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	放送設備に有害な傷及び変形がないこと。	
			作動	放送設備について、作動試験を行い、正常に作動することを確認する。	放送設備が正常に作動すること。	
			検査①	員数	自動火災報知設備の員数を目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備の員数が申請内容のとおりであること。
				据付	自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
				配置	自動火災報知設備の配置を目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備の配置が申請内容のとおりであること。
外観	自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないことを目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないこと。				
作動	自動火災報知設備(感知器)について、加煙器による作動試験を行い、正常に作動することを確認する。	自動火災報知設備(感知器)が正常に作動すること。				

表1-2-7 付属建物放射線管理棟前室の非常用設備の検査の方法 (2/2)

検査の項目		検査の方法		判定基準
非常用設備 消火設備	消火器の増設 図リ7-5	真数	消火器の真数を目視により確認する。	消火器の真数が申請内容のとおりであること。
		配置	消火器の配置を目視により確認する。	消火器の配置が申請内容のとおりであること。
変更しない設備・ 機器の検査	消火設備(屋外消火 栓) 図リ7-6	外観	消火器に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	消火器に有害な傷及び変形がないこと。
		真数	屋外消火栓の真数を目視により確認する。	屋外消火栓の真数が申請内容のとおりであること。
		寸法	屋外消火栓の埋設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であることを記録により確認する。	屋外消火栓の埋設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であること。
		掲付	屋外消火栓が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。	屋外消火栓が所定の場所に設置されていること。
		配置	屋外消火栓の配置を目視により確認する。	屋外消火栓の配置が申請内容のとおりであること。
		外観	屋外消火栓に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	屋外消火栓に有害な傷及び変形がないこと。
		作動	不凍式の屋外消火栓が設置されていることを目視により確認する。 屋外消火栓について、加圧送水装置試験、又は放水試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	不凍式の屋外消火栓が設置されていること。 屋外消火栓が正常に作動すること。

表1-2-8 付属建物除染室・分析室の非常用設備の検査の方法 (1/4)

検査の項目		検査の方法	判定基準
非常用設備 除染室(1)	検査① 非常用照明の復旧 図リ8-1	具数	非常用照明の具数が申請内容のとおりであることを確認する。
		系統	非常用照明が非常用電源系統に接続されていることを確認する。
		招付	非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。
		配置	非常用照明の配置を目視により確認する。
		外観	非常用照明に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。
	誘導灯の復旧 図リ8-2	作動	非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上パツテリにより点灯することを確認する。
		具数	誘導灯の具数が申請内容のとおりであることを確認する。
		系統	誘導灯が非常用電源系統に接続されていることを確認する。
		招付	誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。
		配置	誘導灯の配置を目視により確認する。
安全避難通路の増設 図リ8-3	外観	誘導灯に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	
	作動	誘導灯について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上パツテリにより点灯することを確認する。	
	配置	安全避難通路の配置を目視により確認する。	
	外観	安全避難通路に有害な傷及び変形がないこと。	
	配置	安全避難通路の配置が申請内容のとおりであることを確認する。	

表1-2-8 付属建物除染室・分析室の非常用設備の検査の方法 (2/4)

非常用設備 緊急対策設備(3)		検査の項目		検査の方法		判定基準	
非常用設備 緊急対策設備(3)	堰(内部止水止水用 (固定式))の新設 図り8-4	検査①②	材料	アンカー及び鋼材の材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	アンカー及び鋼材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鋼材が不燃性材料であること。		
			寸法	アンカーの径寸法及び鋼材の断面寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	アンカーの径寸法及び鋼材の断面寸法が申請内容のとおりであること。		
		検査③	材料	コーキング材の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	コーキング材が耐薬品性を有する□であること。		
		検査④	員数	固定式堰の員数を目視により確認する。	固定式堰の員数が申請内容のとおりであること。		
			寸法	固定式堰の高さ寸法を施工業者の品質記録により確認する。	固定式堰の高さ寸法が申請内容のとおりであること。		
			据付	固定式堰が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。	固定式堰の設置位置が申請内容のとおりであること。		
			配置	固定式堰の配置を施工業者の品質記録により確認する。	固定式堰の配置が申請内容のとおりであること。		
			外觀	固定式堰に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	固定式堰に有害な傷及び変形がないこと。		
		検査①	材料	アンカーの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	アンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。		
			寸法	アンカーの径寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	アンカーの径寸法が申請内容のとおりであること。		
		検査②	材料	止水板の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	止水板が□であること。		
			寸法	止水板の外形寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	止水板の寸法が申請内容のとおりであること。		
		検査③	材料	コーキング材の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	コーキング材が耐薬品性を有する□であること。		
		検査④	員数	脱着式堰の員数を目視により確認する。	脱着式堰の員数が申請内容のとおりであること。		
			寸法	脱着式堰の高さ寸法を施工業者の品質記録により確認する。	脱着式堰の高さ寸法が申請内容のとおりであること。		
		据付	脱着式堰が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。	脱着式堰の設置位置が申請内容のとおりであること。			
		配置	脱着式堰の配置を施工業者の品質記録により確認する。	脱着式堰の配置が申請内容のとおりであること。			
		外觀	脱着式堰に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	脱着式堰に有害な傷及び変形がないこと。			



表1-2-8 付属建物除染室・分析室の非常用設備の検査の方法 (3/4)

非常用設備 非常用通報設備		検査の項目		検査の方法		判定基準	
非常用設備 非常用通報設備	非常用設備の復旧 図リ8-6	検査①	員数	非常用設備の員数を目視により確認する。	非常用設備の員数が申請内容のとおりであること。		
			掲付	非常用設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にポルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	非常用設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にポルト、又は溶接にて固定されていること。		
			配置	非常用設備の配置を目視により確認する。	非常用設備の配置が申請内容のとおりであること。		
			外觀	非常用設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	非常用設備に有害な傷及び変形がないこと。		
			作動	非常用設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	非常用設備が正常に作動すること。		
			検査①	員数	放送設備の員数を目視により確認する。	放送設備の員数が申請内容のとおりであること。	
			掲付	放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にポルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にポルト、又は溶接にて固定されていること。		
			配置	放送設備の配置を目視により確認する。	放送設備の配置が申請内容のとおりであること。		
			外觀	放送設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	放送設備に有害な傷及び変形がないこと。		
			作動	放送設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	放送設備が正常に作動すること。		
通信連絡設備(電話設備)の復旧及び増設 図リ8-8	検査①	員数	通信連絡設備の員数を目視により確認する。	通信連絡設備の員数が申請内容のとおりであること。			
		配置	通信連絡設備の配置を目視により確認する。	通信連絡設備の配置が申請内容のとおりであること。			
		外觀	通信連絡設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	通信連絡設備に有害な傷及び変形がないこと。			
		作動	通信連絡設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	通信連絡設備が正常に作動すること。			
		検査①	員数	自動火災報知設備の員数を目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備の員数が申請内容のとおりであること。		
		掲付	自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にポルト、又は溶接にて固定されていることを目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にポルト、又は溶接にて固定されていること。			
		配置	自動火災報知設備の配置を目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備の配置が申請内容のとおりであること。			
		外觀	自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないことを目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないこと。			
		作動	自動火災報知設備(感知器)について、加圧器による作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	自動火災報知設備(感知器)が正常に作動すること。			
		検査①	員数	自動火災報知設備(ベル)について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	自動火災報知設備(ベル)が正常に作動すること。		
検査①	員数	自動火災報知設備(発信機)について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	自動火災報知設備(発信機)が正常に作動すること。				

表1-2-8 付属建物除染室・分析室の非常用設備の検査の方法 (4/4)

検査の項目		検査の方法	判定基準
非常用設備 消火設備	消火器の復旧 図リ 8-10	検査① 消火器の員数を目視により確認する。 配置 消火器の配置を目視により確認する。 外観 消火器に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	消火器の員数が申請内容のとおりであること。 消火器の配置が申請内容のとおりであること。 消火器に有害な傷及び変形がないこと。
	変更しない設備・ 機器の検査	検査① 屋外消火栓の員数を目視により確認する。 寸法 屋外消火栓の強鉄配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であることを記録により確認する。 特付 屋外消火栓が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。 配置 屋外消火栓の配置を目視により確認する。 外観 屋外消火栓に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。 不凍式の屋外消火栓が設置されていることを目視により確認する。 屋外消火栓について、加圧器水強固試験、又は放水試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	屋外消火栓の員数が申請内容のとおりであること。 屋外消火栓の強鉄配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であることを。 屋外消火栓が所定の場所に設置されていること。 屋外消火栓の配置が申請内容のとおりであること。 屋外消火栓に有害な傷及び変形がないこと。 不凍式の屋外消火栓が設置されていること。 屋外消火栓が正常に作動すること。

表 1-3-1 工場棟転換工場の改造部分の検査の方法 (1/6)

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法	判定基準
1-a. 柱脚部重石補強	検査①②	材料 鉄筋及びアンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉄筋及びアンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。
		寸法 鉄筋及びアンカーの径寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉄筋及びアンカーの径寸法が申請内容のとおりであること。
	検査③	材料 塗料の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	塗料が樹脂系塗料かつ国土交通大臣の認定を受けた難燃材料であること。
	検査④	材料 コンクリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。	コンクリートの強度が申請内容のとおりであること。
1-b. 鉄骨ブレース新設		寸法 重石の仕様を施工業者の品質記録により確認する。	重石の仕様が申請内容のとおりであること。
		外観 床表面に有害な塩及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	床表面に有害な塩及び変形がないこと。
	検査①	材料 鉄骨の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉄骨の材質、強度が申請内容のとおりであること。
		寸法 鉄骨の断面寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉄骨の断面寸法が申請内容のとおりであること。
	検査②	掘付 鉄骨が所定の場所を設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨の設置位置が申請内容のとおりであること。
		外観 鉄骨に有害な塩及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨に有害な塩及び変形がないこと。
1-c. 鉄骨ブレース交換補強	検査①	材料 鉄骨の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉄骨の材質、強度が申請内容のとおりであること。
		寸法 鉄骨の断面寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉄骨の断面寸法が申請内容のとおりであること。
	検査②	掘付 鉄骨が所定の場所を設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨の設置位置が申請内容のとおりであること。
		外観 鉄骨に有害な塩及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨に有害な塩及び変形がないこと。
1-d. 屋根面鉄骨補強	検査①	材料 鉄骨の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉄骨の材質、強度が申請内容のとおりであること。
		寸法 鉄骨の断面寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉄骨の断面寸法が申請内容のとおりであること。
	検査②	掘付 鉄骨が所定の場所を設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨の設置位置が申請内容のとおりであること。
		外観 鉄骨に有害な塩及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨に有害な塩及び変形がないこと。

表1-3-1-1 工場棟転換工場の改造部分の検査の方法 (2/6)

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法	判定基準	
1-e. 住梁仕口部補強 (1/4:接合部補強)	検査①	材料 鋼板の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鋼板の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鋼板が可燃性材料であること。	
	検査②	寸法 鋼板の厚み寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鋼板の厚み寸法が申請内容のとおりであること。	
		溶接 鋼板が所定の箇所溶接されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鋼板の溶接位置が申請内容のとおりであること。	
	1-e. 住梁仕口部補強 (2/4:梁上スタッドボルト増設補強)	検査①	外観 鋼板及び溶接部に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	鋼板及び溶接部に有害な傷及び変形がないこと。
		検査②	材料 スタッドボルトの材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	スタッドボルトの材質、強度が申請内容のとおりであること。
			寸法 スタッドボルトの径寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	スタッドボルトの径寸法が申請内容のとおりであること。
検査③		溶接 スタッドボルトが所定の箇所溶接されていることを施工業者の品質記録により確認する。	スタッドボルトの設置位置が申請内容のとおりであること。	
	外観 スタッドボルトに有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	スタッドボルトに有害な傷及び変形がないこと。		
1-a. 住梁仕口部補強 (3/4:梁上および施工アンカー増設補強)	検査①	材料 アンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	アンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。	
	検査②	寸法 アンカーの径寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	アンカーの径寸法が申請内容のとおりであること。	
		材料 鋼板の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鋼板の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鋼板が可燃性材料であること。	
	検査③	寸法 鋼板の厚み寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鋼板の厚み寸法が申請内容のとおりであること。	
		溶接 鋼板が所定の箇所溶接されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鋼板の設置位置が申請内容のとおりであること。	
	検査④	材料 鋼板及びアンカーに有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	鋼板及びアンカーに有害な傷及び変形がないこと。 鋼板が可燃性材料であること。	
寸法 鋼板の厚み寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。		鋼板の厚み寸法が申請内容のとおりであること。		
1-e. 住梁仕口部補強 (4/4:住ワエブプレート補強)	検査②	溶接 鋼板が所定の箇所溶接されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鋼板の溶接位置が申請内容のとおりであること。	
	検査③	溶接 鋼板及び溶接部に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	鋼板及び溶接部に有害な傷及び変形がないこと。	
		寸法 鋼板の厚み寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鋼板の厚み寸法が申請内容のとおりであること。	
	検査④	溶接 鋼板が所定の箇所溶接されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鋼板の溶接位置が申請内容のとおりであること。	
1-f. 住脚部溶接補強	検査①	溶接 鋼板が所定の箇所溶接されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鋼板及び溶接部に有害な傷及び変形がないこと。	
	検査②	外観 溶接部に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	溶接部に有害な傷及び変形がないこと。	

表 1-3-1 工場棟転換工場の改造部分の検査の方法 (3/6)

工事番号及び工事名称	検査の項目		検査の方法	判定基準	
	検査①	検査②			
1-b. 耐火壁造設	検査①	材料	鋼板の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鋼板の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鋼板が不燃性材料であること。	
		寸法	鋼板の厚み寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鋼板の厚み寸法が申請内容のとおりであること。	
	検査②	材料	下地材の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	下地材の不燃性、強度が申請内容のとおりであること。 下地材が不燃性材料であること。	
		寸法	下地材の断面寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	下地材の断面寸法が申請内容のとおりであること。	
	検査③	材料	石膏ボードの材質を『メーカー仕様書』により確認する。	石膏ボードの材質が申請内容のとおりであること。 石膏ボードが不燃性材料であること。	
		寸法	石膏ボードの厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	石膏ボードの厚み寸法が申請内容のとおりであること。	
	検査④	材料	下地材の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	下地材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 下地材が不燃性材料であること。	
		寸法	下地材の断面寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	下地材の断面寸法が申請内容のとおりであること。	
	検査⑤	材料	鉄筋の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉄筋の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄筋が不燃性材料であること。	
		寸法	鉄筋の外形寸法を施工業者の品質記録により確認する。	鉄筋の外形寸法が申請内容のとおりであること。	
	検査⑥	配置	鋼板及び石膏ボードの配置を施工業者の品質記録により確認する。	鋼板及び石膏ボードの配置が申請内容のとおりであること。	
		格付	鉄筋が所定の品所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鉄筋の設置位置が申請内容のとおりであること。	
		外観	鋼板及び石膏ボードに有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。 耐力用、計測用及び補助用ケープルが貫通する壁に耐火シールが施工されていることを施工業者の品質記録により確認する。 鉄筋に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	鋼板及び石膏ボードに有害な傷及び変形がないこと。 耐火シールの認定を受けている耐火シールが施工されていること。 鉄筋に有害な傷及び変形がないこと。	
	1-d. エキスパンションジョイント改造	検査①	材料	造設カバナー及び止水シートの材質を『メーカー仕様書』により確認する。	造設カバナー及び止水シートの材質が申請内容のとおりであること。
			寸法	造設カバナー及び止水シートの厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	造設カバナー及び止水シートの厚み寸法が申請内容のとおりであること。
検査②	配置	エキスパンションジョイントの配置を施工業者の品質記録により確認する。	エキスパンションジョイントの配置が申請内容のとおりであること。		
	外観	エキスパンションジョイントに有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	エキスパンションジョイントに有害な傷及び変形がないこと。		

表1-3-1 工場棟転換工場の改造部分の検査の方法 (4/6)

工事番号及び工事名称	検査の項目		検査の方法	判定基準
	材料	寸法		
1-i. 外壁サイディング補強	材料		サイディングの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	サイディングの材質、強度が申請内容のとおりであること。 サイディングが不燃性材料であること。
	寸法		サイディングの厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	サイディングの厚み寸法が申請内容のとおりであること。
	材料		外壁下地材の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	外壁下地材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 外壁下地材が不燃性材料であること。
	寸法		外壁下地材の断面寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	外壁下地材の断面寸法が申請内容のとおりであること。
	配置		サイディングの配置を施工業者の品質記録により確認する。	サイディングの配置が申請内容のとおりであること。
	外観		サイディングに有害な塩及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	サイディングに有害な塩及び変形がないこと。
1-j. 鉄扉補強	材料		鉄扉補強材の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉄扉補強材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄扉補強材が不燃性材料であること。
	寸法		鉄扉補強材の断面寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉄扉補強材の断面寸法が申請内容のとおりであること。
	格付		鉄扉補強材が所定の場所を設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鉄扉補強材の設置位置が申請内容のとおりであること。
	外観		鉄扉及び鉄扉補強材に有害な塩及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	鉄扉及び鉄扉補強材に有害な塩及び変形がないこと。
	材料		鉄扉の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉄扉の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄扉が不燃性材料であること。
	寸法		鉄扉の外形寸法を施工業者の品質記録により確認する。	鉄扉の外形寸法が申請内容のとおりであること。
1-k. 鉄扉及びシャッター交換	材料		鉄扉の外形寸法を施工業者の品質記録により確認する。	鉄扉の外形寸法が申請内容のとおりであること。
	寸法		鉄扉が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鉄扉の設置位置が申請内容のとおりであること。
	格付		鉄扉に有害な塩及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	鉄扉に有害な塩及び変形がないこと。
	外観		シャッターの材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	シャッターの材質、強度が申請内容のとおりであること。 シャッターが不燃性材料であること。
	材料		シャッターの外形寸法を施工業者の品質記録により確認する。	シャッターの外形寸法が申請内容のとおりであること。
	寸法		シャッターが所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	シャッターの設置位置が申請内容のとおりであること。
検査②	格付		シャッターに有害な塩及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	シャッターに有害な塩及び変形がないこと。
	外観			

表1-3-1 工場棟転換工場の改造部分の検査の方法 (5/6)

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法	判定基準
1-1. 鋼板補強	検査①	材料	鋼板の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鋼板が不燃性材料であること。
		寸法	鋼板の厚み寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鋼板の厚み寸法が申請内容のとおりであること。
	検査②	材料	下地材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 下地材が不燃性材料であること。
		寸法	下地材の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 下地材の断面寸法が申請内容のとおりであること。
	検査③	材料	断熱材の材質を『メーカー仕様書』により確認する。
		寸法	断熱材の厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。
	検査④	据付	鋼板が所定の箇所に取り付けられていることを施工業者の品質記録により確認する。
		外観	鋼板に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。
		材料	鋼板の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。
		寸法	鋼板の厚み寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。
1-m. 鋼板補強	検査①	据付	鋼板が所定の箇所に取り付けられていることを施工業者の品質記録により確認する。
		外観	鋼板に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。
	検査②	材料	鋼板の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。
		寸法	鋼板の厚み寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。
1-n. 外壁更新	検査①	材料	サイディングの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。 サイディングが不燃性材料であること。
		据付	サイディングに耐火被覆材が施工されていることを施工業者の品質記録により確認する。
		寸法	サイディングの厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。
		耐火被覆材の厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	
	検査②	材料	外壁下地材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 外壁下地材が不燃性材料であること。
		寸法	外壁下地材の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 外壁下地材の断面寸法が申請内容のとおりであること。
	検査③	配置	サイディングの配置を施工業者の品質記録により確認する。
		外観	サイディング及び耐火被覆材に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。
		サイディングの厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	
		耐火被覆材の厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	

表1-3-1 工場棟転換工場の改造部分の検査の方法 (6/6)

工事番号及び工事名称	検査の項目		検査の方法	判定基準
	検査①	材料		
1-0.折板造葺補強	検査①	材料	折板の材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	折板の材質、強度が申請内容のとおりであること。 折板が不燃性材料であること。
		寸法	折板の厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	折板の厚み寸法が申請内容のとおりであること。
	検査②	接付	折板が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	折板の設置位置が申請内容のとおりであること。
		外観	折板に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	折板に有害な傷及び変形がないこと。
1-P.折板張替え補強	検査①	材料	折板の材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	折板の材質、強度が申請内容のとおりであること。 折板が不燃性材料であること。
		寸法	折板の厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	折板の厚み寸法が申請内容のとおりであること。
	検査②	接付	折板が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	折板の設置位置が申請内容のとおりであること。
		外観	折板に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	折板に有害な傷及び変形がないこと。



表1-3-2 工場棟成型工場の改造部分の検査の方法 (1/3)

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法	判定基準		
2-a. 壁新設補強	検査①②	材料	鉄筋及びアンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉄筋及びアンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。	
		寸法	鉄筋及びアンカーの径寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉄筋及びアンカーの径寸法が申請内容のとおりであること。	
	検査③	寸法	型体内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。	型体内の寸法が申請内容のとおりであること。	
		材料	塗料の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	塗料が樹脂系塗料かつ国土交通大臣の認定を受けた壁紙材料であること。	
	検査⑤	材料	コンクリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。	コンクリートの強度が申請内容のとおりであること。	
		外観	新設した壁表面に有害な塩及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	新設した壁表面に有害な塩及び変形がないこと。	
	2-b. 壁増打ち補強	検査①②	材料	鉄筋及びアンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉄筋及びアンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。
			寸法	鉄筋及びアンカーの径寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉄筋及びアンカーの径寸法が申請内容のとおりであること。
		寸法	型体内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。	型体内の寸法が申請内容のとおりであること。	
		材料	塗料の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	塗料が樹脂系塗料かつ国土交通大臣の認定を受けた壁紙材料であること。	
2-c. 梁側面増打ち補強	検査⑤	材料	コンクリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。	コンクリートの強度が申請内容のとおりであること。	
		外観	増打ちした壁表面に有害な塩及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	増打ちした壁表面に有害な塩及び変形がないこと。	
	検査①②	材料	鉄筋及びアンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉄筋及びアンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。	
		寸法	鉄筋及びアンカーの径寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉄筋及びアンカーの径寸法が申請内容のとおりであること。	
	検査③	寸法	型体内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。	型体内の寸法が申請内容のとおりであること。	
		材料	コンクリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。	コンクリートの強度が申請内容のとおりであること。	
	検査④	外観	増打ちした梁表面に有害な塩及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	増打ちした梁表面に有害な塩及び変形がないこと。	
		材料	鉄筋及びアンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉄筋及びアンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。	
	2-d. スラブ増打ち補強	検査③	寸法	鉄筋及びアンカーの径寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉄筋及びアンカーの径寸法が申請内容のとおりであること。
			寸法	型体内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。	型体内の寸法が申請内容のとおりであること。
検査④	材料	コンクリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。	コンクリートの強度が申請内容のとおりであること。		
	外観	増打ちしたスラブ表面に有害な塩及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	増打ちしたスラブ表面に有害な塩及び変形がないこと。		

表I-3-2 工場棟成型工場の改造部分の検査の方法 (2/3)

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法	判定基準	
2-e. 鉄骨ブレース新設	検査①	材料 鉄骨の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄骨の材質、強度が申請内容のとおりであることを。	
		寸法 鉄骨の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄骨の断面寸法が申請内容のとおりであることを。	
	検査②	材料 アンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	アンカーの材質、強度が申請内容のとおりであることを。	
		寸法 アンカーの径寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	アンカーの径寸法が申請内容のとおりであることを。	
	検査③	据付 鉄骨が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨の設置位置が申請内容のとおりであることを。	
		外観 鉄骨に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨に有害な傷及び変形がないこと。	
	2-f. 屋根面鉄骨補強	検査①	材料 鉄骨の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄骨の材質、強度が申請内容のとおりであることを。
			寸法 鉄骨の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄骨の断面寸法が申請内容のとおりであることを。
		検査②	材料 アンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	アンカーの材質、強度が申請内容のとおりであることを。
			寸法 アンカーの径寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	アンカーの径寸法が申請内容のとおりであることを。
検査③		据付 鉄骨が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨の設置位置が申請内容のとおりであることを。	
		外観 鉄骨に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨に有害な傷及び変形がないこと。	
2-g. 雨火壁追加		検査①	材料 石膏ボードの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	石膏ボードの材質、強度が申請内容のとおりであることを。 石膏ボードが不燃性材料であることを。
			寸法 石膏ボードの厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	石膏ボードの厚み寸法が申請内容のとおりであることを。
		検査②	材料 下地材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	下地材の材質、強度が申請内容のとおりであることを。 下地材が不燃性材料であることを。
			寸法 下地材の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	下地材の断面寸法が申請内容のとおりであることを。
	検査③	配置 石膏ボードの配置を施工業者の品質記録により確認する。	石膏ボードの配置が申請内容のとおりであることを。	
		外観 石膏ボードに有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	石膏ボードに有害な傷及び変形がないこと。	
	2-h. エキスパンションジョイント改造	検査①	材料 埋設カバナー及びカバナー（屋内）の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	埋設カバナー及びカバナー（屋内）の材質が申請内容のとおりであることを。
			寸法 埋設カバナー及びカバナー（屋内）の厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	埋設カバナー及びカバナー（屋内）の厚み寸法が申請内容のとおりであることを。
		検査②	配置 エキスパンションジョイントの配置を施工業者の品質記録により確認する。	エキスパンションジョイントの配置が申請内容のとおりであることを。
			外観 エキスパンションジョイントに有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	エキスパンションジョイントに有害な傷及び変形がないこと。

表 1-3-2 工場棟成型工場の改造部分の検査の方法 (3/3)

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法	判定基準
2-i. 鉄扉補強	検査①	材料	鉄扉補強材の材質、強度を『鋼材検査証明書 (ミルシート)』により確認する。
		寸法	鉄扉補強材の不燃性材料であること。
	検査②	掘付	鉄扉補強材の断面寸法を『鋼材検査証明書 (ミルシート)』により確認する。
		外観	鉄扉補強材が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。
	検査①	材料	鉄扉及び鉄扉補強材に有害な塩及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。
		寸法	鉄扉の材質、強度を『鋼材検査証明書 (ミルシート)』により確認する。
2-k. シャッター改造	検査①	材料	鉄扉の外形寸法を施工業者の品質記録により確認する。
		掘付	鉄扉が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。
	検査②	掘付	鉄扉に有害な塩及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。
		外観	鉄扉の外形寸法を施工業者の品質記録により確認する。
	検査①	材料	シャッターの材質、強度を『鋼材検査証明書 (ミルシート)』により確認する。
		寸法	シャッターの外形寸法を施工業者の品質記録により確認する。
2-l. 折板追設補強	検査①	掘付	シャッターが所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。
		外観	シャッターに有害な塩及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。
	検査①	材料	折板の材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。
		寸法	折板の厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。
	検査②	掘付	折板が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。
		外観	折板に有害な塩及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。

表 1-3-3 工場棟組立工場の改造部分の検査の方法 (1/3)

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法	判定基準		
3-a. 壁新設補強	検査①	材料	鉄筋の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉄筋の材質、強度が申請内容のとおりであること。	
		寸法	鉄筋の径寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉄筋の径寸法が申請内容のとおりであること。	
	検査②	材料	杭の製法、種類を『出荷証明書』により確認する。	杭の製法、種類が申請内容のとおりであること。	
		寸法	杭の外形寸法を『出荷証明書』により確認する。	杭の外形寸法が申請内容のとおりであること。	
	検査③	配置	杭の配置を施工業者の品質記録により確認する。	杭の配置が申請内容のとおりであること。	
		着座	支持層の到達確認を施工業者の品質記録により確認する。	打設した杭の杭頭の皿からの深さと杭の長さの合計が支持層レベル以上であること。	
	検査④	材料	塗料の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	塗料が樹脂系塗料かつ国土交通大臣の認定を受けた難燃材料であること。	
		材料	鉄筋、シャッタ及びダンパの材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉄筋、シャッタ及びダンパの材質、強度が申請内容のとおりであること。	
	検査⑤	寸法	鉄筋、シャッタ及びダンパの厚み寸法を施工業者の品質記録により確認する。	鉄筋、シャッタ及びダンパの厚み寸法が申請内容のとおりであること。	
		材料	コンクリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。	コンクリートの強度が申請内容のとおりであること。	
	3-b. 壁増打ち補強	検査①②	外観	増力用、計測用及び制衝用ケーブルが貫通する壁に雨水シールが施工されていることを施工業者の品質記録により確認する。	雨水シールが施工されていること。
			材料	新設した壁、鉄筋、シャッタ及びダンパに有害な塩及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	新設した壁、鉄筋、シャッタ及びダンパ表面に有害な塩及び変形がないこと。
		検査③	材料	鉄筋及びアンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉄筋及びアンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。
寸法			鉄筋及びアンカーの径寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉄筋及びアンカーの径寸法が申請内容のとおりであること。	
検査④		寸法	型体内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。	型体内の寸法が申請内容のとおりであること。	
		材料	塗料の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	塗料が樹脂系塗料かつ国土交通大臣の認定を受けた難燃材料であること。	
検査⑤		材料	コンクリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。	コンクリートの強度が申請内容のとおりであること。	
		外観	増打ちした壁表面に有害な塩及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	増打ちした壁表面に有害な塩及び変形がないこと。	
検査①②		材料	鉄筋及びアンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉄筋及びアンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。	
		寸法	鉄筋及びアンカーの径寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉄筋及びアンカーの径寸法が申請内容のとおりであること。	
検査③		寸法	型体内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。	型体内の寸法が申請内容のとおりであること。	
		材料	コンクリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。	コンクリートの強度が申請内容のとおりであること。	
検査④		材料	新設したバットレス表面に有害な塩及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	新設したバットレス表面に有害な塩及び変形がないこと。	

表 1-3-3 工場棟組立工場の改造部分の検査の方法 (2/3)

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法	判定基準
3-d. スラブ新設補強	検査①②	材料 鉄筋及びアンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄筋及びアンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。
		寸法 鉄筋及びアンカーの径寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄筋及びアンカーの径寸法が申請内容のとおりであること。
	検査③	寸法 型枠内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。	型枠内の寸法が申請内容のとおりであること。
	検査④	材料 コンクリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。	コンクリートの強度が申請内容のとおりであること。
3-e. 屋根鉄骨補強		外観 新設したスラブ表面に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	新設したスラブ表面に有害な傷及び変形がないこと。
	検査①	材料 鉄骨の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄骨の材質、強度が申請内容のとおりであること。
		寸法 鉄骨の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄骨の断面寸法が申請内容のとおりであること。
	検査②	掘付 鉄骨が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨の設置位置が申請内容のとおりであること。
3-f. 鉄筋及びシャッタ補強		外観 鉄骨に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨に有害な傷及び変形がないこと。
	検査①	材料 鉄筋補強材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄筋補強材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄筋補強材が不燃性材料であること。
		寸法 鉄筋補強材の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄筋補強材の断面寸法が申請内容のとおりであること。
	検査②	掘付 鉄筋補強材が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鉄筋補強材の設置位置が申請内容のとおりであること。
検査③		外観 鉄筋及び鉄筋補強材に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	鉄筋及び鉄筋補強材に有害な傷及び変形がないこと。
	材料 シャッタ補強材の材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	シャッタ補強材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 シャッタ補強材が不燃性材料であること。	シャッタ補強材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 シャッタ補強材が不燃性材料であること。
	寸法 シャッタ補強材の断面寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	シャッタ補強材の断面寸法が申請内容のとおりであること。	シャッタ補強材の断面寸法が申請内容のとおりであること。
	掘付 シャッタ補強材が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	シャッタ補強材の設置位置が申請内容のとおりであること。 シャッタ補強材に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	シャッタ補強材の設置位置が申請内容のとおりであること。 シャッタ補強材に有害な傷及び変形がないこと。

表1-3-3 工場棟組立工場の改造部分の検査の方法 (3/3)

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法	判定基準		
3-6. 外壁更新	検査①	材料	サイディングの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	サイディングの材質、強度が申請内容のとおりであり、サイディングが不燃性材料であること。	
		据付	サイディングに耐火被覆材が施工されていることを施工業者の品質記録により確認する。	サイディングに耐火被覆材が申請内容のとおりに施工されていること。	
	検査②	寸法	サイディングの厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	サイディングの厚み寸法が申請内容のとおりであること。	
		材料	耐火被覆材の厚み寸法をメーカーの『発送証明書』により確認する。	耐火被覆材の厚み寸法が申請内容のとおりであること。	
			外壁下地材の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	外壁下地材の材質、強度が申請内容のとおりであること。	
		寸法	外壁下地材の断面寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	外壁下地材の断面寸法が申請内容のとおりであること。	
検査③	配置	サイディングの配置を施工業者の品質記録により確認する。	サイディングの配置が申請内容のとおりであること。		
	外観	サイディング及び耐火被覆材に有害な塩及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	サイディング及び耐火被覆材に有害な塩及び変形がないこと。		
3-7. 折板張替え補強	検査①	材料	折板の材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	折板の材質、強度が申請内容のとおりであること。 折板が不燃性材料であること。	
		寸法	折板の厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	折板の厚み寸法が申請内容のとおりであること。	
	検査②	据付	折板が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	折板の設置位置が申請内容のとおりであること。	
		外観	折板に有害な塩及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	折板に有害な塩及び変形がないこと。	
	3-1. 独立遮断壁固縛補強	検査①	材料	補強材の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	補強材の材質、強度が申請内容のとおりであること。
			寸法	補強材の断面寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	補強材の断面寸法が申請内容のとおりであること。
検査②	据付	補強材が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	補強材の設置位置が申請内容のとおりであること。		
	外観	補強材及び独立遮断壁に有害な塩及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	補強材及び独立遮断壁に有害な塩及び変形がないこと。		

表1-3-4 付属建物第2核燃料倉庫の改造部分の検査の方法

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法	判定基準
1-b. エキスパンションジョイント 改造	検査① 材料	遮熱カバー、止水シート及びカバー（屋内）の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	遮熱カバー、止水シート及びカバー（屋内）の材質が申請内容のとおりであること。
	寸法	遮熱カバー、止水シート及びカバー（屋内）の厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	遮熱カバー、カバー（屋内）及び止水シートの厚み寸法が申請内容のとおりであること。
検査②	配置	エキスパンションジョイントの配置を施工業者の品質記録により確認する。	エキスパンションジョイントの配置が申請内容のとおりであること。
	外観	エキスパンションジョイントに有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	エキスパンションジョイントに有害な傷及び変形がないこと。
4-b. 鉄原交換	検査① 材料	鉄原の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄原の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄原が不燃性材料であること。
	寸法	鉄原の外形寸法を施工業者の品質記録により確認する。	鉄原の外形寸法が申請内容のとおりであること。
検査②	接付	鉄原が所定の箇所へ設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鉄原の設置位置が申請内容のとおりであること。
	外観	鉄原に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	鉄原に有害な傷及び変形がないこと。

表1-3-5 付属建物容器管理棟の改造部分の検査の方法

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法	判定基準		
5-a. ニキスパンションジョイント 改造	検査①	材料	造設カバー及びカバー（屋内）の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	造設カバー及びカバー（屋内）の材質が申請内容のとおりであること。	
		寸法	造設カバー及びカバー（屋内）の厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	造設カバー及びカバー（屋内）の厚み寸法が申請内容のとおりであること。	
	検査②	配置	ニキスパンションジョイントの配置を施工業者の品質記録により確認する。	ニキスパンションジョイントの配置が申請内容のとおりであること。	
		外観	ニキスパンションジョイントに有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	ニキスパンションジョイントに有害な傷及び変形がないこと。	
	5-b. 鉄扉補強	検査①	材料	鉄扉補強材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄扉補強材の材質、強度が申請内容のとおりであること。
			寸法	鉄扉補強材の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄扉補強材の断面寸法が申請内容のとおりであること。
	検査②	接付	鉄扉補強材が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鉄扉補強材の設置位置が申請内容のとおりであること。	
		外観	鉄扉及び鉄扉補強材に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	鉄扉及び鉄扉補強材に有害な傷及び変形がないこと。	
	5-c. 外壁更新	検査①	材料	外壁下地材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	外壁下地材の材質、強度が申請内容のとおりであること。
			寸法	外壁下地材の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	外壁下地材の断面寸法が申請内容のとおりであること。
検査②		材料	鉄骨の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄骨の材質、強度が申請内容のとおりであること。	
		寸法	鉄骨の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄骨の断面寸法が申請内容のとおりであること。	
検査③		材料	アンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	アンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。	
		寸法	アンカーの径寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	アンカーの径寸法が申請内容のとおりであること。	
検査④		材料	サイディングの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	サイディングの材質、強度が申請内容のとおりであること。	
		接付	サイディングに耐火保護材が施工されていることを施工業者の品質記録により確認する。	サイディングに耐火保護材が申請内容のとおりに施工されていること。	
検査⑤		寸法	サイディングの厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	サイディングの厚み寸法が申請内容のとおりであること。	
		配置	耐火保護材の厚み寸法をメーカーの『発送証明書』により確認する。	耐火保護材の厚み寸法が申請内容のとおりであること。	
	検査⑥	材料	サイディングの配置を施工業者の品質記録により確認する。	サイディングの配置が申請内容のとおりであること。	
		外観	サイディング及び耐火保護材に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	サイディング及び耐火保護材に有害な傷及び変形がないこと。	



表1-3-6 放射線管理棟の改造部分の検査の方法 (1/3)

工事番号及び工事名称	検査の項目		検査の方法	判定基準	
	検査①②	材料			
6-a. 壁新設補強	検査①②	材料	鉄筋及びアンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉄筋及びアンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。	
		寸法	鉄筋及びアンカーの径寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉄筋及びアンカーの径寸法が申請内容のとおりであること。	
	検査③	寸法	型体内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。	型体内の寸法が申請内容のとおりであること。	
	検査④	材料	塗料の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	塗料が樹脂系塗料かつ国土交通大臣の認定を受けた難燃材料であること。	
	検査⑤	材料	コンクリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。	コンクリートの強度が申請内容のとおりであること。	
		外観	新設した壁表面に有害な塩及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	新設した壁表面に有害な塩及び変形がないこと。	
	6-b. 壁増打ち補強	検査①②	材料	鉄筋及びアンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉄筋及びアンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。
			寸法	鉄筋及びアンカーの径寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉄筋及びアンカーの径寸法が申請内容のとおりであること。
		検査②	寸法	型体内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。	型体内の寸法が申請内容のとおりであること。
		検査④	材料	塗料の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	塗料が樹脂系塗料かつ国土交通大臣の認定を受けた難燃材料であること。
検査⑤		材料	コンクリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。	コンクリートの強度が申請内容のとおりであること。	
		外観	増打ちした壁表面に有害な塩及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	増打ちした壁表面に有害な塩及び変形がないこと。	
6-c. 鉄骨ブレース新設	検査①	材料	鉄骨の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉄骨の材質、強度が申請内容のとおりであること。	
		寸法	鉄骨の断面寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉄骨の断面寸法が申請内容のとおりであること。	
	検査②	掘付	鉄骨が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨の設置位置が申請内容のとおりであること。	
		外観	鉄骨に有害な塩及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨に有害な塩及び変形がないこと。	
	検査①	材料	鉄骨の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉄骨の材質、強度が申請内容のとおりであること。	
	検査②	寸法	鉄骨の断面寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉄骨の断面寸法が申請内容のとおりであること。	
6-d. 屋根面ブレース追加	検査①	掘付	鉄骨が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨の設置位置が申請内容のとおりであること。	
		外観	鉄骨に有害な塩及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨に有害な塩及び変形がないこと。	

表1-3-6 放射線管理棟の改造部分の検査の方法 (2/3)

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法	判定基準		
6-e. 方杖道設補強	検査①	材料	鉄骨の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉄骨の材質、強度が申請内容のとおりであること。	
		寸法	鉄骨の断面寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉄骨の断面寸法が申請内容のとおりであること。	
	検査②	材料	アンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	アンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。	
		寸法	アンカーの径寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	アンカーの径寸法が申請内容のとおりであること。	
	検査③	据付	鉄骨が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨の設置位置が申請内容のとおりであること。	
		外観	鉄骨に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨に有害な傷及び変形がないこと。	
	6-f. エキスパンションジョイント 改造	検査①	材料	道設カバー及びカバー(屋内)の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	道設カバー及びカバー(屋内)の材質が申請内容のとおりであること。
			寸法	道設カバー及びカバー(屋内)の厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	道設カバー及びカバー(屋内)の厚み寸法が申請内容のとおりであること。
		検査②	配置	エキスパンションジョイントの配置を施工業者の品質記録により確認する。	エキスパンションジョイントの配置が申請内容のとおりであること。
			外観	エキスパンションジョイントに有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	エキスパンションジョイントに有害な傷及び変形がないこと。
6-g. 外壁更新 (1/2: 廃棄物一時貯蔵所)	検査①	材料	サイディングの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	サイディングの材質、強度が申請内容のとおりであること。	
		据付	サイディングに耐火被覆材が施工されていることを施工業者の品質記録により確認する。	サイディングに耐火被覆材が申請内容のとおり施工されていること。	
		寸法	サイディングの厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	サイディングの厚み寸法が申請内容のとおりであること。	
	検査②	材料	耐火被覆材の厚み寸法をメーカーの『架設証明書』により確認する。	耐火被覆材の厚み寸法が申請内容のとおりであること。	
		材料	外壁下地材の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	外壁下地材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 外壁下地材が不燃性材料であること。	
		寸法	外壁下地材の断面寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	外壁下地材の断面寸法が申請内容のとおりであること。	
検査③	配置	サイディングの配置を施工業者の品質記録により確認する。	サイディングの配置が申請内容のとおりであること。		
	外観	サイディング及び耐火被覆材に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	サイディング及び耐火被覆材に有害な傷及び変形がないこと。		

表1-3-6 放射線管理棟の改造部分の検査の方法 (3/3)

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法	判定基準
6-b. 外壁更新 (2/2: 漆水処理室)	検査①	材料	ALC(軽量気泡コンクリート)の材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。
		寸法	ALC(軽量気泡コンクリート)の厚み寸法が申請内容のとおりであることを。
	検査②	材料	鋼板の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。
		寸法	鋼板の厚み寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。
	検査③	据付	鋼板が所定の場所 <sup>①</sup> に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。
6-h. 鉄扉補強	検査①	配置	ALC(軽量気泡コンクリート)の配置を施工業者の品質記録により確認する。
		外観	鋼板及びALC(軽量気泡コンクリート)に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。
		材料	鉄扉補強材の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。
		寸法	鉄扉補強材の断面寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。
		据付	鉄扉補強材が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。
	検査②	外観	鉄扉及び鉄扉補強材に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。
		材料	鉄扉の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。
		寸法	鉄扉の外形寸法を施工業者の品質記録により確認する。
		据付	鉄扉が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。
		外観	鉄扉に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。
6-i. 鉄扉交換	検査①	材料	ALC(軽量気泡コンクリート)の材質、強度が申請内容のとおりであることを。
		寸法	ALC(軽量気泡コンクリート)の厚み寸法が申請内容のとおりであることを。
		材料	鋼板の材質、強度が申請内容のとおりであることを。
		寸法	鋼板の厚み寸法が申請内容のとおりであることを。
		据付	鋼板の設置位置が申請内容のとおりであることを。
	検査②	配置	ALC(軽量気泡コンクリート)の配置が申請内容のとおりであることを。
		外観	鋼板及びALC(軽量気泡コンクリート)に有害な傷及び変形がないこと、鉄扉補強材の材質、強度が申請内容のとおりであることを、鉄扉補強材が不燃性材料であることを。
		材料	鉄扉補強材の断面寸法が申請内容のとおりであることを、鉄扉補強材の設置位置が申請内容のとおりであることを。
		寸法	鉄扉及び鉄扉補強材に有害な傷及び変形がないこと、鉄扉の材質、強度が申請内容のとおりであることを、鉄扉が不燃性材料であることを。
		据付	鉄扉の外形寸法が申請内容のとおりであることを、鉄扉の設置位置が申請内容のとおりであることを、鉄扉に有害な傷及び変形がないこと。

表1-3-7 付属建物放射線管理棟前室の検査の方法

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法	判定基準
7-a. 放射線管理棟前室新設	検査①	地盤の支持力を記録により確認する。	地盤近くのローム層における長期許容応力度が50kN/m <sup>2</sup> 以上、短期許容応力度が100kN/m <sup>2</sup> 以上であること。
	検査②	鉄筋の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉄筋の材質、強度が申請内容のとおりであること。
検査③	寸法	鉄筋の径寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉄筋の径寸法が申請内容のとおりであること。
	寸法	型枠内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。	型枠内の寸法が申請内容のとおりであること。
検査④	寸法	型枠内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。	型枠内の寸法が申請内容のとおりであること。
	材料	塗料の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	塗料が樹脂系塗料かつ国土交通大臣の認定を受けた難燃材料であること。
検査⑤	材料	温床カバー及び止水シートの材質を『メーカー仕様書』により確認する。	温床カバー及び止水シートの材質が申請内容のとおりであること。
	寸法	温床カバー及び止水シートの厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	温床カバー及び止水シートの厚み寸法が申請内容のとおりであること。
検査⑥	材料	鉄筋の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉄筋の材質、強度が申請内容のとおりであること。
	寸法	鉄筋の外形寸法を施工業者の品質記録により確認する。	鉄筋が不燃性材料であること。
検査⑦	材料	鉄筋の外形寸法を施工業者の品質記録により確認する。	鉄筋の外形寸法が申請内容のとおりであること。
	材料	シート防水の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	シート防水の材質が申請内容のとおりであること。
検査⑧	寸法	シートの防水の厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	シート防水の厚み寸法が申請内容のとおりであること。
	材料	コンクリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。	コンクリートの強度が申請内容のとおりであること。
検査⑨	配置	前室の配置を自視により確認する。	前室が申請内容のとおりに設置されていること。
		雨樋が図面とおりに設置されていることを自視により確認する。	雨樋が図面とおりに設置されていること。
検査⑩		エキスパンションジョイントの配置を施工業者の品質記録により確認する。	エキスパンションジョイントの配置が申請内容のとおりであること。
	格付	鉄扉が所定の場所を設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鉄扉の設置位置が申請内容のとおりであること。
検査⑪	外観	エキスパンションジョイントに有害な塩及び変形がないことを施工業者の品質記録と自視により確認する。	エキスパンションジョイントに有害な塩及び変形がないこと。
		新設した前室及び鉄扉に有害な塩及び変形がないことを施工業者の品質記録と自視により確認する。	新設した前室及び鉄扉に有害な塩及び変形がないこと。
検査⑫		耐火用ケープルが貫通する壁に耐火シールが施工されていることを施工業者の品質記録により確認する。	国土交通大臣の認定を受けている耐火シールが施工されていること。
		屋根にシート防水が施工されていることを自視により確認する。	屋根にシート防水が施工されていること。

表1-3-8 付属建物除染室・分析室の改造部分の検査の方法 (1/3)

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法	判定基準		
8-a. 柱脚補強	検査①②	材料	鉄筋及びアンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉄筋及びアンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。	
		寸法	鉄筋及びアンカーの径寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉄筋及びアンカーの径寸法が申請内容のとおりであること。	
	検査③	寸法	型枠内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。	型枠内の寸法が申請内容のとおりであること。	
	検査④	材料	塗料の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	塗料が樹脂系塗料かつ国土交通大臣の認定を受けた難燃材料であること。	
		材料	コンクリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。	コンクリートの強度が申請内容のとおりであること。	
8-b. 鉄骨ブレース交換補強	検査①	外観	床表面に有害な塩及び変形がないことを確認する。	床表面に有害な塩及び変形がないこと。	
		材料	鉄骨の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉄骨の材質、強度が申請内容のとおりであること。	
	検査②	寸法	鉄骨の断面寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉄骨の断面寸法が申請内容のとおりであること。	
		据付	鉄骨が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨の設置位置が申請内容のとおりであること。	
	検査③	外観	鉄骨に有害な塩及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨に有害な塩及び変形がないこと。	
		材料	鉄骨の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉄骨の材質、強度が申請内容のとおりであること。	
	8-c. 屋根面鉄骨補強	検査①	寸法	鉄骨の断面寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉄骨の断面寸法が申請内容のとおりであること。
			据付	鉄骨が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨の設置位置が申請内容のとおりであること。
		検査②	外観	鉄骨に有害な塩及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨に有害な塩及び変形がないこと。
			材料	石膏ボードの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	石膏ボードの材質、強度が申請内容のとおりであること、石膏ボードが不燃性材料であること。
検査③		寸法	石膏ボードの厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	石膏ボードの厚み寸法が申請内容のとおりであること。	
		材料	下地材の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	下地材の材質、強度が申請内容のとおりであること、下地材が不燃性材料であること。	
8-d. 間仕切り壁更新	検査①	寸法	下地材の断面寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	下地材の断面寸法が申請内容のとおりであること。	
		配置	石膏ボードの配置を施工業者の品質記録により確認する。	石膏ボードの配置が申請内容のとおりであること。	
	検査②	外観	石膏ボードに有害な塩及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	石膏ボードに有害な塩及び変形がないこと。	
		材料	石膏ボードの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	石膏ボードの材質、強度が申請内容のとおりであること、石膏ボードが不燃性材料であること。	

表1-3-8 付属建物除染室・分析室の改造部分の検査の方法 (2/3)

工事番号及び工事名称	検査の項目		検査の方法	判定基準
	検査①	検査②		
8-e. エキスパンションジョイント 改造	材料	進取カバナー、止水シート及びカバナー（屋内）の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	進取カバナー、止水シート及びカバナー（屋内）の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	進取カバナー、止水シート及びカバナー（屋内）の材質が申請内容のとおりであること。
	寸法	進取カバナー、止水シート及びカバナー（屋内）の厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	進取カバナー、止水シート及びカバナー（屋内）の厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	進取カバナー、止水シート及びカバナー（屋内）の厚み寸法が申請内容のとおりであること。
	配置	エキスパンションジョイントの配置を施工業者の品質記録により確認する。	エキスパンションジョイントの配置を施工業者の品質記録により確認する。	エキスパンションジョイントの配置が申請内容のとおりであること。
	外観	エキスパンションジョイントに有害な塩及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	エキスパンションジョイントに有害な塩及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	エキスパンションジョイントに有害な塩及び変形がないこと。
	材料	鉄筋及びアンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄筋及びアンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄筋及びアンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。
	寸法	鉄筋及びアンカーの径寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄筋及びアンカーの径寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄筋及びアンカーの径寸法が申請内容のとおりであること。
	材料	杭の規格、種類を『出荷証明書』により確認する。	杭の規格、種類を『出荷証明書』により確認する。	杭の規格、種類が申請内容のとおりであること。
	寸法	杭の外形寸法を『出荷証明書』により確認する。	杭の外形寸法を『出荷証明書』により確認する。	杭の外形寸法が申請内容のとおりであること。
	配置	杭の配置を施工業者の品質記録により確認する。	杭の配置を施工業者の品質記録により確認する。	杭の配置が申請内容のとおりであること。
	着法	支持層の到達確認を施工業者の品質記録により確認する。	支持層の到達確認を施工業者の品質記録により確認する。	打設した杭の杭頭のGLからの深さと杭の長さの合計が支持層レベル以上であること。
検査③①	材料	外壁下地材及び鉄骨の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	外壁下地材及び鉄骨の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	外壁下地材及び鉄骨の材質、強度が申請内容のとおりであること。
	寸法	外壁下地材及び鉄骨の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	外壁下地材及び鉄骨の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	外壁下地材及び鉄骨の断面寸法が申請内容のとおりであること。
検査②	材料	サイディングの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	サイディングの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	サイディングの材質、強度が申請内容のとおりであること。
	寸法	サイディングの厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	サイディングの厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	サイディングの厚み寸法が申請内容のとおりであること。
検査③	配置	サイディングの配置を施工業者の品質記録により確認する。	サイディングの配置を施工業者の品質記録により確認する。	サイディングの配置が申請内容のとおりであること。
	外観	サイディングに有害な塩及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	サイディングに有害な塩及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	サイディングに有害な塩及び変形がないこと。